

平成 29 年度
大田区包括外部監査結果報告書

「小学校・中学校等に関する事務執行について」

平成 30 年 3 月

大田区包括外部監査人

公認会計士 菊池 努

目次

第1章 監査の概要

1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 外部監査対象期間	1
4. 外部監査対象機関（部局）	1
5. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
6. 外部監査の方法	2
7. 監査実施期間	3
8. 外部監査人及び補助者	3
9. 利害関係	3
10. 指摘及び意見	4

第2章 監査対象の概要

1. 教育委員会の概要	6
(1)教育委員会制度	6
(2)文部科学省と都道府県・市区町村の教育委員会の役割	9
(3)大田区教育委員会	10
2. 大田区の学校教育	18
(1)大田区教育委員会の教育目標	18
(2)おおた教育振興プラン2014	18
(3)大田区教育大綱の策定	23
3. 大田区の学校規模	26
(1)児童・生徒数	26
(2)年度別小・中学校の推移	30
4. 特別支援学級	31
5. 館山さざなみ学校	36
6. 校外施設	36
7. 教職員	38
8. 予算	39
(1)大田区の一般会計歳出予算に占める教育費の歳出決算額	39
(2)教育歳出予算	40
(3)教育総務部各課別歳出予算	41
(4)教育総務課の予算	42

(5)学務課の予算	43
(6)指導課の予算	44
(7)教育歳入予算	45

第3章 監査結果及び意見

第1節 学校教育のコスト分析

1. 概要	46
(1)平成28年度の教育費に占める小・中学校費	46
(2)教育費の内訳	47
2. 監査手続	48
3. 監査の結果	48
(1)小・中学校費の年度推移	48
(2)小・中学校費の内訳	52
(3)児童・生徒一人当たり小・中学校費	54
(4)東京23区における他区との比較	55

第2節 歳出事務

1. 概要	58
(1)基本的なプロセス	58
(2)契約	59
(3)支払	64
2. 監査手続	68
3. 監査の結果	70
(1)経理管財課分	70
(2)教育委員会 教育総務課分	95
(3)教育委員会 学務課分	101
(4)教育委員会 指導課分	122

第3節 歳入事務

1. 概要	126
2. 区立小中学校施設の利用	126
(1)区立小中学校施設の利用条件	126
(2)区立小中学校施設の利用による使用料	127
(3)区立小中学校施設の利用手続	133
3. 野辺山学園の使用に係る収入	137

第4節 人件費

- 1. 概要139
 - (1)制度概要139
 - (2)区費で採用されている学校職員等の状況140
- 2. 監査の結果150
 - (1)交通安全指導員の管理150
 - (2)習熟度別講師の増員151
 - (3)区費負担非常勤職員の管理152

第5節 就学援助費

- 1. 概要 153
 - (1)制度概要153
 - (2)支給対象者と受給資格認定区分153
 - (3)就学援助費の支給費目及び支給額154
 - (4)就学援助費の支給時期156
 - (5)就学援助費の申請方法と審査156
 - (6)就学援助者の割合158
 - (7)就学援助費の決算額159
 - (8)就学援助費申請者の分析160
- 2. 監査の結果 162
 - (1)就学援助費目及び支給額162
 - (2)就学援助対象者の認定基準所得金額164

第6節 学校会計

- 1. 概要 167
 - (1)公費会計167
 - (2)学校の公費配当予算と執行率171
 - (3)私費会計172
 - (4)私費会計の決算規模173
- 2. 監査手続 178
- 3. 監査の結果 178
 - (1)公費学校会計の配当の柔軟性178
 - (2)公費学校決算の情報開示179
 - (3)学校における私費負担範囲の明確化 公費私費負担区分表の制定及び開示
..... 184
 - (4)私費会計の集計の必要性191

(5) 「学校徴収金等取扱要綱」の改訂	192
(6) 学年積立金	193
(7) 徴収金等検討委員会の活用	194
(8) 学校徴収金等マニュアルの作成の必要性	195
(9) 学校徴収金に係わる点検等の実施	196
(10) 小学校の一人当り学校徴収金の内訳	201
(11) 中学校の一人当り学校徴収金の内訳	202
(12) 一人当り修学旅行費	202
(13) PTA 会費	204

第7節 学校給食

1. 概要	210
2. 給食費の状況	211
(1) 給食費の負担と性質	211
(2) 給食費の変遷	212
(3) 給食費の徴収・未納状況について	214
(4) 学校給食費の決算報告	215
3. 給食の民間委託について	222
4. 学校給食運営協議会について	228
5. 事故報告書について	230
6. 給食巡回について	232
7. アレルギーの対応状況について	233
8. 給食費の公会計化	236

第8節 教育財産（物品と図書）

1. 物品の概要	239
(1) 物品管理の規則	239
(2) 物品の区分	239
(3) 物品名鑑と物品の単位	240
(4) 物品の受入時の処理	241
(5) 物品の寄付受領時の処理	243
(6) 学校図書	244
2. 監査手続	247
3. 監査の結果	247
(1) 物品及び学校図書の棚卸の規定の整備	247
(2) リース資産台帳の整備	247

(3) 学校図書蔵書数	249
(4) 学校図書整備予算	251
(5) 学校図書整備予算の分析	254
(6) 学校図書の管理状況	260

第9節 学校施設の整備

1. 概要	263
2. 学校施設の改築について	263
(1) 概要	263
(2) 監査手続	267
(3) 監査の結果	269
3. 学校施設の改修について	286
(1) 概要	286
(2) 監査手続	287
(3) 監査の結果	288
4. 緑化の推進について	291
5. 安全管理計画について	295

第10節 情報セキュリティ

1. 概要	299
(1) システムの概要	299
(2) 大田区としての情報セキュリティ対策の規程	300
(3) 学校の情報セキュリティ管理体制	300
(4) 学校における情報資産の分類	300
(5) アクセス管理	301
2. 監査の結果	301
(1) 情報セキュリティに対する教育・研修	301
(2) 個人情報の管理	302
(3) 情報セキュリティ監査への対応	302
(4) セキュリティ USB の管理	307
(5) 情報資産の調査	309

第11節 教育指導

1. 概要	311
2. 監査手続	313
3. 監査の結果	313

(1)理科教育の推進	313
(2)読書活動の推進	318
(3)ICT教育の推進	320
(4)国際理解教育の推進	326

第12節 学校経営計画と学校評価

1. 概要	332
(1)学校経営計画の概要	332
(2)学校評価の概要	332
2. 監査の結果	337
(1)学校経営計画の記載内容	337
(2)学校経営計画と自己評価報告書のホームページ上での公開	337
(3)自己評価報告書の積極的な情報公開	338
(4)地域教育連絡協議会の議事録	339
(5)保護者アンケートの集計	340
(6)学校評価への第三者評価の導入	341

第13節 放課後子ども教室と学童保育

1. 概要	342
2. 監査手続	346
3. 監査の結果	347
(1)「放課後子ども教室」事業と「学童保育」事業との一体的実施等全般的事項	347
(2)放課後ひろばの予算・実績	348
(3)放課後ひろばの実施状況	349
(4)放課後ひろばの委託事業者の選定	352
(5)放課後ひろばの委託事業者の監督・評価	358
(6)児童館等小学校以外の施設（「放課後ひろば」以外）での「学童保育」事業	364

第14節 児童生徒の安全対策等（緊急連絡システム、防犯ブザー、防犯カメラ、防災拠点整備、警備体制等）

1. はじめに	369
2. 大田区立小中学校における安全対策等に関する事業の概況について	369
(1)児童生徒の交通安全対策	369

(2) 学校の警備体制の状況と防犯カメラについて	370
(3) 学校緊急連絡システムについて	372
(4) 小学校児童の防犯ブザーの携行状況・使用状況	372
(5) 学校防災活動拠点整備事業と備蓄物資等の管理状況	373
3. 監査の結果	375
(1) 児童生徒に対する交通安全巡回指導（自転車に関して）	375
(2) 小学校通学路の防犯カメラ映像の保存期間について	376
(3) 小学校児童の防犯ブザーの使用事例の共有化	376

第15節 学校問題対策（不登校の状況、暴力、いじめ等）

1. 総論	377
2. 大田区における学校問題の概況	379
(1) いじめ、暴力行為の状況	379
(2) 不登校の定義と直近の概況	381
(3) 学校問題に対する対策の状況	383
(4) 学校事故発生報告の状況	387
3. 監査の結果	389
(1) いじめの認知・報告について	389
(2) 不登校対策の取り組みについて	389

第16節 学校往査

1. 学校往査の概要	390
(1) 往査学校の選定	390
(2) 学校往査日程	391
2. 各学校で実施した監査手続の概要	391
3. 監査の結果	394
(1) 公費予算関係	394
(2) 学校徴収金関係	398
(3) PTA 会計	410
(4) 出退勤管理	413
(5) 学校備品	415
(6) 情報セキュリティ関係	417
(7) その他	419

第17節 学校アンケート

1. アンケートの実施について	421
-----------------	-----

2. アンケートの概要	421
3. 監査の結果	425
(1) 学校徴収金関係	425
(2) PTA 関連	442
(3) 労務関連	443
(4) 物品管理	444
(5) 情報セキュリティ関連	446
(6) 施設関連	447
(7) 給食関連	450
(8) 学校経営計画及び学校評価関連	451

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37並びに「大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例」第2条第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

小学校・中学校等に関する事務執行について

3. 外部監査対象期間

原則として、平成28年度に係る小学校・中学校等に関する事務執行を監査対象としたが、必要に応じて平成29年度及び過年度についても対象としている。

4. 外部監査対象機関（部局）

主な外部監査対象部局は、大田区の小学校・中学校及び教育委員会とした。

5. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

教育基本法が平成18年12月に昭和22年に制定されてから初めて改正された。この改正により、前文においてこれまでに規定されていた「個人の尊厳」を重んずることを承継しつつ、「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」について新たに言及したほか、教育基本法に定める「教育の目的」を実現するために重要と考えられる事柄を「教育の目標」として新たに規定した。また科学技術の進歩や社会構造の変化、高齢化や自由時間の増大等に伴って重要となっている「生涯学習の理念」、全ての教育の出発点である家庭教育の重要性に鑑み、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること、及び国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべき「家庭教育」、そして国が総合的かつ計画的に教育施策を推進するため教育振興基本計画を策定し、地方公共団体が国の計画を参酌し、その地域の実情に応じた教育振興基本計画を定め

るよう努めなければならない「教育振興基本計画」等が新たに規定された。

大田区教育委員会は、「大田区基本構想」（平成 20 年 10 月策定）が掲げる将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」の実現を目指すとともに、国が掲げる教育の目的・理念にのっとり、平成 21 年 6 月に「基礎学力を習得する」「豊かな情操と公共の精神を養う」「健やかな身体を育む」「心豊かに生活できる地域社会を実現する」の 4 つの理念を掲げた「教育目標」を定めている。そしてこの教育目標を実現するため、同年 6 月に「おおた教育振興プラン」（平成 21 年度から平成 25 年度）を策定した。また、平成 26 年 6 月には「おおた教育振興プラン 2014」（平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 ヶ年計画）を新たに策定し、教育の重点施策を示している。

大田区における平成 28 年度予算は約 2,574 億円であり、そのうち教育費は約 244 億円と全体予算の約 9.5%を占めており、金額的にも教育を重点施策の一つとしていることが伺える。

教育現場を取り巻く環境は少子高齢化、家族形態の変化、情報化、家庭の経済格差等により大きく変化しており、教育問題は子育て世代を中心に区民の関心の高いところである。

また教育費の大半は小学校及び中学校に予算配分が行われており、その予算の執行が適切に行われているかについても区民の関心が高いところである。

以上から教育事業、その中心である小学校・中学校等の事務執行は、大田区の将来を支える重要な事業であり、その事業が適切に執行されていることについて合規性、経済性、効率性及び有効性等の視点から監査を実施することには重要な意義があると判断し、特定の事件として選定した。

6. 外部監査の方法

（1）監査の視点

小学校・中学校等に関する事務執行及び管理運営が、関連する法令及び条例・規則等に従い適切に行われているか、また小学校・中学校等に関する事務執行及び管理運営が経済的・効率的・効果的に運営されているかという視点で、主に以下の項目について監査を実施した。

（2）主な監査手続

上記（1）監査の視点に基づき実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- 1) 監査の実施対象について、関係法令、条例、規則、要綱等に合致しているか確認
- 2) 監査対象部局から関係資料を入手し、当該資料を閲覧し、担当者へのヒアリングの実施
- 3) 行政計画、予算の執行状況の確認
- 4) 比率分析、期間比較等の分析的手続
- 5) 実物資産については任意抽出によりサンプルを抽出し、台帳との突合
- 6) 一部小学校・中学校に対しては学校を往査し、現地の状況を視察
- 7) 大田区内の全小学校・中学校に対してアンケートを実施

7. 監査実施期間

平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 28 日まで

8. 外部監査人及び補助者

- | | | | |
|-------------|-----------|------|---------------------|
| (1) 包括外部監査人 | 公認会計士 | 菊池 努 | |
| (2) 補助者 | 公認会計士 | 鳥海伸彦 | 平成 29 年 12 月 21 日退任 |
| | 弁護士・公認会計士 | 大月将幸 | |
| | 公認会計士 | 大古場雅 | |
| | 公認会計士 | 鈴木一功 | |
| | 公認会計士 | 大川晶生 | |

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

10. 指摘及び意見

本報告書において指摘及び意見は全て第3章で述べているが、その件数は以下の表のとおりである。

節	指摘数	意見数	計
第1節 学校教育のコスト分析	0	0	0
第2節 歳出事務	1 (No.1)	14 (No.1~14)	15
第3節 歳入事務	1 (No.2)	2 (No.15,16)	3
第4節 人件費	0	3 (No.17~19)	3
第5節 就学援助費	1 (No.3)	1 (No.20)	2
第6節 学校会計	0	16 (No.21~36)	16
第7節 学校給食	3 (No.4~6)	5 (No.37~41)	8
第8節 教育財産(物品と図書)	1 (No.7)	8 (No.42~49)	9
第9節 学校施設の整備	1 (No.8)	5 (No.50~54)	6
第10節 情報セキュリティ	2 (No.9,10)	2 (No.55,56)	4
第11節 教育指導	0	10 (No.57~66)	10
第12節 学校経営計画と学校評価	1 (No.11)	6 (No.67~72)	7
第13節 放課後ひろばと学童保育	1 (No.12)	7 (No.73~79)	8

第 14 節 児童生徒の安全対策	0	3 (No.80~82)	3
第 15 節 学校問題対策	0	2 (No.83,84)	2
第 16 節 学校往査	18 (No.13~30)	29 (No.85~113)	47
第 17 節 学校アンケート	15 (No.31~45)	15 (No.114~128)	30
合計	45	128	173

本報告書において指摘又は意見という場合、以下のように区分している。

指摘・・・法令、条例、規則等の形式的な違反等の実質的な違反がある場合、もしくは実質的な違反とまではいえないが、社会通念上、適切でないものであり是正すべきもの、またはそれに準ずるもの。

意見・・・是正を必ずしなくてはならないものではないが、事務の執行について参考にするべき事項として監査人が区に対して提言するもの。

(注) 金額は単位未満を切捨てとし、%は小数点以下第 2 位を四捨五入している。なお、報告書中の表は、端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

第2章 監査対象の概要

1. 教育委員会の概要

(1) 教育委員会制度

教育委員会とは、地方自治法（以下「自治法」）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」）に基づき、都道府県、市区町村等の地方公共団体に設置される合議制の執行機関である。すなわち教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置（地教行法第2条）され、教育長及び4人の委員を持って組織される（地教行法第3条）。

教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、また委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する（地教行法第4条第1項2項）。

教育長の任期は3年、また委員の任期は4年であり、教育長、委員いずれも再任が可能である（地教行法第5条）。

教育委員会制度の意義は文部科学省の「教育委員会制度について」では次のように説明している。

[教育委員会制度の意義]

①政治的中立性の確保

個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要。

このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

②継続性、安定性の確保

教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要。

③地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとっては身近に関心の高い行政分野であり、専門家のみ

が担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要。

また教育委員会制度の特性を次のように説明している。

[教育委員会制度の特性]

①首長からの独立性

行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保。

②合議制

多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。

③住民による意思決定（レイマンコントロール）

住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現。

教育委員会の職務権限は、地教行法第 21 条により次のように多岐にわたって規定されている。

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
- 十 教育委員会が所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。
- 十一 学校給食に関する事。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。
- 十三 スポーツに関する事。
- 十四 文化財の保護に関する事。
- 十五 ユネスコ活動に関する事。
- 十六 教育に関する法人に関する事。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。

(2) 文部科学省と都道府県・市区町村の教育委員会の役割

文部科学省と都道府県及び市区町村の教育委員会については、次の表のようにその役割が分担されている。

	主な役割
国	<p><u>学校制度等に関する基本的な教育制度の枠組みの制定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育法」等による学校教育制度の制定 ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」による地方教育行政制度の制定 ・「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」による生涯学習推進体制の整備 <p><u>全国的な基準の設定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校、幼稚園等の学校の設置基準の設定 ・学習指導要領等の教育課程の基準の設定 ・教科書検定の実施 ・教員免許制度の基準の設定 ・学級編制と教職員定数の標準の設定 ・公民館等の設置・運営の基準の設定 <p><u>教育条件整備に対する財政的支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村小・中学校等の教職員の給与費や学校施設の建設等に要する経費の国庫負担 ・教科書の無償給与 <p><u>教育事業の適正な実施のための支援措置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育内容や学校運営に関する指導・助言・援助 ・教職員の研修の実施・支援
都道府県	<p><u>広域的な処理を必要とする教育事業の実施及び施設等機関の設置・運営</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村立小・中学校等の教職員の任命 ・都道府県立高等学校等の設置管理 ・都道府県立図書館、博物館等の設置管理 <p><u>市区町村における教育条件整備に対する支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村立小・中学校等の教職員の給与費の負担 <p><u>市区町村における教育事業の適正な実施のための支援措置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育内容や学校運営に関する指導・助言・援助

市区町村	<u>施設等機関の設置・運営</u>
	・学校、図書館、博物館、公民館、体育館等の設置管理
	<u>教育事業の実施</u>
	・社会教育に関する各種の学級・講座の開催、文化・スポーツ事業の実施

(3) 大田区教育委員会

1) 大田区教育委員会の概要

大田区教育委員会は、教育に関する事務を処理するために、区長から独立して設置された執行機関である。

教育委員会を構成する教育長及び 5 人の委員は、区長が区議会の同意を得て任命する。教育長の任期は 3 年、委員の任期は 4 年であるが、特例として平成 31 年 3 月 31 日までに任命される委員の任期については、任期満了の期日が特定の年に偏ることのないよう 1 年以上 4 年以内で区長が定めることができる。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2) 大田区教育委員会の構成

平成 29 年 12 月までの教育委員会委員は、次の表のとおりである。

職名	氏名	任期	略歴
委員長	藤崎 雄三	自 H25.12.22 至 H29.12.21	・会社役員 ・前洗足池小学校 PTA 会長 ・元大田区立小学校 PTA 連絡協議会会長
委員長職務 代理者	横川 敏男	自 H25.12.22 至 H29.12.21	・横川医院院長(内科医) ・蒲田医師会副会長
委員	鈴木 清子	自 H26.10.14 至 H30.10.13	・人権擁護委員・東京都人権擁護委員連合会 長 ・元大田区青少年対策羽田地区委員会会長 ・元大田区青少年委員
委員	尾形 威	自 H27.12.12 至 H29.12.11	・元東京都教職員職員研修センター東京教師 養成塾教授 ・元大田区千鳥小学校長
委員	芳賀 淳	自 H27.12.12 至 H30.12.11	・弁護士・芳賀淳法律事務所 ・元日本弁護士連合会常務理事
教育長	津村 正純	自 H25.12.22 至 H29.12.21 教育長任期は H25.12.24 より	・元大田区区長政策室長 ・元大田区経営管理部長 ・元大田区こども育成部子育て支援課長

上記の教育委員から平成 29 年 12 月に任期満了を迎えた者については退任し、下記の者が新たに教育長及び教育委員会委員となっている。

職名	氏名	任期	略歴
教育長	黒 仁史	自 H29.12.22 至 H32.12.21	・東京福祉大学教育学部特任教授 ・元稲城市立若葉台小学校統括校長 ・元大田区教育総務部指導課長 ・元大田区立入新井第一小学校長
委員	三留 利夫	自 H29.12.12 至 H33.12.11	・元大田区教育委員会教育アドバイザー ・元大田区立東六郷小学校長 ・元大田区立田園調布小学校長 ・元大田区立山王小学校長 ・元大田区立入新井第五小学校長
委員	弘瀬 知江子	自 H29.12.22 至 H32.12.21	・名和医院院長(内科医) ・大田区立大森第五小学校医 ・元大森医師会副会長
委員	後藤 貴美子	自 H29.12.22 至 H31.12.21	・東京都私立中学高等学校父母の会第8支部連合会評議員 ・元大田区立西六郷小学校 PTA 会長

また、委員の鈴木清子氏が教育長職務代理者となっている。

3) 大田区教育委員会の会議

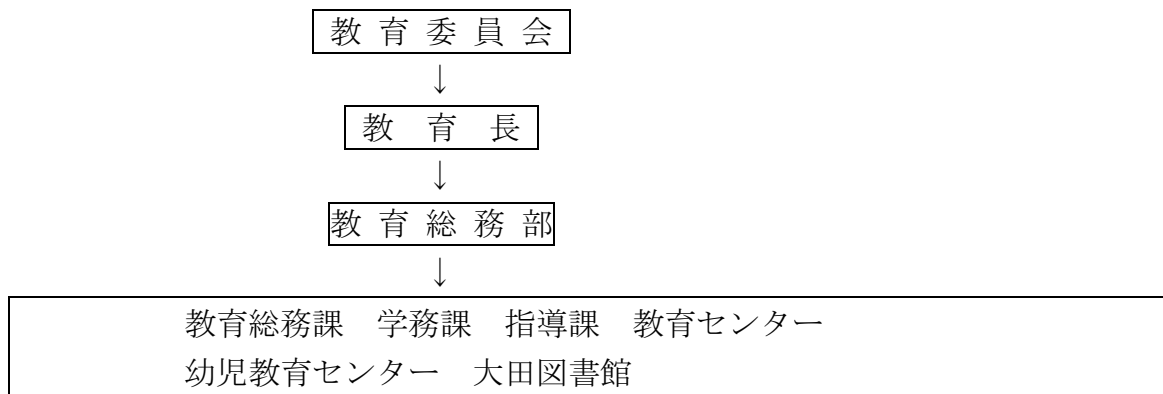
会議には、定例会と臨時会があり、定例会は毎月1回開催されている。臨時会は必要のある都度、当該事案を審議するため開催される。

会議では、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針を定めるほか、区議会の議決を経るべき事案を決定すること、教育委員会規則及び訓令に関すること、区立学校その他教育機関の設置・廃止に関すること等が、その議決の対象である。

平成28年において、定例会は12回開催され、臨時会は開催されていない。

4) 大田区教育委員会の組織体系

大田区教育委員会の組織は次のとおりである。



教育総務部各課の主な業務は次のとおりである。

課	係等	主な業務
教育 総務課	経営計画 担当	<ul style="list-style-type: none"> ・部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関する こと ・部の事務事業の改善に関すること ・行政組織及び職員定数に関する部の総括に関すること ・部の事業に係る調査研究に関すること ・議会に関する他部及び部内他課との連絡調整に関すること
	教育地域力 推進担当	<ul style="list-style-type: none"> ・地域力を活かした教育支援に関すること ・家庭・地域の教育力向上に関すること ・学校施設の活用及び開放に関すること ・放課後の子どもの居場所づくりに関すること ・社会教育に関する専門的事項に関すること（他の主管に属するものを 除く）
	施設担当	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の整備についての計画及び実施に関すること ・学校施設の整備に係る国庫負担金及び交付金に関すること ・学校施設の予算及び決算並びに経理事務に関すること ・学校施設（給食室を除く）の目的外使用許可に関すること ・学校安全管理計画及びその他の学校施設に関すること
	私学行政 担当	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校に対する監督及び指導に関すること ・私立学校の設置者への補助に関すること

		<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の保護者への補助に関すること ・私立学校に係る事業の経理に関すること ・前各号に掲げるもののほか、私立学校に関すること
	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の庶務に関すること ・教育機関の設置、廃止及び位置変更に関すること ・教育委員会の会議に関すること ・所掌事務に係る広報及び教育行政に関する相談に関すること ・他部、部内他課及び教育機関との連絡調整に関すること（他の所管に属するものを除く） ・規則、訓令等の立案に関すること ・公印の管守及び総括に関すること ・事務局及び教育機関（他の所管に属するものを除く）に勤務する職員の任免、服務その他の人事に関すること ・文書の管理に関すること ・教育委員会の予算及び決算の調整統括に関すること ・危機管理に関すること ・地球温暖化関係法令に基づくエネルギー使用量の把握及び報告に関すること ・教育財産の統括管理に関すること ・議会に関する部の総括に関すること ・部内他課及び課内他係に属しないこと
学務課	特別支援教育 担当	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級の整備充実に関すること ・特別な支援が必要な児童及び生徒の就学に関すること ・特別支援学級の学級編制に関すること ・学校特別支援員の配置及び啓発に関すること
	就学相談 担当	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援委員会に関すること ・就学相談員との連絡調整に関すること
	校外施設調整 担当	<ul style="list-style-type: none"> ・校外施設の調整及び運営に関すること
	学校運営係	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の運営予算（課内他係の所管に属するものを除く）、決算及び経理に関すること ・教材、教具等の整備に関すること（特別支援学級を除く） ・校外施設の運営に関すること ・特別支援学校の運営及び募集に関すること ・課内他係に属しないこと
	学事係	<ul style="list-style-type: none"> ・就学に関すること（特別な支援が必要な児童及び生徒に関することを

		<p>除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級編制に関する事（特別支援学級に関する事を除く） ・通学区域に関する事 ・学校教育の調査統計に関する事 ・大田区開発指導要綱に基づく学校収容対策に関する事 ・就学援助に関する事 ・心身障害児の就学奨励に関する事
	保健給食係	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び生徒の定期及び臨時の健康診断に関する事 ・就学时健康診断に関する事 ・災害診療費及び医療扶助に関する事 ・学校伝染病に関する事 ・校舎及び校庭樹木の害虫駆除に関する事 ・学校保健会との連絡に関する事 ・日本スポーツ振興センターに関する事 ・学校給食調理器機の整備に関する事 ・学校の給食室の目的外使用許可に関する事 ・学校給食関係補助金に関する事 ・学校給食調理業務の民間委託に関する事 ・学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任免及び報酬に関する事
	野辺山学園 管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・所の文書及び公印に関する事 ・学園の施設及び設備等の管理に関する事 ・学園使用者の利用に関する事 ・前各号のほか、大田区教育委員会が必要と認めた事
指導課	指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ・学校経営、学習指導、生活指導及び進路指導に関する事 ・校長、副校長及び教員の研修に関する事 ・学校教育の調査研究に関する事 ・学校教育の研究助成に関する事 ・教育課程の編成指導に関する事 ・連合行事の企画指導に関する事 ・教科書採択に関する事 ・教育における地域力推進に関する事 ・その他学校教育に関する専門的事項に関する事
	学校職員 担当	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の給与及び旅費等に関する事 ・学校職員の人事に関する事（総務部人事課に属するものを除く） ・非常勤職員等の任免、服務及び報酬に関する事（他の所管に属するものを除く）

		<ul style="list-style-type: none"> ・学校に勤務する職員の勤務時間その他の勤務条件に関する事 ・学校職員の研修に関する事（総務部人事課に属するものを除く） ・教職員、学校職員及び非常勤職員等の福利厚生、保健及び安全衛生に関する事（総務部人事課に属するものを除く） ・学校運営システムの運用・保守に関する事 ・学校の事務の改善に関する事 ・学校用務等業務の委託に関する事
	管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育指導に伴う事務に関する事 ・連合行事の事務に関する事 ・教育研究会の連絡調整に関する事 ・教科書採択事務に関する事 ・各種届出に関する事 ・課内その他の事務に関する事
	教職員係	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の人事サービスの連絡調整に関する事 ・教職員の任免、異動調整及び服務に関する事 ・教職員の研修に関する事 ・非常勤講師の任免、服務及び報酬に関する事 ・産休及び育休補助教員の任免及び服務に関する事 ・嘱託員任用に関する事 ・教育実習生受入れ調整に関する事
教育センター	統括指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ・教育センターの事業に関して、企画・立案・調整を行う事
	教育相談担当	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の研修に関する事 ・教育相談に関する事 ・適応指導教室に関する事 ・教育図書室に関する事 ・教育に関する調査、研究及び普及に関する事 ・公印の管守及び文書に関する事 ・教育センターの庶務及び経理に関する事 ・非常勤職員に関する事 ・寄贈に関する事 ・教育センター内の取締り並びに施設及び設備の維持管理に関する事 ・前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めたこと
幼児教育センター	指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの事業に関し企画立案を行う事 ・センターの事業に関し指導助言を行う事
	幼児教育担当	<ul style="list-style-type: none"> ・公印の管守及び文書に関する事 ・センターの庶務及び経理に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員に関すること ・幼児教育に係る相談及び情報提供に関すること ・幼児教育に係る調査研究に関すること ・幼児教育に係る研修に関すること（大田区立教育センター及び総務部人事課に属するものを除く） ・前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めたこと
大田 図書館	図書館担当	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務に関すること ・図書館事業の企画立案に関すること ・図書館事業に関すること ・図書館電算システムに関すること ・図書館の管理運営に関すること ・図書館に関する調査及び連絡調整に関すること ・その他文化財担当に属しないこと
	文化財担当	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存及び保護に関すること ・文化財の活用と普及に関すること ・文化財保護審議会に関すること

2. 大田区の学校教育

(1) 大田区教育委員会の教育目標

大田区教育委員会は、大田区基本構想が掲げる将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」の実現をめざすとともに、国が掲げる教育の目的・理念にのっとり、平成21年6月に次の教育目標を定めている。

大田区教育委員会教育目標

大田区教育委員会は、教育基本法にのっとり、大田区基本構想が掲げる将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」の実現をめざし、子どもたちが学ぶ喜びを知り、社会生活を営むに必要な基礎学力を習得し、豊かな情操と公共の精神を養い、健やかな身体を育むことができるよう最大限の努力を払い、

「意欲をもって自ら学び、考え、行動する人」

「思いやりと規範意識をもち、社会の一員としての役割を果たす人」

「自らの可能性を伸ばし、未来を拓き地域を支える人」

の育成に向けた教育を重視する。

また、すべての区民が、個人の生き方に誇りをもち、学ぶ意欲を持続させることによって、生涯を通じて活発に交流し、心豊かに生活できる地域社会を実現するために、学校教育と社会教育の連携をより一層推進する。

これらの目標を達成するため、家庭・学校・地域それぞれが役割と責任を自覚し相互に連携する必要があるという認識のもと、すべての区民が広く教育に参加できる仕組みづくりを進める。

平成21年6月24日教育委員会決定

(2) おおた教育振興プラン2014

大田区教育委員会では、教育目標を実現するための実施計画として「おおた教育振興プラン2014」を平成26年6月に策定し、大田区の教育行政を推進している。この実施計画は、大田区基本計画「おおた未来プラン10年」の分野別個別計画及び教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画としての位置付けも持っている。

なお、教育基本法第 17 条第 2 項は次のとおり規定されている。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

「おおた教育振興プラン 2014」は、「おおた教育振興プラン」(平成 21 年 6 月策定)のもと推進してきた施策の検証・見直しを行うとともに、教育を取り巻く課題への対応を検討し、教育施策を推進する 4 つの「基本的な視点」と、重点的に進める教育施策の方向性「6 つのアクションプラン」で構成されている。

「おおた教育振興プラン 2014」の主な内容は次のように記載されている。

①計画期間

平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間。

②教育施策を推進する「基本的な視点」

基本的な視点は、大田区の教育施策の推進において、重視する考え方を示したものです。大田区教育委員会は、この 4 つの視点で各事業に取り組んでいきます。

- 「知」、「徳」、「体」のバランスのとれた「生きる力」を育成する
- 意欲あふれる学びの場や学びの機会をつくる
- 未来の可能性を伸ばしていけるように一人ひとりに向き合う
- 地域力を育み、地域と連携・協働する

③重点的に進める教育施策の方向性「6 つのアクションプラン」

ア. 学力向上アクションプラン【知】

《児童・生徒一人ひとりの学ぶ意欲を高め、確かな学力を定着させます。》

子どもたちの未来への希望を支える確かな学力の定着を図り、思考力、判断力、表現力を培い、生涯にわたって学び続ける意欲と問題解決能力を養います。そのために、大田区学習効果測定や算数・数学ステップ学習、学習カウンセリングなどを活用し、子どもたち一人ひとりの習熟度に応じた指導を推進します。

また、国際社会で活躍する人材の育成など、社会の変化に応じた柔軟な教育施策を展開します。

- 学習カルテの作成と学習カウンセリングの実施
- 小中一貫による教育の視点に立った学習指導の工夫
- おおたサイエンススクールの授業公開・研究発表会の実施
- 英語カフェの実施
- 外国語教育指導員派遣
- 日本語特別指導（初期指導）
- 日本語学級（蒲田小学校・蒲田中学校）

イ. 豊かな心を育むアクションプラン【徳】

《子ども一人ひとりの健全な自己肯定感や自己決定力を高め、未来への希望に満ちた豊かな人間性を育みます。》

就学前から義務教育の期間までを通し、発達段階に応じた達成感、自律性、規範意識、人間関係形成能力を育成し、おおたの子どもたちが自己肯定感・自己決定力を育み、未来への希望に満ちた豊かな心を養えるよう支援します。

- 幼児教育の充実
- 道徳教育の充実
- 子どもの心サポート月間の実施
- いじめ・問題行動対策の充実
- 小中一貫の教育による視点に立った生活指導の充実
- 教員相談員の学校訪問・ケース支援
- スクールカウンセラーの活用
- スクールソーシャルワーカーの活用
- 適応指導教室での学習指導の充実
- 体験学習（自然・職場）の充実

ウ. 体力向上アクションプラン【体】

《子ども一人ひとりの身体活動量を増加させ、意欲や気力の元となる総合的な体力を育みます。》

たくましく生きるための健康・体力づくり等、人間の活動の源であり意欲・気力とも深く関わっている体力の向上を推進します。また、心身の成長に大きく関わる、食育の推進や基本的な生活習慣の確立など、家庭における教育を支援します。

- 小中一貫による教育の視点に立った体力向上の取組
- 体力向上推進委員会の設置及び実施
- 小学生駅伝大会の実施
- 中学生「東京駅伝」大会への参加
- 運動遊び指導の充実
- 体力向上に関する情報公開
- 体育・健康教育授業地区公開講座
- 健康に課題を抱える児童に対する支援の充実

エ. 教育環境向上アクションプラン【学校】

《教員の指導力の向上、施設の整備や講師・支援員の配置など、学校サポート体制の充実に取り組み、学習環境の向上を図ります。》

子どもたちのよりよい学びを支える教員の指導力のさらなる向上を図るとともに、子どもたちが安全・安心な環境でのびのびと学ぶことができるよう、施設の整備や講師・支援員の配置など、学校サポート体制を充実し、教育を支える環境を整備・充実します。

- 授業改善セミナーの充実
- 小・中学校理科授業力向上研修の充実
- ICT 活用の検討
- ICT 活用推進モデル校実施
- 特別支援教室の指導内容の充実
- 特別支援教育関連研修の充実
- 特別支援学級等の充実
- 学校施設の改築
- 壁面・屋上緑化・校庭芝生化
- 学校図書館支援事業の充実

オ. 家庭・地域の教育力向上アクションプラン【家庭・地域】

《学校・家庭・地域が果たすべき役割や責任を明らかにするとともに、相互の連携を深め、地域とともに子どもを育てる仕組みをつくります。》

家庭、地域及び学校が、それぞれの役割と責任を自覚し、連携強化を図り、地域の人々とともに地域ぐるみで子どもたちを育てていきます。また、学校支援地域本部の活動を活性化させ、地域力を活用した学校サポート体制の充実を推進します。

- 家庭・地域教育力向上支援事業の実施
- 家庭教育学習会（学校デビュー応援プログラム）の実施
- 学校支援コーディネーター等の研修の実施
- 学校支援地域本部間の連携・情報の共有化
- 放課後の児童の居場所づくりの推進
- 学校施設開放事業の再構築
- 青少年対策地区委員会との連携の推進
- 子どもガーデンパーティーの開催
- 各種青少年リーダー講習会の実施

カ. 地域力育成アクションプラン【生涯学習・スポーツ】

《地域力を高めるとともに、次の世代を育成するため、学び合いによる地域づくりを進めます。》

区民が気軽に身近な地域で学習に取り組める環境を整え、人と人とが交流し学び合える仕組みづくりをめざします。また、その学習の成果を生かし、主体的に生涯学習や地域活動をすすめていく支え合いの地域づくりを推進します。

- 生涯学習リーダーの育成
- 区民大学の実施
- 生涯学習センターの整備
- 生涯学習相談会の開催
- 区民による自主講座の実施
- 図書館のインターネット環境の整備
- 図書館資料の利用促進
- 六郷図書館の改築
- 老朽化館の改築・改修
- 地域の歴史・文化に関する調査研究と資料収集
- 区民活動団体等と連携した、歴史・文化資源の活用
- 鳳凰閣の修復及び勝海舟に関する資料などの収集・展示
- 地域スポーツクラブ設立・運営支援
- 地域スポーツクラブと協力したスポーツ事業の開催
- 地域スポーツクラブ指導者養成講習会
- 大田区総合体育館を活用した国際試合の開催

(3) 大田区教育大綱の策定

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」）」が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなった。

改正法により第1条の3第1項が新設され、次のとおり規定された。

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

この規定を受け、区と教育委員会の連携をさらに深め、教育にさらなる向上を目指すものとなるよう、また未来の大田区を担う人材育成に主眼を置き、大田の子どもたちが力強く未来を拓いていく力を身に付けられる教育施策を展開できるよう、教育の基本理念、目標とする教育のあり方、今後の取組みを示すため、平成28年2月に大田区は「大田区教育大綱」を策定している。

「大田区教育大綱」は次のとおりである。

I 大田区の教育の基本理念

すべての人々が個人の生き方に誇りを持ち、健康で幸せな生活を送ることができる社会を実現するためには、教育を通じた人格の形成と必要な資質・能力の育成が不可欠です。また人は一人では生きられないことから、人と人とのつながりの中で共に豊かな生活を営むことのできるコミュニティの形成が何よりも大切です。

そのような社会のあり方を、区は大田区基本構想の中で20年後の区が目指すべき将来像として「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」と決めました。

区が掲げる将来像の実現に向けて、未来の大田区を支える子どもたちが、

「意欲を持って自ら学び、考え、行動する人」

「思いやりと規範意識を持ち、社会の一員としての役割を果たす人」

「自らの可能性を伸ばし、未来を拓き地域を支える人」

として成長し、活躍してくれることを願い、その育成を目指します。

Ⅱ 大田区が目指す教育のあり方

1 「生きる力」を育む教育

これからの社会を担う子どもたちには、基礎的な知識・技能の習得を基本に自ら課題を見付け主体的に判断・行動し、問題を解決する資質や能力（知）、自らを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や豊かな人間性（徳）、たくましく生きるための健康や体力（体）の三つが調和した「生きる力」を育むことが必要です。

家庭、学校、地域及び行政で「生きる力」という理念を共有し、大田区の子どもたちの「生きる力」を育てていきます。

2 学ぶ楽しさを感じられる魅力ある教育

学びの質を高め、教育の効果を上げるためには、教える側も教えられる側も意欲をもって積極的に学びに関わり合い、学ぶことが楽しいと感じられることが大切です。

学ぶ場や機会の充実を図り、子どもたちにとって学ぶ楽しさを味わうことのできる魅力ある教育を実践していきます。

3 一人ひとりに向き合う教育

子どもたちの個性や能力は、多様です。その個性や能力が尊重されることは、自己肯定感を高めるとともに、自らの個性や能力をさらに伸ばそうとする意欲につながります。

子どもたち一人ひとりに向き合い、それぞれの個性や能力に応じた教育を推進し、一人ひとりの未来の可能性を大きく広げていきます。

4 家庭や地域と連携・協働する教育

子どもたちは、家庭、地域及び学校での生活で、家族とのつながりのみならず、地域の人との交流など多様な体験や経験を重ねることで、豊かな人間性を育み、社会への適性を養っていきます。

家庭、学校、地域及び行政が、それぞれの役割と責任のもとに連携し、地域ぐるみで子どもたちの成長を支えています。

Ⅲ 大田区の教育の今後の取組み

1 豊かな人間性を育む教育の推進

保育園・幼稚園から小学校、中学校へと接続した教育により、発達の段階に応じた達成感を体験させ、自律性、規範意識、人間関係形成能力を育成し、子どもたちの自己肯定感と自己決定力を育み、未来への希望に満ちた豊かな心を

養えるよう支援します。

2 基礎・基本となる学力を確実に習得させる教育の推進

子どもたち一人ひとりの習熟度に応じた学習を推進し、確かな知識や技能の習得を図り、併せて自ら課題を見付け、考え、主体的に判断し、行動する資質や能力を身につけさせることで、子どもたちの未来への希望を支える学力を育てます。また、生涯にわたって学び続ける意欲を育みます。

3 たくましく生きるための健康・体力をつくる教育の推進

たくましく生きるための健康・体力づくり等、人間の活動の源であり意欲・気力とも深く関わっている体力の向上を推進します。

また、心身の健康や成長に大きく関わる、食育の推進や基本的な生活習慣の確立など、家庭における教育を支援します。

4 国際都市おおたの礎となる教育の推進

大田区が国際都市として輝きを増していくためには、国際感覚にあふれた人材を育成することが重要です。異なる文化を理解しようとする心を持ち、他の国や民族の人とも、人と人との関係を築ける国際人の育成を目指します。2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、国際社会への関心と理解を深めるとともに、日本の伝統文化を体得させ、発信できるようにしていきます。そのために、子どもたちの外国語コミュニケーション能力や情報リテラシー等国際社会で活動するために必要な能力を向上させます。

5 子どもたちの多様な課題に対応する教育の推進

いじめ、不登校、暴力行為、虐待、貧困など児童・生徒の生活上の課題は依然として憂慮すべき状況であるとともに、スマートフォンの普及などメディア環境の大きな変化によって生じた新たな課題が顕在化しています。家庭や学校、地域、行政、関係機関が連携し、子どもたちが抱える問題に対して未然防止、早期発見、早期対応につながる取組を実践し、子どもたちを守ります。

6 教育の質の向上と環境の整備

子どもたちのよりよい学びを支える教員の指導力のさらなる向上を図るとともに、子どもたちが安全・安心な環境でのびのびと学ぶことができるよう、校舎の改築や ICT 機器の導入など施設設備の整備や講師・支援員の配置などサポート体制を充実し、教育を支える環境をさらに充実します。

また地域における子どもの安全を確保するため、通学路防犯カメラの設置な

ど、安全・安心なまちづくりを進めます。

7 地域と共に歩む学校

子どもたちを、学校、家庭、地域が連携して育てるという観点から、学校を家庭や地域が支援する取組を推進するとともに、養育不安を抱える家庭に対する支援についても学校や地域が専門機関とともに取組を進めます。

また学校は、地域に根づいたコミュニティの核であり、子どもたちや教師も地域の一員であることから、地域の活性化に貢献します。

さらに、学校は地域コミュニティの拠点の一つであり、多くの地域住民が集い、交流できる場としていきます。

3. 大田区の学校規模

(1) 児童・生徒数

平成29年5月1日現在の児童・生徒数及び学級数は次の表のとおりである。

1) 児童・生徒在学状況

	小学校				中学校			合計
	通常 学級	特別支 援学級	特別支 援学校	小学校 計	通常 学級	特別支 援学級	中学校 計	
学級数	926	39	3	968	316	23	339	1,307
児童・生 徒数	28,573	270	21	28,864	10,871	153	11,024	39,888

* 上記表は夜間学級を除く、また特別支援学校は5.で述べる館山さざなみ学校である。

2) 小学校の学校別児童数

平成29年5月1日現在の小学校の所在地及び学校別児童数及び学級数は次の表のとおりである。

	学校名	住所	児童数	学級数	特別支援学級	
					児童数	学級数
1	大森第四	大田区大森南三丁目18番26号	572	18		
2	中富	大田区大森東五丁目6番24号	212	7		
3	大森第一	大田区大森東三丁目1番18号	483	17		
4	開桜	大田区大森西二丁目26番3号	623	20		
5	大森第三	大田区大森西五丁目22番18号	513	17		
6	大森第五	大田区大森本町一丁目10番5号	328	13	10	2
7	大森東	大田区大森東一丁目29番1号	165	6		
8	入新井第五	大田区大森北六丁目4番8号	362	13		
9	入新井第一	大田区大森北四丁目6番7号	544	18	21	3
10	山王	大田区山王一丁目26番33号	734	22		
11	馬込	大田区南馬込一丁目34番1号	601	19		
12	馬込第二	大田区南馬込三丁目10番1号	423	13	18	3
13	馬込第三	大田区北馬込一丁目28番1号	671	20		
14	梅田	大田区南馬込六丁目6番1号	834	25		
15	池上	大田区池上一丁目33番8号	528	16	30	4
16	池上第二	大田区中央八丁目9番1号	433	13	19	3
17	徳持	大田区池上七丁目18番1号	605	20		
18	入新井第二	大田区中央二丁目15番1号	576	18		
19	入新井第四	大田区中央三丁目5番8号	383	12		
20	東調布第一	大田区田園調布南28番7号	646	19	24	3
21	田園調布	大田区田園調布二丁目31番16号	619	19		
22	調布大塚	大田区雪谷大塚町12番1号	274	11		
23	東調布第三	大田区南久が原二丁目17番1号	357	13		
24	嶺町	大田区田園調布南6番10号	763	22		
25	千鳥	大田区千鳥二丁目5番1号	381	12		
26	久原	大田区久が原四丁目12番10号	801	25		
27	松仙	大田区久が原一丁目11番1号	829	25		
28	池雪	大田区東雪谷五丁目7番1号	1,020	29		
29	小池	大田区上池台二丁目22番7号	811	23		
30	雪谷	大田区南雪谷三丁目9番23号	675	20	30	4
31	洗足池	大田区南千束三丁目35番2号	283	11	9	2
32	赤松	大田区北千束二丁目35番8号	456	15		
33	清水窪	大田区北千束一丁目20番15号	307	10		
34	糞谷	大田区西糞谷三丁目13番21号	645	20		
35	東糞谷	大田区東糞谷五丁目18番23号	416	14	15	2
36	北糞谷	大田区北糞谷二丁目2番5号	280	10		
37	羽田	大田区羽田三丁目3番14号	306	12		
38	都南	大田区本羽田三丁目15番2号	332	12		
39	萩中	大田区本羽田三丁目4番22号	306	12		
40	中萩中	大田区萩中二丁目14番1号	539	18		
41	出雲	大田区本羽田一丁目2番4号	513	17	19	3
42	六郷	大田区東六郷三丁目7番1号	332	12		
43	西六郷	大田区西六郷二丁目3番1号	352	12	24	3
44	高畑	大田区西六郷三丁目28番23号	649	19		
45	仲六郷	大田区仲六郷一丁目26番1号	274	11		
46	志茂田	大田区西六郷一丁目4番2号	298	11		
47	東六郷	大田区東六郷二丁目3番1号	331	12		
48	南六郷	大田区南六郷三丁目7番1号	377	13		
49	矢口	大田区多摩川一丁目18番22号	546	18		
50	矢口西	大田区下丸子一丁目7番1号	689	22		
51	多摩川	大田区矢口三丁目26番25号	559	18		
52	相生	大田区西蒲田六丁目19番1号	300	12		
53	矢口東	大田区東矢口三丁目9番20号	267	11	29	4
54	おなづか	大田区西蒲田一丁目19番1号	379	13		
55	道塚	大田区新蒲田三丁目3番18号	606	18		
56	蒲田	大田区蒲田一丁目30番1号	475	15	22	3
57	南蒲	大田区南蒲田一丁目12番11号	381	12		
58	新宿	大田区蒲田本町一丁目5番1号	363	12		
59	東蒲	大田区東蒲田一丁目19番25号	246	9		
小計			28,573	926	270	39
60	館山さざなみ	館山市洲宮768番地117	21	3		
合計			28,594	929	270	39

区内小学校の児童総数が 28,573 人で学級数が 926 学級あることから平均して 1 学級 30.8 人の学級編制である。

なお小学校の学級編制は東京都の学級編制基準に基づき小学校第 1 学年は 1 学級 35 人、その他の学年は 1 学級 40 人で学級編制を行っている。平成 29 年度については、小学校第 2 学年で 35 人学級対応加配の適用により 1 学級 35 人で学級編制を図っている。

3) 中学校の学校別児童数

平成 29 年 5 月 1 日現在の中学校の所在地及び学校別児童数及び学級数は次の表のとおりである。

	学校名	住所	生徒数	学級数	特別支援学級	
					生徒数	学級数
1	大森第一	大田区大森南五丁目6番5号	303	9		
2	大森東	大田区大森東四丁目1番1号	360	11	19	3
3	大森第二	大田区大森北六丁目18番1号	454	12		
4	大森第八	大田区大森西二丁目21番1号	506	14	19	3
5	馬込	大田区西馬込二丁目35番6号	217	7	19	3
6	馬込東	大田区南馬込二丁目26番30号	240	8		
7	貝塚	大田区中馬込三丁目13番1号	440	13		
8	大森第四	大田区池上一丁目15番1号	435	12		
9	大森第三	大田区中央四丁目12番8号	494	13		
10	東調布	大田区田園調布南29番15号	517	14	23	3
11	田園調布	大田区田園調布二丁目60番1号	160	6		
12	大森第七	大田区南久が原一丁目3番1号	527	16		
13	雪谷	大田区南雪谷五丁目1番1号	435	12		
14	大森第十	大田区仲池上二丁目13番1号	301	9		
15	大森第六	大田区南千束一丁目33番1号	404	12		
16	石川台	大田区石川町二丁目23番1号	191	6		
17	羽田	大田区東糀谷六丁目10番12号	268	8	13	2
18	糀谷	大田区西糀谷三丁目6番23号	408	13		
19	出雲	大田区本羽田三丁目4番15号	539	15		
20	六郷	大田区仲六郷三丁目11番11号	371	11	21	3
21	志茂田	大田区西六郷一丁目4番10号	462	13	22	3
22	南六郷	大田区南六郷三丁目2番1号	634	18		
23	矢口	大田区下丸子二丁目23番1号	558	16		
24	御園	大田区西蒲田八丁目5番1号	354	11		
25	蓮沼	大田区西蒲田二丁目3番1号	334	10	17	3
26	安方	大田区東矢口二丁目1番1号	357	10		
27	東蒲	大田区東蒲田二丁目38番1号	373	11		
28	蒲田	大田区蒲田一丁目12番5号	229	6		
合計			10,871	316	153	23

中学校はこの他に糀谷中学校で夜間学級が設けられており、平成 29 年 5 月 1 日現在 3 学級 45 名が在籍している。

区内中学校の生徒総数が 10,871 人で学級数が 316 学級あることから平均して 1 学級 34.4 人の学級編制である。

中学校の学級編制も東京都の学級編制基準に基づき 1 学級 40 人で学級編制を行っている。また平成 29 年度より中学校第 1 学年で 35 人学級対応加配の適用により、1 学級 35 人での編制を図っている。

(2)年度別小・中学校の推移

大田区の各年度の小・中学校の学校数、学級数、生徒数の推移は次の表のとおりである。なお数値は各年度5月1日現在である。

年度	小 学 校			中 学 校			合 計		
	設置数	学級数	児童数	設置数	学級数	生徒数	設置数	学級数	在学者数
2	64	1,088	36,016	28	480	17,963	92	1,568	53,979
3	64	1,080	34,731	28	468	16,859	92	1,548	51,590
4	64	1,047	33,597	28	446	15,868	92	1,493	49,465
5	64	1,011	32,270	28	424	14,896	92	1,435	47,166
6	64	989	31,216	28	410	14,148	92	1,399	45,364
7	64	969	30,008	28	391	13,537	92	1,360	43,545
8	64	943	29,027	28	382	13,224	92	1,325	42,251
9	64	906	27,968	28	377	12,943	92	1,283	40,911
10	64	898	27,337	28	371	12,715	92	1,269	40,052
11	64	895	27,039	28	351	11,993	92	1,246	39,032
12	64	880	26,799	28	336	11,580	92	1,216	38,379
13	64	894	27,101	28	335	11,234	92	1,229	38,335
14	62	899	27,159	28	335	11,052	90	1,234	38,211
15	62	915	27,567	28	323	10,682	90	1,238	38,249
16	62	907	27,810	28	318	10,547	90	1,225	38,357
17	60	896	28,184	28	317	10,428	88	1,213	38,612
18	60	911	28,520	28	310	10,377	88	1,221	38,897
19	60	910	28,382	28	316	10,483	88	1,226	38,865
20	60	913	28,636	28	315	10,442	88	1,228	39,078
21	60	912	28,505	28	320	10,682	88	1,232	39,187
22	60	916	28,447	28	318	10,614	88	1,234	39,061
23	60	924	28,414	28	329	10,863	88	1,253	39,277
24	60	934	28,131	28	328	10,932	88	1,262	39,063
25	60	940	28,172	28	340	11,031	88	1,280	39,203
26	60	941	28,268	28	339	11,151	88	1,280	39,419
27	60	955	28,582	28	339	11,120	88	1,294	39,702
28	60	957	28,655	28	340	11,076	88	1,297	39,731
29	60	968	28,864	28	339	11,024	88	1,307	39,888

小学校数は平成2年度の64校から平成29年度において60校に減少している。これは平成14年4月に羽田旭小学校を東糶谷小学校と羽田小学校に統合し、大森第二小学校と大森第六小学校を統合し開桜小学校に、また平成17年4月に蓮沼小学校と女塚小学校を統合しおなづか小学校に、北蒲小学校と蒲田小学校を統合し蒲田小学校としたためである。

小学校においては平成2年度の児童数36,016人から平成29年度の児童数28,864人に少子化の影響で7,152人減少している。平成2年度から平成12年度までは毎年減少したものの、平成12年度の26,799人を底に若干増加し始め、平成17年度に28,000人台になるとその後ほぼ横ばいに推移し、平成29年度は28,864人と平成8年度の29,027人以来の29,000人台に迫っている。

中学校数は学校の統廃合がなく、平成2年度から平成29年度まで学校数28校に変化はない。

しかし生徒数はやはり小学校と同様少子化の影響により、平成2年度の17,963人から平成29年度は11,024人と6,939人減少している。中学校では平成18年度まで毎年生徒数が減少し、平成18年度は10,377人となったが、当該年度を底に小学校と同様に若干増加し始め、平成25年度に11,000人台に回復しているが、そこからはほぼ横ばいの状況が続いている。

4. 特別支援学級

大田区では学校教育法第81条に基づき、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行うために、特別支援学級を設置している。

特別支援学級には、固定学級と通級指導学級、特別支援教室（小学校のみ）があり、各学級において一人ひとりの児童・生徒に対して、個別指導計画を作成し、きめ細かい指導を実施している。

固定学級は、知的障害学級として設置している。通級指導学級は、情緒障害等（中学校のみ）、弱視、難聴、言語障害として設置し、通常の学級に在籍する軽度の障がいがある児童・生徒に対して特別な指導を行っている。また中学校の情緒障害等通級指導学級においては心因的な理由等による不登校生徒の指導も行っている。

小学校においては、平成28年度より情緒障害等通級指導学級に変わり、特別支援教室を全59校に設置している。

平成 29 年 5 月 1 日現在における特別支援学級の設置校、学級数、児童生徒数等は次の表のとおりである。

小学校・知的障害固定学級（13 校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
大森第五	2	10	昭和 33 年 11 月 1 日
入新井第一	3	21	昭和 29 年 4 月 1 日
馬込第二	3	18	昭和 37 年 4 月 1 日
池上	4	30	昭和 43 年 4 月 1 日
池上第二	3	19	平成 23 年 4 月 1 日
東調布第一	3	24	昭和 29 年 4 月 1 日
雪谷	4	30	昭和 32 年 10 月 1 日
洗足池	2	9	平成 27 年 4 月 1 日
東糀谷	2	15	昭和 35 年 4 月 11 日
出雲	3	19	昭和 44 年 4 月 1 日
西六郷	3	24	昭和 36 年 4 月 18 日
矢口東	4	29	昭和 33 年 11 月 1 日
蒲田	3	22	昭和 29 年 6 月 14 日
計	39	270	

小学校・難聴通級指導学級（2 校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
入新井第一	1	11	昭和 37 年 5 月 7 日
北糀谷	1	5	昭和 52 年 3 月 8 日
計	2	16	

小学校・弱視通級指導学級（1 校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
東調布第三	1	9	昭和 49 年 4 月 1 日
計	1	9	

小学校言語障害通級指導学級（4校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
入新井第一	1	9	平成 25 年 4 月 1 日
北糀谷	2	23	平成 7 年 4 月 1 日
志茂田	2	32	昭和 61 年 4 月 1 日
東調布第三	1	19	平成 27 年 4 月 1 日
計	6	83	

小学校・特別支援教室（59校）

グループ	学校名	拠点校	児童数
1	中富	※	14
	大森第四		18
	大森第一		6
2	大森東	※	12
	大森第五		4
	入新井第五		5
	入新井第一		9
3	梅田	※	15
	山王		6
	馬込第二		6
4	入新井第二	※	19
	開桜		31
	池上		10
	入新井第四		12
5	馬込第三	※	7
	馬込		7
	池雪		19
6	小池	※	22
	洗足池		8
	赤松		19
	清水窪		7

7	調布大塚	※	9
	田園調布		10
	雪谷		10
8	東調布第三	※	16
	久原		19
	松仙		18
9	嶺町	※	19
	東調布第一		15
	千鳥		13
10	多摩川	※	19
	矢口		17
	矢口西		8
11	志茂田	※	15
	相生		11
	矢口東		8
	道塚		21
12	おなづか	※	13
	池上第二		13
	徳持		4
13	六郷	※	14
	西六郷		7
	高畑		14
	南六郷		11
14	仲六郷	※	11
	東六郷		4
	新宿		10
15	羽田	※	7
	糀谷		17
	東糀谷		15
16	中萩中	※	12
	都南		9
	萩中		3
17	南蒲	※	12
	北糀谷		5
	出雲		19

18	東蒲	※	13
	大森第三		8
	蒲田		10
合 計			715

※がついていない学校は巡回校である。

中学校・知的障害固定学級（8校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
大森東	3	19	平成27年4月1日
大森第八	3	19	昭和42年4月1日
馬込	3	19	昭和42年4月1日
東調布	3	23	昭和33年11月5日
羽田	2	13	昭和40年4月14日
六郷	3	21	平成25年4月1日
志茂田	3	22	昭和35年11月4日
蓮沼	3	17	昭和31年4月1日
計	23	153	

中学校・難聴通級指導学級（1校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
御園	1	4	昭和57年4月1日
計	1	4	

中学校・情緒障害等通級指導学級（4校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
大森第二	2	11	平成7年4月1日
大森第十	3	25	平成27年4月1日
御園	3	27	平成元年4月1日
東蒲	3	28	平成23年4月1日
計	11	91	

5. 館山さざなみ学校

館山さざなみ学校は、喘息・肥満・病虚弱・偏食等の児童が、健康及び栄養指導と規則正しい生活により健康の回復増進を図ることを目的に設置された学校である。海と丘に囲まれた自然の中で、通常の教育課程も学ぶ全寮制の学校であり、所在地は千葉県館山市洲宮 768 番地の 117 である。

昭和 58 年 4 月に館山養護学校として開校し、平成 19 年 4 月に館山さざなみ学校に校名が変更されている。

施設は校舎・体育館・寄宿舎・食堂・プール・校庭等が同一敷地内に設けられ、職員は教職員のほか、寄宿舎指導員、看護師等が配置されている。

当校の入校条件は、大田区内に居住し、大田区立の小学校に通う第 3 学年から第 6 学年の健康課題をかかえる児童である。

設置学級と定員は次の表のとおりである。

学年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
学級数	1	1	1	1	4
児童数	20	20	20	20	80

また平成 29 年 5 月 1 日現在の学級編制と児童数は次の表のとおりである。

学年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
学級数	1		1	1	3
児童数	2	3	8	8	21

6. 校外施設

大田区は伊豆高原学園、野辺山学園、休養村とうぶの 3 つの校外施設を有している。これらの施設は、区立小・中学校に在学する児童・生徒が、豊かな自然環境の中で集団生活を通じて、人間的な交流を広げ、自然とのふれあいや地域社会への理解を深めながら、心身共に健全で調和のとれた学習及び健康増進を促進するために、移動教室や夏季施設を実施する施設として設置されている。

伊豆高原学園は、区立小学校第 5 学年が 2 泊 3 日で移動教室を行っており、野辺山学園は区立中学校第 1 学年が 3 泊 4 日で移動教室を行っている。また、休養村とうぶは区立小学校第 6 学年が 3 泊 4 日で移動教室を行っている。

3 施設共に、移動教室での使用がない期間では、区民や社会教育団体も利用料金を支払い利用することができる。

3 施設の主な概要は次の表のとおりである。

	伊豆高原学園	野辺山学園	休養村とうぶ
開設年日	昭和 42 年 9 月 1 日	昭和 48 年 10 月 12 日	平成 10 年 8 月 12 日
所在地	静岡県伊東市八幡野 1154-3	長野県南佐久郡南牧 村大字野辺山字二ツ 山 674	長野県東御市和 6733 -1
収容人員	260 人	384 人	260 人

平成 28 年度の校外施設の利用実績は次の表のとおりである。

		移動教室	その他	計
伊豆高原学園	児童	4,611	0	4,611
	引率者	531	235	766
	計	5,142	235	5,377
野辺山学園	児童・生徒	3,741	148	3,889
	引率者	427	44	471
	計	4,168	192	4,360
休養村とうぶ	児童	4,614	-	4,614
	引率者	447	-	447
	計	5,061	-	5,061

7. 教職員

大田区内の小・中学校及び特別支援学校における教職員の人数は、次の表のとおりである。

(単位：人)

		小学校	中学校	特別支援学校	合計
教 職 員	校長	60	28	1	89
	副校長	60	29	1	90
	教諭	1,310	594	5	1,909
	養護教諭	60	28	1	89
	寄宿舎指導員	-	-	11	11
	事務	59	28	1	88
	栄養士	31	16	1	48
	計	1,580	723	21	2,324
学 校 職 員	事務	-	-	1	1
	看護師	-	-	1	1
	調理	-	-	2	2
	用務	122	38	2	162
	作業	14	5	-	19
	警備	25	2	-	27
	計	161	45	6	212
合計		1,741	768	27	2,536

8. 予算

(1) 大田区の一般会計歳出予算に占める教育費の歳出予算額

大田区の一般会計歳出予算額に占める各経費の内訳と教育費の歳出予算額に占める割合は次の表のとおりである。

(単位：百万円)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
歳出決算額	226,765	230,882	226,448	232,171	242,022	250,122	257,364	261,859
内訳								
議会費	990	1,258	1,135	1,121	1,067	1,167	1,121	1,107
総務費	34,550	29,991	26,531	28,872	30,306	34,653	36,708	35,925
福祉費	113,397	117,266	119,242	123,280	126,260	133,674	140,943	146,750
衛生費	7,242	7,555	7,392	7,453	7,800	7,989	8,202	8,803
産業経済費	3,108	3,273	3,327	3,478	3,410	3,495	3,784	3,734
土木費	14,910	15,424	14,369	14,428	14,457	18,592	20,030	19,214
都市整備費	8,181	9,099	12,486	13,767	16,739	11,875	6,575	5,745
環境清掃費	10,760	10,434	9,787	9,497	9,468	9,286	9,373	10,322
教育費	22,627	24,961	21,345	20,821	23,833	20,726	24,458	25,297
公債費	8,832	9,771	9,141	7,873	7,297	7,397	5,371	4,215
諸支出金	1,966	1,649	1,494	1,282	1,085	967	499	447

教育費は平成22年度22,627百万円から平成29年度25,297百万円とほぼ横ばいで推移している。

教育費の一般会計歳出予算に占める割合は次の表のとおりである。

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
歳出予算に占める教育費の割合	10.0%	10.8%	9.4%	9.0%	9.8%	8.3%	9.5%	9.6%

平成27年度において8.3%とやや低くなっているが他の年度は9~10%程度で推移しており、歳出予算に占める割合に大きな変動は生じていない。

(2) 教育歳出予算

教育歳出予算の平成 22 年度からの推移は次の表のとおりである。

(単位：百万円)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29
教育総務費	4,164	4,220	4,438	4,682	4,838	7,684	7,969	10,226
小学校費	7,107	7,802	9,020	7,732	7,916	7,956	9,010	10,880
中学校費	4,775	3,599	3,377	3,896	3,848	4,900	7,291	3,900
校外施設費	301	308	202	189	2,686	184	186	290
社会教育費	2,183	2,168	2,364	2,406	2,558	-	-	-
社会体育費	4,093	6,861	1,941	1,913	1,982	-	-	-
合計	22,627	24,961	21,344	20,821	23,832	20,726	24,457	25,297

平成 27 年 4 月 1 日より組織改正により、文化・スポーツ等に係る事業を教育委員会から区長部局に移管したことから、社会教育費、社会体育費が教育費から外れている。

平成 27 年度はその影響により教育費は平成 26 年度の 23,832 百万円から平成 27 年度の 20,726 百万円に減少しているものの、平成 28, 29 年度は教育総務費、小学校費が増加し、平成 28 年度 24,457 百万円、平成 29 年度 25,297 百万と平成 26 年度を上回って増加している。

(3) 教育総務部各課別歳出予算

教育総務部各課別歳出予算の年度推移は次の表のとおりである。

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
教育総務課	3,695,276	3,290,690	4,748,954	5,941,125	6,357,295	7,848,438	11,131,804	10,307,948
学務課	6,200,858	6,298,120	6,251,014	6,167,658	8,782,540	6,616,842	6,948,740	7,894,473
指導課	557,844	484,268	473,646	1,575,210	1,777,323	1,969,479	2,542,216	2,536,314
教育センター	150,289	142,319	138,925	138,300	173,308	163,018	202,266	311,403
幼児教育センター	2,297,905	2,371,688	2,376,890	8,713	8,734	9,048	13,466	14,464
大田図書館	1,607,098	1,625,739	1,678,888	1,699,295	1,900,641	1,843,448	1,595,043	2,260,291
社会教育課	2,911,224	5,438,147	987,119	994,138	804,185	-	-	-

(4) 教育総務課の予算

教育総務課の平成 25 年度から直近平成 29 年度までの当初予算の推移は次の表のとおりである。

(単位：千円)

事業名	25年度予算	26年度予算	27年度予算	28年度予算	29年度予算
教育委員会経費	17,587	17,766	17,930	17,751	17,762
職員人件費	61,206	53,511	40,167	43,585	60,972
交通安全巡回指導事業	7,532	7,423	7,349	7,176	7,194
施設担当事務費	3,836	-	-	-	-
教育総務課事務費	12,331	11,669	14,113	14,420	17,532
教育政策調査研究	0	0	0	1,238	1,992
私立幼稚園等保護者負担軽減事業	2,092,370	2,356,264	2,340,003	2,323,471	2,291,390
私立幼稚園等振興事業	301,220	309,310	328,590	375,921	381,906
私立幼稚園入所者支援給付費	-	-	179,901	172,383	170,397
外国人学校保護者補助	10,824	10,824	9,900	9,240	9,240
外国人学校振興事業	1,000	1,000	1,000	1,000	0
私学行政事務費	2,938	3,006	2,978	3,554	3,345
学校運営費	-	-	29,005	37,435	38,367
学校管理費・校舎造修	1,788,543	1,253,324	1,665,186	927,742	1,564,381
学校管理費・施設維持	478,780	498,974	489,973	480,719	457,859
学校施設建設費	1,034,641	1,828,399	2,227,887	6,164,800	3,983,035
校内環境衛生設備の整備	128,317	5,825	90,645	53,216	387,769
家庭・地域教育力向上	-	-	2,747	2,708	2,373
学校支援地域本部事業	-	-	41,916	38,821	38,734
放課後子ども教室	-	-	343,331	444,212	861,476
団体育成	-	-	281	463	287
学校施設の活用促進	-	-	15,536	11,949	11,937
教育総務課 計	5,941,125	6,357,295	7,848,438	11,131,804	10,307,948

教育総務課の予算は、平成 25 年度 5,941 百万円から平成 28 年度 11,131 百万円、平成 29 年度 10,307 百万円とほぼ倍増している。

これは主に学校施設建設費が増加しているためであるが、それ以外にも放課後子ども教室の実施に伴う費用の増加も増加要因として挙げられる。

(5) 学務課の予算

学務課の平成 25 年度から直近平成 29 年度までの当初予算の推移は次の表のとおりである。

(単位：千円)

事業名	25年度予算	26年度予算	27年度予算	28年度予算	29年度予算
学務課事務費	6,280	5,867	6,126	5,891	5,851
学校特別支援員の配置	-	-	-	-	-
学事システム運用	7,239	6,440	48,614	17,803	8,359
教科用システム等運用	147,466	224,808	250,119	358,073	1,547,364
特別支援学級管理運営	234,454	58,034	72,454	68,205	56,043
宿泊を伴う校外授業	83,162	87,420	137,631	167,838	149,172
学校運営費	2,177,161	2,268,136	2,446,569	2,502,752	2,362,638
交通安全帽支給	2,083	2,153	2,288	2,388	2,418
就学援助費	951,447	903,532	850,419	822,308	780,380
特別支援教育就学奨励費	6,401	6,737	6,604	6,546	6,875
校外施設管理費	167,051	171,143	174,887	177,008	280,431
学校保健関係費	438,671	445,559	451,662	461,140	452,387
学校給食関係費	1,933,333	2,096,617	2,169,469	2,358,788	2,242,555
校外施設建設費	12,910	2,506,094	-	-	-
学務課計	6,167,658	8,782,540	6,616,842	6,948,740	7,894,473

学務課の予算は平成 25 年度 6,167 百万円から平成 29 年度 7,894 百万円まで大きな増減はない。

平成 29 年度に教科用システム等運用が 1,547 百万円と増加しているのは、全小中学校に対する ICT 環境整備予算のためである。また平成 26 年度の校外施設建設費の増加は伊豆高原学園の改築による増加である。

(6) 指導課の予算

指導課の平成 25 年度から直近平成 29 年度までの当初予算の推移は次の表のとおりである。

(単位：千円)

事業名	25年度予算	26年度予算	27年度予算	28年度予算	29年度予算
指導・調査研究	94,560	101,006	139,388	174,091	184,968
小・中学校連合行事	13,039	14,174	14,681	15,550	14,666
体力向上推進事業	570	2,386	5,454	8,036	14,916
理科教育の推進	12,031	11,351	11,771	9,068	16,196
生活指導支援員の配置	11,832	12,215	12,475	12,748	12,704
学力向上授業の充実	146,077	143,846	144,895	146,267	163,971
教科領域研究奨励校	12,203	12,274	15,178	42,632	42,440
学習・指導資料作成	35,963	35,729	13,182	13,128	11,575
大田区教育研究会補助	11,577	11,577	11,577	11,577	11,577
中学性の海外派遣	26,104	29,604	31,512	30,539	31,762
総合的な学習の時間等	15,144	15,409	65,750	65,576	62,810
中学生の職場体験	2,050	1,974	1,881	1,780	1,776
教員研修	11,293	11,562	12,047	11,772	13,080
教職員健康診断	55,172	58,943	60,702	62,600	66,225
学校職員被服貸与	810	903	862	848	751
労働安全衛生管理体制整備	7,159	-	-	-	-
指導課事務費	31,345	37,558	45,927	40,530	77,051
学校職員関係費	2,869	3,209	3,305	3,513	3,482
公務災害事務	1,643	1,651	1,361	1,103	1,232
学校特別支援員の配置	54,429	55,635	57,677	57,670	56,310
夏季水泳教室支援事業	8,702	8,789	8,689	8,957	7,848
学校運営システム運用管理	306,634	266,352	266,481	511,575	339,691
学校管理委託費等	493,065	708,717	796,396	929,118	1,070,396
学校事務費等	96,311	97,144	97,682	131,522	168,382
学校給食関係費	124,628	135,315	150,606	162,376	162,505
指導課 計	1,575,210	1,777,323	1,969,479	2,452,216	2,536,314

指導課の予算は平成 25 年度 1,575 百万円から平成 29 年度 2,536 百万円に増加しているが、主な要因は、学校管理委託費等が学校用務業務委託の実施、特別支援学級管理運営費の一部（介添員報酬等）が学務課から移管による増加、事務補助員の増員による学校事務費等の増加、外国人による英語指導の充実による指導・調査研究の増加である。

(7) 教育歳入予算

教育歳入予算の平成 22 年度から平成 29 年度の推移は次の表のとおりである。

(単位:百万円)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29
使用料及び 手数料	60	62	58	60	58	16	16	16
国庫支出金	271	130	254	249	237	547	415	446
国庫負担金	-	-	-	-		89	39	39
国庫補助金	269	130	254	249	237	449	368	407
国庫委託金	2	0	-	-	-	8	8	-
都支出金	279	336	514	612	417	503	541	621
都負担金	12	7	26	25	31	61	85	47
都補助金	261	324	482	583	381	435	423	526
都委託金	5	4	5	4	4	6	32	46
財産収入	0	-	-	-	-	-	2	2
寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入	154	149	155	169	170	90	105	117
合計	766	679	983	1,091	884	1,158	1,080	1,204

歳入予算は平成 22 年度の 766 百万円から平成 29 年度の 1,204 百万円に増加している。

国庫支出金のうち、国庫補助金が増加しているが、小中学校校舎改修等補助金や私立幼稚園就園奨励費等が増加しているためである。また都支出金のうち、都補助金が増加しているが、私立幼稚園児保護者負担軽減補助金、放課後子供教室推進事業費補助金、校内 LAN 整備工事支援事業補助金等が増加しているためである。

使用料及び手数料は小中学校の体育館、校庭等の使用料等である。

第3章 監査結果及び意見

第1節 学校教育のコスト分析

1. 概要

(1)平成28年度の教育費に占める小・中学校費

大田区では教育費の予算の内訳を教育総務費、小学校費、中学校費、校外施設費として区分しており、このうち小学校費と中学校費が小・中学校の管理運営に係る行政コストである。

平成28年度予算現額の教育費に占める小学校費と中学校費は次のとおりである。

科目	予算額（単位：千円）	構成比
教育総務費	7,869,869	32.4%
小学校費	8,931,782	36.8%
中学校費	7,279,666	30.0%
校外施設費	186,608	0.8%
合計	24,267,925	100.0%

教育費に占める割合は小学校費が36.8%と最も多く、以降、教育総務費32.4%、中学校費30.0%、校外施設費0.8%となっている。

(2) 教育費の内訳

平成 28 年度の教育費を科目、細項目に区分すると、次の表のとおりである。

(単位：千円)

科目	細目	平成 28 年度	
教育総務費	教育委員会費	17,751	7,869,869
	事務局費	2,767,573	
	教育指導費	542,764	
	教育センター費	205,171	
	幼児私学費	2,758,461	
	図書館費	1,562,229	
	図書館建設	15,920	
小学校費	学校管理費	3,934,604	8,931,782
	教育振興費	404,869	
	学校給食費	1,732,558	
	学校保健費	296,461	
	特別支援学校費	83,941	
	学校施設建設費	2,479,349	
中学校費	学校管理費	2,070,795	7,279,666
	教育振興費	423,985	
	学校給食費	788,606	
	学校保健費	136,013	
	学校施設建設費	3,860,267	
校外施設費	校外施設管理費	186,608	186,608

教育総務費（7,869,869 千円）の内容であるが、事務局費（2,767,573 千円）、幼児私学費（2,758,461 千円）、図書館費（1,562,229 千円）が大きな割合を占めている。

小学校費（8,931,782 千円）では学校管理費（3,934,604 千円）、学校給食費（1,732,558 千円）、学校施設建設費（2,479,349 千円）が大きな割合を占めている。

中学校費（7,279,666 千円）でも、小学校費と同じく学校管理費（2,070,795 千円）、学校給食費（788,606 千円）、学校施設建設費（3,860,267 千円）が大きな割合を占めている。

なお校外施設費は大田区が区外に所有している伊豆高原学園、野辺山学園、

休養村とうぶの3施設の管理運営に係る費用である。

2. 監査手続

小・中学校費の推移、小・中学校費の構成比の変化及び児童・生徒一人当りの小・中学校費について、関連する資料を閲覧、担当者に質問し、資料を分析し、他区との比較等の監査手続を実施した。

3. 監査の結果

(1) 小・中学校費の年度推移

1) 小学校費の年度推移

小学校費の平成19年度から平成28年度までの10年間の推移は次の表のとおりである。

(単位：百万円)

年度	学校管理費	教育振興費	学校給食費	学校保健費	特別支援 学校費	学校施設 建設費	小学校費計
平成19年度	6,475	560	830	281	93	341	8,583
平成20年度	6,304	541	982	284	81	329	8,523
平成21年度	6,407	502	1,124	290	92	417	8,835
平成22年度	4,979	522	1,185	286	96	260	7,330
平成23年度	4,797	515	1,223	282	80	904	7,803
平成24年度	4,308	488	1,357	281	79	2,391	8,906
平成25年度	4,737	476	1,355	281	78	824	7,755
平成26年度	4,261	447	1,502	286	82	1,418	7,998
平成27年度	4,482	414	1,590	291	80	1,113	7,972
平成28年度	3,934	404	1,732	296	83	2,479	8,931

小学校費全体では年度別に大きな変動はないが、学校施設建設費の増減によりにより、小学校費も増減している。学校施設建設費は近年増加傾向にある。これは小学校校舎の老朽化により、今後大量の学校施設改築が見込まれること

から、小学校校舎の改築を計画的に進めているためである。

学校施設建設費を除いた小学校費の推移は次の表のとおりである。

(単位：百万円)

年度	小学校費計
平成 19 年度	8,241
平成 20 年度	8,194
平成 21 年度	8,417
平成 22 年度	7,070
平成 23 年度	6,899
平成 24 年度	6,514
平成 25 年度	6,931
平成 26 年度	6,580
平成 27 年度	6,859
平成 28 年度	6,452

学校施設建設費を除いた小学校費は平成 19 年度（8,241 百万円）から平成 28 年度（6,452 百万円）と減少傾向にある。

2) 中学校費の年度推移

中学校費の平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間の推移は次の表のとおりである。

(単位：百万円)

年度	学校管理費	教育振興費	学校給食費	学校保健費	学校施設建設費	中学校費計
平成 19 年度	2,407	405	626	124	339	3,904
平成 20 年度	2,376	387	661	126	893	4,445
平成 21 年度	2,236	423	690	128	1,154	4,634
平成 22 年度	2,245	455	754	127	1,522	5,106
平成 23 年度	1,999	465	697	127	453	3,744
平成 24 年度	2,055	475	698	126	25	3,380
平成 25 年度	2,198	480	702	128	262	3,772
平成 26 年度	2,026	463	729	130	380	3,729
平成 27 年度	2,337	442	729	131	1,233	4,874
平成 28 年度	2,070	423	788	136	3,860	7,279

中学校費において、平成 28 年度は 7,279 百万円と過去 10 年間で最も多い予算であるが、学校施設建設費が 3,860 百万円と多かったことによるものである。

中学校費においても小学校費と同様に、学校施設建設費は増加傾向にある。これも中学校校舎の老朽化により、今後大量の学校施設改築が見込まれることから、中学校校舎の改築を計画的に進めているためである。

学校施設建設費を除いた中学校費の推移は次の表のとおりである。

(単位：百万円)

年度	中学校費計
平成 19 年度	3,564
平成 20 年度	3,552
平成 21 年度	3,479
平成 22 年度	3,583
平成 23 年度	3,291
平成 24 年度	3,355
平成 25 年度	3,510
平成 26 年度	3,349
平成 27 年度	3,641
平成 28 年度	3,419

学校施設建設費を除いた中学校費は平成 19 年度（3,564 百万円）から平成 28 年度（3,419 百万円）においてほぼ横ばいで推移している。

3) 小・中学校費の一般会計支出に占める割合

小・中学校費の合計額の一般会計支出に占める割合は次の表のとおりである。

(単位：百万円)

年度	小学校費	中学校費	小中学校計	一般会計支出	一般会計支出に占める小中学校費
平成 19 年度	8,583	3,904	12,487	214,713	5.8%
平成 20 年度	8,523	4,445	12,969	218,783	5.9%
平成 21 年度	8,835	4,634	13,469	210,493	6.3%
平成 22 年度	7,330	5,106	12,436	226,765	5.4%
平成 23 年度	7,803	3,744	11,548	230,882	5.0%
平成 24 年度	8,906	3,380	12,287	226,447	5.4%
平成 25 年度	7,755	3,772	11,528	232,170	4.9%
平成 26 年度	7,998	3,729	11,728	242,022	4.8%
平成 27 年度	7,972	4,874	12,847	250,121	5.1%
平成 28 年度	8,931	7,279	16,211	257,364	6.2%

また小・中学校費から学校施設建設費を除いた一般会計支出に占める割合は次の表のとおりである。

(単位：百万円)

年度	小学校費	中学校費	小中学校計	一般会計支出	一般会計支出に占める小中学校費
平成 19 年度	8,241	3,564	11,805	214,713	5.4%
平成 20 年度	8,194	3,552	11,746	218,783	5.3%
平成 21 年度	8,417	3,488	11,905	210,493	5.6%
平成 22 年度	7,070	3,583	10,653	226,765	4.6%
平成 23 年度	6,899	3,291	10,190	230,882	4.4%
平成 24 年度	6,514	3,355	9,869	226,447	4.3%
平成 25 年度	6,931	3,510	10,441	232,170	4.4%
平成 26 年度	6,580	3,349	9,929	242,022	4.1%
平成 27 年度	6,859	3,641	10,500	250,121	4.1%
平成 28 年度	6,452	3,419	9,871	257,364	3.8%

学校施設建設費を除く小・中学校費は減少傾向であるのに対し、一般会計支出は増加していることから、一般会計支出に占める小・中学校費は平成19年度の5.4%から平成28年度の3.8%へ減少している。

(指摘事項なし)

小・中学校費の推移について異常な変動はなく、特に問題となる事項はない。

(2) 小・中学校費の内訳

平成28年度予算現額の小・中学校費の節科目の内訳は次の表のとおりである。

・小学校費の内訳

(単位：百万円)

節科目	学校 管理費	教育 振興費	学校 給食費	学校 保健費	特別支援 学校費	学校施設 建設費	小学校費 計
報酬	188	-	84	145	21	-	439
給料	363	-	-	-	-	-	363
職員手当等	266	-	-	-	-	-	266
共済費	166	-	26	-	6	-	198
賃金	0	-	0	-	-	-	0
報償費	15	-	0	5	-	-	21
旅費	1	-	0	0	-	-	1
交際費	1	-	-	-	0	-	1
需用費	1,125	-	69	22	29	1	1,248
役務費	310	-	16	1	8	0	338
委託料	586	-	1,405	88	7	143	2,232
使用料及び賃借料	31	-	-	0	0	195	228
備品購入費	131	-	129	3	0	-	265
工事請負費	740	-	-	-	9	2,058	2,886
扶助費	-	404	-	-	-	-	404
負担金、補助金及び交 付金	4	-	-	28	0	0	34
合計	3,934	404	1,732	296	83	2,479	8,931

・中学校費の内訳

(単位：百万円)

節科目	学校 管理費	教育振興費	学校給食費	学校保健費	学校施設 建設費	中学校費計
報酬	89	-	38	69	-	197
給料	107	-	-	-	-	107
職員手当等	82	-	-	-	-	82
共済費	58	-	12	-	-	70
賃金	0	-	0	-	-	0
報償費	7	-	0	1	-	9
旅費	0	-	0	0	-	0
交際費	0	-	-	-	-	0
需用費	635	-	30	9	7	683
役務費	148	-	6	0	0	155
委託料	312	-	586	38	145	1,082
使用料及び賃借料	7	-	-	0	73	80
備品購入費	104	-	114	4	1	224
工事請負費	502	-	-	-	3,626	4,131
扶助費	-	423	-	-	-	423
負担金、補助金及び交付金	13	-	-	11	3	27
合計	2,070	423	788	136	3,860	7,279

小学校費及び中学校費共に最も金額が大きい節科目は工事請負費であり、小学校費で2,886百万円と小学校費の32.3%を占めている。中学校費でも4,131百万円と中学校費の56.7%を占めている。

工事請負費は、校舎、校庭等の改修工事、校舎改築に伴う費用等である。工事請負費は小学校費、中学校費共に学校施設建設費に大半が含まれており、この学校施設建設費は毎年度の学校施設建設により大きく変動する。この変動により小学校費、中学校費共に連動して大きく変動する。今後、工事請負費は学校施設の改築が増加することから、増加していくことが想定される。

学校給食費において委託費の比率が高くなっている。小学校費では1,405百万円で学校給食費に占める割合は81.1%、中学校費は586百万円で74.3%を占めているが、これは大田区では学校給食は全ての学校で民間業者に給食調理業務を委託しているためである。

小学校費及び中学校費共に報酬、給料、職員手当等、共済費等の人件費に占める割合が低い。小学校費では人件費は合せて1,266百万円で小学校費に占め

る割合は14.1%、中学校費でも456百万円で6.2%である。これは詳しくは第3節 人件費で述べるが、小・中学校における教職員は東京都が負担している都費負担教職員が大半であるためである。

(指摘事項なし)

小・中学校費の内訳の構成について、特に異常点は見受けられず、問題となる事項はない。

(3) 児童・生徒一人当たり小・中学校費

1) 児童一人当たり小学校費

児童一人当たり小学校費の平成22年度から平成28年度予算現額の年度推移は次の表のとおりである。

年度	22	23	24	25	26	27	28
小学校費	7,330	7,803	8,906	7,755	7,998	7,972	8,931
学校施設建設費を除く小学校費	7,070	6,899	6,514	6,931	6,580	6,859	6,452
児童数	28,447	28,414	28,131	28,172	28,268	28,582	28,655
児童一人当たり小学校費	257,696	274,652	316,613	275,277	282,948	278,940	311,701
児童一人当たり小学校費(学校施設建設費を除く)	248,553	242,817	231,592	246,028	232,781	239,994	225,177

(小学校費は単位：百万円、児童数は単位：人、一人当たり小学校費は単位：円)

児童一人当たり小学校費は平成22年度257,696円から平成28年度311,701円と増加傾向にあるが、学校施設建設費を除くと平成22年度248,553円から平成28年度225,177円とやや減少傾向にある。

小学校費について、今後は学校老朽化による改築が増加することから学校施設建設費のさらなる増加が予想されることから、児童一人当たり小学校費についても学校施設建設費も含めれば、増加していくことが予想される。

2) 生徒一人当り中学校費

生徒一人当り中学校費の平成 22 年度から平成 28 年度予算現額の年度推移は次の表のとおりである。

年度	22	23	24	25	26	27	28
中学校費	5,106	3,744	3,380	3,772	3,729	4,874	7,279
学校施設建設費を除く中学校費	3,583	3,291	3,355	3,510	3,349	3,641	3,419
生徒数	10,614	10,863	10,932	11,031	11,151	11,120	11,076
生徒一人当り中学校費	481,065	344,674	309,245	342,030	334,480	438,377	657,247
生徒一人当り中学校費（学校施設建設費を除く）	337,577	302,963	306,952	318,199	300,342	327,438	308,721

（中学校費は単位：百万円、児童数は単位：人、一人当り中学校費は単位：円）

生徒一人当り中学校費も小学校費と同様に平成 22 年度 481,065 円から平成 28 年度 657,247 円と増加傾向にある。しかしやはり小学校費と同様に、学校施設建設費を除くと平成 22 年度 337,577 円から平成 28 年度 308,721 円とやや減少傾向にある。

小学校費と同様に今後は学校老朽化による改築が増加することから学校施設建設費のさらなる増加が予想されることから、生徒一人当り中学校費についても学校施設建設費も含めれば、増加していくことが予想される。

（指摘事項なし）

児童・生徒の一人当り小学校費と中学校費の年間推移の変動について、特に異常な変動は見られず、問題となる事項はない。

(4) 東京 23 区における他区との比較

東京 23 区の中で、人口数や面積、予算規模が比較的類似している世田谷区、板橋区、練馬区と教育費及び小・中学校費が一般会計歳出に占める割合、児童・生徒一人当り小・中学校費及び学校施設整備費を除く児童・生徒一人当り小・中学校費について比較し、大田区の予算が他区に比して不足している、又は過

剰ではないかを確認した。なお全ての区について平成 28 年度をベースに比較している。

1) 小・中学校費が一般会計歳出予算に占める割合

(単位：百万円)

	大田区	世田谷区	板橋区	練馬区
教育費	24,267	27,751	24,810	30,020
教育総務費	7,869	4,634	3,399	8,283
小学校費	8,931	13,663	9,856	10,143
中学校費	7,279	5,998	5,106	7,740
校外施設費	186	186	-	-
幼稚園費	-	273	1,766	3,851
社会教育費	-	2,995	4,682	-
一般会計歳出合計	257,364	290,585	198,170	259,967
教育費が占める割合	9.4%	9.6%	12.5%	11.5%
小・中学校費が占める割合	6.2%	6.8%	7.6%	6.9%

いずれの区でも教育費が一般会計歳出合計に占める割合は 9%を超えており、また小・中学校費が一般会計歳出合計に占める割合も 6%から 7%であり、大きな相違はない。

幼稚園費については、大田区では区立幼稚園は平成 20 年度末に全て廃止されているため計上されていないが、大田区以外の比較した区では教育費として計上されている。また社会教育費については、大田区では教育費以外の費用として計上されているが、世田谷区と板橋区では教育費として計上されている。これらを考慮すると他区の教育費が一般会計歳出合計に占める割合は世田谷区で 9.6%から 8.4%に、板橋区で 12.5%から 9.2%に、練馬区で 11.5%から 10.0%へ低下する。

(指摘事項なし)

上記点を考慮すると大田区の教育費の予算割合が他区に比して低いということではなく、特に問題となる事項はない。

2) 児童・生徒一人当り小・中学校費の他区比較

児童・生徒一人当り小・中学校費を世田谷区、板橋区、練馬区と比較したものが、下記の表である。

	大田区	世田谷区	板橋区	練馬区
小学校費	8,931	13,663	9,856	10,143
学校施設建設費を除く 小学校費	6,452	7,262	5,440	9,162
中学校費	7,279	5,998	5,106	7,740
学校施設建設費を除く 中学校費	3,419	3,776	3,216	5,539
生徒・児童数				
児童数	28,655	34,358	22,433	32,859
生徒数	11,076	10,670	9,047	13,574
児童一人当り小学校費	311,701	397,670	439,370	308,702
学校施設整備費を除く 児童一人当り小学校費	225,177	211,388	242,500	278,834
生徒一人当り中学校費	657,247	562,166	564,477	570,238
学校施設整備費を除く生徒 一人当り中学校費	308,721	353,926	355,477	408,064

(教育費、一般会計歳出合計の単位：百万円、一人当り小・中学校費の単位：円)

児童一人当り小学校費は板橋区の 439,370 円が最も多く、練馬区の 308,702 円が最も低い。また学校施設整備費を除いた児童一人当り小学校費では練馬区が 278,834 円で最も多く、世田谷区が 211,388 円で最も低かった。

生徒一人当り中学校費は大田区の 657,247 円が最も多く、世田谷区の 562,166 円が最も低い。また学校施設整備費を除いた生徒一人当り中学校費では練馬区が 408,064 円で最も多く、大田区が 308,721 円で最も低かった。

いずれもその差が過大又は過少といえるほど大きなものではないと考えられる。

(指摘事項なし)

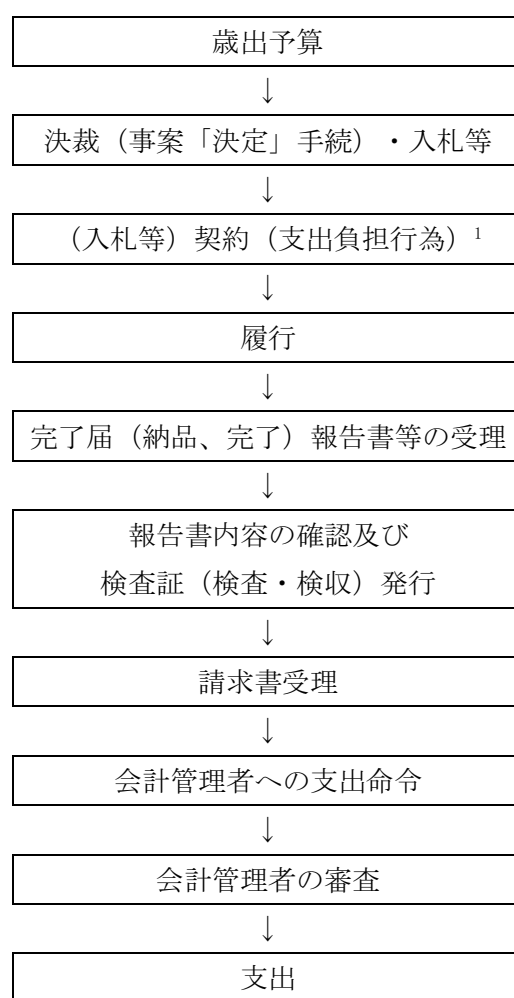
大田区の児童・生徒一人当り小・中学校費を東京 23 区の他区と比較して分析したが、特に他区との大きな違いは見受けられず、特に問題となる事項はない。

第2節 歳出事務

1. 概要

(1) 基本的なプロセス

大田区の予算執行における支出負担行為から支出へ至る歳出事務の基本的なプロセスの概要は次のとおりである。



【図表】

上記プロセスに対して、包括外部監査の視点からは、大きく分けて二つの局面に分けて考えることが妥当と思われる。一つは予算から契約までの前半局面

¹ 詳細については「支出負担行為手続規程第3条別表第1」参照のこと

であり、もう一つは履行から支払までの後半局面である。

(2) 契約

まず、前半の局面においては、自治法第2条第14項に規定されている「最小の経費で最大の効果」が達成されるべく制度設計がされている。このため、包括外部監査の監査手続としては、「決裁（事案「決定」手続）・入札等」の部分の内部統制の整備運用状況が適正に機能しているかにつき、各事例に即してチェックすることが有効と考える。

一般に地方自治体における契約については、自治法第234条から始まる第6節の契約の規制を受けることになる。自治法第234条の第1項、第2項の規定は以下のとおりである。

自治法第234条第1項

売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

自治法第234条第2項

前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

上記規定のとおり、自治法では、地方自治体が行う契約行為は、あくまで一般競争入札が原則であり、その他の方法については、地方自治法施行令（以下「自治令」という。）で定める場合に限り、これによることができるとしている。すなわち、自治令第167条では「指名競争入札」によることができる場合を規定しており、また、自治令第167条の2では「随意契約」によることができる場合を規定しており、さらにまた、自治令第167条の3では「せり売り」によることができる場合を規定している。このうち、価格による競争原理が働かないという点において、もっとも重要なのは「随意契約」によることができる場合の規定である。「随意契約」によることができる場合を定めた、自治令第167条の2第1項では、第1号及び第2号において以下のように定めている。

自治令第167条の2第1項

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

このうち、第 1 号については少額のものについては自治体の定める規則に定めてさえいれば、随意契約にしてよいという趣旨であり、行政の効率性の観点からみて特に問題はないと規定と思われるが、現在の大田区の規則のあり方はどうであろうか。

大田区においては、まず、「大田区契約事務規則」第 41 条において、自治令第 167 条の 2 第 1 項のいう「普通地方公共団体の規則で定める額を超えないもの」を以下のとおり定めている。

大田区契約事務規則 別表 2 随意契約（第 41 条関係）

1. 工事又は製造の請負	130 万円
2. 財産の買入れ	80 万円
3. 物件の借入れ	40 万円
4. 財産の売払い	30 万円
5. 物件の貸付け	30 万円
6. 前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円

したがって、上記金額以下の契約については、随意契約によることができることになる。この金額は、先の自治令別表第五が定めている市町村（指定都市を除く）の金額に一致しているので、規定のあり方から、さらには、行政事務の効率性の観点から、特に問題はないものと思われる。

他方、第 2 号についてである。第 2 号については、どのようなものが「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」となるのかは、自治法、自治令等では、必ずしも判然としない部分がある。

この点、『逐条解説地方自治法』松本英昭（学陽書房、第 4 次改訂版、平成 19 年 3 月）814 頁では、「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」に該当する事例としては、「たとえば、

ア 普通地方公共団体の行為を秘密にする必要があるとき。

イ 運送又は保管をさせるとき。

ウ 農場、工場、学校、試験所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。

エ 非常災害による罹災者に普通地方公共団体の生産に係る建築材料を売り払うとき。

オ 罹災者又はその救護を行う者に災害の救助に必要な物件の売り払い又は貸し付けるとき。

カ 外国で契約を締結するとき。

キ 学術又は文化、芸術等の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。

ク 土地、建築又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。

ケ 事業経営上の特別な必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造をさせ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

コ 公債、債権又は株式の買入れ又は売払いをするとき。

等である」

としている。

これに対し、昭和 38 年 12 月 19 日自治省（現総務省）通知は、

「『指名競争入札』は、自治令第 167 条第 1 号から第 3 号までに掲げる要件に該当する場合に限り認められ、その要件に該当するかどうかは、個々の事例につき地方公共団体が客観的な判断により認定するものであって、指名競争入札によれる場合を条例又は規則で一般的に規定することはできない」

とし、また、随意契約について定めた自治令第 167 条の 2 関係についても、同通知は、

「本条第 1 項第 1 号（現行第 2 号）の『不動産の買入れ又は借入れ…物品の売払い』は、『その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないもの』の例示である。また『その他の契約』を条例規則等で定めることはできない」

として、何が「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないもの」かの解釈を上級官庁から下級官庁へ通知している。

一方、裁判例ではどのような解釈を与えているかである。

例えば、最高裁昭和 62 年 3 月 20 日第二小法廷判決では、「そして、右のような場合に該当するか否かは、(中略) 個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である」としている。

しかしながら、本判決について、たとえば、「地方自治判例百選〔第 3 版〕」別冊ジュリスト 168 号（有斐閣、平成 15 年 10 月）92 頁～93 頁において、畠山

武道教授は以下のような趣旨のことを本判決の問題点として指摘している。すなわち、①判旨によれば、「一定の場合に限定して随意契約の方法による契約の締結を許容することとした」（本判決）はずの法および令の規範的意義が失われてしまう。②判決の掲げる基準については、随意契約の締結を「かなりルーズに解釈しており」「（判旨によれば）余程特殊なものを除けば、およそ競争入札によらなければならないという契約はないように思われる」などの懸念が表明されている。③判決が随意契約によるかどうかの判断を、地方公共団体の契約担当者の全面的な裁量に委ねた点についても議論がある。④随意契約によってよい場合であっても、随意契約の相手方の選択については、合理的な根拠と説明責任が求められる。最高裁は、この点について原審のした詳細な事実認定を一顧だにせず、いとも簡単に原審の判断を破棄しており、その点でも判旨には疑問が呈されている、等である。

このように随意契約によることができる場合の規定のあり方については、自治法及び自治令等上、議論の余地があると考えられる。

翻って、この点における現在の大田区の状況、すなわち、問題の自治令第167条の2第1項第2号のいう「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」についての規定のあり方はどうであろうか。

まず、「大田区契約事務規則」第4条第1項において「区長は、契約に関する事務を別表第1のとおり委任する」とし、自治法第153条に規定されている区長の有する「契約締結・その他の支出負担行為」一切の執行権限のうち、その一部を補助機関である吏員（各受任者）に委任している。今回の監査対象関連部局での受任内容を抜粋すると以下のとおりとなる。

別表第1 契約事務の委任（第4条関係）

項	受任者	委任する事務の範囲	所管部課等名
21	教育委員会事務局 教育総務部長	<p>教育委員会の所掌事項に係る次に掲げる契約。ただし、22の項から29の項までに掲げる受任者に委任された契約を除く。</p> <p>(1) 区長が指定する委託契約（委託料に限る。）</p> <p>(2) 負担金補助及び交付金に関する契約</p> <p>(3) 官報掲載公告委託に関する契約</p> <p>(4) 他の地方公共団体との共同印刷、共同買入りに係る契約</p> <p>(5) 不動産に関する契約を除き、次に掲げる契約</p> <p>ア 歳入の原因となる契約（財産の売払い及び物件の貸付けに関する契約を除く。）</p> <p>イ 国、地方公共団体その他公共団体を相手方とする契約</p> <p>(6) 移動教室に伴う旅客列車輸送に関する契約</p> <p>(7) 学校給食用保存食及び展示食の買上げに関する契約</p> <p>(8) 政令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約</p>	教育委員会事務局 教育総務部教育総務課
27	学校長	<p>1 予定金額50万円以下の工事又は製造の請負に関する契約</p> <p>2 不動産に関する契約を除き、次に掲げる契約</p> <p>(1) 予定金額50万円以下の財産の買入に関する契約</p> <p>(2) 予定金額40万円以下の物件の借入れに関する契約</p> <p>(3) 予定金額30万円以下の財産の売払いに関する契約</p> <p>(4) 予定金額30万円以下の物件の貸付けに関する契約</p> <p>3 飲食物の調達に関する契約（食糧費に限る。）</p> <p>4 1から3までに掲げるもの以外の種類で予定金額50万円以下の契約（不動産に関するものを除く。）</p>	教育長が指定する事務職員

上記の「大田区契約事務規則」第4条第1項に関して、大田区「契約事務の手引」（大田区総務部経理管財課）によれば、委任するもののうち、「業務の性質上契約の相手方が特定され、かつ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの」については、各部長に委任しているとしており、同「手引」では、その例として「負担金補助及び交付金に関する契約」「官報掲載公告委託」等が記載されているが、これは別表第1 契約事務の委任（第4条関係）をサマリーしたものである。この結果、大田区においては、上記の内容を契約事務の委任

として、その各吏員に執行権限を委ねるとともに、部長に委任された上記内容の契約については「業務の性質上契約の相手方が特定され、かつ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当しているとして、随意契約が可能との解釈をとっているようである。つまり、大田区においては上記表の 21 の(2)以下は随意契約ができると考えられていると思われる。

このうち特に問題となるのは、上記表の 21「(1) 区長が指定する委託契約（委託料に限る）」についてである。「区長が指定する委託契約について」は別に定めがある。すなわち、「区長が指定する委託契約について」（平成 4 年 3 月 30 日訓令甲第 6 号、最終改正平成 25 年 4 月 1 日第 30 号）では、「大田区契約事務規則（昭和 39 年規則第 18 号）別表第 1 に規定する「区長が指定する委託契約」とは、業務の性質上、契約の相手が特定され、かつ、契約の性質又は目的が競争入札に適さない次に掲げる委託契約とする」として、以下の 7 号を示している。

- (1) 医学的、保健衛生的な専門知識を有する団体又は個人との委託契約
- (2) 営利を目的としない団体又は個人との委託契約
- (3) 大田区指定金融機関との委託契約
- (4) 高度で特別な専門知識を必要とする業務についての委託契約
- (5) 法令等により価格又は内容が定められている業務についての委託契約
- (6) 児童、心身障害者（児）又は高齢者に係る福祉事業の業務についての委託契約
- (7) 前各号に掲げるもののほか、総務部長が特に適当と認めた委託契約

これらの委託契約についても、「大田区契約事務規則」第 4 条第 1 項の示す別表 1 の他の委任部分と同様に、随意契約ができるものの対象に含まれていると考えられる。

(3) 支払

上記【図表】のプロセスに関し、『特別区職員ハンドブック 2017』特別区人事・厚生事務組合、特別区職員研修所編集（2017 年 3 月、時事通信出版局）702 頁～704 頁には、「支出事務」として以下のとおり説明されている。

「支出は、長の予算執行行為である支出負担行為に始まり、長から会計管理者への支出命令及び会計管理者の審査を経て、出納機関たる会計管理者の支払いにより完結する。支出を行うときは、命令機関における事務を経て、会計管理

者に支出命令書が送付される。支払いにあたっては、①支出負担行為が法令²又は予算に違反していないこと³、②支出負担行為に係る債務が確定していること⁴、③債権者のためにするものであること、④指定金融機関を支払人とする小切手の給付、又は、指定金融機関に対する公金振替書の交付によること（ただし、現金で小口の支払いをすることを含む）などの支出の原則がある（自治法第 232 条の 4 第 2 項、第 232 条の 5 第 1 項、第 232 条の 6、自治令第 165 条の 4）。しかし、これらの原則を推し進めるとかえって事務に支障をきたしたり、債権者の不便となったり場合がある。このため、①資金前渡、②概算払、③前払金、④繰替払、⑤隔地払、⑥口座振替など、各種の特例を設けている（自治法第 233 条の 5 第 2 項、自治令第 161 条～第 165 条、第 165 条の 2）。

さらに、上記の手続きにおいて、特に重要だと思われる「支出負担行為」及び「支払命令、審査」については、同『特別区職員ハンドブック 2017』において次のように説明されている。

(1) 支出負担行為

支出を行うには、地方公共団体が歳出予算に基づく金銭債務を負っていることが前提となる。そして、その債務額が確定し、債務の弁済期に達して初めて支出するものである。支出負担行為とは、このような支出の原因となる契約その他の行為のことである（自治法第 232 条の 3⁵）。実際に支出負担行為として整理する期間等については、経費ごとに異なるため、各地方公共団体の財務規程等でこれを明らかにしており、特別区においては、通常、支出負担行為規程により、これを定めている。（702 頁）

大田区ではこの扱いを受けて、「支出負担行為手続規程」（昭和 38 年 12 月 26 日 訓令甲第 19 号）を定めており、第 3 条第 1 項において、「支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な書類は、別表第 1 に定める区分によるものとする」として以下のように定めている。なお、ここでは、該当区分のみ採り上げている。

² 「大田区会計事務規則」第 14 条第 2 号

³ 「支出負担行為手続規程」第 2 条第 1 号

⁴ 「大田区会計事務規則」第 14 条第 3 号

⁵ 自治法第 232 条の 3「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」

大田区「支出負担行為手続規程第3条別表第1」より該当区分抜粋

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類	備考
11 需用費				
(1) 消耗品費 (燃料費、賄材料費)	購入契約を締結するとき(請求のあったとき)	購入契約金額(請求のあった額)	契約書、請書、見積書、仕様書(請求書)	単価契約によるものは括弧書によることができる。
(2) 食糧費	契約を締結するとき	契約金額	契約書、見積書、請書、仕様書	
(3) 印刷製本費 修繕料	契約を締結するとき(請求のあったとき)	契約金額(請求のあった額)	契約書、請書、見積書、仕様書(請求書)	単価契約によるものは括弧書によることができる。
(4) 光熱水費	請求のあったとき	請求のあった額	請求書、検針表、単価契約書、請書、内訳書	
12 役務費				
(1) 通信費	請求のあったとき及び電話の加入申込を承認する旨の通知があったとき	請求のあった額及び加入料	請求書、単価契約書、請書、内訳書、申込書の写	
(2) 運搬費、保管料、広告料、筆耕翻訳料、手数料	契約を締結するとき(請求のあったとき)	契約金額(請求のあった額)	契約書、請書、受領書、数量調書(請求書)	運賃先払による運搬料、到着荷物の保管料、後納契約又は単価契約によるものは括弧書によることができる。
(3) 火災保険料 自動車損害保険料	契約を締結するとき又は払込通知を受けたとき	払込指定金額	契約書、払込通知書	
13 委託料	契約を締結するとき(請求のあったとき)	契約金額(請求のあった額)	契約書、請書、見積書(請求書)	後納契約又は単価契約による場合は括弧書によることができる。

14 使用料及び賃借料	契約を締結するとき (請求のあったとき)	契約金額(請求のあった額)	契約書、請書、見積書(請求書)	後納契約又は単価契約によるものは括弧書によることができる。
15 工事請負費	契約を締結するとき	契約金額	契約書、請書、見積書、仕様書	
18 備品購入費	購入契約を締結するとき	購入契約金額	契約書、請書、見積書、仕様書	
19 負担金、補助及び交付金	指令をするとき(請求のあったとき)	指令金額(請求のあった額)	指令書の写、内訳書の写(請求書)	指令を要しないものは、括弧書によることができる。
20 扶助費	支出又は交付決定のとき	支出又は交付しようとする額	請求書	

(2) 支払命令、審査

会計管理者は長の命令がなければ支出することができない（自治法第 232 条の 4 第 1 項）。支出命令書は支出負担行為が完了し、債務が弁済期に達して初めて発行できるものである。会計管理者は長の支出命令を受けた場合、支出命令に係る支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及びその債務が確定していること確認した上でなければ支出することができない（自治法第 232 条の 4 第 2 項）。これを会計管理者の支出命令審査権という。

審査にあたって、必要があると認めるときは実地調査も行うこともできるが、通常は書類審査をもって行い、支出命令書に請求書等の書類を添付するとともに、必要に応じて支出の内容及び経過を明らかにした決裁文書等の書類を併せて送付することとしている。（692 頁）

自治法第 232 条の 3（支出負担行為）の趣旨については、『逐条解説地方自治法』松本英昭（学陽書房、第 4 時改訂版、平成 19 年 3 月）767 頁～768 頁では、「歳入金についての調定に相当する基本規定として、支出発生の法律上の基礎と経理手続とを明らかにし、支出命令と支出負担行為とを区分するために支出負担行為を制度として設けたものである」と解説されている。

また、自治法第 232 条の 4（支出の方法）に定められる支出命令及び審査の趣旨については、同『逐条解説地方自治法』770 頁～771 頁において、「会計管理者が支出するには、普通地方公共団体の長の支出命令があること、支出負担行為が法令又は予算に違反していないことを確認したうえであること及び支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえであることが必要である」とされており、「支出負担行為は、もともと法令又は予算の定めるところに従い行わなければならないとされているのであるが、内部牽制の意味あいから会計機関が、執行機関の行った支出負担行為を確認するのである」と解説されている。

したがって、この支出の部分に関しては制度上、執行機関（課）と会計機関とのいわゆるダブルチェックが担保されていることになる。

2. 監査手続

契約事務における「決裁（事案「決定」手続）・入札等」「契約（支出負担行為）」の部分の内部統制の整備運用状況が適正に機能しているか監査する。

支払事務に係る「完了届（納品、完了）報告書等の受理」「検査証（検査・検収）発行及び報告書内容の確認」「請求書受理」「会計管理者への支払命令」「会

計管理者の審査」「支出」の部分の内部統制の整備運用状況が適正に機能しているか監査する。

【抽出方法】

大田区の場合、契約については、大きく分けて「経理管財課契約」と「各部契約・各課契約」に分かれる。このため、まず、下記の資料を各部局に依頼した。

対象所属	資料名称等
経理管財課	財務会計システムより抽出した平成 28 年度の教育委員会(歳入歳出決算書上の項の小学校費、中学校費、校外施設費に限定)に係わる経理管財課契約のうち、契約金額が 1,000 万円以上の案件のリスト。なお、範囲は歳入歳出決算書上の節の項目で 11 需用費～に限定。
教育委員会	財務会計システムより抽出した平成 28 年度の教育委員会(歳入歳出決算書上の項の小学校費、中学校費、校外施設費に限定)に係わる各部契約のうち、契約金額が 1,000 万円以上の案件のリスト。なお、範囲は歳入歳出決算書上の節の項目で 11 需用費～に限定。
教育委員会	平成 28 年度の歳入歳出決算書上の項の小学校費、中学校費、校外施設費のうち、節の項目で 11 需用費～の決算書の数値の内訳書・明細書(上記の契約内容と決算書の数値を結び付けたいため内訳書・明細書が必要となる。)

上記、経理管財課分の提出資料のうち「物品」についてのみ本節での対象とし、「工事」「設計委託等」については、第 9 節 学校施設の整備での対象としている。このため、ここでの抽出対象からは外し、この中から合計 10 件を抽出した。さらに、児童誘導や警備の委託契約については、平成 20 年度の包括外部監査の対象にも含まれており、その後の状況も観察したいという経緯により、この 4 件部分も監査の対象に含めることにした。この部分については、監査手続の前半分を中心にチェックすることとした。

また、教育委員会部分については、契約金額と支払を結び付けることが難しいことから、教育委員会の教育総務部のうち教育総務課、学務課、指導課における平成 28 年度の「歳出予算整理簿」のデータから 1 回の支払いが 1,000 万円以上かつ需用費～に該当すると思われるものを任意で、教育総務課分で 4 件(但し、1 件はリース契約であり経理管財課部分 10 件に含めている)、学務課分で 16 件、指導課分で 2 件抽出した。この部分については、監査手続の後半部分を中心にチェックすることとした。

3. 監査の結果

(1) 経理管財課分

1) 野辺山学園業務委託（単価契約）

① 契約金額等

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 28 年 4 月 1 日	野辺山学園業務委託	大田区立野辺山学園運営共同事業体	56,247,551 円 (単価契約)

② 内容等

野辺山学園に関する業務委託である。「決定」（起案番号：27 教学発第 12983 号）（起案日平成 28 年 2 月 9 日、決定平成 28 年 2 月 12 日）によれば、その内容としては、総括管理等業務、清掃業務、建築物環境衛生管理業務、設備保守点検・設備巡回点検管理業務、消防設備保守業務、し尿浄化槽保守業務、看護業務、シーツ等リース業務、寝具乾燥消毒衛生加工等業務、キャンプファイヤー等準備、警備業務並びに給食調理業務委託がある。

契約期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日、支出予定額は 56,247,551 円（税込）であり、そのうち 4,166,485 円は消費税相当額である。内訳としては総括管理等業務～警備業務が 27,382,071 円（税込）、給食調理業務委託が 28,865,480 円（税込）である。推薦業者を大田区野辺山学園運営共同事業体とし随意契約として締結している。

③ 契約の方法及び経緯等

本件の契約の方法は随意契約となっている。

本件については、学務課長から経理管財課長あてに「業者推薦書」27 教学発第 12983 号（平成 28 年 2 月 12 日）が提出されており、推薦業者を大田区野辺山学園運営共同事業体（代表団体：(株)フォレスト）所在地：神奈川県足柄下郡湯河原町城堀 207）とするものとなっている。推薦理由は以下のとおりである。

(1) 上記業者は「大田区立野辺山学園管理運営事業者選定委員会」平成 26 年 1 月 10 日付 25 教学発第 12702 号決定により選定された業者であり、平成 26 年度より業務を受託している。26 年度及び 27 年度の受託状況が良好だったため、3 年目となる平成 28 年度についても引き続き業務を委託することとしたい。

(2) 相当の知識、資格及び経験を有する者を従事させることが可能であると見

込める。

(3) 施設の管理運営や維持の技術に係る体制が整備されている。

(4) 食物アレルギーへの対応や食中毒の予防・防止への取り組みが評価でき、安全で良質な給食の提供が見込める。

これを受け「随意契約について」においては〈随意契約にする理由〉として以下のとおり記している。

上記業者は「大田区立野辺山管理運営事業者選定委員会」平成 26 年 1 月 10 日付教学発第 12702 号決定により選定された業者である。選定理由としては、下記のとおりである。

- ・相当の知識、資格及び経験を有する者を従事させることができる。
- ・施設の管理運営や維持の技術に係る体制が整備されている。
- ・危機管理についての取り組みが充実している。
- ・食物アレルギーへの対応や食中毒の予防・防止への取り組みが評価でき、安全で良質な給食の提供が見込める。

よって、上記業者より見積書を徴し、区予定価格で金額その他妥当であれば、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質又は目的）の規定に基づき随意契約を執行する。

④結果及び意見

（意見 No. 1）

「大田区立野辺山管理運営事業者選定委員会」平成 26 年 1 月 10 日付教学発第 12702 号決定には、次のように記載されている。

「大田区立野辺山学園の管理運営業者の選定にあたり、「大田区立野辺山学園管理運営事業者選定委員会設置要綱」に基づき、平成 25 年 12 月 19 日ならびに平成 26 年 1 月 9 日に選定委員会を開催し審議を行った。その結果報告を受け、下記のとおり管理運営業者を決定する。1. 管理運営事業者名称 大田区野辺山学園運営共同事業体 【代表団体】(株)フォレスト【構成団体】富士フードサービス（以下省略）」。

同選定委員会における管理運営事業者選定の採点表は、書類審査評価とプレゼンテーション審査評価から構成されているが、このうちコスト面のインパクトは書類審査評価の中にわずかに配点されているのみである。

上記業者が決定されたことに特に異論はないが、審査の過程においてコスト面の重要性が過少評価されていると思われる。自治法第 2 条第 14 項に照らして

やや問題があると考えられる。

2) 野辺山学園移動教室実施に伴うバス借上げ(単価契約)

① 契約金額等

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 28 年 4 月 1 日	野辺山学園移動教室実施に伴うバス借上げ(単価契約)	壽観光(株)	37,680,600 円 (単価契約)

② 内容等

「運送契約書」(平成 28 年 4 月 1 日付)添付の「仕様書」の(目的)には以下のように記載されている。

「大田区が実施する移動教室に参加する生徒を各中学校から野辺山学園(長野県佐久郡南牧村大字野辺山字二ツ山 674)までの間及び中学校特別支援学級連合移動教室時の現地移動を観光バスにより安全かつ快適に送迎することを目的とする。また、学校から立ち寄りの要望がある場合は、運行上支障の無い範囲において対応すること」。

同「仕様書」の(期間)は「平成 28 年 5 月 1 日から 11 月 30 日までの、指定の日とする(以下省略)」とある。単価契約なので、「運送契約書」には「運送計画書」に「予定台数: 205 台、予備台数: 8 台、合計: 213 台」とあり、別に「野辺山学園移動教室実施に伴うバス借上げ 内訳書」として、

品目	予定台数	単位 呼称	単価	金額	摘要
各中学校と野辺山学園間の往復	213	台	160,600		諸経費込
中学校特別支援学級連合移動教室における現地移動用	7	台	118,800		諸経費込
合計					諸経費込

表示価格は、人件費・有料道路使用料・その他バス輸送に必要な全ての経費及び消費税を含むものとする。

とある。

③ 契約の方法及び経緯等

本件の契約方法は随意契約となっている。

本件については、大田区において「平成 28 年度運送業務委託指名表(旅客関

係)」を作成している。この中では、指名業者の選定基準として以下の3つを挙げている。

- ・114 運搬請負、又は119 その他業務で登録があり、大田区指名実績及び官公庁実績のある業者を選定する。
- ・前年度契約業者、下見積業者は優先して指名する。
- ・予定金額2000万円以上は8社指名が基準であるが、左記業者で8社の指名は困難であり6社とする。

この結果、(株)新国際観光、(株)壽観光、(株)太平観光、(社)日本移動教室、日立自動車交通(株)、ニュー東京観光自動車(株)の6社での第1回の入札・見積合せが行われた。その結果、(株)壽観光35,040,200円、(株)新国際観光35,550,600円、(株)太平観光38,283,000円となり、他の業者は辞退した。

なお、平成26年度、平成27年度ともに、(株)新国際観光が落札している。

④結果及び意見

(指摘事項なし)

本件については、特に問題となる事項はない。

3)平成28年度大田区休養村とうぶ移動教室実施に伴うバス借上げ(単価契約)

①契約金額等

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成28年4月1日	平成28年度大田区休養村とうぶ移動教室実施に伴うバス借上げ(単価契約)	太平観光(株)	53,370,000円 (単価契約)

②内容等

「運送契約書」(平成28年4月1日付)添付の「仕様書」の(目的)には以下のように記載されている。

「大田区が大田区休養村とうぶで実施する移動教室に参加する児童を、観光バスにより安全かつ快適に輸送し、移動教室を実施することを目的とする」とあり、(送迎)には「移動教室に参加する児童を各小学校から大田区休養村とうぶ(長野県東御市和6733番地1)まで送迎する。但し運行上支障の無い範囲において立ち寄りを可とする」とある。

同「仕様書」の(配車期間)には「平成28年5月1日から10月31日までの、

指定の日とする（以下省略）」とある。単価契約なので、「運送契約書」には「運送計画書」に「配車（場所・台数）」として「区内：147台、とうぶ：76台、合計223台」とあり、別に「平成28年大田区休養村とうぶバス借上げ内訳」として、

	1台単価	予定台数	金額
送迎用	170,000	223台	
現地移動用	80,000	147台	
合計		370台	

有料道路代・諸経費・消費税などを含む。ただし、池の平湿原の駐車場は除く。

とある。

③契約の方法及び経緯等

本件の契約方法は随意契約となっている。

本件については、「野辺山学園移動教室実施に伴うバス借上げ(単価契約)」の場合と同様に、まず大田区において「平成28年度運送業務委託指名表(旅客関係)」を作成している。その内容は、「野辺山学園移動教室実施に伴うバス借上げ(単価契約)」の場合と全く同一の指名基準となっている。この結果、(株)新国際観光、(株)壽観光、(株)太平観光、(株)日本移動教室、(株)東交観光バス、(株)日本旅行ソリューション営業本部の6社での第1回の入札・見積合せが行われた。ここでも「野辺山学園移動教室実施に伴うバス借上げ(単価契約)」の場合と同様、(株)太平観光、(株)新国際観光、(株)壽観光だけが応札し、他の業者は辞退した。そのため(株)太平観光が49,670,000円、(株)新国際観光が57,425,200円、(株)壽観光は59,523,000円で入札し、(株)太平観光が落札した。

入札時には(株)太平観光が49,670,000円で応札(入札日平成28年2月29日)落札し、さらに、単価協議となり、運送契約書(平成28年4月1日)を提出している。これによる推定支出予定額は53,370,000円となる。なお、平成26年度、平成27年度の落札業者は(株)太平観光であった。

④結果及び意見

結果及び意見については4)を参照。

4) 平成 28 年度伊豆高原学園移動教室実施に伴うバスの借上げ（単価契約）

①契約金額等

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 28 年 4 月 1 日	平成 28 年度伊豆高原学園移動教室実施に伴うバスの借上げ (単価契約)	(株)新国際観光	38,640,000 円 (単価契約)

②内容等

「運送契約書」（平成 28 年 4 月 1 日付）添付の「仕様書」の（目的）には以下のように記載されている。

「大田区が大田区立伊豆高原学園で実施する移動教室に参加する児童を、観光バスにより安全かつ快適に輸送し、移動教室を実施することを目的とする」とあり、（送迎）には「移動教室に参加する児童を各小学校から大田区立伊豆高原学園（静岡県伊東市八幡野 1154-3）まで送迎する。但し運行上支障の無い範囲において立ち寄りを可とする」とある。

同「仕様書」の（期間）には「平成 28 年 5 月 9 日から 11 月 25 日までの、指定の日とする（以下省略）」とある。単価契約なので、「運送契約書」には「運送計画書」に「配車」として「送：84 台、送迎：60 台、迎：86 台、合計 230 台」とあり、別に「平成 28 年度大田区立伊豆高原学園バス借上げ内訳」として、

	1 台単価	予定台数	金額
計	155,000	230 台	

とある。

③契約の方法及び経緯等

本件は指名競争入札となっている。

本件については、「野辺山学園移動教室実施に伴うバス借上げ(単価契約)」あるいは「平成 28 年度大田区休養村とうぶ移動教室実施に伴うバス借上げ（単価契約）」の場合と同様に、まず大田区において「平成 28 年度運送業務委託指名表（旅客関係）」を作成している。その内容は、「野辺山学園移動教室実施に伴うバス借上げ(単価契約)」の場合と全く同一の指名基準となっている。

この結果、(株)新国際観光、壽観光(株)、太平観光(株)、(社)日本移動教室、日本旅行(株)ソリューション営業本部、(株)JTB コーポレートセールスの 6 社での第 1 回の

入札・見積合せが行われた。ここでも「野辺山学園移動教室実施に伴うバス借上げ(単価契約)」あるいは「平成28年度大田区休養村とうぶ移動教室実施に伴うバス借上げ(単価契約)」の場合とほぼ同様に、太平観光(株)、(株)新国際観光、壽観光(株)及び(株)JTB コーポレートセールスが応札し、他の業者は辞退した。この結果、太平観光(株)が157,800円、(株)新国際観光が155,000円、壽観光(株)が163,200円、(株)JTB コーポレートセールスが195,480円で入札した。

入札時には(株)新国際観光が155,000円で応札(入札日平成28年2月29日)し、さらに、単価協議となり、運送契約書(平成28年4月1日)を提出している。これによる推定支出予定額は38,640,000円(単価155,000円)となる。

なお、本件について、平成28年度以前はバスを借上げていなかったため、平成26年度、平成27年度の落札業者は存在していない。

④結果及び意見

(意見 No. 2)

過去3年間の落札業者は次の表のとおりである。

	26年度	27年度	28年度
2)野辺山学園移動教室実施に伴うバス借上げ(単価契約)	(株)新国際観光	(株)新国際観光	壽観光(株)
3)平成28年度大田区休養村とうぶ移動教室実施に伴うバス借上げ(単価契約)	太平観光(株)	太平観光(株)	太平観光(株)
4)平成28年度伊豆高原学園移動教室実施に伴うバスの借上げ(単価契約)	-	-	(株)新国際観光

「野辺山学園」「休養村とうぶ」「伊豆高原学園」の各移動教室のバスの借上げについて、指名競争入札が行われているが三事業者が分かれて落札しており、一事業者が独占していることがない。この結果だけをもって何等かの問題があった云々等ということとはできないが、この結果をもって思料するに、価格競争原理が有効的に機能していない恐れがあるとまでは、言えるのかもしれない。

たとえば、「平成28年度運送業務委託指名表(旅客関係)」の指名業者の選定基準においては、

- ・114 運搬請負、又は119 その他業務で登録があり、大田区指名実績及び官公庁実績のある業者を選定する。
- ・前年度契約業者、下見積業者は優先して指名する。
- ・予定金額2000万円以上は8社指名が基準であるが、左記業者で8社の指名は

困難であり 6 社とする。

となっており、実績がない新規業者の参入は事実上困難な情勢にあると考えられる。業者の固定化の回避のために指名競争入札ではなく一般競争入札を、定期的に行うことを検討すべきであったと考えられる。

5) 大田区立田園調布小学校ほか小中学校 34 か所の電気需給（単価契約）

① 契約金額等

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 28 年 4 月 1 日	大田区立田園調布小学校 ほか小中学校 34 か所の電 気需給（単価契約）	東京電力エナジー パートナー(株)	109,450,629 円 （単価契約）

② 内容等

「電気供給契約書」（平成 28 年 4 月 1 日付）添付の「仕様書」の（概要）は以下のとおりである。

「（1）件名：大田区立田園調布小学校ほか小中学校 34 か所の電気需給（単価契約）、（2）需要場所：別紙 1 のとおり」とある。同添付の「内訳書」には以下のとおりである。

項目	単価（税込）	予定数量	項目別金額
基本料金（12 か月）	602.25 円	kW	円
電力量料金（夏季）（7, 8, 9 月）	17.22 円	kWh	円
電力量料金（その他季） （4, 5, 6, 10, 11, 12, 1, 2, 3 月）	16.08 円	kWh	円
合計			円

※単価は税込単価で、基本料金は kW あたり、電力量料金（夏季・その他季）は、kWh あたりの単価となる。

③ 契約の方法及び経緯等

本件の契約の方法は随意契約となっている。「随意契約について」には「随意契約とする理由：別紙のとおり」とあり、「随意契約を執行する理由」として以下のことが述べられている。

「本件は、大田区立田園調布小学校ほか小中学校 34 か所の電気需給にかかる

案件である。平成 28 年 2 月 17 日に希望制指名競争入札を行ったところ、応札したのは 1 社のみであったため、不調となった。上記業者は前述の入札において唯一応札した業者である。電気需給については環境・地球温暖化対策課の示すとおり、1 社応札により不調になった案件は、唯一応札した業者と協議のうえ随意契約を締結することとしている。また、上記業者は大田区電力の調達に係る環境配慮方針に定める評価基準を満たす業者であり、大田区を管轄する一般電気事業者であるため、安定した電気の供給の確保が見込める。よって、上記業者から見積書を徴し、区予定価格以内で金額その他妥当であれば、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(性質又は目的)の規定に基づき、随意契約を執行する」。

これに先立ち、経理管財課長あてに学務課長から「業者推薦書」(27 教学発第 13103 号、平成 28 年 2 月 23 日)が出されている。この中で、「推薦理由」として挙げられているのは、次の 3 つであり、上記の内容と重複する。

- (1) 希望制指名競争入札に付し、応札したのが東京電力エナジーパートナー株式会社のみであり、入札不成立となったが、同使用条件において契約の意思を示したため。
- (2) 大田区を管轄する一般電気事業者であるため、安定した電力需給を確保できる。
- (3) 大田区電力の調達に係る環境配慮方針に定める評価基準を満たす業者である。

④結果及び意見

(意見 No. 3)

契約書には、担当者の付箋メモ書きで「①本庁、②学校「東京電力エナジーパートナー(株)」、③出張所(区民施設)、④地域庁舎、⑤保育園、⑥清掃事務所「(株)F-Power)」とあり、大田区でも施設によっては東京電力以外の会社からの電力供給を受けている状況にあると思われる。またこの 2 社以外にも、清掃工場のより効率的な運営と地域で消費する循環型社会への貢献を目的に、特別区の理解を得て、東京二十三区清掃一部事務組合と東京ガス株式会社の共同出資により平成 18 年 10 月に設立された「東京エコサービス株式会社」からも区施設における電力需要調査(お願い)や電力販売(お知らせ)が、平成 27 年 9 月 29 日及び 10 月 23 日に来ている。希望制指名競争入札なるものが通常の指名競争入札とどのように異なるのか不明であるが、電力供給についても価格競争原理が働く環境になりつつある。そのため可能な限り一般競争入札を行うべきではないかと考えられる。

6) 平成 28 年度大田区学校運営システム運用保守業務委託

①契約金額等

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 28 年 4 月 1 日	平成 28 年度大田区 学校運営システム運 用保守業務委託	日本電気(株)公共・社会シ ステム営業本部	129,114,000 円

②内容等

「契約書」(平成 28 年 4 月 1 日付)添付の「仕様書」の(委託内容)は以下のとおりである。

「学校運営システムは、校務事務を効率化することで教職員の事務作業の軽減を図り、子供たちと向き合う時間を創出し、教職員が本来の教育に専念し、子どもたちにより良い指導ができる体制整備を推進することを目的としている。乙(注:日本電気株式会社)は、学校運営システムの安定稼働とサービス利用者に対しての十分な運用保守業務を行うことで、学校運営システム導入の目的を達成するために、学校運営システムの運用及び保守について、「運用設計書」、「システム基盤運用計画書」、「校務支援システム運用計画書」、「活用支援業務計画書」及び「保守作業実施計画書」に則り、学校運営システムの運用管理・保守業務、研修・教育等を実施することとする。なお、本仕様書に記載する内容は、要件定義書に準拠した内容であり、「運用設計書」、「システム基盤運用計画書」、「校務支援システム運用計画書」、「活用支援業務計画書」及び「保守作業実施計画書」の内容と矛盾・差異が生じた場合は、設計書・計画書を優先とする」

③契約の方法及び経緯等

本件の契約方法については、随意契約となっている。「随意契約について」には「随意契約とする理由:別紙のとおり」とあり、別添「執行理由」には、以下のことが述べられている。

「本件は、大田区学校運営システム運用保守業務委託である。上記業者は、「学校運営システム構築・運用業者選定委員会」(平成 23 年 6 月 30 日付 23 教教発第 10941 号決定)において選定された業者である。上記業者は長年にわたり大田区における基幹系システムの構築・運用業務を受託している実績があり、他

自治体における類似の構築・運用業務の履行実績があることから、本件業務委託について確実な履行が期待できる。よって、上記業者より見積書を徴し、区予定価格で金額その他妥当であれば、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質又は目的）の規定に基づき、随意契約を執行する」。

なお同委員会の議事録によれば、出席委員は教育総務部から 5 名、経営管理部から 3 名に相生小学校長、安方中学校長である。

これに先立ち、経理管財課長あてに学校職員担当課長から「業者推薦書」（27 教指発第 13191 号、平成 28 年 2 月 10 日）が出されている。この中で、「推薦理由」として挙げられているのは、次のとおりである。

①平成 23 年 6 月 24 日に「学校運営システム構築・運用業者選定委員会」を開催した。ここでは、提案書の提案内容を評価して決定する技術点と見積書の提案金額を基に算出する価格点の合計である総合評価点数を審議の結果、「日本電気株式会社（NEC）」を学校システム構築・運用委託業者の契約締結第一候補事業者と選定した。

②当該候補事業者は、長年にわたり大田区における基幹系システムの運用保守業務を受託している実績がある。平成 23 年度には「学校運営システム構築・運用業者選定委員会」を受託し、平成 24 年・25 年度には「学校運営システム構築・運用業者選定委員会」を受託し、システムの構築及び運用の安定化に貢献している。また、業務執行管理体制が適切であることに加え、他区等の他自治体における類似の運用保守業務の履行実績がある。

④結果及び意見

（指摘事項なし）

本件については、特に問題となる事項はない。

7) 平成 28 年度 1 月導入学校運営システムサーバ構築作業委託

①契約金額等

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 28 年 6 月 17 日	平成 28 年度 1 月導入 学校運営システムサ ーバ構築作業委託	日本電気(株)公共・社会シ ステム営業本部	120,198,600 円

②内容等

「契約書」(平成 28 年 6 月 17 日付) 添付の「仕様書」の(委託内容)は以下のとおりである。

大田区学校運営システムは、学校運営ネットワーク、校務支援システム及び学校運営システム基盤から構成する。

①学校運営ネットワーク

事業局、学校、教育ネットワーク、適応指導教育及びサーバを設置するデータセンターを結ぶネットワーク。

②学校支援システム

校務支援ソフトウェアを利用して学校事務を効率化すること、教育の質を向上することを目的としてシステム。

③学校運営システム基盤

セキュリティ強化及び事務局と学校が情報を共有するための学校運営共有フォルダなどの全体最適を目的としたシステム基盤

乙(注:日本電気株式会社)は、以下の作業を含め、「仕様書別紙 2 要件事項一覧」に記載する大田区学校運営システム再構築プロジェクトの遂行に伴い発生する作業及びその他にシステム構築に必要なことを行うものとする。

③契約の方法及び経緯等

本件の契約方法については、随意契約となっている。「随意契約について」には「随意契約とする理由:別紙のとおり」とあり、別添「執行理由」には、以下のことが述べられている。

「本件は、平成 23 年 6 月の学校運営システム構築・運用の選定委員会で選出された事業者であり、学校運営システムサーバ等について熟知している。迅速かつ的確な業務を遂行するには、上記業者による実施が不可欠である。よって、上記業者から見積書を徴し、区予定価格以内で金額その他妥当であれば、自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号(性質又は目的)の規定に基づき、随意契約を執行する」

これに先立ち、経理管財課長あてに学校職員担当課長から「業者推薦書」(28 教指発第 10989 号、平成 28 年 6 月 16 日)が出されている。この中で、「推薦理由」として挙げられているのは、次のとおりである。

日本電気株式会社は、平成 23 年 6 月 24 日に「学校運営システム構築・運用

業者選定委員会」で契約締結第一候補事業者と選定され、構築・運用委託を実施している。本件は、平成 23 年度から現在まで学校運営システムの構築・運用を実施し、良好な結果を得ている。また、不測の事態に作業調整が行えるなど十分な知識と運用経験を有している。安全かつ効率的な作業を行うには、当該業者への委託が不可欠であるため、作業内容を熟知している当該業者を契約の相手方として推薦する。

④結果及び意見

(指摘事項なし)

本件については、特に問題となる事項はない。

8) おおた放課後子ども教室運営業務委託（大森第一小、外 5 施設）

①契約金額等

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 28 年 4 月 1 日	おおた放課後子ども 教室運営業務委託 (大森第一小、外 5 施設)	葉隠勇進(株)東京本社	80,923,544 円

②内容等

「契約書」（平成 28 年 4 月 1 日付）添付の「おおた放課後子ども教室運営業務委託仕様書（大森第一小、外 5 施設）」の（委託業務の基本内容）は以下のとおりである。

(1) 主な業務

- ①利用登録に関する業務
- ②児童の安全管理・児童活動支援に関する業務
- ③保護者からの問合せ等に関する業務
- ④その他、子ども教室の運営に必要な業務

(2) 子ども教室の業務委託時間及び休業日

①業務委託時間

原則として、午後 1 時 15 分から午後 5 時 15 分まで（準備および片づけを含む）なお、子ども教室の開設時間は、放課後から午後 5 時まで ※11 月 1 日から 2 月 28 日までは午後 4 時 30 分までとする。

②休業日

- ア 土曜日及び日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日
- ウ 学校休業日（春休み・夏休み・冬休みは実施しない。）
- エ 給食が提供されない日
- オ 学校行事等の実施に伴い、施設使用に支障をきたすおそれのある場合
- カ その他、教育委員会が指定する日

③流行性の病気等による学校閉鎖の場合は学校の指導と同様の対応とする。

(3) 問い合わせ窓口の業務委託時間及び休業日

①業務委託時間

午後 1 時から午後 6 時まで

②休業日

- ア 土曜日及び日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日
- ウ 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

③契約の方法及び経緯等

本件の契約方法については、随意契約となっている。「随意契約について」には「随意契約とする理由：別紙のとおり」とあり、別添「執行理由」には、以下のことが述べられている。

「本件は、放課後ひろば運營業務委託である。上記業者は、放課後ひろば事業運營業務を委託する業務をプロポーザル方式により選定された業者である（平成 27 年 1 月 20 日付 26 教社発第 12503 号決定）及び（平成 27 年 12 月 1 日付 27 こ子発第 12751 号決定）。上記業者は他の自治体における運営実績を有しており、区民のニーズに迅速かつ柔軟に対応し、良質なサービスの提供が期待できる。よって、上記業者から見積書を徴し、区予定価格以内で金額その他妥当であれば、自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質又は目的）の規定に基づき、随意契約を執行する」

これに先立ち、経理管財課長あてに教育総務課長から「業者推薦書」（27 教社発第 13582 号、平成 28 年 2 月 12 日）が出されている。この中で、「推薦理由」として挙げられているのは、次のとおりである。

- (1) 平成 27 年度のおおた放課後子ども運營業務の履行実績が良好である。
- (2) 区民のニーズに迅速かつ柔軟に対応し、良好なサービスの提供が期待できる。

④結果及び意見

(意見 No. 4)

一般論として、教育委員会関連の教育に直接かかわる委託契約の場合、「区長が指定する委託契約」(4) 高度で特別な専門知識を必要とする業務についての委託契約、に該当すると位置づけることが可能であると思料される。しかしながら、「随意契約とする理由」のところでは、「自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(性質又は目的)の規定に基づき」とあるだけで、当てはめがやや漠然としているように感じられる。随意契約する場合には、「大田区契約事務規則」別表第 1「契約事務の委任」のどこに該当するとか、あるいは、「区長の指定する委託契約」の第何号に該当するとか、具体的な明示が必要であると考えられる。

委託契約につき、「区長の指定する委託契約」第 1 号から第 6 号に該当がなければ、第 7 号に該当させ、総務部長が特に適当と認めるという手続が必要であると考えられる。

9)平成 28 年度 1 月導入学校運営システム端末機器設定委託

①契約金額等

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 28 年 6 月 17 日	平成 28 年度 1 月導入 学校運営システム端 末機器設定委託	日本電気(株)公共・社会シ ステム営業本部	64,940,400 円

②内容等

「契約書」(平成 28 年 6 月 17 日付)添付の「平成 28 年度 1 月導入学校運営システム端末機器設定作業委託仕様書」の(委託内容)の項目(詳細省略)は以下のとおりである。

(1) 要件定義・設計業務

- ①作業計画書の作成(契約締結～平成 28 年 8 月 31 日(水))
- ②各種設計書の作成(平成 28 年 9 月 1 日(水)～9 月 30 日(金))
- ③作業手順書の作成(平成 28 年 9 月 1 日(木)～9 月 30 日(金))
- ④コンフィグの作成(平成 28 年 9 月 1 日(木)～9 月 30 日(金))

(2) 構築

- ①プロジェクト管理
- ②新規端末マスタ作成、キッティング休業(平成 28 年 7 月 1 日(金)～11 月

30日(水))

③学校拠点ネットワーク機器コンフィグ投入作業(平成28年7月1日(金)～11月30日(水))

④端末及び周辺機器、学校拠点ネットワーク機器の解体・設置作業(平成28年10月1日(土)～12月9日(金))

⑤新規端末用LANケーブルの交換作業(平成28年10月1日(土)～12月9日(金))

③契約の方法及び経緯等

本件の契約方法については、随意契約となっている。「随意契約について」には「随意契約とする理由：別紙のとおり」とあり、別添「随意契約を執行する理由」には、以下のことが述べられている

「本件は、平成29年1月に導入する学校運営システム端末機器の設定作業を委託するものである。平成23年6月の学校運営システム構築・運用の選定委員会で選出された事業者であり、学校運営システムサーバ等について熟知している。迅速かつ的確な業務を遂行するには、上記業者による実施が不可欠である。よって、上記業者から見積書を徴し、区予定価格以内で金額その他妥当であれば、自治令第167条の2第1項第2号(性質又は目的)の規定に基づき、随意契約を執行する」

これに先立ち、経理管財課長あてに学校職員担当課長から「業者推薦書」(28教指発第10990号、平成28年6月16日)が出されている。この中で、「推薦理由」として挙げられているのは、次のとおりである。

「日本電気株式会社は、平成23年6月24日に「学校運営システム構築・運用業者選定委員会」で契約締結第一候補事業者と選定され、構築・運用委託を実施している。本件は、平成23年度から現在まで学校運営システムの構築・運用を実施し、良好な結果を得ている。また、不測の事態に作業調整が行えるなど十分な知識と運用経験を有している。安全かつ効率的な作業を行うには、当該業者への委託が不可欠であるため、作業内容を熟知している当該業者を契約の相手方として推薦する」。

④結果及び意見

(指摘事項なし)

本件については、特に問題となる事項はない。

10) 大田区立志茂田小学校及び大田区立志茂田中学校仮設校舎借上げ

①契約金額等

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 26 年 6 月 20 日	大田区立志茂田小学校及び大田区立志茂田中学校仮設校舎借上げ	大和リース株式会社東京本店	581,040,000 円

②内容等

起案文書添付の平成 26 年 5 月起工資料「大田区立志茂田小学校及び大田区立志茂田中学校仮設校舎借上げ」の目的には以下のようにある。

「大田区志茂田小学校は昭和 34 年に建築され、過去数回の増改築を重ね、平成 11 年から平成 12 年に耐震補強工事を行い児童数、施設利用条件の変化、社会的な要求事項に対応してきました。大田区立志茂田中学校は志茂田小学校に隣接した敷地に同じく昭和 34 年に建設され、過去数回の増改築を重ね、平成 11 年から平成 12 年に耐震補強工事を行ない生徒数、施設利用条件の変化、社会的な要求事項に対応してきました。しかし、両校とも既存校舎の一部はすでに築後 50 年を超える校舎があり、全体的に老朽化が進んでいるため、平成 27 年度から平成 31 年度にかけて全面改築を行う予定になりました。本起案は、改築工事期間中必要となる仮設校舎を、小学校敷地と中学校敷地の中央部分に設置し、中学校、小学校の順で使用するため借上げるものである」

③契約の方法及び経緯等

本件は指名競争入札である。

本件における指名の考え方として、①業種「賃貸業務」に登録があり、共同格付が A ランクであること、②取扱種目「仮設ハウス・トイレ」の登録があること、③過去 5 年間に指名実績があること、の 3 つを要件にして、大和リース株式会社東京本店、東海リース株式会社東京支店、株式会社ナガワ東京営業所、コマツハウス株式会社首都圏本部、日成ビルド工業株式会社東京支社、株式会社内藤ハウス東京支店、郡リース株式会社東京事業本部、立川ハウス工業株式会社本店営業部、日東工営株式会社の 9 者が指名された。

見積書を提出したのは、大和リース株式会社東京本店、郡リース株式会社東

京事業本部、株式会社内藤ハウス東京支店、の3者であった。

「入札見積経過調書」によれば、大和リース株式会社東京本店、東海リース株式会社東京支店のみが入札に参加し、他の業者は以下の理由により辞退ないし不参加であった。

株式会社ナガワ東京営業所：仕様対応不可の為

コマツハウス株式会社首都圏本部：現場代理人の配置が困難な為、辞退させていただきます。

株式会社内藤ハウス東京支店：現場代理人がいないため

郡リース株式会社東京事業本部：本工事期間中、技術者の確保が困難であるため、適正な契約履行が不可能と判断します。

立川ハウス工業株式会社本店営業部：当社積算が合わないため辞退させていただきます。

日東工営株式会社：不参加

④結果及び意見

(意見 No. 5)

本件に関して、買取契約ではなくリース契約にしたのか、その判断につき検討した痕跡がなかった。

自治法第2条第14項の観点から、どちらが有利か検討すべきであったと考えられる。

11)平成28年度児童誘導業務委託(単価契約)

①契約金額等

契約締結年月日	件名	業者名	契約目途額
平成28年4月1日	平成28年度 児童誘導業務委託(単価契約)	関東警備保障株式会社	95,328,576 (単価契約)

②内容等

小学校59校のうち全59校につき、「委託校に通学する児童に対して、交通事故防止のための安全確保を行うことを目的」として、学校長の指定した場所で、

児童が安全に通学できるよう学校まで誘導し、また、下校させることを、その内容としている。委託実施時間は、原則として、7時45分～8時45分までの1時間、13時～16時までの3時間である。

「決定」（起案番号：27教指発第13233号）（起案日平成28年2月8日、決定平成28年2月9日）には、

支出予定金額 ¥95,328,576-

通常分 @1,400×4時間×225日×1人×51校×1.08=69,400,800

複数配置分 @1,400×4時間×225日×2人×7校×1.08=19,051,200

複数配置分 @1,400×4時間×225日×4人×1校×1.08=5,443,200

土曜授業分 @1,400×4時間×237日×1人×1.08=1,433,376

とある。

③契約の方法及び経緯等

本件の契約方法は随意契約となっている。

「（執行理由）警備・パトロール等業務委託の入札の執行については、平成26年11月27日付け総経発第11083号「平成27年度以降の「会館等受付業務」「センター受付・収納事務」「警備・パトロール等業務委託」の年間契約に係る契約締結方法について」（区長決定）⁶により、平成27年度契約業者と2年間随意契約を締結することとしている。本年度は2年目に当たるため、上記業者より見積書を徴し、区予定価格内で金額その他妥当であれば、自治令第167条の2第1項第2号（性質又は目的）の規定に基づき随意契約を執行する」。

なお、「平成27年度 児童誘導業務委託（単価契約）」の「入札見積経過調書」によれば、指名競争入札により、

関東警備保障株式会社：1,370円

株式会社ネクサスサービス：1,460円

株式会社ケン・ショー：1,590円

関東管財株式会社：1,600円

株式会社亜細亜ビルサービス：1,650円

⁶ 本件、「審議内容」には「会館等受付業務」「センター受付・収納事務」「警備・パトロール等業務委託」の年間契約については平成27年度に指名競争入札を行い、適正な履行を確認した上で、後2年間は初年度落札した業者と随意契約を行う」とあり、「導入する背景及び理由」には「導入する案件は、区内及び準区内業者に発注する委託業務である。複数年度の契約を担保することで、従事者の業務の習熟度の向上に期待され、その結果安定した履行の確保が可能となる。また従事者の雇用の安定に寄与することができる」とある。「先行類似事例」には「既に建物清掃業務委託を平成10年度から実施。また、建物設備管理業務委託を平成11年度から道路維持・公園維持作業委託を平成22年度から実施済みである」とある。

城南建物管理協同組合：1,780円

駿河屋商事株式会社：1,800円

五光ビル管理株式会社：1,800円

となり、上記8社のうち、第1回最低入札者である関東警備保障株式会社に落札決定している。なお、平成26年度についても指名競争入札により、12社のうち第1回最低入札者である関東警備保障株式会社に落札決定しており、平成25年度については指名競争入札により、12社のうち第2回最低入札者である関東警備保障株式会社に落札決定している。

(契約)

「契約書」平成28年4月1日付には、「件名：平成28年度児童誘導業務（単価契約）」、「履行場所：大田区指定場所」、「期限：自平成28年4月1日至平成29年3月31日」とあり、「契約単価：別紙のとおり」「支払条件：前払金適用せず」とある。

(支払の正当性を証する管理の方法等)

担当課では当該委託契約を締結している事業者には毎月「業務遂行確認書」（児童誘導業務委託）を提出させている。これには日付ごとに「児童誘導者氏名」及び押印、始業時刻、終業時刻、実働時間があり、始業式等の特徴的な日においては備考欄にその旨の記載があり、学校確認があった。これらを総括した「完了届」が毎月提出されている。今回は4月分をチェックしたが、平成28年5月9日の日付であった。そこには担当者所属及び認印として指導課学校職員担当及び押印がみられた。

「請求書（4月分）」（平成28年5月11日）には7,427,592円とあった。

「支出命令書」は起票日平成28年5月11日、支払希望日平成28年5月11日、所属の係員印、係長印、課長印がある。会計管理室の審査済印が2つあり、検査員印及び立会員印がある。大田区役所執行済印の日付は平成28年5月24日である。

④結果及び意見

(意見 No. 6)

本契約については随意契約となっている。その理由として、平成26年11月27日付け総経発第11083号「平成27年度以降の「会館等受付業務」「センター受付・収納事務」「警備・パトロール等業務委託」の年間契約に係る契約締結方法について」（区長決定）が挙げられている。この中の「導入する背景及び理由」の理由の1つに、「…また従事者の雇用の安定に寄与することができる」とある。

しかしながら、この点は随意契約を行う理由にならないと考えられる。

12) 大森第五小学校外 34 校の警備委託（長期継続契約）

① 契約金額等

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
当初： 平成 27 年 4 月 1 日	大森第五小学校外 34 校の警備委託（長期継続契約）	総合警備保障㈱	34,500,816 円
変更後： 平成 28 年 4 月 1 日	大森第五小学校外 34 校の警備委託（長期継続契約）	総合警備保障㈱	34,578,576 円
変更後： 平成 28 年 11 月 17 日	大森第五小学校外 34 校の警備委託（長期継続契約）	総合警備保障㈱	35,011,008 円

○ 年度別支払金額

(単位：円)

	年額	消費税	支払金額
平成 27 年度	31,945,200	2,555,616	34,500,816
平成 28 年度	32,417,600	2,593,408	35,011,008
平成 29 年度	33,218,400	2,657,472	35,875,872
平成 30 年度	33,218,400	2,657,472	35,875,872
平成 31 年度	33,218,400	2,657,472	35,875,872

○ 月別支払金額

(単位：円)

		月額単価	消費税	支払金額（1ヶ月当り）
平成 27 年 4 月分～ 平成 28 年 3 月分まで	小学校	1,879,400	150,352	2,029,752
	中学校	782,700	62,616	845,316
平成 28 年 4 月分～ 平成 28 年 11 月分まで	小学校	1,885,400	150,832	2,036,232
	中学校	782,700	62,616	845,316
平成 28 年 12 月分～ 平成 32 年 3 月分まで	小学校	1,985,500	158,840	2,144,340
	中学校	782,700	62,616	845,316

「起案文書」による「変更の理由」には「本契約対象校の内、上記 2 校において平成 28 年度より給食調理業務が民間委託となる。民間委託移行に合わせ、給食室のエリアのブロックを分割して警備を実施することに伴い警備委託料が

変更となるため」とある。「変更契約書」の別紙1「警備対象物件」(変更後)の「大森東小学校」及び「調布大塚小学校」の「備考欄」には「ガス漏れについては終日警備とする」とあったが、これに加えて「給食調理業務の民間委託開始に伴い平成28年4月より給食室エリアを分割して警備する」が追加された。「起案文書」による「変更の理由」には「本契約対象校の内、上記2校において平成28年度より給食調理業務が民間委託となる。民間委託移行に合わせ、給食室のエリアのブロックを分割して警備を実施することに伴い警備委託料が変更となるため」とある。

「起案文書」による「変更の理由」には「本契約対象校の内、東六郷小学校において学校改築が実施される。それに伴って警備エリアが一部変更となり、新校舎へ新たに設置する機器の調達、設置作業が必要となるため、警備委託料が増額となる」とある。

②内容等

総合警備保障(株)との小学校25校、中学校10校を警備対象とした警備委託契約⁷である。「警備委託仕様書(全日用)」によれば、「警備方法」は「機械警備及び外周巡回警備とする」とある。

「警備任務」は「学校に設置した機械及び外周巡回の警備の任務は、次のとおりとする。(1)火災、盗難及び水位(大森東小学校は除く)・ガス漏れ等異常事態の感知と損害行為の拡大防止、(2)事故感知時における関係先への通報、連絡、(3)警備実施事項の報告、(4)毎夜1回の外周巡回の実施(不定時)、(5)委託者及び受託者の協議による外周巡回の実施」とある。

「警備基準時間」は「(1)日曜日～土曜日(祭日含む)午後5時～翌日午前8時30分、(2)年末年始(12月29日～31日、1月1日～3日)は24時間であり、学校事情により変更がある」とされている。

なお、「警備機器の設置等」においては「(1)警備機器の種類は次のとおりとする。①盗難警報器、②火災報知器に連動する警報器、③給水設備(満減水)に連動する警報器、④電気錠及び操作盤等、⑤ガス漏れ警備機器」とされ、「(2)警備機器及びこれに付帯する設備については、受託者がこれを設置し受託者の所有に属する。ただし、上記「④電気錠及び操作盤」については買取りのため、故障等の修理は委託者が負担する」とある。

また、「(3)契約開始時の機器の設置、及び契約解除時の機器の取外しの費用

⁷当初「契約書」(平成27年4月1日付)の別紙2-1、「警備委託内訳書」の「規格」によれば「盗難警報器・火災報知器・水位及びガス漏れ警報器などの機械による警備、施設の外周巡回など人的警備」とある。

は、④を除き受託者が負担する」とある。

③契約の方法及び経緯等

本件は総合警備保障㈱との随意契約となっている。随意契約となった経緯について「起案文書」「大森第五小学校外 34 校の警備委託について（長期継続契約）」の添付資料である「業者推薦書」の「推薦理由」によれば、「現在、区内の小学校 26 校、中学校 12 校において機械警備委託の実績のある業者であり、履行状況も良好である。また、対象施設における本件機械警の実施に必要な配線及び機器類の設置は、上記業者によって行われているため」とある。自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当させて随意契約としていると考えられる。

④結果及び意見

(指摘事項なし)

本件については、特に問題となる事項はない。

13) 大森第十中学校の警備委託（長期継続契約）

①契約金額等

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
当初：平成 28 年 4 月 1 日	大森第十中学校の警備委託（長期継続契約）	セコム株式会社	月額 83,000 円（税別） 5 年間総額 5,378,400 円 （税込）

(単位：円)

	年額	消費税	支払金額
平成 28 年度	996,000	79,680	1,075,680
平成 29 年度	996,000	79,680	1,075,680
平成 30 年度	996,000	79,680	1,075,680
平成 31 年度	996,000	79,680	1,075,680
平成 32 年度	996,000	79,680	1,075,680

(単位：円)

	月額単価	消費税	支払金額 (1ヶ月当り)
平成 28 年 4 月分～ 平成 33 年 3 月分まで	83,000	6,640	89,640

②内容等

「警備委託仕様書」「2 警備委託目的」には「上記 1 の警備対象内の財産の保全及び不正、不法行為の防止を図り、学校の円滑な運営に寄与することを目的とする」とある。上記 1 とは「1 警備対象物件」であり、「対象物および所在地別紙 1」のとおりとある。別紙 1 には「対象物：大森第十中学校」とある。

また、「4 警備任務」には「学校に設置した機械及び外周巡回の警備は、次のとおりとする。(1)火災、盗難及びガス漏れ等異常状態の感知と損害行為の拡大防止、(2)事故感知時における関係先への通報、連絡、(3)警備実施事項の報告、(4)毎夜 1 回の外周巡回の実施 (不定时)、(5)委託者及び受託者の協議による外周巡回の実施」とある。

③契約の方法及び経緯等

決定起案文書 (27 教学発第 13175 号「大森第十中学校の警備委託について (長期継続契約)」には「《契約期間》平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 (5 年間) 当案件は、「大田区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例実施要綱」第 2 条第 2 項に規定する契約であるため、契約期間を 5 年とする」との記載がある。

「大田区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」(平成 19 年 3 月 20 日、条例第 11 号)

第 1 条 この条例は、自治令第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

(1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上 1 年を超える契約期間を設けることが一般的であるもの

(2) 年間を通じて継続的に役務の提供を受ける契約で、業務の履行に当たって機器の導入等の相当な初期費用を必要とするものその他業務の適正な執行のため区長が特に必要と認めるもの

④結果及び意見

(指摘事項なし)

本件については、特に問題となる事項はない。

14) 区立小・中学校の警備（中富小学校・糀谷中学校）（長期継続契約）

①契約金額等

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
当初： 平成 28 年 4 月 1 日	区立小・中学校の警備委託（中富小学校・糀谷中学校）（長期継続契約）	株式会社セノン	月額（税別）100,000 円 5 年間総額 6,480,000 円 (税込)

(単位：円)

	年額	消費税	支払金額
平成 29 年度	1,200,000	96,000	1,296,000
平成 30 年度	1,200,000	96,000	1,296,000
平成 31 年度	1,200,000	96,000	1,296,000
平成 32 年度	1,200,000	96,000	1,296,000
平成 32 年度	1,200,000	96,000	1,296,000

(単位：円)

	月額単価	消費税	支払金額（1ヶ月当り）
平成 29 年 4 月分～ 平成 34 年 3 月分まで	100,000	8,000	108,000

②契約の方法及び経緯等

本件の契約方法は株式会社セノンとの随意契約となっている。随意契約となった理由について「起案文書」「区立小・中学校の警備委託（中富小学校・糀谷中学校）（長期継続契約）」の添付資料である「業者推薦書」の「推薦理由」によれば、「現在、区内の小学校 12 校、中学校 7 校において機械警備委託の実績のある業者であり、履行状況も良好である。また、対象施設における本件機械警備の実施に必要な配線及び機器類の設置は、上記業者によって行われているため」とある。

自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しない

もの」に該当させて随意契約としていると思われる。

③結果及び意見

(指摘事項なし)

本件については、特に問題となる事項はない。

(2) 教育委員会 教育総務課分

1) 区立小・中学校ほかガスヒートポンプエアコン保守委託（フルメンテ）

(単位：円)

支払日	支払金額	業者名	件名
平成 29 年 4 月 11 日	17,073,048	東京瓦斯株式会社 都市エネルギー 事業部 中央都市エネルギー部	区立小・中学校ほかガスヒートポン プエアコン保守委託（フルメンテ）

①契約

「業者推薦について」(27 教教発第 13595 号平成 28 年 2 月 12 日)により、東京瓦斯株式会社が推薦されている。推薦理由は次のとおりである。

「東京ガス(株)は、ガスヒートポンプエアコンの製品開発・製作・販売について、一貫して関与している。また、ガスヒートポンプエアコンの保守についてはメンテナンス契約を行っている唯一の会社である。区立小中学校の教育環境維持のためには、メンテナンス及び緊急時の対応が欠かせないため、実績があり、信頼のおける上記会社を推薦する」

「契約書」では「件名：区立小・中学校ほかガスヒートポンプエアコン保守委託（フルメンテ）」、「履行場所：大田区指定場所」「期限：自平成 28 年 4 月 1 日至平成 29 年 3 月 31 日」「契約金額：25,637,731 円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,899,091 円」「支払条件：前払金適用せず」とある。

②支払

「完了届」平成 29 年 3 月 31 日、教育総務課施設担当（受付）印あり。

「平成 28 年度区立小・中学校ほかガスヒートポンプエアコン保守点検委託（フルメンテ）点検報告書（大田区立小中学校）」「ガスヒートポンプ保守点検作業結果のお知らせ」（作業完了日 2016 年 12 月 7 日他各学校分）あり。

「検査証」平成 29 年 3 月 31 日、概算完成歩合 100%。検査員：経理管財課検査担当係長印あり。立会人：教育総務課施設担当係員の印あり。

「請求書」平成 29 年 4 月 7 日、請求金額 25,637,731 円（税込）（内訳：小

学校一式 17,073,048 円（税込）、中学校一式 8,564,683 円（税込）

「支出命令書（複数科目）」には所属の係員、係長、課長印がある。「複数科目支出負担行為」決裁日平成 28 年 4 月 1 日とあり、「複数科目支出命令」起票日平成 29 年 4 月 11 日とある。「支払希望日」平成 29 年 4 月 27 日となっており、「平成 29 年 4 月 27 日執行済大田区役所」の印がある。なお、「履行等確認日」平成 29 年 3 月 31 日となっている。

③結果及び意見

（指摘事項なし）

本件の契約内容について、特に問題となる事項はなかった。

2) 4 月分 平成 28 年度放課後ひろば運營業務委託（池上第二小 外 4 施設）

（単位：円）

支払日	支払金額	業者名	件名
平成 28 年 5 月 18 日	6,047,764	株式会社サクセスアカデミー	4 月分 平成 28 年度放課後ひろば運營業務委託（池上第二小 外 4 施設）

①契約

「業者推薦について」（27 教教発第 13545 号平成 28 年 2 月 12 日）により、株式会社サクセスアカデミーが推薦されている。推薦書の冒頭には、「放課後ひろば運營業務委託にあたり、平成 26 年度「小学校における放課後児童の居場所づくり事業運営事業者選定委員会」（平成 27 年 1 月 9 日付 26 教社発第 12509 号決定）及び「平成 28 年度放課後ひろば事業運営事業者選定委員会」（平成 27 年 12 月 1 日付 27 こ子発第 12751 号決定）により選定された業者を下記のとおり推薦します」とあり、「選定理由」は以下のとおりであった。

- (1)平成 27 年度徳持及び嶺町放課後ひろば（子ども教室）運營業務の履行実績が良好である。
- (2)類似業務の履行が良好である。
- (3)区民のニーズに迅速かつ柔軟に対応し、良質なサービスの提供が期待できる。

なお、平成 26 年度「小学校における放課後児童の居場所づくり事業運営事業者選定委員会」（平成 27 年 1 月 9 日付 26 教社発第 12509 号決定）を閲覧したが、とくに選定の審査内容を記した文書は添付されておらず、選定の結果のみが記されていた。それによれば、徳持小学校・嶺町小学校の運營業者が株式会社サ

クセスアカデミーとなっていた。他方、「平成 28 年度放課後ひろば事業運営事業者選定委員会」（平成 27 年 12 月 1 日付 27 こ子発第 12751 号決定）には、選定委員会のメンバー構成、審査内容、審査結果等が記されていた。

「契約書」（平成 28 年 4 月 1 日）には「件名：平成 28 年度放課後ひろば運営業務委託（池上第二小外 4 施設）」、「履行場所：大田区指定場所」「期限：自平成 28 年 4 月 1 日至平成 29 年 3 月 31 日」「契約単価：別紙のとおり」「支払条件：前払金適用せず」とある。

別紙「支払額内訳書」（子育て支援課分）には「1 放課後ひろば運営業務委託実施小学校名」「池上第二小学校、徳持小学校、東調布第一小学校、嶺町小学校、清水窪小学校」とあり、また、「2 総価部分」「(1)内訳 123,014,818 円（非課税）、(2)月別支払額 4 月のみ 10,251,244 円、5 月～3 月は 10,251,234 円、合計 123,014,818 円」「3 単価部分：要支援児対応職員経費（1 名分）、年間予定数量 1,588 時間、単価 1,000 円（非課税）」等とある。他方、別紙「支払額内訳書」（教育総務課分）には「1 内訳 運営業務 72,573,091 円（税込）」「2 月別内訳 4 月のみ 6,047,764 円、5 月～3 月は 6,074,757 円、合計 72,573,091 円」とある。

②支払

「完了届」平成 28 年 5 月 2 日あるが、大田区側の印はない。これに（様式 3）「平成 28 年度放課後ひろば（子ども教室）業務報告書（4 月分）」（様式 4）「平成 28 年度放課後ひろば（子ども教室）業務報告書（4 月分）」以下（様式 5-1）「おおた放課後子ども教室登録実績報告書」（様式 5-2）「おおた放課後子ども教室登録実績報告書（年計）」（様式 6）「放課後ひろば（子ども教室）登録児童名簿」（今回提出なし）（様式 7-1）「放課後ひろば（子ども教室）利用実績報告書」（様式 7-2）「放課後ひろば（子ども教室）利用実績報告書（年計）」（様式 8）「放課後ひろば（子ども教室）「学校・地域等との連携・調整業務報告書」」が「完了届」を補完するものとして提出されている。

「検査証」は大田区契約事務規則第 74 条第 2 項⁸に基づき、年度契約では省略が可能のため、省略しているとのこと。

「請求書」平成 28 年 5 月 18 日、請求金額 6,047,764 円（税込）（ただし、

⁸ 大田区契約事務規則第 74 条第 2 項「検査員は、第 4 条の規定により契約権限を区長から委任されている契約のうち総務部経理管財課が所管するものを除く契約、第 48 条及び第 69 条の規定による契約に係る検査並びに年度契約、期間契約及び単価契約に係る検査については、前項の規定にかかわらず、検査証の作成を省略することができる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合していないものであるときは、この限りでない。」

放課後ひろば運營業務委託（池上第二小 外4施設）委託料4月分として）

「支出命令書」には所属の係員、係長、課長印がある。「複数科目支出負担行為」決裁日平成28年4月1日とあり、「複数科目支出命令」起票日平成28年5月18日とある。「支払希望日」平成28年5月18日となっており、「平成28年5月31日執行済大田区役所」の印がある。なお、「履行等確認日」平成28年4月29日となっている。

③結果及び意見

（意見 No. 7）

「支出命令書」の「履行等確認日」平成28年4月29日となっているが、「完了届」平成28年5月2日となっており、自治法等の制度が想定する上記のプロセスの流れに鑑みると、本件は書類上不自然な形となっている。

これは、「支出命令書」の「履行等確認日」は、大田区「会計事務の手引」「第5章支出事務の実務」「2 履行等確認日の入力について（2）検査証の作成を省略したとき①総価契約で月ごとの支払事例」には、「建物清掃、リース契約等は、「対象となる月の末日」を入力する」という指示があり、他方、「完了届」は、「放課後ひろば事業おおた放課後子ども教室 運營業務委託標準仕様書」の「別表」では、提出書類が「完了届」である場合において、提出時期は「月ごとにまとめ、翌月5日までに提出（ただし3月は除く）」とあるためのことである。

業務を執行している課においては、各種の規定等の指示通りに手続を行っているようであるが、全体としてみると「完了届」日より前に「支出命令書」の履行確認を行っていることを意味する外観となっており、やはり現状の扱いには問題があると考えられる。

また、「平成28年度放課後ひろば事業運営事業者選定委員会」（平成27年12月1日付27こ子発第12751号決定）における業者選定において、価格面についての配点は、第1次審査のわずかな部分であり、また第2次審査を含めても十分な配点とは言えず、この配点では自治法第2条第14項の趣旨に鑑みると小さすぎると思われ、検討の余地があると考えられる。

3) 放課後ひろば事業おおた放課後子ども教室開設準備委託（山王小学校・馬込第三小学校）

（単位：円）

支払日	支払金額	業者名	件名
平成29年 4月27日	5,452,434	株式会社キッズベースキャンプ	放課後ひろば事業おおた放課後子ども教室開設準備委託（山王小学校・馬込第三小学校）

①契約

「業者推薦について」（28教教発第13060号平成29年1月12日）により、株式会社キッズベースキャンプが推薦されている。

推薦書の冒頭には、「放課後ひろば事業おおた放課後子ども教室については、「平成29年度放課後ひろば事業運営事業者選定委員会」（平成28年11月14日付28こ子発第12577号決定）により選定された業者を下記のとおり推薦します」とあり、「選定理由」は次のとおりである。

- | |
|---|
| ①類似業務の履行が良好である。
②区民のニーズに迅速かつ柔軟に対応し、良質なサービスの提供が期待できる。 |
|---|

なお、「平成29年度放課後ひろば事業運営事業者選定委員会」（平成28年11月14日付28こ子発第12577号決定）には、選対委員会のメンバー構成、審査内容、審査結果等が記載されていた。

「契約書」（平成28年4月1日）には「件名：放課後ひろば事業おおた放課後子ども教室開設準備委託（山王小学校・馬込第三小学校・久が原小学校・矢口小学校・多摩川小学校）」、「履行場所：大田区指定場所」「期限：自平成29年1月16日至平成29年3月31日」「契約金額：5,452,434円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額403,884円」「支払条件：前払金適用せず」とある。

②支払

（様式3）「完了届」平成29年3月31日があるが、大田区側の印はない。これに（様式1）「放課後ひろば事業 おおた放課後子ども教室開設準備委託従事者名簿」平成29年1月16日（様式2）「職員の履歴事項報告書」平成29年1月16日現在、以下（様式4）「おおた放課後子ども教室開設準備状況報告書」平成29年3月31日等が、「完了届」を補完するものとして提出されている。

「検査証」平成 29 年 3 月 31 日、概算完成歩合 100%。検査員：経理管財課検査担当係長印あり。立会人：教育総務課教育地域力推進担当係員の印あり。

「請求書」平成 29 年 4 月 27 日、請求金額 5,452,434 円（税込）（ご請求明細：放課後ひろば事業おた放課後子ども教室開設準備委託経費（※山王小、馬込第三小、久原小、矢口小、多摩川小））

「支出命令書」には所属の係員、係長、課長印がある。「複数科目支出負担行為」決裁日平成 29 年 1 月 16 日とあり、「複数科目支出命令」起票日平成 29 年 4 月 27 日とある。「支払希望日」平成 29 年 4 月 27 日となっており、「平成 29 年 5 月 12 日執行済大田区役所」の印がある。なお、「履行等確認日」欄に記載はない。

③結果及び意見

（意見 No. 8）

上記 2) と同様に「平成 29 年度放課後ひろば事業運営事業者選定委員会」（平成 28 年 11 月 14 日付 28 こ子発第 12577 号決定）における業者選定において、価格面についての配点は、第 1 次審査のわずかな部分であり、また第 2 次審査を含めても十分な配点とは言えず、この配点では自治法第 2 条第 14 項の趣旨に鑑みると小さすぎると思われ、検討の余地があると考えられる。

4) 大田区立志茂田小学校及び大田区立志茂田中学校仮設校舎借上げ

（単位：円）

支払日	支払金額	業者名	件名
平成 28 年 5 月 16 日	5,105,430	大和リース株式会社 東京本店	大田区立志茂田小学校及び大田区立志茂田中学校仮設校舎借上げ

本契約については、(1) 経理管財課の 10) において検討していることから、当該パートを参照。

(3) 教育委員会 学務課分

1) 平成 28 年度日本スポーツ振興センター共済掛金及び平成 27 年度追加加入者共済掛金の支出

(単位：円)

支払日	支払金額	業者名	件名
平成 28 年 5 月 18 日	26,580,280	独立行政法人日本スポーツ振興センター	平成 28 年度日本スポーツ振興センター共済掛金及び平成 27 年度追加加入者共済掛金の支出

①契約

契約書は学務課、日本スポーツ振興センターとも保存されていない。独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約約款規程の第 3 条第 2 項及び第 5 条の規定により毎年度、児童生徒の名簿を提出している。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約約款規程（一部抜粋）

第 1 条 学校又は保育所等の設置者（以下「甲」という。）は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「法」という。）の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「乙」という。）との間に、災害共済給付契約を締結する。

第 3 条 この契約には、期間の定めを設けないものとする。

2 この契約締結の後、甲が新たな児童生徒等をこの災害共済給付に係らしめようとするときは、第 5 条の定めるところによるものとする。

第 5 条 甲は、毎年度、この契約に係る児童生徒等の名簿を更新するものとする。

②支払

「完了届」は徴していないとのことであった。

「検査証」提出なし。

「支出命令書」には所属の係員、係長、課長印がある。「複数科目負担兼命令」起票日平成 28 年 5 月 16 日とある。「支払希望日」平成 28 年 5 月 24 日となっており、「平成 28 年 5 月 24 日執行済大田区役所」の印がある。なお、相手方の請求に基づく支出のため「履行等確認日」は空欄である。負担兼命令額 36,733,625 円となっており、このうち「小学校費・学校保健費」26,580,280 円、「小学校費・特別支援学校費」14,450 円、「中学校費・学校保健費」10,138,895

円となっており、サンプリング部分は「小学校費・学校保健費」と一致している。

③結果及び意見

(指摘 No. 1)

契約書が学務課、日本スポーツ振興センターとも保存されていないとのことであった。現実的に業務に支障はないようであるが、万が一トラブルになった際には必要と思われるため、当初契約を探し出し、その保管を徹底する必要があると考えられる。契約書がない場合には、再度締結する必要があると考えられる。

2) 大田区立伊豆高原学園改築・運営等事業

(単位：円)

支払日	支払金額	業者名	件名
平成28年 7月22日	20,001,801	伊豆高原学園PFI株式会社	大田区立伊豆高原学園改築・運営等事業

①契約

「大田区立伊豆高原学園改築運営等事業の契約の締結及び議案の提出について」(24 教学発第 10518 号) 決定日平成 24 年 5 月 16 日によれば、その内容は以下のとおりである。

1. 契約の締結

伊豆高原学園の再整備、運営、維持管理を実施するために、大田区立伊豆高原学園改築・運営等事業の事業契約を締結する。

(1) 契約の概要

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)(以下、「PFI 法」という)第 6 条に基づき特定事業を選定した、「大田区立伊豆高原学園改築・運営等事業」を実施するため、事業提案の審査を経て選定した民間事業者と本事業契約を締結する。

(2) 金額

金 40 億 3502 万 8253 円(うち消費税及び地方消費税相当額 1 億 9214 万 4202 円)

(3) 契約の相手方

①名称

伊豆高原学園 PFI 株式会社（所在地 東京都新宿区西新宿六丁目 22 番 1 号）
詳細は別紙 1、登記の履歴事項全部証明書（写）のとおり。

②契約締結に至る経過

本件の契約は公募型プロポーザル方式による事業者選定の後、選定事業者が本特定事業を実施するために設立する特別目的会社と随意契約を締結するものである。当該事業者は、大田区伊豆高原学園改築・運営等事業審査委員会が最優秀提案として特定し、区が優先交渉権として選定した太平ビルサービス株式会社を代表する事業者のグループが設立した特別目的会社である。優先交渉権者選定後、公募要項公表時に公表した契約書（案）をもとに区と事業者間で契約に向けた協議を行った結果、別紙 2「事業契約書」のとおり契約内容の協議が整ったので契約を締結する。

(4) 契約期間

契約の有効日から平成 42 年 3 月 31 日まで（平成 27 年 3 月 31 日までに施設整備を行い、翌日から契約満了日まで施設の維持管理・運営を実施する）

(5) 契約の内容

本事業の募集要項等を公表した際に要求水準書として示した、施設整備業務、施設の維持管理、施設の運営（学校等管理運営業務、区民等一般利用管理業務）等の業務並びに事業案を事業契約書に基づき履行する。

(6) 仮契約

本件の契約の締結にあたっては PFI 法第 9 条の規定に基づく議会の議決を要することから以下の要領で仮契約をし、議決をもって契約の有効な契約とする。
以下省略

上記手続に基づいて同業者と契約が締結されている。「大田区立伊豆高原改築・運営等事業 事業契約書」で平成 24 年 5 月 18 日付にて、大田区長松原忠義と伊豆高原学園 PFI 株式会社代表取締役男澤公人との間でされている。なお、その後、「サービス購入料の改定に関する覚書」（平成 26 年 5 月 21 日）、「サービス購入料の改定に関する覚書」（平成 26 年 11 月 4 日）締結されている。

②支払

「請求書」平成 28 年 7 月 21 日、請求金額 25,154,976 円（税込）内容「大田区立伊豆高原学園改築・運営等事業 平成 28 年度第一四半期 運営維持管理業務に係わる対価」

「支出命令書（複数科目）」には所属の係員、係長、課長印がある。会計管理室（審査）欄には審査済 22 及び審査済 1 の印がある。「複数科目支出負担行為」決裁日平成 28 年 4 月 1 日とあり、「複数科目支出命令」起票日平成 28 年 7

月 22 日とある。「支払希望日」平成 28 年 8 月 4 日となっており、「平成 28 年 8 月 4 日執行済大田区役所」の印がある。なお、「履行等確認日」には記載なし。

「請求書」に先立ち「平成 28 年度第 1 四半期サービス購入料の支払額の通知について」28 教学発第 11087 号平成 28 年 7 月 19 日が大田区長松原忠義より伊豆高原 PFI 株式会社代表取締役男澤公人へ提出されている。ここにはサービス購入料支払額（総額）が金 25,154,976 円であること等が記されている。なお、裏面では、会計上の内訳として「地域振興費」として 5,153,175 円、「校外施設費」として 20,001,801 円を処理する旨の記載がある。これは、上記のサンプルリングの金額に一致する。

③結果及び意見

（指摘事項なし）

本契約において問題となる事項は特になかった。

3) 中学校教員用指導書の購入

（単位：円）

支払日	支払金額	業者名	件名
平成 28 年 4 月 19 日	18,057,384	東京教科書供給株式会社	中学校教員用指導書の購入

①契約

本契約は随意契約となっている。

本件については、「教員指導書購入の業者推薦について」27 教学発第 12886 号平成 28 年 2 月 4 日が、学務課長から経理管財課長あてに提出されている。推薦理由として以下のとおりである。「教員用指導書は、教科書の発行者が教員の指導用図書として発行しているものである。東京教科書供給株式会社は、大田区の各学校へ教科書を納入する特約供給所⁹であるので、上記業者を推薦する」。

「物品売買契約書」平成 28 年 4 月 1 日付には、「件名：中学校教員用指導書

⁹ 特約供給所とは文部科学省のホームページ「教科書制度の概要（平成 15 年 5 月）（抄）」によれば、次のように説明されている。「教科書供給業者 教科書の発行の指示を承諾した教科書発行者は、教科書を各学校まで供給する義務を負います。しかし、教科書発行者自身が各学校まで確実に教科書を供給することは事実上困難です。そこで教科書発行者は、この義務を履行するため、教科書供給業者と次のような教科書供給契約を結んで、供給を行います。(1) 特約供給所 各都道府県ごとにおおむね 1 箇所ずつあり、その数は全国で 53 です。特約供給所は、その管内の取次供給所の選定、教科書の過不足の調整、教科書代金の回収等の事務を行います。(2) 取次供給所（省略）(3) 大取次（省略）」

の購入」、「納入場所：大田区指定場所」、「納期：平成 28 年 4 月 20 日」とあり、「契約金額：18,057,384 円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,337,584 円」「支払条件：前払金適用せず」とある。

②支払

「納品書」（平成 28 年 4 月 15 日）「件名：中学校教員用指導書の購入について」が、東京教科書供給株式会社から大田区長あてに提出されており、担当者所属の記載（学務課学校運営係）及び認印の押印がみられた。また、検査員の押印（検査員 28.4.4）の押印があった。

「検査証（副）」（完了検査平成 28 年 4 月 15 日）には、受領者（学務課学校運営係長）、立会人（学務課学校運営係係員）、検査員（経理管財課検査担当係長）のそれぞれの押印がみられた。

「請求書」平成 28 年 4 月 15 日、請求金額 18,057,384 円（税込）（品名：別紙内訳書通り）あり。

「支出命令書（複数科目）」には所属の係員、係長、課長印がある。会計管理室の審査済印もある。「複数科目支出負担行為」決裁日平成 28 年 4 月 1 日とあり、「複数科目支出命令」起票日平成 28 年 4 月 19 日とある。「支払希望日」平成 28 年 4 月 19 日となっており、「平成 28 年 4 月 27 日執行済大田区役所」の印がある。なお、抽出した部分は「消耗品費」に一致した。

③結果及び意見

（指摘事項なし）

本契約については特に問題となる事項はなかった。

4) オゾン殺菌庫・消毒保管庫の購入（志茂田中）

（単位：円）

支払日	支払金額	業者名	件名
平成 29 年 3 月 7 日	18,100,800	ガクヨー株式会社	オゾン殺菌庫・消毒保管庫の購入（志茂田中）

①入札

本契約については指名競争入札である。

「入札見積経過調書」2016 年 4 月 20 日
第 1 回：ガクヨー株式会社 16,760,000 円、日本調理機株式会社 16,790,000 円、新日本厨機株式会社 16,880,000 円、東京ガスライフバル西大田株式会社

17,360,000円で、ガクヨー株式会社が落札した。落札契約金額は18,100,800円(税込)。

なお、指名業者の選定にあたっては「大田区物品等指名競争入札参加者指名基準」(平成26年12月8日、26総経発第11169号、区長決定)によっている。

②契約

「物品売買契約書」平成28年4月20日付には、「件名：オゾン殺菌庫・消毒保管庫の購入(志茂田中)」、「納入場所：大田区指定場所」、「納期：平成29年3月31日」とあり、「契約金額：18,100,800円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,340,800円」「支払条件：前払金適用せず」とある。

③支払

「納品書」(平成29年3月2日)「件名：オゾン殺菌庫・消毒保管庫の購入(志茂田中)」が、ガクヨー株式会社から大田区長あてに提出されており、担当者所属の記載(学務課保健給食係)及び認印の押印がみられた。また、検査員の押印(29.3.02)があった。

「検査証(副)」(完了検査平成29年3月2日)には、受領者(学務課学校運営係長)、立会人(学務課保健給食係)、検査員(経理管財課検査担当)のそれぞれの押印がみられた。

「請求書」平成29年3月7日、請求金額18,100,800円(税込)

「支出命令書(複数科目)」には所属の係員、係長、課長印がある。「複数科目支出負担行為」決裁日平成28年4月20日とあり、「複数科目支出命令」起票日平成29年3月7日とある。「支払希望日」平成29年3月27日となっており、「平成29年3月27日執行済大田区役所」の印がある。なお、「集合支出命令額：18,100,800円」となっている。うち、「一般備品費」1,172,880円、「高額備品費」16,927,920円で処理している。抽出した部分は「高額備品費」に一致した。

④結果及び意見

(指摘事項なし)

本契約については特に問題となる事項はなかった。

5) 志茂田中学校新校舎用特別教室什器購入

(単位：円)

	支払日	支払金額	業者名	件名
7	平成29年 3月28日	16,661,700	有限会社愛東商会	志茂田中学校新校舎用特別教室什器購入

①契約

本契約は（指名）競争入札である。

「物品売買契約書」（平成28年12月22日）には、「件名：志茂田中学校新校舎用特別教室什器購入」「納入場所：大田区指定場所」「納期：平成29年3月31日」「契約金額：18,144,000円」、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,344,000円「支払条件：前払金適用せず」とあり、本契約を有限会社愛東商会と結んでいる。

②支払

「検査証（副）」完了検査平成29年3月24日、受領者：学務課学校運営係長、立会人：学務課学校運営係、検査員：経理管財課検査担当のそれぞれ認印あり。

「請求書」平成29年3月28日、請求金額18,144,800円（税込）

「支出命令書（複数科目）」には所属の係員、係長、課長印があり、審査済の印がある。「複数科目支出負担行為」決裁日平成28年12月22日とあり、「複数科目支出命令」起票日平成29年3月28日とある。「支払希望日」平成29年4月6日となっており、「平成29年4月6日執行済大田区役所」の印がある。

「集合支出命令額：18,144,000円」となっている。うち、「備品購入費・備品購入費・一般備品費」16,661,700円、「需用費・一般需用費・消耗品費」1,482,300円で処理している。抽出した部分は「備品購入費・備品購入費・一般備品費」に一致した。

③結果及び意見

（指摘事項なし）

本契約については特に問題となる事項はなかった。

6) オープン等の購入（大一小、徳持小、松仙小、清水窪小、高畑小）

（単位：円）

支払日	支払金額	業者名	件名
平成28年9月5日	17,787,600	ガクヨー株式会社	オープン等の購入（大一小、徳持小、松仙小、清水窪小、高畑小）

①入札

本契約は指名競争入札である。

「入札見積経過調書」2016年7月28日

第1回：ガクヨー株式会社 16,470,000円、株式会社キョウドウ 16,520,000円、日本調理機株式会社 16,520,000円、新日本厨機株式会社 16,544,000円、東京ガスライフバル西大田株式会社 16,800,000円で、ガクヨー株式会社が落札した。落札契約金額は17,787,600円（税込）。

なお、指名業者の選定にあたっては「大田区物品等指名競争入札参加者指名基準」（平成26年12月8日、26総経発第11169号、区長決定）によっている。

②契約

「物品売買契約書」（平成28年7月28日）には、「件名：オープン等の購入（大一小、徳持小、松仙小、清水窪小、高畑小）」「納入場所：大田区指定場所」
「納期：平成28年9月30日」「契約金額：17,787,600円」、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,317,600円「支払条件：前払金適用せず」とあり、本契約をガクヨー株式会社と結んでいる。

③支払

「検査証（副）」完了検査平成28年9月5日、受領者：学務課学校運営係長、立会人：学務課保健給食係係員、検査員：経理管財課検査担当係員のそれぞれの認印がある。なお、「工事アルバム」（平成28年8月18日撮影）が添付されている。（工事名：高畑小学校スチームコンベンションオープン搬入、工事箇所：大田区立高畑小学校給食室、契約者：ガクヨー株式会社、工事施工者：新日本厨機株式会社）とある。

「納品書」平成28年8月24日がある。担当者所属（学務課保健給食係）及び認印、検査員の（28.9.5）印あり。

「支出命令書」起票日平成28年9月5日、支払希望日平成28年9月21日、所属の係員印がある。複数科目内訳書によると「一般備品費」2,084,400円、「高額備品費」15,703,200円となっており、抽出した部分は「高額備品費」に一致した。

④結果及び意見

(意見 No. 9)

契約者はガクヨー株式会社であるが、工事施工者は見積書提出者の日本調理機株式会社及び新日本厨機株式会社である。両者とも入札に参加している。結果としては、ガクヨー株式会社が予定価格より安い最低入札価額で受注している。その状況は上述のとおりである。ただし、新日本厨機株式会社がガクヨー株式会社の下請業者となっていた。そう考えると、新日本厨機株式会社はもっと安い価格で見積書の提出あるいは入札ができた可能性も考えられる。

担当課の説明では、本件は物品売買契約であり、この場合は「物品売買契約書約款」を使用するとのことである。当該約款の場合には委託契約で使用する「標準契約書約款」とは異なり、下請の使用を含めた再委託等の禁止の条項（「標準契約書約款」第5条（一括委託の禁止））は入っていないとのことであり、入札での落札業者が、業務の一部（主たる部分でない部分）を再委託することは契約後、申請が認められれば可能とのことである。

しかしながら、再委託先が本件のように工事施行者になっているような場合は、業務の一部の再委託とみることができないことから、再委託の申請にあたってはその再委託が適当なものであるか精査する必要があると考えられる。

7) 炊飯器・消毒保管庫等の購入（東六郷小）

(単位：円)

支払日	支払金額	業者名	件名
平成 28 年 12 月 14 日	17,474,400	株式会社キョウドウ	炊飯器・消毒保管庫等の購入（東六郷小）

①入札

本契約は指名競争入札である。

「入札見積経過調書」2016年5月11日

第1回：、株式会社キョウドウ 16,180,000 円、ガクヨー株式会社 16,200,000 円、新日本厨機株式会社 16,248,000 円、日本調理機株式会社 16,250,000 円、東京ガスライフバル西大田株式会社 17,119,000 円で、株式会社キョウドウが落札した。落札契約金額は 17,474,400 円（税込）。

なお、指名業者の選定にあたっては「大田区物品等指名競争入札参加者指名基準」（平成 26 年 12 月 8 日、26 総経発第 11169 号、区長決定）によっている。

②契約

「物品売買契約書」(平成 28 年 5 月 11 日)には、「件名：炊飯器・消毒保管庫等の購入(東六郷小)」「納入場所：大田区指定場所」「納期：平成 28 年 12 月 26 日」「契約金額：17,474,400 円」、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,294,400 円」「支払条件：前払金適用せず」とあり、本契約を株式会社キョウドウと結んでいる。

③支払

「検査証(副)」完了検査平成 28 年 12 月 13 日、受領者：学務課学校運営係長、立会人：学務課保健給食係係員、検査員：経理管財課検査担当係員のそれぞれの認印がある。なお、「Co 計測報告書」平成 28 年 11 月 28 日(株式会社 KyoDo)、「製品検査表」28 年 9 月 9 日、「機器試運転報告書」2016 年 12 月 6 日が添付されている。

「納品書」平成 28 年 12 月 13 日とある。担当者所属(学務課保健給食係)及び認印、検査員(28.9.13)の印あり。

「支出命令書」起票日平成 28 年 12 月 14 日、支払希望日平成 28 年 12 月 22 日、所属の係員印がある。複数科目内訳書によると「一般備品費」2,592,000 円、「高額備品費」14,882,400 円となっており、抽出した部分は「高額備品費」に一致した。

④結果及び意見

(指摘事項なし)

本契約については特に問題となる事項はなかった。

8) シンク・移動台・運搬車等の購入(志茂田中)

(単位：円)

支払日	支払金額	業者名	件名
平成 29 年 3 月 7 日	14,833,800	東京ガスライフバル西大田株式会社	シンク・移動台・運搬車等の購入(志茂田中)

①入札

本契約は指名競争入札である。

「入札見積経過調書」2016 年 11 月 22 日

第 1 回：東京ガスライフバル西大田株式会社 13,735,000 円、株式会社キョウドウ 13,990,000 円、日本調理機株式会社 14,030,000 円、ガクヨー株式会社

14,050,000円、新日本厨機株式会社14,070,000円で、東京ガスライフバル西大田株式会社が落札した。落札契約金額は14,833,800円（税込）。

なお、指名業者の選定にあたっては「大田区物品等指名競争入札参加者指名基準」（平成26年12月8日、26総経発第11169号、区長決定）によっている。

②契約

「物品売買契約書」（平成28年11月22日）には、「件名：シンク・移動台・運搬車等の購入（志茂田中）」「納入場所：大田区指定場所」「納期：平成29年3月31日」「契約金額：14,833,800円」、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,098,800円「支払条件：前払金適用せず」とあり、本契約を東京ガスライフバル西大田株式会社と結んでいる。

③支払

「検査証（副）」完了検査平成29年3月2日、受領者：学務課学校運営係長、立会人：学務課保健給食係係員、検査員：経理管財課検査担当係員のそれぞれ認印あり。

「納品書」平成29年3月2日がある。担当者所属（学務課保健給食係）及び認印、検査員（29.3.2）の印あり。

「支出命令書」起票日平成29年3月7日、支払希望日平成29年3月27日、所属の係員印がある。複数科目内訳書はない。抽出した部分は「一般備品費」に一致した。

④結果及び意見

（指摘事項なし）

本契約については特に問題となる事項はなかった。

9) 平成28年度中学校デジタル教科書の購入

（単位：円）

支払日	支払金額	業者名	件名
平成28年6月2日	14,144,803	東京教科書供給株式会社	平成28年度中学校デジタル教科書の購入

①契約

本契約は随意契約である。

「物品売買契約書」（平成28年4月7日）には、「件名：平成28年度中学校

デジタル教科書の購入」「納入場所：大田区指定場所」「納期：平成 28 年 5 月 31 日」「契約金額：14,144,803 円」、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,047,763 円」「支払条件：前払金適用せず」とあり、本契約を東京教科書供給株式会社と結んでいる。

「平成 28 年度中学校デジタル教科書購入にかかる業者推薦について」28 教学発第 10012 号平成 28 年 4 月 4 日、学務課長から経理管財課長あてが提出されている。この中で記されている「推薦理由」は以下のとおりである。

「学校の教科書は区ごとに指定されている教科書取次供給所から納品されるものであり、これは紙の教科書に限らず、デジタル教科書に関しても同様である。東京教科書供給株式会社は、大田区の各学校へ教科書を納入する特約供給所であるので上記業者を推薦する」。

②支払

「検査証(副)」完了検査平成 29 年 5 月 25 日、受領者：学務課学校運営係長、立会人：学務課学校運営係係員、検査員：経理管財課検査担当係員のそれぞれ認印あり。

「納品書」平成 28 年 8 月 24 日がある。担当者所属（学務課保健給食係）及び認印、検査員（28.9.05）の印あり。

「受領書」（各学校）日付、責任者の押印等がある。とくに蒲田中学校に関して「受領書」の内容と上記「見積書」の内容を確認したが一致していた。

③結果及び意見

（指摘事項なし）

本契約については特に問題となる事項はなかった。

10) H28 委員会計画物品_送風機等の購入

(単位：円)

支払日	支払金額	業者名	件名
平成 28 年 8 月 23 日	14,040,000	日勝スポーツ工業株式会社 大 田支店	H28 委員会計画物品_送風機等の購 入

①契約

「物品売買契約書」（平成 28 年 6 月 17 日）には、「件名：H28 委員会計画物品_送風機等の購入」「納入場所：大田区指定場所」「納期：平成 28 年 8 月 31

日」「契約金額：14,040,000円」、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,040,000円」「支払条件：前払金適用せず」とあり、本契約を日勝スポーツ工業株式会社大田支店と結んでいる。

②支払

「納品書」平成28年8月23日があり、担当者所属（学務課学校運営係）及び認印、検査員受理年月日が28年8月23日となっており、検査員の認印がある。

請求書	24	248,400	5,961,600	平成28年8月10日
	3	226,800	680,400	平成28年8月10日
		(中学校)	6,642,000	
	52	248,400	12,916,800	平成28年8月10日
	5	224,640	1,123,200	平成28年8月10日
		(小学校)	14,040,000	
			20,682,000	

「検査証(副)」完了検査平成28年8月23日、受領者：学務課学校運営係長、立会人：学務課学校運営係係員、検査員：経理管財課検査担当係長のそれぞれの認印がある。

なお小学校分の請求書はサンプリング対象の元帳と一致していた。

③結果及び意見

(意見 No. 10)

各学校の受領印をもらうような一覧表が作成されており、一部には押印、サインがみられた。しかしながら一部で徹底されていない状況が窺えた。そのため納品の際は受領印を徹底するように指導することが必要であると考えられる。

11) 東六郷小学校新校舎用普通教室等什器購入

(単位：円)

支払日	支払金額	業者名	件名
平成28年12月22日	13,500,000	有限会社愛東商会	東六郷小学校新校舎用普通教室等什器購入

①契約

「物品売買契約書」（平成 28 年 9 月 26 日）には、「件名：東六郷小学校新校舎用普通教室等什器購入」「納入場所：大田区指定場所」「納期：平成 28 年 12 月 22 日」「契約金額：13,500,000 円」、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,000,000 円」「支払条件：前払金適用せず」とあり、本契約を有限会社愛東商会と結んでいる。

②支払

「検査証（副）」

完了検査平成 28 年 12 月 21 日、受領者：学務課学校運営係長、立会人：学務課学校運営係係員、検査員：経理管財課検査担当係員のそれぞれの認印がある。

「納品書」

平成 28 年 12 月 21 日がある。担当者所属（学務課学校運営係）及び認印、検査員（28.12.21）の印あり。

「請求書」

平成 28 年 12 月 22 日がある。13,500,000 円（税込）。

「支出命令書（複数科目）」は起票日平成 28 年 12 月 22 日、支払希望日平成 29 年 1 月 13 日、写のため所属の係員印がなく、また複数科目内訳書はない。抽出した部分は「一般備品費」に一致した。

③結果及び意見

（指摘事項なし）

本件については、特に問題となる事項はない。

12) 冷凍庫・食器洗浄機等の購入（東六郷小）

（単位：円）

支払日	支払金額	業者名	件名
平成 28 年 12 月 14 日	16,740,000	株式会社キョウドウ	冷凍庫・食器洗浄機等の購入（東六郷小）

①入札

本契約は指名競争入札である。

「入札見積経過調書」2016 年 6 月 10 日

第 1 回：株式会社キョウドウ 15,500,000 円、新日本厨機株式会社 15,544,000 円、ガクヨー株式会社 15,555,000 円、日本調理機株式会社 15,600,000 円、東

京ガスライフバル西大田株式会社は不参加で、株式会社キョウドウが15,500,000円で落札した。落札契約金額は16,740,000円（税込）。

なお、指名業者の選定にあたっては「大田区物品等指名競争入札参加者指名基準」（平成26年12月8日、26総経発第11169号、区長決定）によっている。

②契約

「物品売買契約書」（平成28年6月10日）には、「件名：冷凍庫・食器洗浄機等の購入（東六郷小）」「納入場所：大田区指定場所」「納期：平成28年12月26日」「契約金額：16,740,000円」、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,240,000円「支払条件：前払金適用せず」とあり、本契約を株式会社キョウドウと結んでいる。

③支払

「検査証（副）」完了検査平成28年12月13日、受領者：学務課学校運営係、立会人：学務課保健給食係係員、検査員：経理管財課検査担当係員のそれぞれの認印がある。

「納品書」平成28年12月13日がある。担当者所属（学務課保健給食係）及び認印、検査員（28.12.13）の印あり。

「請求書」（平成28年12月14日）は16,740,000円（税込）で発行されていることを確認した。

「支出命令書（複数科目）」は起票日平成28年12月14日、支払希望日平成28年12月22日、所属の係員印がある。複数科目内訳書には「一般備品費」3,283,200円、「高額備品費」13,456,800円とあり、抽出した部分は「高額備品費」に一致した。

④結果及び意見

（指摘事項なし）

本契約については特に問題となる事項はなかった。

13) 東六郷小学校新校舎用特別教室等什器購入

（単位：円）

支払日	支払金額	業者名	件名
平成28年12月 22日	13,098,240	有限会社愛東商会	東六郷小学校新校舎用特別教室等什器 購入

①契約

「物品売買契約書」（平成 28 年 9 月 9 日）には、「件名：東六郷小学校新校舎用特別教室等什器購入」「納入場所：大田区指定場所」「納期：平成 28 年 12 月 22 日」「契約金額：14,148,000 円」、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,048,000 円」「支払条件：前払金適用せず」とあり、本契約を有限会社愛東商会と結んでいる。

②支払

「検査証（副）」

完了検査平成 28 年 12 月 21 日、受領者：学務課学校運営係長、立会人：学務課学校運営係係員、検査員：経理管財課検査担当係員のそれぞれの認印がある。

「納品書」

平成 28 年 12 月 21 日がある。担当者所属（学務課学校運営係）及び認印、検査員（28.12.21）の印あり。

「請求書」

平成 28 年 12 月 22 日がある。

「支出命令書（複数科目）」は起票日平成 28 年 12 月 22 日、支払希望日平成 29 年 1 月 13 日、写につき所属の係員印はない。物品管理規則第 6 条及び物品名鑑に従い、購入物品の取得金額に従い、「一般備品費」13,098,240 円と「消耗品費」1,049,760 円に分けて計上している。抽出した部分は「一般備品費」に一致した。

③結果及び意見

（指摘事項なし）

本契約については特に問題となる事項はなかった。

14) 検収台・シンク等の購入（東六郷小）

（単位：円）

支払日	支払金額	業者名	件名
平成 28 年 12 月 14 日	12,904,920	東京ガスライフバル西大田株式会社	検収台・シンク等の購入（東六郷小）

①入札

本契約は指名競争入札である。

「入札見積経過調書」2016 年 8 月 26 日

第1回：東京ガスライフバル西大田株式会社 11,949,000 円、ガクヨー株式会社 12,090,000 円、株式会社キョウドウ 12,110,000 円、日本調理機株式会社 12,210,000 円、新日本厨機株式会社 12,230,000 円で、東京ガスライフバル西大田株式会社が 11,949,000 円で落札した。落札契約金額は 12,904,920 円(税込)。

なお、指名業者の選定にあたっては「大田区物品等指名競争入札参加者指名基準」(平成 26 年 12 月 8 日、26 総経発第 11169 号、区長決定)によっている。

②契約

「物品売買契約書」(平成 28 年 8 月 26 日)には、「件名：検収台・シンク等の購入(東六郷小)」「納入場所：大田区指定場所」「納期：平成 28 年 12 月 26 日」「契約金額：12,904,920 円」、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 955,920 円」「支払条件：前払金適用せず」とあり、本契約を東京ガスライフバル西大田株式会社と結んでいる。

③支払

「検査証(副)」完了検査平成 28 年 12 月 13 日、受領者：学務課学校運営係長、立会人：学務課保健給食係係員、検査員：経理管財課検査担当係員のそれぞれ認印あり。なお、「Co 計測報告書」平成 28 年 11 月 28 日(東京ガスライフバル西大田株式会社)、「機器試運転報告書」2016 年 12 月 6 日が添付されている。

「納品書」平成 28 年 12 月 13 日がある。担当者所属(学務課保健給食係)及び認印、検査員(28.12.13)の印あり。

「請求書」(平成 28 年 12 月 14 日)は 12,904,920 円(税込)で発行されていることを確認した。

「支出命令書(複数科目)」は起票日平成 28 年 12 月 14 日、支払希望日平成 28 年 12 月 22 日、所属の係員印がある。複数科目内訳書はない。抽出した部分は「一般備品費」に一致した。

④結果及び意見

(指摘事項なし)

本契約については特に問題となる事項はなかった。

15) 回転釜等の購入(開桜小・おなづか小・馬二小・松仙小・田調小・羽田小・仲六小)

(単位：円)

支払日	支払金額	業者名	件名
平成 28 年 9 月 5 日	12,646,800	ガクヨー株式会社	回転釜等の購入(開桜小・おなづか小・馬二小・松仙小・田調小・羽田小・仲六小)

①入札

本契約は指名競争入札である。

「入札見積経過調書」2016年6月24日

第1回：ガクヨー株式会社 13,480,000 円（税抜、以下同じ）、日本調理機株式会社 13,530,000 円、新日本厨機株式会社 13,570,000 円、東京ガスライフバル西大田株式会社 14,100,000 円、株式会社キョウドウ不参加で、ガクヨー株式会社が落札した。落札契約金額は 14,558,4000 円（税込）。

②契約

「物品売買契約書」平成 28 年 6 月 24 日付には、「件名：回転釜等の購入（開桜小・おなづか小・馬二小・松仙小・田調小・羽田小・仲六小）」、「納入場所：大田区指定場所」、「納期：平成 28 年 9 月 30 日」とあり、「契約金額：14,558,400 円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,078,400 円」「支払条件：前払金適用せず」とある。

なお、落札業者はガクヨー株式会社であるが、工事施工者は日本調理機株式会社及び新日本厨機株式会社であることが、工事アルバムに記載されている。

③支払

「納品書」（平成 28 年 8 月 24 日）「件名：回転釜等の購入（開桜小・おなづか小・馬二小・松仙小・田調小・羽田小・仲六小）」が、ガクヨー株式会社から大田区長あてに提出されており、担当者所属の記載（学務課保健給食係）及び認印の押印がみられた。また、検査員の押印（28.9.05）の押印があった。また、回転釜を納品した学校には回転釜の製品検査表がある。

「検査証（副）」（完了検査平成 28 年 9 月 5 日）には、受領者（学務課学校運営係長）、立会人（学務課保健給食係係員）、検査員（経理管財課検査担当係員）のそれぞれの押印がみられた。

「請求書」平成 28 年 9 月 5 日、請求金額 14,558,400 円（税込）がある。

「支出命令書（複数科目）」には所属の係員印がある。「複数科目支出負担行為」決裁日平成 28 年 6 月 24 日とあり、「複数科目支出命令」起票日平成 28 年 9 月 5 日とある。「支払希望日」平成 28 年 9 月 21 日となっており、「執行済大田区役所」の印はない。「集合支出命令額：14,558,400 円」となっている。うち、「一般備品費」1,911,600 円、「高額備品費」12,646,800 円で処理している。抽出した部分は「高額備品費」に一致した。

④結果及び意見

(指摘事項なし)

本契約について、特に問題となる事項はなかった。

16) 平成 28 年度保健調査(含心臓検診調査・結核問診調査)及び定期健康診断統計の委託契約

支払日	支払金額	業者名	件名
平成 28 年 9 月 20 日	12,483,787	大森医師協同組合	平成 28 年度保健調査(含心臓検診調査・結核問診調査)及び定期健康診断統計の委託契約

①契約

本件の契約の方法は随意契約となっている。

「契約書」(平成 28 年 4 月 1 日)には、「件名：平成 28 年度保健調査及び定期健康診断統計」「契約期間：(1)保健調査：平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日(2)定期健康診断統計：平成 28 年 6 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日」

「単価契約：単価契約として」

(1)保健調査

ア 保健調査処理	一人につき	360 円
イ 基礎名簿処理	一人につき	80 円
ウ 各種リストアップ	1 項目一人につき	14 円

(2)定期健康診断統計

ア 身体計測統計	1 校につき	2,700 円
イ 疾病異常統計	1 校につき	1,400 円
ウ 健康診断処理	一人につき	380 円
エ 転入処理	一人につき	80 円
オ 健康診断リストアップ	1 項目一人につき	14 円

「契約保証金：免除」とあり、本契約を大森医師協同組合理事長儘田直久と結んでいる。

これに先立つ起案文書「決定」（平成 28 年 3 月 11 日）における「8. 契約方法」には、「(1)大田区契約事務規則第 4 条別表第 1 に定める「区長が指定する委託契約(1)」により、教育委員会事務局教育総務部長契約とする。(2)児童生徒数の増減が見込まれるため、単価契約とする。」とある。

なお、本件については、「保健調査及び定期健康診断の集計業務」を「株式会社イマージュ」に再委託している。再委託の理由として「(1)大田区において、統計業務の実績があること。(2)統計調査の専門業者であり、1 日の処理件数が多いため、各集計項目の単価が安く、低コストによる実施ができる」としている。「再委託承諾申請書」が平成 28 年 4 月 1 日に提出され、これに対して、「再委託承諾通知書」を平成 28 年 4 月 1 日に提出している。

②支払

「請求書」（平成 28 年 9 月 14 日）には、「平成 28 年度大田区学校保健調査について、下記のとおりご請求いたします。」とあり、まとめると以下のような請求内容であった。

(単位：円)

	小学校	中学校	合計
大田区学校保健健康診断処理	10,874,840	4,229,780	15,104,620
肥満度リストアップ	400,652	155,834	556,486
転入転出処理	51,520	12,960	64,480
身体計測統計処理	162,000	78,300	240,300
疾病異常統計処理	84,000	40,600	124,600
計	11,573,012	4,517,474	16,090,486
消費税	925,841	361,398	1,287,239
合計	12,498,853	4,878,872	17,377,725

これに先立つ「支出命令書（複数科目）」（複数科目支出命令起票日 28 年 9 月 20 日）には、所属の係員、係長、課長の各押印がある。また、検査員、立会員の各押印がある。集合支出命令額は、17,377,725 円となっており、支払希望日は平成 28 年 10 月 3 日とある。当該金額を、「小学校費・学校保健費：12,483,787 円」「小学校費・特別支援学校費：15,066 円」「中学校費・学校保健費：4,878,872 円」でそれぞれの科目で計上している。抽出部分との一致を確認した。

③結果及び意見

(意見 No. 11)

大森医師協同組合からの「請求書」の文面、「平成 28 年度大田区学校保健調査について、下記のとおりご請求いたします。」は、第 1 回目の「請求書」(平成 28 年 5 月 6 日)のものと同じであるが、本来内容的には「平成 28 年度大田区学校定期健康診断統計について、下記のとおりご請求いたします。」とすべきものであったと考えられる。大勢に影響はないかもしれないが、契約書との整合性等からも正確にすべきであり、先方からの書類受領時にチェックすべきであると考えられる。

(意見 No. 12)

大森医師協同組合との随意契約について、起案文書には「(1)大田区契約事務規則第 4 条別表第 1 に定める「区長が指定する委託契約(1)」により、教育委員会事務局教育総務部長契約とする。(2)児童生徒数の増減が見込まれるため、単価契約とする。」とあるが、これは契約事務の管轄が「経理管財課」契約ではなく「部契約」であることを記したに過ぎないのではないかと思われる。厳密に言えば、当該契約が「区長が指定する委託契約」のうち、「(1) 医学的、保健衛生的な専門知識を有する団体又は個人との委託契約」に該当することまでを記す必要があると考えられる。

(意見 No. 13)

「株式会社イマージュ」への再委託について、契約約款の第 5 条に(一括委任の禁止)があり、本再委託は業務の一部委託であって、一括委任ではないという論法も成り立ち得る。しかしながら、契約書には、次のような条文がある。

(プライバシーの保護)

第 7 条

乙は本調査で収集した情報について、個人別の情報はもちろんのこと、学校別、地域別などに分類された統計的情報についても、第三者に提供したり閲覧し得る状態に放置したりしてはならない守秘の義務を負う。

確かに、「再委託承諾申請書」等には「再委託先との契約については、上記契約に基づき当社が負うべき義務と同様の義務を再委託先に負わせる契約を締結するものとし、再委託の履行について当社自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負い、本業務に関する最終的な責任は当社にて負うことを誓約します」と

あるので、特段問題はないかもしれないが、例えば、契約約款の第 5 条に（一括委任の禁止）に第 3 項を設け、「第 2 項の手続きを経たうえで、一部業務を再委任等する場合には、乙は当該契約書の写を甲に速やかに提出するものとする」などとして、文面の担保を履行すべき条項を追加すべきであると考えられる。

(4) 教育委員会 指導課分

1) 【平成 28 年度】大田区立小・中学校における学習効果測定の実施について (単価契約)

(単位：円)

支払日	支払金額	業者名	件名
平成 28 年 7 月 19 日	32,605,701	東京書籍株式会社 東京支社	【平成 28 年度】大田区立小・中学校における学習効果測定の実施について (単価契約)

①契約

「契約相手方の推薦について」(27 教指発第 13680 号平成 28 年 3 月 15 日)により、東京書籍株式会社東京支社が推薦されている。「推薦理由」には以下のとおりである。

- (1) 本件委託事業については、年度ごとの学習効果を継続的に把握することにより、学力向上施策の評価及び学力向上に資することができるので、これまでと同様の時期・方法により学習効果を測定・分析する必要があります。
- (2) 上記推薦業者は、平成 20 年度から平成 27 年度まで大田区学習効果測定を受託事業者であり、良好な履行実績を有しています。そのため、本件委託事業の測定・分析を的確に実施し得るデータをも併せ持っています。
- (3) よって、上記推薦業者は、本件委託事業の目的を達成するにあたり最も適していると考えられるため、本件委託事業の契約の相手方として推薦します。

「契約書」(平成 28 年 4 月 1 日)には「件名：【平成 28 年度】大田区立小・中学校における学習効果測定の実施について (単価契約)」、「履行場所：大田区指定場所」「期限：自平成 28 年 4 月 1 日至平成 28 年 9 月 30 日」「契約単価：別紙のとおり」「支払条件：前払金適用せず」とある。

別紙「平成 28 年度大田区学習効果測定委託内訳書」は以下のとおりである。

内容/対象学年	単価（円）（1 教科 1 人あたり）（消費税抜き単価）	のべ測定数量 （見込数）	備考（対象科目等）
大田区学習効果測定（小学校第 4 学年）	288.00	18,988	①測定教科（4 科目）国語、社会、算数、理科 ②測定数量は実際に測定したのべ人数
大田区学習効果測定（小学校第 5 学年）	288.00	17,988	①測定教科（4 科目）国語、社会、算数、理科 ②測定数量は実際に測定したのべ人数
大田区学習効果測定（小学校第 6 学年）	288.00	18,648	①測定教科（4 科目）国語、社会、算数、理科 ②測定数量は実際に測定したのべ人数
大田区学習効果測定（中学校第 1 学年）	288.00	14,676	①測定教科（4 科目）国語、社会、数学、理科 ②測定数量は実際に測定したのべ人数
大田区学習効果測定（中学校第 2 学年）	288.00	17,855	①測定教科（5 科目）国語、社会（地理、歴史）、数学、理科、英語 ②測定数量は実際に測定したのべ人数
大田区学習効果測定（中学校第 3 学年）	288.00	18,350	①測定教科（5 科目）国語、社会（地理、歴史）、数学、理科、英語 ②測定数量は実際に測定したのべ人数

（注記）上記契約単価は消費税抜きである。支払金額は契約単価に測定数量を乗じて得た金額に消費税率を乗じて得た金額とする。

なお、本件については契約日同日付で、当該契約の受託者から委託業務の一部業務（①測定部材の発送②データ入力、採点、処理等）について、受託業者の 100%出資子会社（株式会社エデュフロント）に再委託したい旨の申請がなされた。このことについて、大田区としては以下の理由から承認することとされた。

- (1) 受託者の 100%出資子会社であり、学習調査事業の必要で専門的な特化したスキルがあると認められる。
- (2) 学習効果測定事業の短期間での実施・処理・運用のための体制が整えられている。

本件にかかる手続きとしては、まず、業務主管課長（指導課長）から契約担当者（教育総務部長）あてに「再委託の承諾に関する確認書」を提出、さらに、

委託先対しては、データ等の管理についての順守事項を条件とする「再委託の承諾に関する通知書」が同社あてに提出されている。

②支払

「完了届」（第5号の2様式、（契第65号））平成28年7月14日あり、これに大田区側の担当職及び認印、契約事務担当課員認印、検査員受理年月日及び検査員認印がある。また、附属書類として「大田区平成28年度学習効果測定実施明細数（小学校）」5,5243人及び同「（中学校）」49,585人の提出がある。

「検査証」提出なし。

「請求書」平成28年7月15日、請求金額32,605,701円（税込）（小学校55,243×288＝15,909,984、中学校49,585×288＝14,280,480、合計30,190,464（税抜））

「支出命令書」には所属の係員、係長、課長印がある。検査員、立会員の印もある。「複数科目支出負担行為」決裁日平成28年4月1日とあり、「複数科目支出命令」起票日平成28年7月19日とある。「支払希望日」平成28年7月28日となっており、「平成28年7月28日執行済大田区役所」の印がある。なお、「履行等確認日」平成28年7月14日となっている。

③結果及び意見

（意見 No. 14）

本件随意契約の再委託に関して、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」（改正平成27年1月27日）第12条（再委託）第1項には、「受託者は、受託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない」とある。本件における再委託は一部業務（①測定部材の発送②データ入力、採点、処理等）とされているが、これは主要な一部であることには相違ないと思われる。また、第2項には「受託者は、やむを得ず…」とあり、再委託を完全に否定することはしていない。

しかしながら、少なくとも随意契約した業者が再委託を行うことを、契約同日に大田区側も知っていたわけであり、このことが第2項の想定する「やむを得ず」に当たるものなのか若干の疑問がある。

100%出資子会社は第1項のいう「第三者」には当たらない、という論法も成立し得るかもしれない。しかし、もしそうであるならば、親会社の第三者とはいえない子会社に直接発注したとしても親会社の保証が付き、さらには、親会社の手数料が少なくなる分、安価になる可能性もあるので、直接発注の方が合理的と考えられる。

また、再委託手続として、第3項には「受託者は、…再委託先に負わせる契約を締結するものとする」とあるが、大田区側その契約書のコピーを入手する

必要があることから、さらに進んで(再委託の)「契約書を提出するものとする」などと改めるべきと考えられる。

随意契約であること、結果として長期にわたり同一の業者との契約していること、さらには再委託が可能であること等が、自治法第2条第14項の趣旨達成を阻み、不正を生む温床となる可能性があるともいえることから、考慮検討されたい。

2) 平成 28 年度「外国人及び帰国児童・生徒日本語特別指導」事業の実施について

(単位：円)

支払日	支払金額	業者名	件名
平成 28 年 11 月 22 日	4,455,000	有限会社ヒューマンリレーション	平成 28 年度「外国人及び帰国児童・生徒日本語特別指導」事業の実施について

①支払

「実績報告書(小学校)」10月分(平成28年度)合計627時間、「実績報告書(中学校)」10月分(平成28年度)合計217時間の提出あり。また、これの基になった「日本語指導実績簿」平成28年10月分が各校別(指導員別)にある。これには実施日時間数生徒名が記載され、指導員押印、管理職確認印がある。これらが一式提出されている。

「検査証」提出なし。

「請求書」平成28年11月15日、請求金額4,455,000円(税込)(日本語指導10月分825時間×@5,000=4,125,000円(税抜))

「支出命令書」には所属の係員、係長、課長印がある。会計管理室(審査)審査済印1及び28がある。検査員、立会者印もある。「複数科目支出命令」起票日平成28年11月22日とある。「支払希望日」平成28年11月22日となっており、「平成28年11月28日執行済大田区役所」の印がある。なお、「履行等確認日」平成28年10月31日となっている。

②結果及び意見

(指摘事項なし)

本契約については特に問題となる事項はない。

第3節 歳入事務

1. 概要

大田区の学校に関連して発生する歳入には、学校施設内に設置された太陽光発電設備による売電収入、野辺山学園や館山さざなみ学校の利用に係る収入などがある。そのうち主なものは学校施設の開放により生じる使用料収入と野辺山学園の使用に係る収入である。

平成28年度 学校に関連して発生する歳入の内訳 (単位：千円)

項目	金額	概要
学校施設の開放により生じる使用料収入	14,149	小学校使用料 中学校使用料
太陽光売電収入	68	2校が売電収入を計上
野辺山学園の使用に係る収入	16,603	
館山さざなみ学校の使用に係る収入	7,953	賄収入 施設等利用者負担金

2. 区立小中学校施設の利用

(1) 区立小中学校施設の利用条件

大田区は「大田区立学校施設の活用に関する条例」及び同条例施行規則（以下「条例等」という。）に基づき、学校教育に支障がない範囲で学校施設の開放を行っている。当該条例等は、大田区の学校施設を学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条、社会教育法（昭和24年法律第207号）第45条第1項の規定により利用させ、又は自治法第238条の4第7項の規定により使用させることについて必要な事項を定めている。

これによると、5名以上の団体で、最低5名が区内在住か在勤、在学の団体（営利目的の団体及び政治・宗教団体を除く。小中学生、高校生の団体は、成人の責任者が必要。）が、教育委員会への団体登録後に使用申請書を記入し提出すれば、学校施設の利用を申請できる。対象となる区立小中学校に制限はない。

(2) 区立小中学校施設の利用による使用料

1) 区立小中学校の使用料の金額

「大田区立学校施設の活用に関する条例施行規則第5条」によると、学校施設の利用には4つの時間区分が設けられており、平成28年度における使用料については以下の表のようになっている。

	午前 午前9時～ 正午	午後A 午後1時～ 午後3時30分	午後B 午後4時～ 午後6時30分	夜間 午後7時～ 午後9時30分
校庭	760円	540円	900円	1,300円
小学校体育館 中学校第二体育館	740円	780円	920円	1,100円
中学校体育館	1,000円	1,100円	1,300円	1,500円
教室等及び 生涯学習兼地 域集会室 (64㎡以下)	200円	220円	260円	300円
教室等及び 生涯学習兼地 域集会室 (64㎡を超える)	260円	300円	360円	440円
校庭夜間照明 設備	1時間あたり 1,900円			

なお、平成 29 年 4 月 1 日より、使用料が以下のように改定されている。

	午前 午前 9 時～ 正午	午後 A 午後 1 時～ 午後 3 時 30 分	午後 B※ 午後 4 時～ 午後 6 時 30 分	夜間 午後 7 時～ 午後 9 時 30 分
校庭	780 円	640 円	680 円	980 円
小学校体育館 中学校第二体 育館	920 円	900 円	900 円	1,100 円
中学校体育館	1,200 円	1,000 円	1,000 円	1,300 円
教室等及び 生涯学習兼地 域集会室 (64 m ² 以下)	240 円	260 円	320 円	360 円
教室等及び 生涯学習兼地 域集会室 (64 m ² を超 える)	320 円	360 円	440 円	540 円
校庭夜間照明 設備	1 時間あたり 1,900 円			

※小学校施設において、土曜日、日曜日、休日以外に利用する場合の午後 B の時間帯は午後 4 時 30 分～午後 7 時となっている。

2) 区立小中学校の使用料の改定とその考え方

① 学校施設使用料見直しの目的

平成 29 年 4 月 1 日より大田区立学校施設使用料が改正された。これは、前回の一斉見直しが平成 10 年 6 月に行われており長期間見直しがされていなかった点、受益者負担の適正化、使用料算定基準の明確化、他の施設との使用料額の不均衡を是正することを目的として見直しが行われた。

② 学校施設使用料についての基本的な考え方

今回の使用料の改正に伴い、施設使用料算定基準という考え方を導入した。施設使用料は以下の計算式に基づいて算定されている。

$$\text{施設使用料} = 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間あたりの使用料原価} \times \text{貸出面積} \times \text{使用時間} \\ \times (\text{補正係数}) \times \text{利用者負担割合}$$

この算式に出てくる「1 m²・1時間あたりの使用料原価」については、施設ごとに対象となる経費を貸出面積合計と開館時間で除したもので計算される。対象となる経費については以下のものが列挙されている。

- (ア) 経常的経費…施設貸出に要する経費、施設の維持管理に要する経費
(人件費、光熱水費、需用費、役務費、委託料、
使用料及び賃借料等)
- (イ) 一時的経費…維持補修工事費（大規模改修を除く）、
備品購入費（高額備品を除く）
- (ウ) 減価償却費…建物・設備・高額備品、大規模改修工事費

また、体育室・運動場については、単純計算では高額になってしまうため、集会室との面積比などから算出した補正係数を乗じて計算している。体育室では1/5.3、運動場では1/24.8となっている。

また、区立小中学校の施設は公共性が高いため、公費負担 50%、利用者負担 50%として、利用者負担割合を考慮している。

3) 区内他施設との料金の比較

区内他施設との料金の比較については、平成 29 年 4 月 1 日に改定された料金について比較を行う。

①校庭と他の施設の比較

校庭の使用料について、他の区立施設の集会室と比較して考察する。ここでは、野球及びサッカーでの利用を想定して、多摩川緑地野球場・多摩川緑地サッカー場をサンプルとして比較を行う。なお、野球場・サッカー場は貸出条件が同一のため、下記の表中にはまとめて記載する。なお、小学校校庭の利用条件として半数以上が大田区在住・在勤・在学という条件があるため、多摩川緑地野球場・多摩川緑地サッカー場は、区内チームへの貸出を想定して比較を行う。

	午前 午前9時～ 正午	午後A 午後1時～ 午後3時30分	午後B 午後4時～ 午後6時30分	夜間 午後7時～ 午後9時30分
校庭	780円/3時間 260円/1時間	640円/2.5時間 256円/1時間	680円/2.5時間 272円/1時間	980円/2.5時間 392円/1時間
多摩川緑地(平日)			1,520円/2時間 760円/1時間	
多摩川緑地(休日)			3,000円/2時間 1,500円/1時間	

上記の1時間当りの料金については円未満を四捨五入している。

他の区立施設と学校関連施設の貸出時間の区分は異なるものの、1時間当りの使用料について比較すると、校庭については学校関連施設の方が多摩川緑地施設よりも平日で最高約2分の1、休日で最高約4分の1の値段で利用することができる。

②体育館と他の施設の比較

体育館の使用料について、他の区立施設の集会室と比較して考察する。ここでは、高畑小学校のすぐ近くにある六郷文化センターの体育室をサンプルとして比較を行う。

	午前 午前9時～ 正午	午後A 午後1時～ 午後3時30分	午後B 午後4時～ 午後6時30分	夜間 午後7時～ 午後9時30分
小学校体育館	920円/3時間	900円/2.5時間	900円/2.5時間	1,100円/2.5時間
中学校第二体育館	307円/1時間	360円/1時間	360円/1時間	440円/1時間
中学校体育館	1,200円/3時間 400円/1時間	1,000円/2.5時間 400円/1時間	1,000円/2.5時間 400円/1時間	1,300円/2.5時間 520円/1時間
六郷文化センター 体育室	1,220円/3時間 407円/1時間	1,200円/2.5時間 480円/1時間	1,100円/2.5時間 440円/1時間	1,300円/3時間 433円/1時間

上記の1時間当りの料金については円未満を四捨五入している。

他の区立施設と学校関連施設の貸出時間の区分は異なるものの、1時間当りの使用料について比較すると、体育館については学校関連施設も六郷文化センターと同水準になっている。

施設使用料についての基本的な考え方に基づくと、文化センターは公共性が高いため、公費負担 50%、利用者負担 50%として、利用者負担割合を考慮しており、小中学校と同じ区分となる。それを考慮すると、施設使用料についての基本的な考え方に適合していると考えられる。

③教室と他の施設の比較

教室等及び生涯学習兼地域集会室の使用料について、他の区立施設の集会室と比較して考察する。ここでは、高畑小学校のすぐ近くにある六郷文化センターをサンプルとして比較を行う。

	午前 午前 9 時～ 正午	午後 A 午後 1 時～ 午後 3 時 30 分	午後 B 午後 4 時～ 午後 6 時 30 分	夜間 午後 7 時～ 午後 9 時 30 分
教室等 (64 m ² 以下)	240 円/3 時間 80 円/1 時間	260 円/2.5 時間 104 円/1 時間	320 円/2.5 時間 128 円/1 時間	360 円/2.5 時間 144 円/1 時間
六郷文化センター 第一集会室 (定員 30 名)	920 円/3 時間 307 円/1 時間	1,300 円/4 時間 325 円/1 時間		1,300 円/4 時間 325 円/1 時間
教室等 (64 m ² を超える)	320 円/3 時間 107 円/1 時間	360 円/2.5 時間 144 円/1 時間	440 円/2.5 時間 176 円/1 時間	540 円/2.5 時間 216 円/1 時間
六郷文化センター 第二集会室 (定員 54 名)	1,500 円/3 時間 500 円/1 時間	2,000 円/4 時間 500 円/1 時間		2,000 円/4 時間 500 円/1 時間

上記の 1 時間当りの料金については円未満を四捨五入している。

他の区立施設と学校関連施設の貸出時間の区分は異なるものの、1 時間当りの使用料について比較すると、広い施設については学校関連施設の方が六郷文化センターの半額以下の値段で利用することができる。また普通教室サイズの集会室においても、学校関連施設の方が六郷文化センターの 40%以下で利用することができる。

施設使用料についての基本的な考え方に基づくと、文化センターは公共性が

高いため、公費負担 50%、利用者負担 50%として、利用者負担割合を考慮しており、小中学校と同じ区分となる。それを考慮すると、同じ区分の施設にかかわらず、区立小中学校の方が安く利用することができる。

(意見 No. 15)

小中学校の教室の使用料については、他の区立公共施設と比較すると価格が安く、不均衡が生じていると考えられる。

特に 64 m²を超える教室においては、高くても他の区立公共施設の 26% (およそ 4 分の 1) の使用料となっており、経費を考慮しても大きな不均衡が生じていると考えられることから、使用料の設定について再検討する必要があると考えられる。

④ 周辺自治体の小中学校使用料との比較

近隣区市町村での公立学校の使用料を、参考までに記載すると次のようになっている。

東京都	<ul style="list-style-type: none"> 都立学校体育施設開放利用について 都立学校学習文化施設開放利用について 原則無料。ただし、使用施設の照明にかかる光熱水費相当額（光熱水費負担金）を負担。		
品川区	<ul style="list-style-type: none"> 品川区立学校施設使用条例 体育館		
		体育館	第二体育館・格技室
	午前 9 時～正午	1,600 円	800 円
	午後 1 時～午後 3 時 30 分	1,600 円	800 円
	午後 3 時 45 分～ 午後 6 時 15 分	1,600 円	800 円
	午後 7 時～午後 9 時	1,600 円	800 円

	校庭		
		全天候型	土（ダスト）
	午前 9 時～正午	1,600 円	800 円
	午後 1 時～午後 3 時 30 分	1,600 円	800 円
	午後 7 時～午後 9 時	1,600 円	800 円
港区	・小・中学校一般開放利用案内 学校施設使用料金		
	区分	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 4 時まで
	講堂・体育館	1,700 円	2,900 円
	教室	240 円	500 円
	校庭	1,000 円	1,200 円
世田谷区	・「けやきネット」ガイドブック ミーティングルーム…4 時間 220 円 体育館…学校休業日 2 時間 540 円、平日夜間 660 円 校庭…学校休業日 2 時間 540 円		
川崎市	・川崎市立学校の施設の開放に関する規則 体育館使用料…150～500 円		
横浜市	・横浜市立横浜市立学校施設使用規則 ・横浜市公有財産規則 市民及び市内の団体がスポーツ、レクリエーション、講習会、展示会及びその他の会場として学校施設を使用することについては無料。 それ以外の目的では他の公有財産と同じ計算方法で使用料を徴収。		

(3) 区立小中学校施設の利用手続

1) 団体登録手続

区立小中学校施設を利用するためには、区内在住、在勤または在学である 5 名以上の団体という条件が付されている。新規利用時には教育委員会にて団体登録の手続きを行う必要がある。

ア 手続きに必要な書類

- (ア)大田区立学校施設使用団体登録申請書
代表者及び副代表者を記載。小中学生、高校生の団体は、成人の責任者が必要。
 - (イ)構成員名簿
 - (ウ)学校施設使用にかかる誓約書
 - (エ)団体規約
任意団体でも団体規約を作成して提出する。
 - (オ)会計報告書又は予算書
会費を徴収している団体については、会計に係る報告書を作成し、提出する。
立ち上げたばかりの団体は、予算書を提出する。
 - (カ)事業報告書又は事業計画書
〇〇大会等に出ている等、具体的な活動内容を記入し、提出する。
 - (キ)身分証明書
団体構成員が区内在住、在勤または在学であることを確認するために使用している。
- イ 団体に変更があった場合の手続
団体の登録事項に変更が生じた場合には、学校施設使用団体登録変更届を提出する必要がある。

2)利用手続き

区立小中学校施設の利用申請を行う書類として、「大田区立学校施設使用申請書兼使用料減免申請書」を記入し、使用日の2月前から10日前までに学校長を経由して提出する必要がある。

利用申請者が記入する必須項目として、以下の区分がある。

- ア 団体名
- イ 団体の区分（在住・在勤・在学）
- ウ 代表者氏名
- エ 代表者電話番号
- オ 代表者住所
- カ 申請者氏名
- キ 昼間連絡のつく電話番号
- ケ 使用学校名
- コ 使用施設
- サ 使用日時
- ス 使用目的

セ 使用者数

ソ 減免申請する場合には、減免申請をする理由

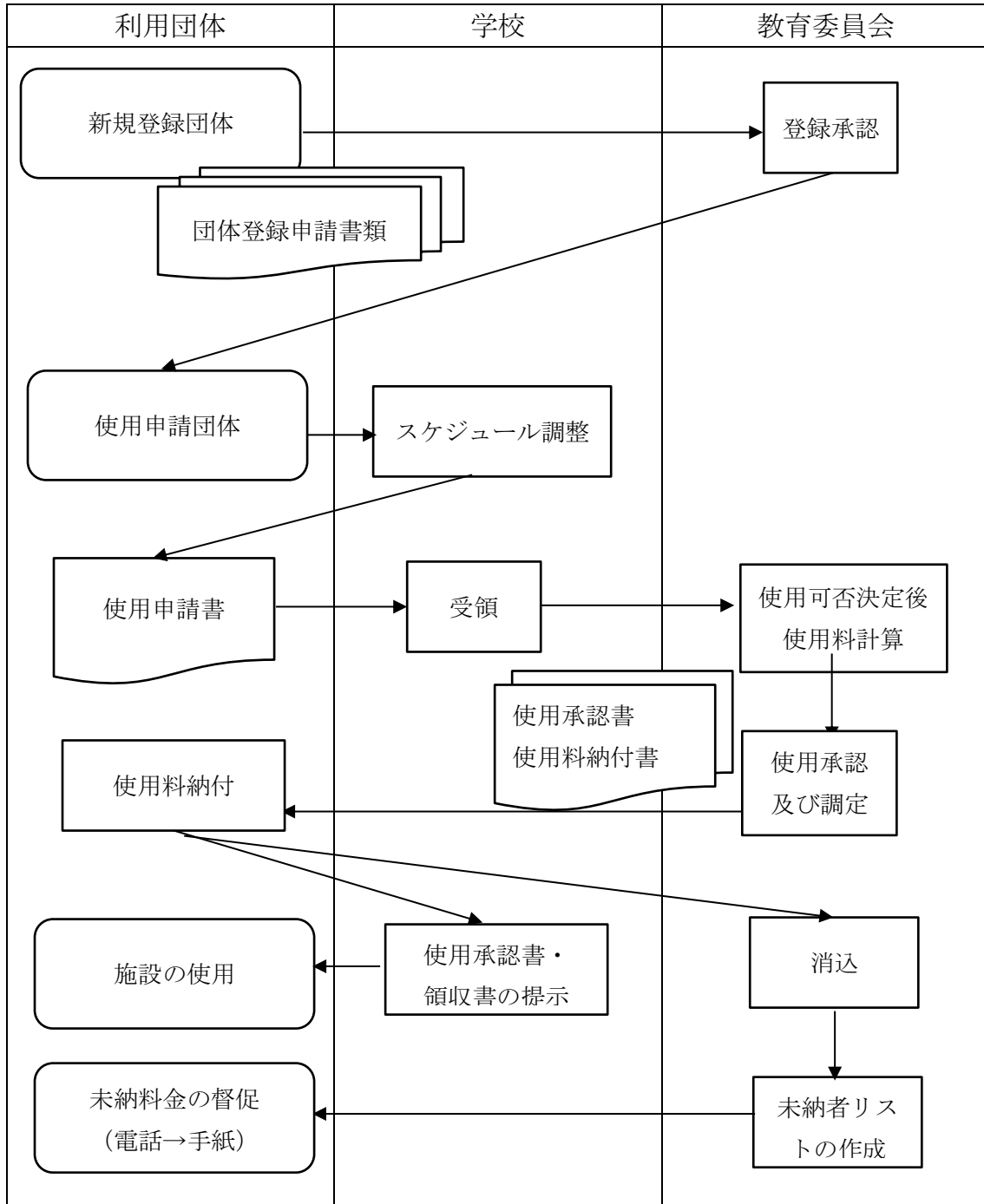
(指摘 No. 2)

申請日の欄は申請者の記入必須項目ではなく学校側の記入事項ではあるものの、申請日が空白な申請書が多く散見された。学校の業務軽減で、欄外の記載について記入を省略しているという事務連絡を出しているものの、申請日に記入がないと申請者がいつ提出をしたか記録が残らず、トラブルの原因となる可能性が高い。

申込用紙のフォーマットとして申込者の記入必須事項とするか、学校側で記入を漏れなく行うようにするかで、記入を徹底する改善を行う必要がある。

3) 手続書類の流れ

現在運用されている利用申請の手続きを示すと以下のとおりである。



申請者から使用申請書を受け取った学校は、学校側で施設の空き状況を確認

し、使用申請を受けた施設に空きがあり学校教育に支障がないと判断した場合には、手続き書類を申請者から預かり、文書交換便により、2日に1回学校から教育委員会へ文書を送付している。

教育委員会に届いた使用申請書をもとに、教育総務課にて使用日の近い順で使用料を担当者が計算し、係長がチェックしている。

使用料は週2～3回のペースで調定起案のうえ、係長・課長の承認を得て調定登録される。

教育委員会は、使用を承認したときは、使用承認書を申請者に対して交付し、使用料の払い込みが発生する場合には納入通知書兼納付書の交付も行う。

使用者は当該施設の使用に際し、あらかじめ金融機関にて使用料を納付し、使用当日学校に使用承認書及び使用料の領収書を提示する必要がある。

納入済通知書を受領した教育委員会にて、調定書に納入月日を記入し、消込処理を行う。納入通知翌月時点での未納者リストを作成し、電話で納付の督促を行う。電話での納付の督促後も未納の場合には、手紙で納付督促を行う。

後日、増額または減額が判明した場合には、別途調定を立てて、納付書送付または還付を行っている。

少年育成団体及び社会教育関係団体の場合には、申込時に登録番号または届け出番号の記入を利用者にお願ひし、記入された番号と教育委員会で持っている少年育成団体及び社会教育関係団体の一覧表と突合して確認している。

少年育成団体及び社会教育関係団体として区長に届け出ている少年団体については使用料免除の計算を行い、区長に届け出ている少年団体以外の社会教育関係団体については使用料を5割減免する計算を行っている。

(指摘事項なし)

使用申請書のサンプル調査では、大田区立学校施設の活用に関する条例施行規則第8条(2)に基づいて正しく計算されていることを確認できた。

3. 野辺山学園の使用に係る収入

大田区立野辺山学園は長野県南佐久郡南牧村にあり、主に大田区立中学校の1年生が移動教室を実施するための施設である。

収入の内訳に関しては、大田区立中学校から徴収した食事の賄費が15,833千円、大田区立中学校以外の団体が使用する場合の使用料が194千円、大田区立中学校以外の団体から徴収した食事の賄費が575千円となっている。大田区立中学校からは食事の賄費以外の料金の徴収は行われていない。

大田区立学校校外施設設置条例第 11 条によると、社会教育団体による野辺山学園の使用料については以下のようになっている。

- 1) 大人 1 人 1 泊…860 円
- 2) 小・中学生 1 人 1 泊…350 円

また、平成 10 年 3 月 6 日付の教育長決定によると、賄費の額は以下のように決定されている。

- 1) 移動教室…1 日 1,350 円(朝食 390 円、昼食 410 円、夕食 550 円)
- 2) 社会教育団体…1 日 1,400 円(朝食 420 円、昼食 430 円、夕食 550 円)

平成 28 年度の野辺山学園移動教室の賄費調定をもとに再計算を行ったところ、使用料計算及び賄費計算について適切に計上されているのを確認できた。

(意見 No. 16)

現行の賄費について、移動教室利用と社会教育団体利用について、朝食と昼食のみに金額的に差額を設けている点に合理性がないと考えられる。

社会教育団体への貸出が野辺山学園の目的外使用という位置付けであれば、夕食の賄費にも差額を付すべきであり、あくまで経費を補填する目的で徴収しているのであれば、平等性の観点から朝食や昼食に団体により差額を設けるべきではないと考えられる。

第4節 人件費

1. 概要

(1) 制度概要

日本国憲法第26条において教育を受ける権利（すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。）及び教育を受けさせる義務（すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。）が定められている。

この規定を受け学校教育法は、市町村（特別区を含む）は、「その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。」と第38条及び準用規定である第49条において、小中学校の設置義務が規定されている。

学校教育法第5条では学校の設置者が、「その学校の経費を負担する。」こととされており、本来、学校の教職員の給与等、人件費も市区町村が負担するべきところである。しかし、教育の機会均等とその水準の維持向上のため、財政力による教育条件整備の不均衡をなくすため、教職員の給与費については都道府県が負担することとされている（市町村立学校職員給与負担法第1条）。また、市区町村立学校の教職員の給与費は都道府県の負担であるが、そのうち実支出額の3分の1を国が負担している（義務教育費国庫負担法に基づく義務教育国庫負担制度）。

東京都が負担する教職員は、都費負担教職員と呼ばれており、市町村立学校職員給与負担法によれば、対象となる学校、対象者及び対象給与は次のとおりである。

・対象となる学校

市区町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校

・対象者

校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。）及び事務職員のうち、次に掲げる職員

一 義務教育諸学校標準法第六条第一項の規定に基づき都道府県が定める都道

府県小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条第一項の規定に基づき都道府県が定める都道府県特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員

二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第十五条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校高等部教職員定数に基づき配置される職員

三 特別支援学校の幼稚部に置くべき職員の数として都道府県が定める数に基づき配置される職員

・対象給与

給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）並びに定時制通信教育手当並びに講師（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用

(2) 区費で採用されている学校職員等の状況

大田区が費用を負担し、採用している非常勤の学校職員等は、学校事務補助員、読書学習司書、交通安全指導員、習熟度別講師、非常勤栄養士、教員相談員、問題行動サポーター等からなる。

平成 29 年度現在、区費負担の学校職員等の人数は、学校事務補助員が 89 人（小学校 60 人、中学校 29 人）、読書学習司書が 60 人（小学校 40 人、中学校 20 人）、非常勤栄養士が 43 人（小学校 28 人、中学校 15 人）、交通安全指導員が 2 人、習熟度別講師が 49 人（小学校 37 人、中学校 12 人）、教員相談員が 3 人、問題行動サポーターが 2 人等となっている。

1) 学校事務補助員

大田区では、区立小中学校の学校事務の補佐を主な業務とする学校事務補助員を非常勤職員として採用している（大田区学校事務補助員設置要綱第 2, 3 条）。

区立小中学校には都費負担の事務職員がいるものの、通常は各区立小中学校

に 1 名が配属されているのみで、学校事務負担が増大している現在では、これでは不十分であることから、区費として各区立小中学校に学校事務補助員を配置している。

学校事務補助員の職務、任用及び任用期間、勤務日数及び勤務時間等は、「大田区学校事務補助員設置要綱」によれば次のとおりである。

(職務)

第 3 条 学校事務補助員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 区立の小学校又は中学校の学校事務の補佐に関する事
- (2) その他、所属学校長（以下「学校長」という）が特に必要と認めた業務に関する事

(任用)

第 5 条 大田区教育委員会（以下「委員会」という）は、学校事務補助員について公募による募集を行い、次に掲げる要件を有する者のうちから、選考の上、委員会が任用し配置する。

- (1) 第 3 条の職務を行うに必要な知識と経験を有し、広く学校教育に理解を持ち、かつ職務の推進に熱意を有する者
- (2) 職務を行うに適する健康な心身を有する者

(任用期間等)

第 6 条 学校事務補助員の任用期間等については、次のとおりとする。

- (1) 学校事務補助員の任用期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。
- (2) 年度途中の任用の場合は、その年度内の残期間を任用期間とする。
- (3) 学校事務補助員は、発令通知書に記載された期間の満了により、当然にその身分を失う。
- (4) 学校事務補助員の任用は、業務上の必要に応じて 4 回を限度として再度任用することができるが、再度の任用を保障するものではない。
- (5) 前号の再度の任用回数を満了した者は、新たな公募に応募することができる。

(再度の任用の判断基準)

第 7 条 委員会は、学校事務補助員が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として再度の任用を行なわない。

- (1) 業務上の必要がなくなった場合

- (2) 予算の減少等により廃職又は減員する場合
- (3) 任用期間内の勤務実績が良好と認められない場合
- (4) 職務に必要な能力を有していることが認められない場合
- (5) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められない場合
- (6) 傷病欠勤等の欠勤日数が、所定の年度勤務日数の2分の1以上ある場合
- (7) 再度の任用後において、概ね3月以上にわたる欠勤が見込まれる場合
- (8) 委員会がその職に必要な適格性を欠くと認める場合

(勤務態様)

第12条 学校事務補助員の勤務日は次のとおりとし、1日の勤務時間は6時間とする。

- (1) 学校事務補助員（甲）月15日（90時間）
- (2) 学校事務補助員（乙）月14日（84時間）

2 1日当たりの勤務時間の割り振りは、原則として午前9時00分から午後4時00分までとする。ただし、これにより難しい場合は、学校長が別に定めることができる。

3 勤務日は、勤務する月の前月末までに、学校長が定める。

学校事務補助員の報酬は、「大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則」（以下「報酬の額に関する規則」）第2条別表によれば、学校事務補助員（甲）が1月につき90,000円、学校事務補助員（乙）が1月につき84,000円である。

学校事務補助員には（甲）と（乙）の2種類が用意されているものの、実際にはほぼ全員が扶養の範囲で働くことができる学校事務補助員（乙）で勤務している。

2) 交通安全指導員

大田区では平成29年度において非常勤職員として2名の交通安全指導員を採用している。

交通安全指導員の職務、任用、任用期間等、勤務態様等は、「大田区交通安全指導員取扱要綱」によれば次のとおりである。

(職務)

第3条 交通安全指導員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 児童、生徒の交通安全指導の実施に関すること
- (2) 学校安全ボランティア等への交通安全指導の実施に関すること

- (3) 学校の通学路の安全・点検等に関すること
- (4) その他教育総務課長が特に必要と認めた業務に関すること

(任用)

第4条 大田区教育委員会（以下「教育委員会」という）は、第3条の職務を行うに必要な高度な知識と経験を有し、広く交通安全業務に理解をもつ者を任用するため、警視庁を通じて交通安全指導員を募集し、選考により本人の意欲、能力等を総合的に勘案し、決定する。ただし、第5条第4号で定める再度の任用を行う場合は、選考により第6条の判断基準等を総合的に勘案し、決定する。

(任用期間等)

第5条 交通安全指導員の任用期間は、次のとおりとする。

- (1) 交通安全指導員の任用期間は、4月1日から3月31日までの1年間とする。
- (2) 年度途中の任用の場合は、その年度内の残期間を任用期間とする。
- (3) 交通安全指導員は、辞令に記載された期間の満了により、当然にその身分を失う。
- (4) 交通安全指導員の任用は、業務上の必要に応じて4回を限度として再度任用することができる。ただし、再度の任用を保障するものではない。
- (5) 前号の再度の任用回数を満了した者は、新たな公募に申し込むことができる。

(再度の任用の判断基準)

第6条 教育委員会は、交通安全指導員が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として再度の任用を行わない。

- (1) 予算の減少等により廃職又は減員する場合
- (2) 任用期間内の勤務実績が良好と認められない場合
- (3) 職務の遂行に必要な能力を有していることが認められない場合
- (4) 健康で、かつ意欲をもって職務を遂行すると認められない場合
- (5) 傷病欠勤等の欠勤日数が所定の年度勤務日数の2分の1以上ある場合
- (6) 再度の任用後おおむね3月以上にわたる欠勤が見込まれる場合
- (7) 教育委員会がその職に必要な適格性を欠くと認める場合

(勤務態様)

第11条 交通安全指導員の勤務日は、月18日（120時間）とし、1日の勤務時間は6時間又は7時間とする。

2 1日当たりの勤務時間の割り振りは、次のとおりとする。

- (1) 8時30分～16時30分 12日
- (2) 8時30分～15時30分 6日

3 勤務日は勤務の実態に応じて事前に教育総務課長が決定する。

(休憩時間)

第12条 休憩時間は原則として正午～午後1時までの60分間とする。ただし、教育総務課長は勤務の都合によりその時間を他の時間に変更することができる。

交通安全指導員の報酬は、「報酬の額に関する規則」第2条別表によれば1月につき207,530円である。

3) 習熟度別講師

大田区では、小学校の算数（第3学年以上）、中学校数学・英語の習熟度別指導（少人数指導）を行うための講師を各学校に配置している。

この習熟度別講師の身分、職務、任用、任用期間等は、「大田区立学校非常勤職員（講師・支援員）設置要綱」によれば、次のとおりである。

(身分)

第2条 講師・支援員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

(職務)

第3条

2 習熟度別少人数指導講師の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学校の習熟度別少人数指導に関すること。
- (2) 学級担任や教科担任と指導の打合せに関すること。

(任用)

第4条 委員会は、講師・支援員について公募を行い、別表第1の条件を有する者のうちから選考により任用する。ただし、次条第4号に定める再度の任用を行う場合は、選考により第6条の判断基準等を総合的に勘案し、任用する。

1 委員会は、任用に当たって、勤務条件通知書を2通作成の上、1通を本人に交付し、1通を確認書として徴する。

(任用期間等)

第5条 講師・支援員の任用期間については、次のとおりとする。

- 1 講師・支援員の任用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- 2 年度途中の任用の場合は、その年度内の残任期間を任用期間とする。
- 3 講師・支援員は、発令通知書に記載された任用期間の満了により、当然にその身分を失う。
- 4 講師・支援員の任用は、業務上の必要に応じて4回を限度として再度任用することができるが、再度の任用を保証するものではない。
- 5 前号の再度の任用回数を満了した者は、新たな公募に応募することができる。

第4条における別表第1の条件のうち習熟度別少人数指導講師の条件は、次のとおりである。

小学校にあつては小学校教諭免許状（全科）を有する者、中学校にあつては中学校教諭免許状（数学、英語）を有する者。また、教諭免許状更新対象者については、任用日までに免許管理者が発行する確認の証明書を有していることを求めることとする。

習熟度別講師の勤務条件は次のとおりである。

（勤務態様）

第11条 講師・支援員の勤務時間は週19時間以内（複数校に勤務する場合や兼職する場合も同じ）、かつ、1日当たり6時間以内とする。

2 業務の都合上やむを得ず週19時間を超えて勤務する週がある場合は、4週間を超えない期間において週平均19時間を超えない範囲で勤務することができる。

3 講師・支援員の勤務日及び勤務時間は、学校が編成した教育課程等に基づき事前に学校長が割振り、決定する。

（休憩時間）

第12条 休憩時間は設けない。ただし、学校長は、業務の都合により、1日の勤務時間が5時間又は6時間の場合において、原則として60分間の休憩時間を設けることができる。

2 1日の勤務時間が6時間を超える場合は、60分間を休憩時間とする。

習熟度別講師の報酬は、「報酬の額に関する規則」第2条別表によれば、1時間につき2,500円である。

4) 読書学習司書

大田区では平成 28 年度より読書学習司書を大田区立学校に設置し、読書活動の推進等を図っている。

読書学習司書の身分、職務、任用、任用期間等は「大田区立学校読書学習司書設置要綱」によれば次のとおりである。

(身分)

第 2 条 司書は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤職員とする。

(職務)

第 3 条 司書の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学校図書館の管理・運営に関すること。
- (2) 読書活動の推進に関すること。
- (3) 学習活動への支援に関すること。

(任用)

第 4 条 大田区教育委員会（以下「委員会」という）は、司書について公募を行い、次の各号に掲げるいずれかに該当する者のうちから、選考により任用する。ただし、次条第 4 号に定める再度の任用を行う場合は、選考により第 6 条の判断基準等を総合的に勘案し、任用する。

- (1) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）に基づく司書の資格を有する者
- (2) 学校図書館法（昭和 28 年 185 号）に基づく司書教諭の資格を有する者

2 委員会は、任用に当たって、勤務条件通知書を 2 通作成の上、1 通を本人に交付し、1 通を確認書として徴する。

(任用期間等)

第 5 条 司書の任用期間については、次のとおりとする。

- 1 司書の任用期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。
- 2 年度途中の任用の場合は、その年度内の残任期間を任用期間とする。
- 3 司書は、発令通知書に記載された任用期間の満了により、当然にその身分を失う。
- 4 司書の任用は、業務上の必要に応じて 4 回を限度として再度任用することができるが、再度の任用を保証するものではない。
- 5 前号の再度の任用回数を満了した者は、新たな公募に応募することができる。

また、勤務条件、勤務時間及び休憩時間は次のとおりである。

(勤務態様)

第 11 条 司書の勤務日数は原則週 3 日 (1 日 5 時間) とし、原則 4 月～7 月の間 12 週、8 月～12 月の間 15 週、1 月～3 月の間 8 週の年間 35 週 (105 日、525 時間) とする。

2 業務の都合上やむを得ず週 19 時間を超えて勤務する週がある場合は、4 週間を超えない期間において週平均 19 時間を超えない範囲で勤務することができる。

3 司書の勤務日及び勤務時間は、学校が編成した教育課程等に基づき事前に学校長が割振り、決定する。

(休憩時間)

第 12 条 休憩時間は設けない。ただし、学校長は、業務の都合により、1 日の勤務時間が 6 時間を超える場合において、60 分間の休憩時間を与なければならない。

(休日)

第 13 条 休日は、次の各号に定めるものとする。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日
- 3 12 月 29 日から同月 31 日及び翌年 1 月 1 日から同月 3 日までの日 (前 2 号に掲げる日を除く)
- 4 第 11 条に定められる勤務の割り振りのされない日
- 5 その他委員会が必要と認める臨時の休日

読書学習司書の報酬は「報酬の額に関する規則」第 2 条別表によれば、1 時間につき 1,500 円である。

なお読書学習司書については「第 11 節 教育指導」のところで内容を詳述している。

5) 非常勤栄養士

大田区では都費負担栄養士が未配置の学校に大田区教育委員会非常勤栄養士 (以下、「栄養士」という) を配置し、学校給食の向上を図っている。

栄養士の身分、職務、任用、任用期間等は、「大田区教育委員会非常勤栄養士設置要綱」によれば次のとおりである。

(身分)

第2条 栄養士は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3号第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

(職務)

第3条 栄養士の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食の栄養管理に関すること。
- (2) 学校給食の実施及び運営に関すること。
- (3) その他学校長が定める事項に関すること。

(任用)

第4条 大田区教育委員会（以下「委員会」という。）は、栄養士について公募による募集を行い、次の要件のいずれも有する者のうちから、選考により本人の意欲、能力等を総合的に勘案し、任用する。ただし、次条第4号で定める再度の任用を行う場合は、選考により第6条の判断基準等を総合的に勘案し、任用する。

- (1) 栄養士の免許を有すること。
- (2) 学校給食業務に熱意があること。

2 委員会は、任用に当たって、別記様式による勤務条件通知書を2通作成の上、1通を本人に交付、1通を確認書として徴する。

(任用期間等)

第5条 栄養士の任用期間については、次のとおりとする。

- (1) 栄養士の任用期間は、4月1日から3月31日までの1年間とする。
ただし、産前産後出産休暇等の代替任用の場合は該当期間（引継ぎを含む）とする。
- (2) 年度途中の任用の場合は、その年度内の残期間を任用期間とする。
- (3) 栄養士は、辞令に記載された期間の満了により、当然にその身分を失う。
- (4) 栄養士の任用は、業務上の必要に応じて4回を限度として再度任用することができる。ただし、再度の任用を保障するものではない。
- (5) 前号の再度の任用回数を満了した者は、新たな公募に応募することができる。

また、勤務条件、勤務時間及び休憩時間は次のとおりである。

(勤務態様)

第11条 栄養士の勤務日数は、原則、月20日（原則8時30分から15時30分まで、休憩時間を除く1日6時間）とし、年間240日（1440時間）とする。ただし、糀谷中学校二部の職務に従事する者は、1日の勤務時間を5時間（原則14時00分から19時00分）とし、年間227日（1135時間）とする。

2 勤務日及び1日当たりの時間の割り振りは、職務の実態に応じて事前に学校長が決定する。

(休憩時間)

第12条 休憩時間は、原則として正午から午後1時までの1時間とする。ただし、学校長は、勤務の都合によりその時限を他の時間に変更することができる。

2 糶谷中学校二部の職務に従事する者には、休憩時間を与えないものとする。

(休日)

第13条 休日は、次の各号に定めるものとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から同月31日及び翌年1月1日から1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4) 第11条に定められる勤務の割り振りのされない日

(5) その他委員会が必要と認める臨時の休日

非常勤栄養士の報酬は、「報酬の額に関する規則」第2条別表によれば、1月につき219,110円であるが、中学校二部勤務の非常勤栄養士の報酬は1月につき187,160円である。

非常勤栄養士の年度別人数の推移は、次の表のとおりである。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	28	27	29	28	28
中学校	13	15	15	15	15
計	41	42	44	43	43

非常勤栄養士の人数はほとんど変化していない。

2. 監査の結果

(1) 交通安全指導員の管理

交通安全指導員について、平成 29 年 4 月 1 日付交通安全指導員任用の資料及び平成 28、29 年度の出勤簿を閲覧し、交通安全指導員の勤務状況及び活動状況等確認した。

平成 27、28 年度の交通安全指導員の実績は次の表のとおりである。

平成 27 年度

内容	対象	回数	児童生徒数
歩行訓練	小学校第 1 学年	58 回	4,822 人
自転車教室	小学校	47 回	4,704 人
下校指導	小学校	49 回	4,073 人
交通安全教室	小学校	90 回	19,682 人
	中学校	5 回	1,302 人
夏休み自転車教室	小学校	7 回	398 人
夏休み交通安全教室	小学校	4 回	108 人
計		260 回	35,089 人

平成 28 年度

内容	対象	回数	児童生徒数
歩行訓練	小学校第 1 学年	58 回	4,839 人
自転車教室	小学校	50 回	4,886 人
下校指導	小学校	45 回	3,678 人
交通安全教室	小学校	92 回	19,611 人
	中学校	5 回	742 人
夏休み自転車教室	小学校	5 回	125 人
夏休み交通安全教室	小学校	4 回	71 人
計		259 回	33,952 人

平成 27、28 年度と回数、児童生徒数共にほぼ変わらない水準で、交通安全巡回指導を行っている。

(意見 No. 17)

区費負担の教職員全般に渡ることであるが、出退勤については管理職（校長、副校長）が管理するものの、特に出退勤時刻を管理する書面がないことから、管理職が教職員の出退勤時刻を客観的に確認できていない状態である。

そのため出勤簿に押印後の勤務状況が見えにくくなっており、仮に残業が発生していたとしても、基本的には残業は無いこととなっていることから、サービス残業が発生する可能性はゼロではない。

そのため退勤時刻の管理を行っていくことが必要であると考えられる。

(2) 習熟度別講師の増員

「大田の教育概要」では次のように習熟度別少人数授業を説明している。

大田区では小学校の第 3 学年以上の算数及び中学校の数学・英語について習熟度別の少人数指導を行っている。

少人数の習熟度別授業は、区内の小学校 59 校及び中学校 28 校において各学年の学級のうち 2 学級を 3 つのグループに分け、1 学級の場合は、2 つのグループに分けて行うものである。

平成 15 年度から算数と数学で開始され、翌平成 16 年度からは英語も加えて開始されている。

平成 29 年度からは小・中学校において少人数展開しても 1 グループ当たり 25 名以上になる場合には、習熟度別少人数指導特別講師を増員し、より個に応じたきめ細かい指導を一層充実しようとしている。

この習熟度別講師の平成 27 年度から平成 29 年度の都費の講師も含めた小・中学校別の人数は次のとおりである。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	36	34	37
中学校	11	9	12
計	47	43	49

(意見 No. 18)

平成 29 年度より 1 グループ当り、25 名以上になる場合には習熟度別少人数指導特別講師を増員するということがあったが、特に目立った増員はされていなかった。

習熟度別少人数授業の推進を進めていく以上は、今後習熟度別講師の増員が不可欠であると考えられる。しかしやみくもに人数だけを増員することには慎重であるべきである。

習熟度別少人数授業が、学力向上にどのように効果的か常に分析し、最少の費用で最大の学力向上という効果をもたらす必要がある。そのためには例えば、どのようなグループ分け、グループの人数が効果的か、また年間の授業に占める習熟度別少人数授業の実施状況が最適か等を常に分析していくことが必要であり、そのためのエビデンスを用意していくことが必要であると考えられる。

(3) 区費負担非常勤職員の管理

交通安全指導員、習熟度別講師、非常勤栄養士等、区費負担非常勤職員の出勤簿等を閲覧し、区費負担の非常勤職員の勤務状況及び活動状況等確認した。

(意見 No. 19)

(1)交通安全指導員でも述べているが、出退勤については管理職（校長、副校長）が管理するものの、特に出退勤時刻を管理する書面がないことから、管理職（校長、副校長）が出退勤時刻を客観的に確認できないことがある。

そのため出勤簿に押印後の勤務状況が見えにくくなっており、仮に残業が発生していたとしても、基本的には勤務条件上、残業は無いこととなっていることから、残業代についての規定はなく、そのためサービス残業が発生する可能性はゼロではない。

少なくとも退勤時刻の管理をタイムカード等を導入することにより行う必要があると考えられる。

また勤務条件等について、残業が全く発生しないことを前提に作成されているが、少なくとも残業が発生した場合にはどのような待遇とし、残業代をどのように計算するか計算方法を規定することが必要であると考えられる。

第5節 就学援助費

1. 概要

(1) 制度概要

学校教育法第19条においては「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定しており、市町村及び特別区は義務教育への就学のための援助を行う義務が課されている。

大田区では、経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に、大田区就学援助費支給要綱に基づき、給食費や学用品の購入費等、学校でかかる費用の一部を支給している。なお生活保護法による教育扶助を受けている場合は、教育扶助として支給されている費目は支給されない。

(2) 支給対象者と受給資格認定区分

大田区就学援助費支給要綱（以下「支給要綱」）第3条によれば、就学援助費の支給対象者は次のいずれかに該当する保護者等としている。

①生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けている保護者等

②生活保護法第6条第2項の規定による保護を必要とする状態であつて、前号の教育扶助を受けていない又は就学援助費の申請年度中に生活保護法第26条の規定により保護が停止若しくは廃止された保護者等

③中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成25年法律第106号）第14条の規定による支援給付を受けている保護者等

④世帯全員の前年の所得金額が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に基づいて、次のとおり算定した額に満たない保護者等（第1号及び第3号に規定する世帯を除く。）

{(生活扶助居宅（第1類）+生活扶助居宅（第2類）+教育扶助基準額+教育扶助学習支援費+教育扶助学級費等）×12か月+生活扶助期末一時扶助費}×1.2+教育扶助学校給食費×11か月+住宅扶助家賃・間代・地代等×12か月

⑤その他教育委員会が特に必要と認めた保護者等

また支給要綱第4条によれば、上記第3条第1号及び第3号に該当する保護者等の受給資格認定区分を「要保護」とし、同第3条第2号、第4号及び第5号に該当する保護者等の受給資格認定区分を「準要保護」としている。

(3) 就学援助費の支給費目及び支給額

支給要綱によれば、就学援助費の支給費目及び支給額は別表として下記のように規定されている。

別表第1 要保護者の支給費目、対象及び支給額

費目	対象	支給額
栄養補給費	給食室の工事等で給食がなかった場合	給食費相当額
校外授業費	小学校第1学年から第3学年まで	1学期当たり350円
	小学校第4学年から第6学年まで	1学期当たり1,050円
	中学校第1学年及び第2学年	1学期当たり560円
	中学校第3学年	1学期当たり1,600円
修学旅行参加費	中学校修学旅行参加者	62,000円を限度として実費
修学旅行参加費班別学習費	中学校修学旅行参加者のうち、班別学習に参加した生徒	2,000円
医療費	学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病のうち学校長が治療勧告したもの	医療券による現物給付
移動教室参加費	小学校知的障害特別支援学級第1学年から第4学年まで及び小学校第5学年	6,500円を限度として実費
	小学校第6学年	6,800円を限度として実費
	中学校全学年	8,700円を限度として実費
移動教室参加費班別学習費	移動教室班別学習に参加した児童	800円
	移動教室班別学習に参加した生徒	1,100円
クラブ活動費	小学校第4学年から第6学年まで	230円
卒業アルバム費	小学校第6学年及び中学校第3学年	7,000円を限度として実費

別表第2 準要保護者の支給費目、対象及び支給額

費目	対象	支給額
給食費	小学校(国立、都立及び私立小学校を除く)第1学年及び第2学年	月額4,100円 (ただし、8月分は支給しない)
	小学校(国立、都立及び私立小学校を除く)第3学年及び第4学年	月額4,500円 (ただし、8月分は支給しない)
	小学校(国立、都立及び私立小学校を除く)第5学年及び第6学年	月額4,950円 (ただし、8月分は支給しない)
	中学校(国立、都立及び私立中学校を除く)全学年	月額5,350円 (ただし、8月分は支給しない)
	中学校夜間学級全学年	月額5,700円 (ただし、8月分は支給しない)
栄養補給費	給食室の工事等で給食がなかった場合	給食費相当額
学用品費	小学校第1学年	月額1,390円 (ただし、3月分は、1,340円、8月分は支給しない)
	小学校第2学年から第6学年まで	月額1,670円 (ただし、3月分は、1,640円、8月分は支給しない)
	中学校第1学年	月額2,690円 (ただし、8月分は支給しない)
	中学校第2学年及び第3学年	月額3,040円 (ただし、8月分は支給しない)
新入学用品費	小学校第1学年	23,210円
	中学校第1学年	26,120円
体育実技費	中学校全学年	7,630円を限度として実費
通学費	交通機関を利用して通学している知的障害特別支援学級の児童及び生徒	実費
クラブ活動費	小学校第4学年から第6学年まで	230円
卒業アルバム費	小学校第6学年及び中学校第3学年	7,000円を限度として実費
校外授業費	小学校第1学年から第3学年まで	1学期当たり350円
	小学校第4学年から第6学年まで	1学期当たり1,050円
	中学校第1学年及び第2学年	1学期当たり560円
	中学校第3学年	1学期当たり1,600円
修学旅行参加費	中学校修学旅行参加者	62,000円を限度として実費
修学旅行参加費 班別学習費	中学校修学旅行参加者のうち、班別学習に参加した生徒	2,000円
医療費	学校保健安全法施行令第8条に定める疾病のうち学校長が治療勧告したもの	医療券による現物給付
移動教室参加費	小学校知的障害特別支援学級第1学年から第4学年まで及び小学校第5学年	6,500円を限度として実費
	小学校第6学年	6,800円を限度として実費
	中学校全学年	8,700円を限度として実費
移動教室参加費 班別学習費	移動教室班別学習に参加した児童	800円
	移動教室班別学習に参加した生徒	1,100円

要保護者について生活保護費から支給される費目は就学援助費が支給されないほか、国立、都立、私立の小中学校在籍者については給食費が支給対象外である。また、給食費と学用品費は学校の登校がない 8 月分については支給されない。

(4) 就学援助費の支給時期

就学援助費の支給時期については年 3 回、下記のように支給される。

第 1 学期（4 月から 7 月分）は 7 月下旬

第 2 学期（9 月から 12 月分）は 12 月下旬

第 3 学期（1 月から 3 月分）は 3 月中旬

ただし、4 月から 7 月までに実施された移動教室又は修学旅行に係る就学援助費について、7 月に支給できなかった場合、若しくは 7 月 1 日から 8 月 31 日までに受給者となった者に対し、特例支給として 9 月に支給される。

支給額は月単位であることから、月の途中で認定資格を喪失しても日割支給は行われず、認定資格喪失日が属する月まで就学援助費は支給される。

現状、就学援助費の支給の時期は各学期の最終月である一方、給食費等の学校徴収金は毎月引落等で徴収されており、就学援助費より先に引落しが行われている。

なお平成 30 年 4 月入学以降は、就学援助費のうち新入学用品費については入学前の 3 月に前倒し支給されることとなり、支給時期を早めることについて一歩前進している。

(5) 就学援助費の申請方法と審査

就学援助費の申請及び審査の流れは次のとおりである。

新学期の初めに学校において就学援助のお知らせ、就学援助費受給希望調査書と就学援助費受給申請書が保護者に配布され、4 月中旬までに就学援助費を申請するかしないに関わらず各担任に提出される。例年提出期限を 4 月中旬としていたものを、平成 29 年度は提出期限を 4 月末日までと変更したが、書類の配布と提出期限の間が長く提出が遅れるケースが増えてしまったことから、来年度はまた提出期限を 4 月中旬に戻す予定である。

就学援助費受給希望調査書と就学援助受給申請書が提出されたのち、各学校

の事務担当職員が書類の不備をチェックし、就学援助費受給申請書を教育委員会に提出する。就学援助費希望調査書を各学校で保管する。

教育委員会では提出された就学援助費受給申請書を基に支給対象者の所得情報と照合し、支給条件に合致しているか確認する。

就学援助費申請年の1月1日に大田区に住民登録していた申請者については特に住民税課税・非課税証明書の提出は不要であるが、同年の1月2日以後の転入者については住民税課税・非課税証明書の提出が必要である。

4月から6月の就学援助費申請者については同年6月上旬までに確定した住民税の情報に基づき7月上旬までに認定通知、非認定通知、保留通知のいずれかを就学援助費申請者に対して送付している。

なお7月以後申請者に対しては、申請受付からおおよそ2週間ほどで、上記の通知を申請者に対して送付している。

(6) 就学援助者の割合

小学校・中学校における過去 3 年間の就学援助者の割合は次の表のとおりである。なお児童生徒数及び受給者の人数は各年度の 5 月 1 日現在の人数である。

平成 26 年度	児童生徒数	準要保護	要保護	準・要合計	受給率
小学校合計	28,268	5,768	422	6,190	21.90%
中学校合計	11,177	3,352	312	3,664	32.78%
(小・中)区外私立等		125	1	126	
合計	39,445	9,245	735	9,980	25.30%

平成 27 年度	児童生徒数	準要保護	要保護	準・要合計	受給率
小学校合計	28,582	5,522	415	5,937	20.77%
中学校合計	11,154	3,175	318	3,493	31.32%
(小・中)区外私立等		100	2	102	
合計	39,736	8,797	735	9,532	23.99%

平成 28 年度	児童生徒数	準要保護	要保護	準・要合計	受給率
小学校合計	28,655	5,335	399	5,734	20.01%
中学校合計	11,123	3,027	286	3,313	29.79%
(小・中)区外私立等		74	0	74	
合計	39,778	8,436	685	9,121	22.93%

児童・生徒数は横ばいであるが、受給率及び要保護者、準保護者ともに減少傾向である。

(7) 就学援助費の決算額

小学校における就学援助費の過去 5 年間の就学援助費の費目別推移は次の表のとおりである。

(単位：円)

費 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
給食費	308,201,400	296,769,200	277,839,600	267,220,400	254,941,400	245,194,200
学用品費	118,753,010	114,191,730	107,061,730	102,983,770	98,176,270	94,542,350
新入学用品費	21,329,990	21,654,930	20,285,540	19,705,290	19,635,660	18,845,400
通学費	291,520	253,698	190,310	219,528	281,395	295,438
校外授業費	15,600,200	15,039,850	14,086,850	13,341,300	12,750,850	12,199,600
医療費	0	0	0	0	0	0
移動教室参加費	16,143,227	15,784,228	14,500,029	13,913,257	13,396,653	11,397,327
クラブ活動費	899,990	867,100	808,220	757,160	721,050	687,240
卒業アルバム費	8,437,000	8,333,000	8,014,500	7,931,000	7,560,000	6,776,000
合 計	489,656,337	472,893,736	442,786,779	426,071,705	407,463,278	389,937,555

平成 23 年度の 489,656 千円から平成 28 年度の 389,937 千円と毎年就学援助費が減少しているおり、減少額は 99,719 千円、平成 23 年度に比し約 20%減少している。

また中学校における就学援助費の過去 6 年間の就学援助費の費目別推移は次の表のとおりである。

(単位：円)

費 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
給食費	195,760,600	195,337,400	188,969,300	184,921,900	174,741,400	166,602,600
学用品費	116,756,920	116,318,900	112,951,210	110,156,630	104,130,420	98,659,280
新入学用品費	31,030,560	31,709,680	30,220,840	29,202,160	26,851,360	25,911,040
通学費	877,630	762,020	823,580	386,210	118,470	79,530
校外授業費	10,868,800	10,747,200	10,242,936	10,249,600	9,799,600	9,336,240
体育実技費	1,430,980	1,855,930	1,694,016	1,712,792	1,360,044	1,255,946
修学旅行費	75,216,556	72,556,918	71,535,777	72,759,039	71,722,405	70,170,245
医療費	2,770	0	0	0	0	0
移動教室参加費	11,191,125	11,630,587	10,604,356	11,344,929	9,683,349	9,501,074
卒業アルバム費	8,571,761	8,462,500	8,147,323	8,724,574	8,369,276	8,095,484
合 計	451,707,702	449,381,135	435,189,338	429,457,834	406,776,324	389,611,439

中学校においても小学校と同様に就学援助費の金額は平成 23 年度の 451,707 千円から平成 28 年度の 389,611 千円へと 62,096 千円、平成 23 年度に比し約 13.7%減少している。

(8) 就学援助費申請者の分析

小学校のその年度の 5 月 1 日現在の児童生徒数に対する 3 月末時点での申請者数、申請率と認定者数の内訳（要保護、準要保護）と児童生徒数に対する認定率の平成 21 年度からの推移は次の表のとおりである。

(小学校)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
児童生徒数(5/1)	28,505	28,447	28,414	28,131	28,172	28,268	28,582	28,655	
申請者数	9,855	9,811	9,241	8,874	8,454	8,114	7,896	7,690	
申請率	34.6%	34.5%	32.5%	31.5%	30.0%	28.7%	27.6%	26.8%	
申請率前年比	-0.5%	-0.1%	-2.0%	-1.0%	-1.5%	-1.3%	-1.1%	-0.8%	
認定者数	要保護	454	470	475	461	458	422	416	401
	準要保護	6,616	7,027	6,657	6,430	6,022	5,797	5,541	5,345
	計	7,070	7,497	7,132	6,891	6,480	6,219	5,957	5,746
	認定率	24.8%	26.4%	25.1%	24.5%	23.0%	22.0%	20.8%	20.1%
	率前年比	0.1%	1.6%	-1.3%	-0.6%	-1.5%	-1.0%	-1.2%	-0.8%

小学校において、児童生徒数は平成21年度の28,505人から平成28年度の28,655人とほぼ横ばいであるのに対し、申請者数は平成21年度の9,855人から年々減少し、平成28年度の7,690人と2,165人減少しており、申請率は34.6%から26.8%に減少している。

認定者数は要保護、準要保護共に減少しており、合計認定者数は平成21年度の7,070人から平成28年度の5,746人と減少し、児童生徒数に対する認定率も平成21年度の24.8%から平成28年度の20.1%へと減少している。

また中学校におけるその年度の5月1日現在の児童生徒数に対する3月末時点での申請者数、申請率と認定者数の内訳（要保護、準要保護）と児童生徒数に対する認定率の平成21年度からの推移は下記の表のとおりである。

(中学校)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
児童生徒数(5/1)	10,722	10,642	10,888	10,983	11,054	11,177	11,154	11,123	
申請者数	4,935	5,079	5,034	4,980	4,904	4,809	4,613	4,418	
申請率	46.0%	47.7%	46.2%	45.3%	44.4%	43.0%	41.4%	39.7%	
申請前年比	1.2%	1.7%	-1.5%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.7%	-3.3%	
認定者数	要保護	305	318	326	309	307	313	319	284
	準要保護	3,346	3,646	3,644	3,638	3,532	3,448	3,256	3,091
	計	3,651	3,964	3,970	3,947	3,839	3,761	3,575	3,375
	認定率	34.1%	37.2%	36.5%	35.9%	34.7%	33.6%	32.1%	30.3%
	率前年比	0.7%	3.2%	-0.8%	-0.5%	-1.2%	-1.1%	-1.6%	-3.3%

中学校では児童生徒数は平成 21 年度の 10,722 人から平成 28 年度の 11,123 人と 401 人増加しているものの、就学援助費の申請者数は平成 21 年度の 4,935 人から平成 28 年度の 4,418 人と 517 人減少し、申請率は 46.0%から 39.7%へ 6.3%減少している。

申請者が減少すれば、その分認定者も減少することから、就学援助費の決算額も減少している。

小学校及び中学校共に、就学援助費の申請者及び申請率については減少しているが、この申請者数の減少について、景気動向による世帯所得への影響があると考えられる。

2. 監査の結果

(1) 就学援助費目及び支給額

大田区教育委員会で毎年発行している「大田の教育概要」は大田区の教育委員会が行っている概要を把握することができる区民にとっては非常に有用な発行本である。

就学援助費についても「就学援助費の支給」として、その制度概要が記載されている。

平成 28 年度版「大田の教育概要」によれば平成 28 年度の小中学校の就学援助費目及び支給額は次のように記載されている。

学校	学年	新入学用品費	給食費	学用品費	校外授業費	クラブ活動費	移動教室参加費	修学旅行参加費	卒業アルバム費	計
小学校	1	23,210	41,800	15,240	1,050					81,300
	2		41,800	18,340	1,050					61,190
	3		46,200	18,340	1,050					65,590
	4		46,200	18,340	3,150	230				67,920
	5		50,600	18,340	3,150	230	7,300			79,620
	6		50,600	18,340	3,150	230	7,600		7,000	86,920

学校	学年	新入学用品費	給食費	学用品費	校外授業費	クラブ活動費	移動教室参加費	修学旅行参加費	卒業アルバム費	計
中学校	1	26,120	55,000	29,590	1,680		9,800			122,190
	2		55,000	33,440	1,680					90,120
	3		55,000	33,440	4,800			64,000	7,000	164,240

(指摘 No. 3)

平成 28 年度から平成 29 年度において給食費の改定が行われたことから給食費に関する就学援助費支給額は小学校第 1, 2 学年は 41,800 円から 45,100 円、小学校第 3, 4 学年は 46,200 円から 49,500 円、小学校第 5, 6 学年は 50,600 円から 54,450 円に増加し、また中学校全学年は 55,000 円から 58,850 円に増加している。

この増加により、平成 29 年度の就学援助費支給額の総計は小学校では下記のように変更される。

	平成 28 年度		平成 29 年度
小学校第 1 学年	81,300 円	→	84,600 円
小学校第 2 学年	61,190 円	→	64,490 円
小学校第 3 学年	65,590 円	→	68,890 円
小学校第 4 学年	67,920 円	→	71,220 円
小学校第 5 学年	79,620 円	→	83,470 円
小学校第 6 学年	86,920 円	→	90,770 円

また中学校でも下記のように変更される。

	平成 28 年度		平成 29 年度
中学校第 1 学年	122,190 円	→	126,040 円
中学校第 2 学年	90,120 円	→	93,970 円
中学校第 3 学年	164,240 円	→	168,090 円

しかし平成 29 年度版の「大田の教育概要」では給食費の改定金額は正しく記載されていたが、総計の金額が給食費の金額が改定される前の平成 28 年度の金額がそのまま記載されていた。

就学援助費の金額は就学援助支給者にとっては重要な情報であることから、個々の就学援助費の金額が正しくとも総計についても正しく記載することが必要である。

(2) 就学援助対象者の認定基準所得金額

就学援助のお知らせには就学援助の対象者として次のように記載されている。

○就学援助の対象者

小・中学校のお子さんの保護者で、大田区にお住まいの方のうち、下記のいずれかにあてはまる方。

(1) 生活保護を受けている → 要保護認定者

(2) 経済的理由により、給食費等の支払いにお困りの方で、同一生計を営む世帯全員の平成 28 年中の総所得金額が、認定基準所得金額に満たない。→ 準要保護認定者

《認定基準所得金額の目安》所得の目安は下表をご覧ください。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
所得の目安	277万円	345万円	378万円	465万円	515万円

※同一生計を営む世帯全員とは、住民登録が同一の家族をいいます。ただし、単身赴任等で一時的に住所地を別にしている家族でも、生計が一緒の場合は同一の世帯員となります。

※所得とは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の金額、若しくは確定申告書の「所得合計」欄の金額です。

※認定基準所得金額は、家族の年齢構成等によって異なります。表の所得金額はあくまで目安です。

この就学援助のお知らせから就学援助を申請した者の、その否認定の割合は平成 21 年度から平成 28 年度までの小学校、中学校及び小・中学校合計で次の表のとおりである。

(小学校)

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
申請者数		9,855	9,811	9,241	8,874	8,454	8,114	7,896	7,690
認定者数	要保護	454	470	475	461	458	422	416	401
	準要保護	6,616	7,027	6,657	6,430	6,022	5,797	5,541	5,345
	計	7,070	7,497	7,132	6,891	6,480	6,219	5,957	5,746
否認定者数		2,785	2,314	2,109	1,983	1,974	1,895	1,939	1,944
否認定率		28.3%	23.6%	22.8%	22.3%	23.3%	23.4%	24.6%	25.3%

(中学校)

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
申請者数		4,935	5,079	5,034	4,980	4,904	4,809	4,613	4,418
認定者数	要保護	305	318	326	309	307	313	319	284
	準要保護	3,346	3,646	3,644	3,638	3,532	3,448	3,256	3,091
	計	3,651	3,964	3,970	3,947	3,839	3,761	3,575	3,375
否認定者数		1,284	1,115	1,064	1,033	1,065	1,048	1,038	1,043
否認定率		26.0%	22.0%	21.1%	20.7%	21.7%	21.8%	22.5%	23.6%

(小・中学校合計)

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
申請者数		14,790	14,890	14,275	13,854	13,358	12,923	12,509	12,108
認定者数	要保護	759	788	801	770	765	735	735	685
	準要保護	9,962	10,673	10,301	10,068	9,554	9,245	8,797	8,436
	計	10,721	11,461	11,102	10,838	10,319	9,980	9,532	9,121
否認定者数		4,069	3,429	3,173	3,016	3,039	2,943	2,977	2,987
否認定率		27.5%	23.0%	22.2%	21.8%	22.8%	22.8%	23.8%	24.7%

就学援助申請者のうち、毎年 20%以上の申請者が否認定となっている。

この就学援助申請者が否認定となる場合の多くの原因は、所得が認定基準所得金額を超えてしまうことである。

否認定者が多くなることは、否認定者に対しても否認定通知を送付する必要があることから事務手続きが煩雑となる恐れがある。

(意見 No. 20)

就学援助申請者の否認定率は各年度 20%以上を超えているが、その原因の一つは就学援助申請者自身が認定基準所得金額を超えているかどうか分からないことであると考えられる。

実際、就学援助のお知らせに記載されている金額は所得金額の目安であり、※に所得についての説明を記載しているが、就学援助申請者にとっては所得金額よりも給与の目安のほうがわかりやすいと考えられる。

大田区の就学援助申請の担当者に大まかな収入の目安について確認したところ、次の表の金額が大まか目安になるとの回答であった。

	認定基準所得の目安	実際のケース(所得)	左記所得の収入
2人世帯	277万円	2,768,800円	4,137,768円
3人世帯	345万円	3,456,000円	5,419,892円
4人世帯	378万円	3,787,207円	5,525,905円
5人世帯	465万円	4,618,400円	6,727,142円
6人世帯	515万円	5,112,521円	6,509,800円

あくまで目安であるが、上記の収入についても就学援助のお知らせに記載することにより、就学援助申請者の対象でない者が申請しないようにすることができるものと考えられる。

また収入の目安の記載により就学援助対象か否かのマッチング作業と否認定通知の送付が減少することが見込まれることから、就学援助費の事務負担の軽減につながるものと考えられる。

第6節 学校会計

1. 概要

学校会計においては、区の歳入歳出の対象となる公費会計と、教材費、給食費や修学旅行費等、保護者が負担する私費会計がある。

(1) 公費会計

1) 学校における予算

学校に大田区から令達される予算は次の種類に分けられる。

- ・学校配当予算
- ・教育委員会計画予算
- ・予算申請による令達予算

これらの予算について、大田区教育委員会発行の「学校財務事務の手引」によれば次のとおりである。

(1) 学校配当予算

学校を一年間運営するための経常的経費である。学校長の裁量で支出負担行為ができる。ただし、工事請負契約のうち 30 万円以上 50 万円以下のものについては、あらかじめ教育総務課施設担当と協議しなければならない。

ア 算定根拠

学校、学級、児童・生徒の単位費用により決定される。

1 校当りの予算算定式は次のとおりである。

$$\begin{array}{r} \text{[学校当り単価]} \\ \text{[学級当り単価]} \quad \times \quad \text{[学級数]} \\ \hline + \quad \text{[児童・生徒当り単価]} \quad \times \quad \text{[児童・生徒数]} \\ \hline = \quad \text{予算令達額} \end{array}$$

※ なお、校舎造修等に係る施設維持の工事請負費については、学校当たり及び学級数に基づき算出する。

イ 令達時期

原則として、上期（4月）・下期（10月）の2回に分けて令達される（校舎修造等に係る工事請負費は年1回）。令達割合は事業や科目によって異なる。

(2) 教育委員会計画予算

教育委員会が基準や方針をもって予算化したもので、その執行を学校長に委任して予算令達するもの。その運用の正確から二つに分類される。

ア 該当校のみに令達される予算

ある事業に該当する学校のみに措置される予算で、教育委員会または学校の見積りに基づいて令達される。用途が限定されているので、他の事業への転用はできない。

[例] 委員会計画物品の購入、周年記念行事関係、改築校初度調弁関係、警備員用布団・シーツ等

イ 実施基準として全校に令達される予算

原則として、教育委員会の基準・方針に沿った執行に努めるべきであるが、実施基準として令達されるので、学校独自の事情や教育効果を考え、創意工夫の範疇であれば、学校長の責任において目的外の運用もあり得る。

[例] 教材整備、学校緑化、社会科見学児童生徒交通費等

(3) 予算申請による令達予算

学校を運営する上で必要な経常的経費は、本来学校配当予算で賄うべきものであるが、例外的に緊急費を予算申請できる場合がある。

ア 緊急を要する補修工事費（特に学校の予算に不足が見込まれている場合）

イ 学校保健費の消耗品費（保健室用薬品は除く）及び物品修理費

ウ 学校給食費の物品修理費

エ 学校給食費の役務費

[例] 換気扇清掃等

オ 学校保健費及び学校給食費の備品購入費（委員会計画購入物品を除く）

カ その他学校独自の事情による申請（例：台風被害による倒木処理）

また平成28年度における学校配当予算の割当ての具体的な金額は次のとおりである。

小学校配当割当て基準表

(単位：円)

	生徒あたり	学級あたり	学校あたり
一般需用費			
消耗品費	898	149,672	1,041,310
印刷製本費	150	270	81,000
修繕費		2,700	226,000
役務費			
郵便料			45,000
手数料等		1,400	120,000
備品購入費			
一般備品費		8,320	323,000
交際費			
学校規模割	13	60	8,000
実績割(平均)			15,000
食糧費			18,000

中学校の配当割当て基準表

(単位：円)

	生徒あたり	学級あたり	学校あたり
一般需用費			
消耗品費	988	221,785	1,495,400
印刷製本費	471	719	99,875
修繕費	88	4,694	369,561
役務費			
郵便料			29,000
手数料等		1,970	138,200
備品購入費			
一般備品費		15,030	581,550
交際費			
学校規模割	13	81	6,475
実績割(平均)			12,085
食糧費			18,000

2) 予算執行計画作成から執行

予算執行計画作成の流れは、次のとおりである。

(流れ)	(担当者)	(対象)	(方法)
予算説明	校長及び担当事務職員	全職員	文書及び口頭
↓			
需要調査	各教科、領域等構成者	各担当区分	協議、計画書作成
↓			
事前整理	担当事務職員	全需要計画	備品、消耗品の区分
↓			
資料配布	担当事務職員	全職員	事前整理した計画案配布
↓			
予算執行計画書作成	予算委員会		協議
↓			
意思決定	校長	年間執行計画	

また予算の執行過程の流れは次のとおりである

(流れ)	(担当者)	(方法)
物品購入等の時期整理	校長及び担当事務職員	予算執行計画の使用時期に合わせる
↓		
契約相手を選択	担当事務職員	
↓		
見積書の徴収	業者から担当事務職員 へ	
↓		
契約事務	校長、担当事務職員	

(2) 学校の公費配当予算と執行率

小学校の平成 28 年度の配当予算と執行率及び児童一人当りの配当予算額は次のとおりである。

配当予算現額	支出負担 行為額累計	配当予算残額	執行率	児童数 (H28. 5. 1)	児童一人 当り 配当予算
808, 492, 187 円	792, 223, 979 円	16, 268, 208 円	97. 99%	28, 377 人	28, 491 円

配当予算の執行率は平均で 97. 99% であり、各小学校の執行率を確認したところ、執行率が 88% を下回る小学校はなく、概ね予算は各小学校で消化されていた。

また中学校の平成 28 年度の配当予算と執行率及び生徒一人当りの配当予算額は次のとおりである。

配当予算現額	支出負担 行為額累計	配当予算残額	執行率	生徒数 (H28. 5. 1)	生徒一人 当り 配当予算
474, 697, 973 円	464, 923, 272 円	9, 774, 701 円	97. 94%	10, 928 人	43, 439 円

配当予算の執行率は平均で 97. 94% であり、執行率が 90% を下回る中学校はなく、概ね予算は小学校と同様に各中学校で予算は消化されている。

(3) 私費会計

私費会計とは公費以外の学校における教育活動を行う上で要する費用であり、具体的には教材費、給食費や修学旅行費等であり、保護者が負担する費用である。

私費会計とされる費用は大田区では学校徴収金として「学校徴収金等取扱要綱」（以下「取扱要綱」という）を定めている。

「取扱要綱」によれば、学校徴収金の対象及びその取扱いは次のとおりである。

（対象）

第4条

① この要綱は、次に掲げるものを対象とする。

(1) 徴収金 学校積立金、給食費、教材費、その他校長が指定するもの。

(2) 学校指定物品 標準服その他校長が指定するもの。

② 徴収金は、学校教育における徴収の必要性及び校長が保護者からの委任に基づいて徴収する妥当性が認められる場合に限り行うものとする。

③ 学校指定物品は、学校教育上、児童生徒が使用するものについて特定の物品を指定し、保護者に購入させる必要がある場合に限り行うものとする。

（徴収金等の取扱い）

第5条 校長は、徴収金及び学校指定物品（以下「徴収金等」という。）の取扱いについては、公金の場合における事案決定、契約及び会計事務の処理方法に準じて行うとともに、保護者の理解を得ながら行わなければならない。

(4) 私費会計の決算規模

1) 私費会計の決算規模の把握

私費会計の決算規模について、大田区ではその全体の金額を直接把握していない。

しかし、東京都教育委員会が「保護者が負担する教育費調査報告書―学校納付金調査―」（以下「調査報告書」という）を毎年度公表しており、当該調査報告書の調査の対象は東京都内の公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校及び特別支援学校に及んでおり、当然に大田区内の小・中学校もその範囲に属していることから、東京都教育委員会の要請に応じ、各学校から大田区教育委員会に提出された調査書の内容を確認した上で、提出していることから、この調査書を基に大田区内の各学校の私費会計の決算規模を集計した。

なお当該調査は学校が徴収した金額を集計していることから、一部の学校では例えば修学旅行費を保護者が直接業者に支払った場合には、当該金額が集計されていない等、全ての私費会計を網羅しているわけではない。しかしそうした学校は数校であり、私費会計の全体像を把握するにも当該調査報告書の金額を集計することは、大田区の私費会計の全体を把握するために有用であることから、次の2)小学校の私費会計の決算規模及び3)中学校の私費会計の決算規模において当該調査報告書から集計した表を記載する。

2) 小学校の私費会計の決算規模

小学校における私費会計の規模を各学校毎に、学校給食、教科活動費、遠足・移動教室、その他学校徴収金の項目毎に集計した表が次の表である。

なお、その他学校徴収金には、儀式、学校行事、生活・進路指導等の合計である。

	学校名	児童数	学校給食	教科活動費	遠足・移動 教室	その他学 校徴収金	学校徴収金 計
1	大森第四	584	25,504	6,601	1,567	448	34,122
2	中富	200	9,026	1,871	516	195	11,609
3	大森第一	495	22,342	5,491	1,601	53	29,488
4	開桜	617	28,119	7,041	1,518	535	37,214

5	大森第三	498	22,749	6,318	1,503	1,435	32,006
6	大森第五	336	15,817	3,889	1,094	15	20,817
7	大森東	164	7,375	1,445	549	621	9,992
8	入新井第五	361	16,479	3,804	806	32	21,122
9	入新井第一	550	27,040	5,990	1,095	525	34,653
10	山王	697	31,422	8,726	1,461	603	42,213
11	馬込	571	26,002	5,728	1,359	2,593	35,684
12	馬込第二	444	20,602	5,270	929	1,324	28,128
13	馬込第三	640	28,752	6,955	1,178	15	36,902
14	梅田	850	37,453	9,470	1,176	1,203	49,303
15	池上	517	24,629	4,987	976	411	31,004
16	池上第二	429	20,031	4,864	941	1,158	26,995
17	徳持	606	27,312	7,798	1,527	515	37,153
18	入新井第二	572	26,284	5,454	1,794	2,403	35,937
19	入新井第四	378	17,174	5,092	1,550	501	24,318
20	東調布第一	640	30,261	7,622	1,641	1,702	41,228
21	田園調布	651	28,643	7,252	1,355	1,779	39,031
22	調布大塚	270	11,893	2,997	755	131	15,779
23	東調布第三	323	14,539	3,446	855	25	18,867
24	嶺町	753	33,526	8,090	1,463	372	43,452
25	千鳥	393	17,608	4,021	173	55	21,858
26	久原	775	35,460	8,722	1,693	201	46,076
27	松仙	798	36,224	8,532	1,901	2,636	49,294
28	池雪	1,017	45,942	11,384	1,622	1,136	60,086
29	小池	822	36,783	9,946	1,768	2,741	51,240
30	雪谷	655	30,504	7,394	1,428	1,949	41,277
31	洗足池	261	11,663	2,302	613	35	14,614
32	赤松	451	20,296	5,484	840	149	26,771
33	清水窪	273	11,876	2,482	460	7	14,826
34	糀谷	640	29,220	6,937	1,226	153	37,538
35	東糀谷	418	19,873	5,022	867	415	26,178
36	北糀谷	275	12,452	2,542	435	171	15,601
37	羽田	314	14,171	3,440	924	44	18,581
38	都南	312	13,930	3,003	612	308	17,855
39	萩中	310	14,241	3,261	532	16	18,052

40	中萩中	543	24,957	5,676	1,463	542	32,640
41	出雲	554	25,847	5,985	1,821	660	34,314
42	六郷	346	15,778	3,543	777	13	20,113
43	西六郷	347	16,897	2,953	972	305	21,129
44	高畑	631	28,580	6,625	2,005	532	37,743
45	仲六郷	282	12,869	3,124	1,036	1,253	18,283
46	志茂田	294	13,256	2,994	877	9	17,137
47	東六郷	337	15,087	3,514	775	62	19,439
48	南六郷	373	16,793	3,613	798	299	21,503
49	矢口	554	25,233	6,073	1,368	1,587	34,263
50	矢口西	714	32,628	7,343	2,040	119	42,131
51	多摩川	554	24,585	6,412	1,128	2,149	34,275
52	相生	282	12,560	3,001	729	489	16,780
53	矢口東	258	12,846	2,463	675	1,116	17,102
54	おなづか	380	17,337	3,774	1,175	69	22,357
55	道塚	606	27,447	5,934	1,374	1,071	35,827
56	蒲田	480	22,139	5,178	1,139	421	28,879
57	南蒲	375	16,632	4,003	854	405	21,895
58	新宿	376	17,403	3,583	1,183	1,638	23,808
59	東蒲	231	11,335	1,977	617	242	14,172
	計	28,377	1,293,452	308,471	67,138	41,620	1,710,683

*単位は児童数は人、その他は千円

学校給食は 1,293 百万円、教科活動費は 308 百万円と学校徴収金全体 1,710 百万円のそれぞれ約 75%と約 18%を占めており、この 2 項目で学校徴収金のほとんどを占めている。

最も学校徴収金が多いのは児童数最大の池雪小学校（1,017 人）で 60 百万を超えている。

また最も学校徴収金が少ないのは、児童数最少の大森東小学校（164 人）で 9,992 千円と 1 千万に届いていない。

ここで学校徴収金の支出項目として挙げられている項目の内容は、「調査報告書」では次のように内容を説明している。なお小学校では支出がなく、中学校で支出がある「修学旅行」「学級会・生徒会活動」についてもここで記載している。

- ・学校給食給食費 学校給食に要した経費（教職員用食材料費は該当しない。給食用物品類は該当しない。）
- ・教科活動費 学習指導要領に基づいて作成される指導計画において、「教科活動」に要した経費（教科外活動のうち、小学校の外国語活動、道徳は該当、総合的な学習の時間及び自立活動は原則該当する。）
- ・遠足・移動教室 . . . 学習指導要領に基づいて作成される指導計画により実施した「学校行事」（以下「学校行事」という。）のうち、遠足・集団宿泊的行事に要した経費
- ・修学旅行 学習指導要領に基づいて作成される指導計画において、「学校行事」の、として実施した遠足・集団宿泊的行事のうち、義務教育学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び並びに特別支援学校中学部及び高等部の修学旅行に要した経費（原則として生徒の個人負担。幼稚園、小学校並びに特別支援学校幼稚部及び小学部は該当しない。）
- ・儀式 学習指導要領に基づいて作成される指導計画により実施した「学校行事」のうち、儀式的行事に要した経費
- ・学校行事 学習指導要領に基づいて作成される指導計画により実施した「学校行事」のうち、文化的行事、健康安全・体育的行事、及び勤労生産・奉仕的行事に要した経費
- ・生活・進路指導 . . 教育相談、日常生活指導及び進路指導に要した経費
- ・学級会・生徒会活動 . . 学級会及び児童会・生徒会活動に要した経費

3) 中学校の私費会計の決算規模

中学校における私費会計の規模を各学校毎に、学校給食、教科活動費、修学旅行、遠足・移動教室、その他学校徴収金の項目毎に集計した表が次の表である。

なお、その他学校徴収金については、儀式、学校行事、生活・進路指導に学級会・生徒会活動も加えた額の合計である。

	学校名	生徒数	学校給食	教科活動費	修学旅行	遠足・移動教室	その他学校徴収金	学校徴収金計
1	大森第一	309	16,865	3,883	6,630	1,510	1,788	30,678
2	大森東	374	20,272	3,409	4,596	1,306	1,657	31,242
3	大森第二	451	23,626	4,316	6,235	2,218	1,527	37,925
4	大森第八	485	26,118	6,334	161	2,026	1,421	36,062
5	馬込	226	12,730	3,690	4,395	1,571	1,639	24,027
6	馬込東	216	11,620	6,391	4,706	802	460	23,981
7	貝塚	505	27,424	9,588	11,508	3,128	3,392	55,042
8	大森第四	439	23,002	6,391	8,725	2,224	2,452	42,796
9	大森第三	454	23,554	6,147	9,522	2,347	3,788	45,360
10	東調布	543	29,151	8,221	11,295	2,331	3,803	54,803
11	田園調布	171	8,979	3,276	4,381	806	835	18,278
12	大森第七	526	27,293	8,469	10,990	2,450	1,596	50,800
13	雪谷	433	22,965	8,641	9,114	2,429	722	43,872
14	大森第十	307	16,883	6,079	6,507	2,123	1,573	33,167
15	大森第六	387	20,129	7,409	6,241	730	1,061	35,573
16	石川台	188	10,894	3,089	4,181	538	1,378	20,083
17	羽田	308	16,730	4,639	7,132	1,661	1,990	32,154
18	糀谷	395	21,138	7,130	0	931	776	29,978
19	出雲	543	28,245	10,017	11,604	3,347	3,456	56,670
20	六郷	347	18,931	6,074	6,655	1,553	2,493	35,708
21	志茂田	441	21,848	8,046	10,802	2,814	2,638	46,150
22	南六郷	644	34,321	11,409	12,297	3,435	3,745	65,209
23	矢口	560	28,094	10,836	12,414	3,176	3,488	58,010
24	御園	421	21,678	8,797	9,472	1,966	4,762	46,677
25	蓮沼	319	18,177	6,459	6,620	1,400	1,944	34,602
26	安方	339	18,304	3,766	5,382	1,434	1,038	29,926
27	東蒲	367	18,991	7,028	7,509	865	575	34,972
28	蒲田	230	11,930	2,420	3,201	716	851	19,120
		10,928	579,907	181,967	202,288	51,850	56,862	1,072,876

*単位は生徒数は人、その他は千円

学校給食は 579 百万円、教科活動費は 181 百万円と学校徴収金全体 1,072 百万円のそれぞれ約 54%と約 17%を占めているが、中学校では小学校と異なり修学旅行が 202 百万円と教科活動費より多く、全体の約 19%を占めている。

最も学校徴収金が多いのは生徒数最大の南六郷中学校（644 人）で 65 百万を超えている。

また最も学校徴収金が少ないのは、生徒数最少の田園調布中学校（171 人）であり 18 百万で、生徒数同様約 3.6 倍ほどの差が生じている。

2. 監査手続

本節では、公費会計と給食費を除いた私費会計（給食費は第 7 節で記載している。）について、関連する資料を閲覧し、担当者に質問を実施した。

なお、学校往査及び学校アンケートによって得た指摘及び意見については、第 16 節 学校往査、第 17 節 学校アンケートにおいて記載している。

3. 監査の結果

(1) 公費学校会計の配当の柔軟性

公費による各学校に配当される学校配当予算は、上述したように各学校毎に配当割当て基準表があり、費目毎に児童・生徒あたり単価、学級あたり単価、学校あたり単価が定められており、これに基づいて配当予算が決定される。

（意見 No. 21）

配当予算は、上記のように児童・生徒数、学級数等を基に決定する一方、各校毎に査定を行い、必要に応じて配当しているほか、年末に各校の予算の執行率を調査し、多額の執行残が生じると予想される場合には、当該校から予算を引き上げ、不足している学校には再配分する等の柔軟な対応を行っている。

しかし配当予算は、費目毎に定められており、費目間の流用が認められてない。そのため、校長の裁量による費目毎の流用を認めることを検討することも必要であると考えられる。

この点、京都市においては公費予算の配当は、フレーム方式を採用しており、総枠をあらかじめ示した上で、費目区分は各学校の判断に委ねる方式となっている。大田区では会計事務規則第 21 条の規定により、「同項内の目又は節(細節

を含む。)の金額は、予算の執行上やむを得ない事由がある場合のほか、相互に流用してはならない。」とされていることから、直ちにフレーム方式を採用することはできないが、今後の方向性として検討することが望まれる。

(2) 公費学校決算の情報開示

公費による各学校に配当される学校配当予算は、年度の 5 月には当年度の予算が確定し、翌年度の 5 月には決算が確定している。

(意見 No. 22)

各学校に配当される学校配当予算については、保護者に対して現状では全く情報が開示されておらず、保護者は自分の児童・生徒を通わせている学校がどの程度の配当予算があり、それがどの程度使用されているのかについての情報は全く知らない状況である。

経理面での説明責任を果たし保護者からの信頼を高めるためにも、学校の配当予算、決算報告書についての会計報告を保護者に対し分りやすく公開することが望ましいと考えられる。

実際に横浜市では「横浜市学校情報公開指標」による情報公開を推進しており、その中で公開すべき情報の一つとして、経理を挙げ、学校財務についても「経理面での説明責任を果たし保護者等の信頼を高めるため、学校の予算執行計画及び決算報告書、学校納入金についての会計報告を保護者等に分かりやすく公開することが望まれます。特に学校予算・決算については、広く公開することが望まれます。」とし、その公開を強く求めている。この「横浜市学校情報公開指標」に基づき、市内の全ての小・中学校が配当予算の報告と決算書についても各小・中学校の HP 上で情報として開示している。参考になると思われるので、長くなるが次に横浜市内の中村小学校の HP 上での開示を例として表示する。

中村小学校 平成 29 年度 学校配当予算報告

平成 29 年度は、横浜市から約 851.9 万円（当初配当が約 845.9 万円、追加配当が約 6 万円（4 月時点で確認された分））の予算配当を受け、中村小学校を運営してまいります。以下の通り、ご報告させていただきます。

※年度末までの追加配当については今後発生する可能性がありますので決算報告で報告させていただきます。

平成 29 年度 学校配当予算 費目別 予算報告

横浜市立中村小学校

① 当初配当 （学校運営振興費）

（単位：円）

費目	費目	配当	主な内容
報償費	学校行事用	452,000	講師等謝礼、卒業証書指名、代筆謝礼、ボランティア謝金等
消耗品費	教授・事務・給食・管理等用	4,502,600	紙類、教材・教具、事務・保健・給食・管理用品、コピーカウント料等
食糧費	学校行事・来賓用	50,000	運動会来賓用カステラ、卒業式来賓用赤飯
印刷製本費	学校行事・学校計画等用	99,000	校名入封筒印刷
修繕料	教材教具・給食器具等修繕用	215,000	マシン調整料、学校器具修繕等
通信運搬費	学校行事等用	113,000	切手、児童交通費、中村小、平楽中学校吹奏楽部楽器トラック運搬
手数料	洗濯・図書整備等用	60,000	保健室シーツクリーニング、図書整備代
委託料	廃棄物処理用	85,000	大型ゴミ廃棄
使用料・賃借料	児童移送バス・タクシー借上等用	209,000	4、5 年体験学習バス借上げ、児童病院移送タクシー代
学用器具費	教授・事務・給食・管理等用	1,483,000	学用品等購入
図書費	児童図書用	378,000	図書室用児童図書
負担金・交付金	学校行事等用	24,000	学習連分担金

小破修繕料	学校施設修繕用	724,547	校内修繕等
修繕料	校地修繕用	64,500	校庭修繕等
小計		8,459,647	

② 追加配当 (教育指導振興費、学校特別営繕費)

費目	費目	配当	流用・受入	予算	主な内容
消耗品費	国際教室課	10,000	不可	10,000	国際教室
消耗品費	よこはま学援隊用	50,000		50,000	学援隊ポロシヤツ
小計		60,000		60,000	

③ 合計

配当
8,519,647

中村小学校 平成 28 年度 学校配当予算 決算報告

平成 28 年度は、横浜市から約 978 万円（当初配当が約 827.6 万円、追加配当が約 149.9 万円）の予算配当を受け、中村小学校を運営してまいりました。以下の通り、ご報告させていただきます。

平成 28 年度 学校配当予算 費目別 決算報告

横浜市立中村小学校

① 当初配当 （学校運営振興費）

（単位：円）

費目	費目	配当	流用・受入	決算	主な内容
報償費	学校行事用	452,000	-308,160	143,840	講師等謝礼、卒業証書指名、代筆謝礼、ボランティア謝金等
消耗品費	教授・事務・給食・管理等用	4,359,800	290,487	4,650,287	紙類、教材・教具、事務・保健・給食・管理用品、コピーカウント料等
食糧費	学校行事・来賓用	50,000	-12,887	37,113	運動会来賓用カステラ、卒業式来賓用赤飯
印刷製本費	学校行事・学校計画等用	97,000	-67,192	29,808	校名入封筒印刷
修繕料	教材教具・給食器具等修繕用	211,000	-118,995	92,005	ミシン調整料、印刷機修繕、丁合機修繕、食器消毒保管庫修繕等
通信運搬費	学校行事等用	113,000	-10,030	102,970	切手、児童交通費、中村小、平楽中学校吹奏楽部楽器トラック運搬
手数料	洗濯・図書整備等用	60,000	24,065	84,065	ピアノ調律、保健室シートクリーニング、図書整備代
委託料	廃棄物処理用	139,000	-85,000	54,000	ピアノ廃棄
使用料・賃借料	児童移送バス・タクシー借上等用	187,000	-5,430	181,570	4、5 年体験学習バス借上げ、児童病院移送タクシー代、図書ソフト使用料

学用器具費	教授・事務・給食・管理等用	1,433,500	-247,660	1,185,840	百玉そろばん、紙折機、プリンター、図工室机、高圧洗浄機、デスクトップ PC
図書費	児童図書用	365,000	121,629	486,629	図書室用児童図書
負担金・交付金	学校行事等用	21,600	-20,100	1,500	学習連分担金
小破修繕料	学校施設修繕用	722,950	503,773	1,226,723	飼育小屋修繕、ロッカー修繕、電話移設工事、校庭ワイヤレスアンテナ修繕、シャッター修繕、ガラス修繕等
修繕料	校地修繕用	64,500	-64,500	-	
消耗品費	燃料費	27,799	-27,799	-	白灯油
小計		8,304,149	-	8,276,350	

② 追加配当（教育指導振興費、学校特別営繕費）

費目	費目	配当	流用・受入	決算	主な内容
消耗品費	国際教室用	10,000	不可	10,000	ドリル、絵カード等
消耗品費	スピーチコンテスト用	11,000	-	11,000	色上質紙、写真用紙、フラットファイル等
消耗品費	施設課	34,236	-	34,236	プール清掃促進剤
消耗品費	健康教育課(備品)	225,040	-	225,040	色丁まな板殺菌庫、配膳台
消耗品費	健康教育課(消耗品)	175,000	-63	174,937	生徒用白衣、帽子、深皿、バケツ等
消耗品費	小中学校整備費	166,428	-	166,428	児童用机椅子
消耗品費	よこはま学援隊用	50,000	-33	49,967	学援隊ポロシャツ
工事請負費	特別営繕費	827,820		827,820	天井点検口及びエキスパンション補正作業、給食室配膳台底板取替及びガイドレール塗装作業
小計		1,499,524		1,499,428	

③ 合 計

配 当	決 算
9,803,673	9,775,778

(3) 学校における私費負担範囲の明確化 公費私費負担区分表の制定及び開示

私費負担の範囲については、学校徴収金に関することを定めた「取扱要綱」や「学校における『徴収金等』に係わる取扱細目」にも規定が設けられていない。

東京都教育委員会が平成4年7月に作成している「平成4年度 義務教育学校運営費標準 全面改訂版」を参考にした次の表があるだけである。

小学校		中学校	
通常家庭にある物品、あるいは家庭になくても家庭教育上必要な物品で、学校における学習指導上必要な場合は個人の所有物として学校に持参し得るもの			
国語	習字用具一式・国語辞典・漢和辞典	国語	習字用具一式・国語辞典・漢和辞典
算数	算数セット(?)	社会	歴史地図・歴史年表・学校地域図(?)
理科		理科	解剖用具(?)
英語		英語	英和辞典・和英辞典
音楽	ハーモニカ・たて笛・ピアノカ	音楽	ハーモニカ・たて笛・よこ笛
図工	水彩用具一式・クレヨン・クレパス・工作用具一式・彫刻用具一式	美術	彫刻用具・製図用具・水彩用具
家庭	裁縫用具一式・刺繍用具	技術家庭	被服・調理・木工・製図用具
体育	運動用被服一式・くつ・はちまき	体育	体育用被服・くつ
教科共通	学習用ノート・筆記用具・三角定規・ものさし・分度器・カッター・はさみ・コンパス	教科共通	学習用ノート・筆記用具・三角定規・ものさし・分度器・コンパス

家庭にない物品等で、家庭教育上特に必要というわけではないが、そのもの、またはその利益が個人に還元されるもの等			
給食費		給食費	
教材・教具費	生活・図工・家庭の実習材料及び活動費	教材・教具費	技術・家庭の実習材料費
	理科の簡易な実験用具		理科の簡易な実験用具
行事費 (校外授業費)	学校行事参加に伴う入場料	行事費 (校外授業費)	学校行事参加に伴う入場料
	遠足・移動教室の旅費的経費		修学旅行・遠足の旅費的経費
クラブ活動費	(共用できる用具類を除く)	クラブ活動費	(共用できる用具類を除く)
卒業アルバム		卒業アルバム	

なお東京都教育委員会が平成4年7月に作成している「平成4年度 義務教育学校運営費標準 全面改訂版」は次の表のとおりである。

東京都義務教育運営費標準 個人負担の範囲	
小学校	
1 通常家庭にある品物、あるいは家庭になくても家庭生活上必要な品物で、学校における学習指導上必要な場合は、個人の所有物として持参し得るもの。	
(1) 学習共通	学習ノート、鉛筆、けしゴム、下敷き、ものさし、三角定規
(2) 国語	習字用具一式(硯、筆等)、国語辞典、漢和辞典
(3) 算数	算数セット、そろばん
(4) 音楽	ハーモニカ、たて笛
(5) 図工	水彩用具一式、クレパス
(6) 家庭	裁縫用具一式
(7) 体育	水泳着、運動着、運動帽
2 家庭にない品物で、家庭教育上特に必要というわけではないが、そのもの、又はその利益が個人に還元されるもの	
(1) 「生活」、「図工」及び「家庭」の実習材料及び活動費	
(2) 給食費	
(3) 遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行等の参加に伴う旅費的経費及び入場	

料等

(4) 卒業アルバム代

中学校

1 通常家庭にある品物、あるいは家庭になくても家庭教育上必要な品物で、学校における学習指導上必要な場合は、個人の所有物として持参し得るもの。

- (1) 学習共通 学習ノート、鉛筆、けしゴム、下敷き、ものさし、三角定規
- (2) 国語 習字用具一式 (硯、筆等)、国語辞典、漢和辞典
- (3) 美術 水彩用具一式
- (4) 英語 辞典
- (5) 家庭 裁縫用具
- (6) 保健体育 水泳着、運動着

2 家庭にない品物で、家庭教育上特に必要というわけではないが、そのもの、又はその利益が個人に還元されるもの

- (1) 「技術」、「家庭」の実習材料 (木工、金工、被服材料、調理材料)
- (2) 部活動費 (ユニホーム、運動靴、用具、対外試合の参加に要する交通費等)
- (3) 給食費
- (4) 遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行等の参加に伴う旅費的経費及び入場料等
- (5) 卒業アルバム代

大田区の公費私費の負担の区分は、この東京都の義務教育運営費標準の個人負担の範囲の内容とほぼ同じ内容である。

(意見 No. 23)

大田区では公費私費の負担の区分はあるものの、その区分表は特に保護者等に公表されていない。

また当該表についても、(?) が表に記載されていることから、特に大田区としての正式な公費私費の負担の区分表という扱いではない。

保護者負担の私費がどこまでであるのかの線引きがないと、ある学校では公費となるものが、他の学校では公費とならず私費となる等、各学校において保護者負担が同じ水準とならない可能性が生じてしまう。

こうした事態が発生しないよう公費と私費の負担区分を明確に定めて公費私費の負担区分表を定め、「取扱要綱」として正式に定める必要があると考えられる。

海老名市においては平成27年3月に「公会計制度及び学校徴収金の充実に係る報告書」を作成し、その中の「公費・私費負担区分の設定」において、次のような基本的考え方と公費・私費の負担区分を明示している。

○公費、私費負担区分を設定（下記のとおり）し、学校徴収金における保護者負担の考え方を整理します。

①公費・私費の負担区分の基本的考え方

公費・・・学校施設・設備に関する維持費や整備費、学校管理上で発生する経費、または、教科指導等に伴い必要となる経費などは、基本的に公費負担とします。

- 学校の管理運営費及び教育活動に係る経費
- 学級・学年・学校単位で共用、または備え付けとするもの
- その他管理・指導のための経費等

私費・・・学校での教育活動に要する費用のうち、直接的な利益が児童・生徒に還元される経費については、受益者負担の考え方にに基づき、基本的に保護者負担（私費）とします。

- 児童・生徒個人の所有物に係る経費
- 教材、教具等、直接的利益が児童生徒個人に還元されるものに係る経費等

②公費・私費負担区分

上記の「公費・私費の負担区分の基本的な考え方」に基づき、公費・私費負担区分を設定し、学校徴収金における保護者負担の考え方を次のとおり整理します。

なお、負担区分については、絶えず見直しを図るとともに表記のないものは、その都度検討し、決定することとします。

教科	公費	私費
学校幹旋品費	なし	絵具セット、リコーダー、書道セット、彫刻刀、裁縫セット、アルトリコーダー、柔道着等
学校教材費	教授用教具、指導用ソフト教材、共用文具、模型、薬品、理科実験用具、木工・金工具等	ワークブック、ドリル、テスト、問題集、おりがみ、植物栽培セット、材料等
その他教材等	飼育動物・エサ、清掃用具、記録写真、賞状用紙等	名札、生徒手帳、連絡帳、氏名ゴム印、学年写真、指定物品（体操着、制服等）、水着、赤白帽子、上履き等
修学旅行・遠足等活動費	野外教育活動費（中学校の食費を除く）、クラブ活動用具	修学旅行費、遠足費、野外教育活動費（中学校の食費のみ）、芸術鑑賞費等
その他個人に係る経費	賞状用紙、通信票等	希望購入する卒業アルバム・記念写真等

上記、海老名市の公費・私費負担区分も基本的には東京都の義務教育運営費標準の個人負担の範囲の内容とほぼ同じ内容であるが、「負担区分については、絶えず見直しを図る」としており、必ずしもこの公費・私費負担区分を固定的に使用することを意図していないため、大田区において公費・私費負担区分表を作成した場合にも、当該表の内容を常に正とすることなく、現場の学校の状況等の変化に応じて、常に見直しを図り運用していく必要があると考えられる。

（意見 No. 24）

公費私費の負担区分表を策定する場合にも、現在ある「学校において私費負担（個人負担）とする範囲」の内容をほぼそのまま使用することには慎重であるべきである。

東京都の義務教育運営費標準の個人負担の範囲の内容は、東京都教育委員会が通達している「義務教育における私費負担の解消について」と「義務教育学校運営費標準の設定と公費で負担すべき経費の私費負担解消について」は、当時は公費で負担すべき経費が私費に依存している現状があり、そのような現状を早急に改善すべく、学校運営に要する経費の公表、私費の負担区分を明確したものであり、各学校の現場における最低限の下限を定めたものであると考え

られる。

そのため、東京都が義務教育運営費標準の個人負担の範囲を定めたことを持って、この範囲が公費と私費の負担区分であるとするのは早計であると考えられる。

なお「義務教育における私費負担の解消について」及び「義務教育学校運営費標準の設定と公費で負担すべき経費の私費負担解消について」については、次のような通達であった。

○義務教育における私費負担の解消について

昭和四二年三月一三日
四二教総庶発第一四八号
各区長

義務教育における学校運営費については、貴職の格別なご配慮により、毎年公費が増額されているところでありますが、なお、公費で負担すべき経費について、私費に依存している分野も見受けられ、こうした実情にあることは、教育の正常な姿ではなく早急に改善すべきものと考えられます。

今般、都は、別添の「義務教育学校運営費標準」の設定を行い、その所要経費を都区財政調整を通じて措置することにしました。

したがって、各区におかれても、昭和四二年度を期して、抜本的な私費負担解消の施策が推進されることと思います。

については、この標準を基本としつつ、それぞれの区の実態に即した私費負担の解消と教育水準の維持向上が図られるよう、特段のご配慮をあわせてお願いいたします。

○義務教育学校運営費標準の設定と公費で負担すべき経費の私費負担解消について

昭和四二年三月一三日
四二教総庶発第一四九号
各区教委教育長

私費負担の解消については、本都教育行政上の重点施策として、多年にわたり、その実現に努力してきましたが、今日においても、なお公費で負担すべき経費が私費に依存している実情であります。このまま推移するならば、父兄の公教育に対する信頼をそこない、義務教育の正常な発展をはかるうえからも大きな障害となるので、早急に解決しなければならないものと考えます。

このたび、都においては、学校運営に要する経費の公費、私費の負担区分を

明確にしたうえ、学校運営費標準を作成し、所要財源を都区財政調整を通じて措置することとしました。

このことは、昭和四二年度を期して、学校運営における公費で負担すべき経費の私費負担を解消する基本的な措置であり、この標準を基本とし、区の実情に即し、必要な予算の確保をはかれるとともに、私費負担の解消が期せられるよう、下記事項に留意のうえ、格段の努力をお願いします。

記

一 義務教育学校運営費標準の取扱い等について

(一) この標準は、学校運営の過程について、特別区の一般的な学校の実態を基礎とし、標準学校の必要経費を算定し、作成したものである。したがって都教育委員会としては、この標準によっても、都の水準としての教育が行えると考えるので、これを十分活用されたい。

(二) 区における学校運営費関係の予算計上等にあたっては、それぞれの区の実態に即して、この標準を基礎とした額を確保するよう努められたい。

なお、区独自の考えにより、教育の水準をたかめるために、この標準をこえて措置することは差しつかえない。

(三) 耐用年数のある備品等の経費については、この標準をもとにして、各学校における現有状況等を考慮して配分するなど、区内学校間の格差是正についても配慮されたい。

(四) 学校の運営は、この標準を参考にし、公費で措置された範囲内で、各学校の自主的な教育計画に基き、創意工夫をこらし、最大の効果を発揮するよう管下学校に対し強力に指導されたい。

(五) 今後の学校運営については、公費で負担すべき経費を私費に依存しないよう管下学校に対し強力に指導されたい。

二 問題点の取扱いについて

この施策を進めるにあたって、種々の問題の解決を要するが、それについては、都教育委員会としては次のように考えるので、各区におかれてもこの趣旨を生かし、実情に即した指導を願いたい。

(一) 寄付受領の考え方とその取扱いについて

従来、父兄を主たる会員とする PTA、後援会、その他の団体から、学校後援のための寄付が行われてきた。こうした慣習は、おうおうにして、強制にわたる懸念もあり、一方このたびの措置により学校運営費が確保されることになるので、今後はこの種の寄付は受領しない。

(二) PTA 会費その他徴収金の取扱いについて

PTA 会費の徴収は、原則として教師が取扱わないのがよいと考えるので、学校と PTA との緊密な関係を考慮し、その方法を PTA の自主的判断のもとで、より

合理的に行われるよう工夫すること。

生徒会費、学級会費等の名目で、生徒会活動、学級会活動以外の種々の用途にあてる経費を含めて徴収していた例があるが、本来の生徒会活動、学級会活動はすべて公費で負担すべきものとし、その他の私費負担にかかる教材費等で一括購入の必要があれば、父兄の了解を得てその用途を明確にして徴収する。

(三) 諸行事の取扱いについて

入学式、卒業式及び周年記念式については、標準により公費をもって措置することとしたが、学校における諸行事に伴う謝恩会、祝賀会は、教育の場であることを認識し、慎重に配慮すること。

(四) 私費雇用職員の取扱いについて

PTA 等私費で雇用している職員を公務に従事させることは好ましくないので、今後は公務に従事させない。

三 父兄に対する協力の依頼

私費負担の解消は、ひとり行政諸機関の努力のみでは解決できない問題なので、父兄はもとより地域住民の理解と協力が得られるよう十分配慮されたい。

上記通達の「義務教育学校運営費標準の設定と公費で負担すべき経費の私費負担解消について」の記一（二）からも明らかのように、当該通達はあくまでも最低限の公費と私費の負担を述べており、これ以上の私費負担分を増やすことを求めない趣旨である。そのため、大田区において独自の公費・私費負担区分表を作成する場合には、保護者負担を減じるよう配慮した負担区分表の作成が必要であると考えられる。

(4) 私費会計の集計の必要性

1. 概要の(4)私費会計の予算規模においても述べているが、私費会計の決算規模について、大田区ではその全体の金額を直接把握していない。

現状、大田区では、東京都教育委員会が毎年度公表する「調査報告書」の調査のために各学校が作成する調査票を集計し、個別の調査票の内容について確認しファイルとして保存しているものの、大田区の私費会計の全体金額を把握していない。

(意見 No. 25)

しかし私費会計の決算規模は、給食費を含めれば小学校 59 校全体で 1,710 百万円、中学校 28 校全体で 1,072 百万円であり、公費予算が小学校 808 百万円、

中学校 474 百万円であることを鑑みれば、無視できる金額ではない。

私費会計は大田区の公金ではないが、公金に準じて管理する必要のあるものであり、学校個別の金額を把握することに加えて、区内の私費会計の金額の全容を把握しておくことも私費会計の管理上は重要性があると考えられる。

全体の私費会計を把握することで、各学校の学校徴収金の一人当り学校徴収金額の高低を把握でき、平均的数値からの異常値があれば当該学校の教材費等に必要以上の購入、見積のない高値の購入等、何らかの原因がある可能性を発見することができる。

したがって、私費会計の決算規模について大田区として集計し、分析していく体制を整える必要があると考えられる。

(5) 「学校徴収金等取扱要綱」の改訂

「取扱要綱」の条文構成は以下のとおりである。

- 第 1 条 (目的)
- 第 2 条 (適正な計画及び執行の原則)
- 第 3 条 (基本計画の策定)
- 第 4 条 (対象)
- 第 5 条 (徴収金等の取扱い)
- 第 6 条 (校長の職務)
- 第 7 条 (副校長の職務)
- 第 8 条 (教職員の職務)
- 第 9 条 (現金等の管理)
- 第 10 条 (契約及び検査)
- 第 11 条 (徴収金等検討委員会)
- 第 12 条 (徴収金に係る助言、指導)
- 第 13 条 (情報開示)
- 第 14 条 (事務引継)
- 第 15 条 (補則)

「取扱要綱」は平成 14 年 11 月 7 日に施行され、平成 21 年 4 月 1 日に改正され、現在に至っている。この間、改正以後学校徴収金を取り巻く環境も大きく変化していることから、さらなる改正により、「取扱要綱」の内容を整備していく必要がある。

(意見 No. 26)

「取扱要綱」では、徴収金等の会計が備えるべき帳票についての条文が存在していない。

徴収金等を扱う者は、基本的に会計に関する知識が少ない者が担当するケースが多いと考えられる。そのため例えば予算書、収入調書、金銭出納簿、支出調書、決算書等の帳簿を備え付けるよう規定すること等、具体的な帳票を「取扱要綱」に記載することが有用であると考えられる。

(意見 No. 27)

「取扱要綱」は対象となるものとして、次に掲げるものを対象としている。

- | |
|--|
| (1) 徴収金 学校積立金、給食費、教材費、その他校長が指定するもの。
(2) 学校指定物品 標準服その他校長が指定するもの。 |
|--|

「その他校長が指定するもの」としていることで、学校徴収金の対象から漏れてしまう恐れはないと考えられる。しかし、より具体的な羅列、例えば修学旅行費、遠足等校外活動費、卒業アルバム費等を加えることで、より対象を明確にし、分かりやすくすることが学校及び保護者において、必要であると考えられる。

(6) 学年積立金

学年積立金としては具体的には、修学旅行費や卒業アルバム費があるが、学校における「徴収金等」に係わる取扱細目では次のように規定されている。

<h3>3 学年積立金について</h3>

(1) 修学旅行（夏季林間学校を含む。）

①修学旅行は、教育目的の達成、安全確保、指導のしやすさ、サービスに見合った経費及び保護者の理解などを総合的に考慮して決定すること。

②旅行計画、業者選定などの決定に際しては、学校側だけの判断でなく徴収金等検討委員会における議決を経て決定すること。

③見積書は、必ず5社以上から徴することとし、見積書の提出に当たっては、見積り合わせの意味を十分に考慮し、共通の内容で評価できるようにすること。このため、最終的に業者の選定を行う際は、必ず同一の仕様に基づく見積書を
--

各業者から徴したうえで決定すること。

④仕様は、業者選定前に教育観点から学校側が独自の調査に基づいて十分な検討を行い定めること。特に、学級別行動、班別行動又は体験学習などの行程、内容の検討を業者選定後に安易に業者任せにするようなことはしないこと。

⑤教員が本来行うべき業務との関係を考慮し、添乗員の業務を精査すること。

⑥経費の見積り内容の詳細を確認し、経費の出所を明確にするとともに、取扱い手数料等についても保護者の理解が得られる内容とするよう業者と交渉すること。

(2) 卒業アルバム

①編集内容及びページ数は、簡潔な内容とするよう努めること。

②編集やレイアウトは、学校側で対応すること。

③遠足・修学旅行や学校行事の写真は、できる限り学校側で対応すること。

④学校生活の記録と関係の乏しい事項（社会の動きのダイジェスト版等）は、原則として掲載しないこと。

(指摘事項なし)

上記のように学校における「徴収金等」に係わる取扱細目では、学年積立金のうち修学旅行について「見積書は、必ず 5 社以上から徴すること」とされていた。

しかし現実には修学旅行の見積を行える旅行業者は実質的には大手旅行社に限られており、相手先から見積提示を断られるケースもあることから、全ての学校において 5 社以上から見積書を入手することは現実的には困難な状況であり、5 社以上から見積書を入手している学校は少ないのが現状であった。

この現状を踏まえて、平成 29 年 10 月 18 日において学校における「徴収金等」に係わる取扱細目は改正され、「3 学年積立金について (1) 修学旅行等」の③の一部が改正され、修学旅行の見積書は「必ず 5 社以上」が「原則 3 社以上」に改正されたことから、特に問題となる事項はない。

(7) 徴収金等検討委員会の活用

「取扱要綱」において、徴収金等検討委員会は次のように規定している。

(徴収金等検討委員会)

第 11 条

① 校長は、徴収金等の処理については、徴収金等検討委員会を設置し、その

議を経て行わなければならない。

② 徴収金等検討委員会は、徴収金等の計画、契約内容及び業者選定等に際し、情報の提供を受け、意見を述べるものとする。

③ 徴収金等検討委員会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 校長が指名する教職員
- (4) 保護者の代表（3名以上）

④ 徴収金等検討委員会の会長は、校長とする。

⑤ 校長は必要に応じて意見を聴取するための、徴収金等検討委員会に関係者の出席を求めることができる。

この規定から、徴収金等の処理を行う際には、第11条第1項では徴収金等検討委員会の議を経て行わなければならないことになっているが、現実の学校現場では特に議を経て行われておらず、「取扱要綱」の規定する通りには運用されていない。また同じく第11条第2項では徴収金等の計画、契約内容及び業者選定等に際し、情報の提供を受けることとし、徴収金等の事前の状況について判断を下すことを求めているが、実際の学校現場ではどちらかというところ、徴収金等の決算の確認等、事後の状況について、確認するために開催されている。

（学校現場での運用状況は、第16節 学校往査及び第17節 学校アンケートを参照。）

（意見 No. 28）

「取扱要綱」に定める徴収金等検討委員会の規定は、徴収金等検討委員会を設置することにより、学校徴収金等についてその目的、金額等を協議し、総合的な観点に立って計画的かつ効率的に執行するためである。

本来の目的が上記の目的である以上、大田区教育委員会としては各学校に対し、「取扱要綱」に定める規定に沿って、徴収金等検討委員会を開催し、学校徴収金等について協議するよう指導する必要があると考えられる。

(8) 学校徴収金等マニュアルの作成の必要性

学校徴収金の取り扱いについては「取扱要綱」が定められているが、徴収金の対象、校長、副校長及び教職員の職務等、基本的な事項に留まっている。

(意見 No. 29)

公費会計には、「大田区立学校財務事務取扱要項」(以下「要項」)が定められているが、これとは別に大田区教育委員会において「学校財務事務の手引」(以下「手引」)が規定され、「要項」の内容を更に実務レベルにまで落とし込んだ現場で使用することができるマニュアルを作成している。

この「手引」の内容は、予算から収入、支出、契約、会計帳簿、物品管理、決算等と全ての項目に及んでおり、会計実務に精通していない者でも、この「手引」があれば、公費会計の実際の事務を行うことができる。

公費会計では事務の担当者は基本的に事務職員であり、基本的な事務知識を有しているが、学校徴収金等、私費会計の担当者は現状では教員であり、会計に関する知識を有している者のほうが圧倒的に少ないと考えられる。そのためこうした私費会計について経験のない又は少ない教員に対しては、公費会計の「手引」と同レベルの学校徴収金等に関するマニュアルを作成し、学校徴収金等の担当者に初めてなった者でも、マニュアルを参考にしながら、学校徴収金等の実務を行えるようにすることが、学校徴収金等の管理の水準を上げることにつながると考えられる。

(9) 学校徴収金に係わる点検等の実施

平成 20, 21 年度の定期監査において学校徴収金の監査を実施後、教育委員会において、隔年で学校徴収金に係わる点検を行っている。現在までに平成 21 年度、平成 23 年度、25 年度、27 年度の 4 回、定期監査と合わせると計 6 回行われている。

平成 27 年度の主な点検項目等は、「平成 27 年度 学校徴収金(私費会計)に係わる点検等の実施について(通知)」によると、次のとおりである。

【対象となる学校徴収金】

給食費・教材費・行事費(遠足交通費等)・学年積立金(修学旅行・卒業アルバム)等

【聞き取り・点検内容等】

- ①「学校徴収金等取扱要綱」関係(要綱についての校内周知状況、要綱内容の遵守状況)
- ②「学校徴収金検討委員会」関係(学校徴収金検討委員会の設置・開催状況、

徴収金計画・決算状況等の保護者周知状況等)

③学校徴収金の徴収及び管理体制（現金保管・口座開設状況、口座用印鑑の管理状況、物品選定・支出等の意思決定状況等）

④経理関係帳簿等の確認（給食費・教材費等の現金出納簿・通帳、収入・支出に係わる証拠書類（伝票・領収書等）、支出承認書等の決定文書等）

⑤その他、複数業者見積状況、学校内での自己点検状況、学校徴収金事務の引継ぎ状況等

学校徴収金の点検は隔年で行われており、平成 20 年度の定期監査からの対象校数の推移は次のとおりである。

学校名	20 年度 定期監査 対象校	21 年度 定期監査 対象校	21 年度点 検対象校	23 年度点 検対象校	25 年度点 検対象校	27 年度点 検対象校
大森第四小		○		○		
中富小	○		○		○	
大森第一小		○		○	○	
開桜小		○			○	
大森第三小	○		○			
大森第五小	○		○			
大森東小		○		○	○	
入新井第五小	○				○	
入新井第一小		○				
山王小	○		○			
馬込小	○		○			
馬込第二小		○		○		
馬込第三小		○			○	
梅田小		○			○	
池上小	○		○			
池上第二小	○		○			
徳持小	○		○			
入新井第二小	○					○
入新井第四小		○				○
東調布第一小	○					○

田園調布小		○				○
調布大塚小		○			○	
東調布第三小	○		○			
嶺町小		○				
千鳥小	○		○			
久原小	○					
松仙小		○		○		
池雪小		○		○		
小池小		○			○	
雪谷小	○		○		○	
洗足池小	○					○
赤松小		○				
清水窪小		○				○
糞谷小		○		○	○	
東糞谷小	○		○		○	
北糞谷小	○		○			
羽田小		○				○
都南小	○				○	
萩中小	○					○
中萩中小	○		○			
出雲小		○		○		
六郷小		○		○		
西六郷小	○		○			
高畑小		○				
仲六郷小	○		○			
志茂田小		○		○		
東六郷小	○		○			
南六郷小		○				
矢口小	○					
矢口西小	○		○			
多摩川小		○				
相生小		○		○		
矢口東小		○				
おなづか小		○		○		
道塚小		○				

蒲田小		○		○		
南蒲小	○		○			
新宿小	○					
東蒲小		○				
館山さざなみ		○				
大森第一中		○				
大森東中	○					○
大森第二中		○				○
大森第八中		○				
馬込中	○					
馬込東中	○					
貝塚中		○				
大森第四中		○		○		
大森第三中		○				
東調布中		○				
田園調布中	○					
大森第七中		○				
雪谷中		○				
大森第十中	○		○			
大森第六中	○					○
石川台中		○				○
羽田中		○				
糺谷中	○		○			
出雲中	○					○
六郷中		○				○
志茂田中	○					
南六郷中	○		○			
矢口中	○					○
御園中		○				
蓮沼中		○				○
安方中	○		○			
東蒲中		○			○	
蒲田中	○					
計	41校	47校	21校	14校	14校	16校

上記の表で○が対象校である。

内訳は、

平成 20 年度定期監査対象校	41 校 (小学校 28 校、中学校 13 校)
平成 21 年度定期監査対象校	47 校 (小学校 32 校、中学校 15 校)
平成 21 年度点検対象校	21 校 (小学校 17 校、中学校 4 校)
平成 23 年度点検対象校	14 校 (小学校 13 校、中学校 1 校)
平成 25 年度点検対象校	14 校 (小学校 13 校、中学校 1 校)
平成 27 年度点検対象校	16 校 (小学校 8 校、中学校 8 校)

である。

(意見 No. 30)

平成 20、21 年度の定期監査実施後行われた 4 回 (平成 21、23、25、27 年度) の点検対象校は小学校で延べ 47 校、中学校で延べ 14 校である。

しかし大田区には小学校 60 校、中学校 28 校の合わせて 88 校があり、点検を行っていない学校もまだ存在している。点検を実施することにより各学校の学校徴収金がどのように管理されているか把握することができる。そのため今後は一度に行う点検対象校の増加、又は点検の毎年実施等により、未だ点検を実施していない大田区内の学校に対する点検を早期に行うことが必要であると考えられる。

(意見 No. 31)

平成 27 年度の学校徴収金の点検等実施ファイルを閲覧し、教育委員会が行った点検結果を確認したところ、各学校別の点検結果は学校徴収金点検チェックリストに記載されているものの、その結果を総括しまとめた資料がなく、またその後の各学校の改善結果も不明であった。

点検を実施した以上は、総括した取りまとめ表を作成し、各学校に改善を促し、その結果を取りまとめることが必要である。

(10) 小学校の一人当り学校徴収金の内訳

1. 概要 (4) ②の小学校の私費会計の決算規模の表から、小学校の一人当り学校徴収金の金額を給食費と教材費に区分し一人当り給食費及び一人当り教科教材費を算出したものが、次の表である。

一人当り 学校徴収金	一人当り給食費	給食費を除く一人 当り学校徴収金	一人当り 教科教材費
60,171 円	45,581 円	14,703 円	10,870 円

一人当り給食費については小学校全体の平均値が年間 45,581 円と学校徴収金の全体の平均値 60,171 円の約 75%とその大半を占めている。

(意見 No. 32)

教科活動費については、学校の教職員の指定する教材やその範囲によって、小学校間で徴収する教科活動費が変動することから、小学校間で教科活動費の内容が大きく変化してしまう可能性がある。そのためこうした分析を通して、大田区としては保護者負担となる教科活動費が大きくなるよう、小学校に指導していく必要があると考えられる。

(11) 中学校の一人当り学校徴収金の内訳

1. 概要 (4) ③の中学校の私費会計の決算規模の表から、中学校の一人当り学校徴収金の金額を給食費と教材費に区分し一人当り給食費及び一人当り教科教材費を計算したものが、次の表である。

一人当り 学校徴収金	一人当り給食費	給食費を除く一人 当り学校徴収金	一人当り 教科教材費
98,177 円	53,066 円	45,111 円	16,651 円

中学校の一人当り学校徴収金についても、小学校と同様に一人当り給食費が53,066円と学校徴収金に占める割合は最も高いが、その割合は約54%と小学校の約75%と比べると低くなっている。これは修学旅行費が中学校では発生するためである。

(意見 No. 33)

小学校のところでも述べているが、教科活動費については、学校の教職員の指定する教材やその範囲によって、中学校間で徴収する教科活動費が変動することから、中学校間で教科活動費の内容が大きく変化してしまう可能性がある。そのためこうした分析を通して、大田区としては保護者負担となる教科活動費が大きくなるように、中学校に指導していく必要があると考えられる。

(12) 一人当り修学旅行費

一人当り修学旅行費について平成28年5月1日現在の第3学年の生徒数から計算したものが、次の表である。

ただし、大森第八中学校及び糀谷中学校については、保護者が業者に直接支払っているため、「調査書」上では修学旅行費が不明であり、修学旅行費を記載することができなかった。なお大森第八中学校に金額が計上されているが、こ

これは「調査書」に記載されていた修学旅行費の写真撮影費の金額である。

(生徒数：人 修学旅行費：円)

	学校名	3 学年生徒数	修学旅行費	一人当り修学旅行費
1	大森第一	107	6,630,683	61,969
2	大森東	135	4,596,230	34,046
3	大森第二	158	6,235,740	39,467
4	大森第八	169	161,200	954
5	馬込	74	4,395,375	59,397
6	馬込東	77	4,706,452	61,123
7	貝塚	186	11,508,268	61,872
8	大森第四	152	8,725,370	57,404
9	大森第三	144	9,522,000	66,125
10	東調布	175	11,295,680	64,547
11	田園調布	75	4,381,623	58,422
12	大森第七	164	10,990,014	67,012
13	雪谷	148	9,114,000	61,581
14	大森第十	102	6,507,192	63,796
15	大森第六	119	6,241,950	52,453
16	石川台	63	4,181,930	66,380
17	羽田	106	7,132,773	67,290
18	糀谷	147	0	0
19	出雲	181	11,604,996	64,116
20	六郷	101	6,655,000	65,891
21	志茂田	150	10,802,856	72,019
22	南六郷	206	12,297,994	59,699
23	矢口	198	12,414,809	62,701
24	御園	150	9,472,100	63,147
25	蓮沼	96	6,620,028	68,959
26	安方	115	5,382,770	46,807
27	東蒲	124	7,509,840	60,563
28	蒲田	80	3,201,366	40,017
	合計及び平均値		202,288,239	57,211

修学旅行費は大森第八中学校及び糶谷中学校を除けば、1校当り平均で57,211円であり、最高値の中学校は72,019円、最低値の中学校は34,046円とその差は37,973円であった。

(意見 No. 34)

修学旅行に関しては見積を取った上で、契約しているが、中学校間でかなりばらつきが見られる。

中学校によって修学旅行に行った場所や季節が異なることから一概に高低で判断することはできないものの、一人当りの金額が異常に高い或いは低い場合には、大田区としてはその理由に合理性があるか確認する必要があると考えられる。

(13) PTA 会費

1) 小学校の PTA 会費

小学校の PTA 会費を各小学校に PTA 決算報告書より集計し、一人当り PTA 会費を計算したものが次の表である。

なお、PTA 会費については PTA 決算報告書より収入の会費のうち、基本的に保護者負担分のみを集計しているが、一部の学校の決算報告書では会費が保護者と教職員分が合算され、人数の内訳が不明である等の事情から、正確な保護者の支払う会費部分のみではない。中学校の PTA 会費の表においても同様である。

	学校名	児童数	PTA 会費	一人当り PTA 会費
1	大森第四	584	1,697,065	2,906
2	中富	200	772,975	3,865
3	大森第一	495	1,383,300	2,795
4	開桜	617	1,862,400	3,018
5	大森第三	498	1,649,600	3,312
6	大森第五	336	1,233,884	3,672
7	大森東	164	581,370	3,545
8	入新井第五	361	1,268,750	3,515
9	入新井第一	550	3,040,500	5,528
10	山王	697	3,020,220	4,333
11	馬込	571	2,304,050	4,035

12	馬込第二	444	2, 270, 500	5, 114
13	馬込第三	640	2, 198, 910	3, 436
14	梅田	850	2, 939, 244	3, 458
15	池上	517	1, 706, 880	3, 302
16	池上第二	429	1, 430, 560	3, 335
17	徳持	606	1, 822, 200	3, 007
18	入新井第二	572	2, 368, 800	4, 141
19	入新井第四	378	1, 273, 300	3, 369
20	東調布第一	640	1, 987, 200	3, 105
21	田園調布	651	2, 186, 000	3, 358
22	調布大塚	270	957, 400	3, 546
23	東調布第三	323	889, 400	2, 754
24	嶺町	753	3, 420, 976	4, 543
25	千鳥	393	983, 200	2, 502
26	久原	775	2, 348, 400	3, 030
27	松仙	798	2, 631, 860	3, 298
28	池雪	1, 017	2, 583, 000	2, 540
29	小池	822	2, 397, 936	2, 917
30	雪谷	655	1, 914, 800	2, 923
31	洗足池	261	913, 328	3, 499
32	赤松	451	1, 716, 400	3, 806
33	清水窪	273	1, 261, 600	4, 621
34	糞谷	640	1, 558, 750	2, 436
35	東糞谷	418	1, 036, 500	2, 480
36	北糞谷	275	993, 000	3, 611
37	羽田	314	1, 279, 600	4, 075
38	都南	312	1, 328, 000	4, 256
39	萩中	310	1, 003, 000	3, 235
40	中萩中	543	1, 297, 000	2, 389
41	出雲	554	1, 344, 000	2, 426
42	六郷	346	926, 900	2, 679
43	西六郷	347	1, 459, 900	4, 207
44	高畑	631	1, 625, 250	2, 576
45	仲六郷	282	854, 700	3, 031
46	志茂田	294	935, 300	3, 181

47	東六郷	337	862,000	2,558
48	南六郷	373	959,700	2,573
49	矢口	554	1,723,472	3,111
50	矢口西	714	1,892,600	2,651
51	多摩川	554	1,911,648	3,451
52	相生	282	981,750	3,481
53	矢口東	258	844,800	3,274
54	おなづか	380	1,112,400	2,927
55	道塚	606	1,559,000	2,573
56	蒲田	480	1,997,200	4,161
57	南蒲	375	1,221,850	3,258
58	新宿	376	1,254,400	3,336
59	東蒲	231	918,000	3,974
	計	28,377	93,896,728	3,357

(単位：児童数は人、その他は円)

小学校における PTA 会費は区内全体で約 93,896 千円と 1 億円に近い数値となっている。

会費が最も多い小学校で 3,420 千円、低い小学校で 772 千円であったが、基本的には児童数の多い学校で PTA 会費が多くなっている。

一人当たり PTA 会費は平均で 3,357 円であり、最も一人当たり PTA 会費が高い小学校で 5,528 円、最も低い小学校で 2,389 円とその差は 3,139 円であった。

2) 中学校の PTA 会費

中学校の PTA 会費を各中学校に PTA 決算報告書より集計し、一人当たり PTA 会費を計算したものが次の表である。

	学校名	生徒数	PTA 会費	一人当たり PTA 会費
1	大森第一	309	992,000	3,210
2	大森東	374	1,551,000	4,147
3	大森第二	451	2,252,400	4,994
4	大森第八	485	1,614,000	3,328
5	馬込	226	1,246,600	5,516
6	馬込東	216	1,195,200	5,533
7	貝塚	505	1,907,400	3,777
8	大森第四	439	1,770,300	4,033
9	大森第三	454	1,363,000	3,002
10	東調布	543	2,008,218	3,698
11	田園調布	171	852,800	4,987
12	大森第七	526	1,667,750	3,171
13	雪谷	433	1,335,000	3,083
14	大森第十	307	1,199,700	3,908
15	大森第六	387	1,477,500	3,818
16	石川台	188	813,050	4,325
17	羽田	308	1,356,950	4,406
18	糀谷	395	1,300,500	3,292
19	出雲	543	1,522,525	2,804
20	六郷	347	1,548,750	4,463
21	志茂田	441	1,918,350	4,350
22	南六郷	644	1,908,400	2,963
23	矢口	560	2,201,000	3,930
24	御園	421	1,555,800	3,695
25	蓮沼	319	1,224,600	3,839
26	安方	339	1,251,800	3,693
27	東蒲	367	1,238,400	3,374

28	蒲田	230	861,440	3,745
		10,928	41,134,433	3,764

(単位：生徒数は人、その他は円)

中学校における PTA 会費は区内全体で約 41,134 千円であり、小学校に比すると校数が少ない（小学校 59 校に対し中学校 28 校）分、その規模も半分程度である。

会費が最も多い中学校で 2,252 千円、低い中学校で 813 千円であったが、基本的には小学校と同様生徒数の多い学校で PTA 会費が多くなっている。

一人当たり PTA 会費は平均で 3,764 円であり、最も一人当たり PTA 会費が高い中学校で 5,533 円、最も低い中学校で 2,804 円とその差は 2,729 円であった。

(意見 No. 35)

PTA 会計についても PTA が任意団体であること等から、教育委員会では特に PTA 会費について各学校毎の決算報告書を集計していない。

しかし教材費等については PTA 役員の監査を受けているところが多い等、PTA は学校と密接な関係があり、PTA が適正に運営されているかを知ることは学校の運営上も重要であり、学校を指導する立場にある教育委員会としては、PTA の決算報告書も、各学校から取り寄せておく必要がある。

現状は「調査報告書」の基礎資料としての「調査票」を各学校が作成する際に添付してくる資料としての PTA 決算報告書を取りまとめているのみである。

今後は各学校が添付してくる PTA 決算報告書を集計し、学校の運営管理に役立てていくことが必要であると考えられる。

(意見 No. 36)

PTA 会計の決算報告書は、各 PTA により様々な様式が用いられており、特に定まった形式はない。

そのため集計形式も様々であるため、PTA 決算報告書より保護者負担部分の会費収入を抜き出そうとしても、それが困難な状況の学校も存在している。

「調査票」への記入は保護者負担分のみを抜き出して記入することから、PTA 会計決算報告書について、参考書式を教育委員会として定め、各学校がこの参考書式に基づいて決算報告書を作成することで、「調査票」への記入もスムーズになり、記入ミスも減少するものと思われるため、強制するものではないが、こうして参考書式を定めることも検討することが必要であると考えられる。

なお参考書式としては、教育庁総務部教育情報課が「調査報告書」のための

記入要領を配布しており、その中の PTA 会計の記入例に記載されている PTA 会計決算報告書が参考になると思われる。下記の表がその記入例である。参考にされたい。

PTA 会計決算報告書

1 収入の部

項 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
繰 越 金	439,600	439,600	前年度より繰越
会 費			
保 護 者	860,000	840,000	800 × 1,050口 = 840,000
教 職 員	30,000	30,000	1,000 × 30口 = 30,000
総合補償受取手数料	2,400	2,700	手数料
雑 収 入	3,000	5,400	預金利子650 空き缶リサイクル4,750
合 計	1,335,000	1,317,700	

2 支出の部

	項 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
運 営 費	会 議 費	50,000	29,500	役員会・懇談会諸経費
	印 刷 費	150,000	147,500	会員名簿
	人 件 費	30,000	34,700	PTA雇用職員
	事 務 費	120,000	81,000	事務用品・コピー用紙
	渉 外 費	50,000	32,000	PTA関係渉外
	慶 弔 費	80,000	48,000	弔慰金・見舞金
活 動 費	研 修 費	50,000	10,000	研修参加費
	広 報 費	100,000	47,000	会報等印刷
	学 校 行 事	100,000	100,000	体育祭生徒差入れ80,000 体育祭接待費20,000
	図 書 購 入 費	40,000	40,000	進路指導用図書個人配布30,000 教室設置用10,000
	卒 業 記 念 費	250,000	233,900	生徒記念品(印章)
	PTA 保 険 料	15,000	15,000	
	PTA総合補償掛金	80,000	77,300	
	損 害 賠 償 保 険	20,000	20,000	〇〇保険会社 〇〇保険
	特 別 積 立 金	80,000	80,000	〇〇周年記念行事積立金
	卒 業 対 策 費 へ 充 当	20,000	20,000	
	予 備 費	900,000	6,200	
	募 金		1,000	
合 計	1,335,000	1,023,100		

3 繰越金 ¥ 294,600-

第7節 学校給食

1. 概要

大田区では、大田区立の全小中学校において、児童・生徒の心身の健全な発展のため、学校給食法第二条に記載されている事項を目標とし、その達成に努めている。

【学校給食法第二条】

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食糧の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

また、教育員会では、各小中学校における給食実施の基本回数を小学校は193回、中学校は184回としている。

下記は、年間の給食実施平均回数である。

【年間の給食実施平均回数】

	平成28年度	平成27年度	平成26年度
小学校	192	192	194
中学校	182	181	184

*大田区より入手

各年度とも、教育委員会が定めている基本回数に沿った給食を実施している。

また、特色ある学校給食としても、下記に掲げる給食を実施している。

【特色ある学校給食活動】

(単位：校)

小学校						
完全給食 実施校数	学校内における活動			家庭・地域との連携を図る活動		
	交流給食	行事給食	選択給食	親子給食	招待給食	試食会
59	51	38	24	3	53	54

中学校						
完全給食 実施校数	学校内における活動			家庭・地域との連携を図る活動		
	交流給食	行事給食	選択給食	親子給食	招待給食	試食会
28	3	17	18	0	2	28

*東京都教育委員会、東京都における学校給食の実態(平成28年度版)より
データは平成27年度の実績

上記の表を見ると、多くの小中学校が交流給食、行事給食を始めとした特別な給食を実施している。これは、23区の他区と比較しても遜色ない実施数であり、様々な取り組みを行っていることが伺える。

2. 給食費の状況

(1) 給食費の負担と性質

大田区では、学校給食法に基づき、学校給食運営に係る人件費、施設整備費・維持費及び光熱水費は公費で負担し、食材料費のみを保護者負担としている。

よって、学校給食費は私費であるが、公的性格を有するものであるといえるため、大田区教育委員会が作成している「学校給食の手引き」によれば公費会計と同様に考え、収入から支出まで、適正な処理がされなければならないものとされている。

(給食費会計)

ア 給食費は、教材費などの他会計と区別し、独立した会計として経理し、他の会計に流用してはならない。

イ 給食費の収入から支出に至る一連の事務は、必ず複数の担当者が分担処理する。

ウ 金銭の出納は、すべて帳簿に記帳する。

エ 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、年度ごとに決算を行い、PTA 監査を受ける。

オ 諸帳簿、帳票の保存は、公費会計の処理に準じ、当該年度の翌年度から3年保存とする。ただし、未納者を把握するための管理簿等については、別途記録し必要に応じ保管する。

*大田区教育委員会、学校給食の手引き、Ⅲ給食経理事務2(1)より

(2) 給食費の変遷

下記に掲げる表は大田区学校給食費の変遷であるが、平成28年7月に「小・中学校給食対策委員会」を立ち上げ、給食費の引き上げについて検討している。

【大田区学校給食費の変遷】

	昭和 61年度	平成2年度		平成6年度		平成10年度		平成21年度	
	月 額	月 額 (引上額)	引上率 (%)	月 額 (引上額)	引上率 (%)	月 額 (引上額)	引上率 (%)	月 額 (引上額)	引上率 (%)
小学校 (低学年)	3,000円	3,100円 (100円)	3.3	3,400円 (300円)	9.7	3,600円 (200円)	5.9	3,800円 (200円)	5.6
小学校 (中学年)	3,200円	3,400円 (200円)	6.3	3,700円 (300円)	8.8	3,900円 (200円)	5.4	4,200円 (300円)	7.7
小学校 (高学年)	3,400円	3,700円 (300円)	8.8	4,000円 (300円)	8.1	4,200円 (200円)	5.0	4,600円 (400円)	9.5
中学校	3,700円	4,000円 (300円)	8.1	4,300円 (300円)	7.5	4,600円 (300円)	7.0	5,000円 (400円)	8.7

学校給食費検討結果報告書(要約版)によれば、「平成21年4月に改定をして以降7年余りその額を据え置き、運営してきた。しかし、基本物資であるパン、麺、牛乳の値上がりにより、おかずである副食費は減額せざるを得ず、かつ消費税率の引き上げや近年の諸物価の上昇などにより副食費自体も上昇しており、食材選びや献立の工夫等だけでは食材の値上がり分を吸収しきれなくなっている。」とある。これを以って、平成29年4月1日付けで給食費を改定した。

【平成 29 年 4 月 1 日付け給食費改定】

		現在の標準 1 食単価	6.25%引上げ後の標準 1 食単価	改定後の月額給食費	改定後の標準 1 食単価	月額引上率 (%)
小学校	低学年 (1・2年生)	220 円	233.75 円	4,100 円 (300 円増)	235 円 (15 円増)	7.9
	中学年 (3・4年生)	240 円	255.00 円	4,500 円 (300 円増)	255 円 (15 円増)	7.1
	高学年 (5・6年生)	265 円	281.56 円	4,950 円 (350 円増)	280 円 (15 円増)	7.6
	中学校	300 円	318.75 円	5,350 円 (350 円増)	320 円 (20 円増)	7.0

*大田区教育委員会事務局 教育総務部学務課 より入手

*なお、教職員が負担している給食費は以下のとおり

小学校：月額 4,950 円 (=高学年の月額)

中学校：月額 5,350 円 (=中学校の月額)

講師は 1 食単価で日割換算している。

なお、大田区を除く東京 23 区の 1 食単価平均額は、下記のとおり小学校中学年で 257 円、中学校で 320 円であることから、今回の改定によって、大田区の給食費は 23 区内で平均的な単価になったといえる。

【23 区学校給食費】

(単位：円)

		1 食当り単価			
		小学校			中学校
		低学年	中学年	高学年	
平均	保護者負担	236.18	256.62	276.84	318.58
	補助金含	238.14	258.58	278.79	320.92
最高	保護者負担	257.00	276.00	296.00	347.00
	補助金含	257.07	278.02	300.02	350.31
最低	保護者負担	208.09	225.12	238.12	264.68
	補助金含	208.16	225.19	238.19	264.75

*東京都教育委員会、東京都における学校給食の実態(平成 28 年度版)より

(3) 給食費の徴収・未納状況について

大田区では、給食費の徴収はすべての小学校(59校)・中学校(28校)が振込にて行なっている。給食費は校長口座に振り込まれる私費会計であるため、条例は制定していない。

また、学校給食の提供は、学校給食法第2条(学校給食の目標)に基づく教育目標達成のため、給食費徴収に係る会計・管理等は「学校徴収金等取扱要綱(平成14年11月7日制定)」に則り、行なっている。

下記の表は、学校給食費の徴収状況について、直近5年分をまとめたものである。

【直近5年分の学校給食費の未納状況】

年度	学校給食実施校数			児童・生徒数			給食費			
	実施校数	未納校数	割合	児童生徒数	未納児童生徒数	割合	給食費総額(円)	未納金額(円)	割合	徴収率
24	88	51	57.95%	38,845	195	0.50%	1,878,478,207	4,824,087	0.26%	99.74%
25	88	46	52.30%	39,054	176	0.45%	1,880,338,665	4,371,179	0.23%	99.77%
26	88	43	48.86%	39,261	133	0.34%	1,884,002,405	3,561,880	0.19%	99.81%
27	88	46	52.27%	39,379	119	0.30%	1,886,949,714	2,881,514	0.15%	99.85%
28	88	46	52.27%	39,704	114	0.29%	1,909,649,675	3,107,129	0.16%	99.84%

*大田区より入手した資料を基に作成

*年度はその年度の5月末時点の状況を示す

上記のとおり、直近5年間では、未納割合は低くなっている傾向にある。文部科学省がとりまとめた、学校給食費の徴収状況に関する調査(平成24年度)によれば、全国の小中学校29,000校の中から抽出した583校の未納割合の平均は0.5%であり、その点で、大田区は全国平均より低い未納割合のため、各小中学校で適切な措置を講じて給食費に未納が生じないようにしていることが伺える。

5年間の学校給食費の未納状況のうち、直近年度である28年度における詳細なデータを示すと以下のとおりとなる。

	要保護	準要保護	その他	合計
小学校(59校)	350,746	417,554	950,961	1,719,261(74名)
中学校(28校)	658,716	26,109	703,043	1,387,868(40名)
合計	1,009,462	443,663	1,654,004	3,107,129

*大田区より入手した資料を基に作成

*単位：円

*要保護：生活保護世帯

*準要保護：就学援助費受給世帯

小・中学校の数の割合からすると、中学校の未納額は若干多いと思われる。一人当たりの未納額を比較すると小学校では23,233円/人であるのに対し、中学校では34,696円/人でありおよそ1.5倍である。給食費の月額単価は中学校の方が大きいですが、1.5倍ほどの乖離はなく、その点で中学校における給食費の滞納期間が長く、徴収に苦戦している傾向が伺える。

また、未納額は要保護・準要保護世帯が大半を占めるわけではなく、それ以外の世帯に集中している傾向にあり、保護者の経済的な問題だけでなく、規範意識により生じているものも多いのではないかとと思われる。

(4) 学校給食費の決算報告

大田区では、各小中学校における給食費の状況を把握し、今後の給食運営の資料とするために、毎年4月頃、各小中学校に、①学校給食費決算報告書と②保護者あての学校給食費決算報告書の提出を要望し、5月末を提出期限として提出を依頼している。

次の表は、各小中学校より提出された決算報告をまとめたものである。

【平成28年度 小学校の学校給食決算報告】

No	決 算 額 (単位：千円)				給食 実施 回数	米飯 回数	児童数	一日分 食材料費 (単位：円)	残金 (日分)	一週 当り 米飯 回数
	収入額	支出額	差引 残高	消費税						
1	28,366	28,109	257	2,082	192	111	577	138,480	1.9	2.89
2	10,783	10,502	281	778	193	116	201	48,240	5.8	3.01
3	24,700	24,343	357	1,803	192	119	481	115,440	3.1	3.10
4	30,811	30,708	103	2,275	193	121	612	146,880	0.7	3.13

5	25,068	25,025	43	1,854	192	109	426	102,240	0.4	2.84
6	18,123	18,005	118	1,334	191	120	346	83,040	1.4	3.14
7	8,940	8,877	63	657	192	116	167	40,080	1.6	3.02
8	18,636	18,407	229	1,363	192	107	367	88,080	2.6	2.79
9	28,740	28,616	124	2,120	192	121	571	137,040	0.9	3.15
10	34,481	33,982	499	2,283	191	113	699	167,760	3.0	2.96
11	29,276	28,539	737	2,025	192	125	568	136,320	5.4	3.26
12	23,443	23,190	253	1,532	193	117	466	111,840	2.3	3.03
13	31,673	31,334	339	2,321	191	118	644	154,560	2.2	3.09
14	41,531	41,102	429	3,045	191	111	882	211,680	2.0	2.91
15	27,281	27,080	201	2,006	193	116	543	130,320	1.5	3.01
16	22,464	22,257	207	1,649	193	115	446	107,040	1.9	2.98
17	30,056	29,672	384	2,198	193	110	595	142,800	2.7	2.85
18	29,097	28,844	253	2,137	192	118	577	138,480	1.8	3.07
19	19,672	19,083	589	1,414	192	118	373	89,520	6.6	3.07
20	33,402	33,091	311	153	192	115	665	159,600	1.9	2.99
21	31,668	31,477	191	2,332	192	110	627	150,480	1.3	2.86
22	13,169	13,116	53	972	192	125	271	65,040	0.8	3.26
23	16,597	16,414	183	1,216	192	128	325	78,000	2.3	3.33
24	36,876	36,609	267	2,713	190	124	753	180,720	1.5	3.26
25	20,178	20,011	167	1,482	192	116	388	93,120	1.8	3.02
26	37,880	37,469	411	2,744	192	112	788	189,120	2.2	2.92
27	39,746	39,710	36	2,941	192	129	795	190,800	0.2	3.36
28	50,431	50,323	108	3,728	193	127	1018	244,320	0.4	3.29
29	40,727	40,236	491	2,980	192	115	811	194,640	2.5	2.99
30	34,123	33,842	281	2,507	191	114	674	161,760	1.7	2.98
31	13,907	13,583	324	101	193	123	259	62,160	5.2	3.19
32	22,885	22,623	262	1,664	192	121	452	108,480	2.4	3.15
33	13,869	13,841	28	1,025	191	120	273	65,520	0.4	3.14
34	32,223	31,803	420	2,356	192	110	630	151,200	2.8	2.86
35	22,496	22,310	186	1,651	192	116	429	102,960	1.8	3.02
36	14,547	14,409	138	1,067	192	109	279	66,960	2.1	2.84
37	16,873	16,550	323	1,215	191	110	310	74,400	4.3	2.88
38	16,057	15,681	376	1,161	190	110	312	74,880	5.0	2.89
39	16,207	16,097	110	1,192	195	117	316	75,840	1.5	3.00

40	28,221	27,308	913	2,023	191	117	545	130,800	7.0	3.06
41	29,035	28,747	288	2,129	191	122	566	135,840	2.1	3.19
42	17,818	17,572	246	1,302	192	125	343	82,320	3.0	3.26
43	19,353	19,180	173	1,421	192	112	373	89,520	1.9	2.92
44	31,639	30,070	1,569	2,227	192	122	652	156,480	10.0	3.18
45	15,281	15,163	118	1,123	194	124	282	67,680	1.7	3.20
46	40,100	39,873	227	295	194	121	294	70,560	3.2	3.12
47	17,187	16,946	241	1,255	192	114	334	80,160	3.0	2.97
48	19,303	19,170	133	1,420	192	120	370	88,800	1.5	3.13
49	27,577	27,219	358	2,016	191	120	553	132,720	2.7	3.14
50	36,101	35,191	910	2,607	190	109	712	170,880	5.3	2.87
51	26,847	26,830	17	114	193	124	547	131,280	0.1	3.21
52	14,461	14,303	158	1,046	191	104	279	66,960	2.4	2.72
53	15,699	15,618	81	1,155	193	116	286	68,640	1.2	3.01
54	19,825	18,829	996	1,396	193	111	385	92,400	10.8	2.88
55	30,166	30,110	56	2,230	192	149	609	146,160	0.4	3.88
56	26,336	25,863	473	1,916	192	114	495	118,800	4.0	2.97
57	19,132	18,873	259	1,398	195	113	374	89,760	2.9	2.90
58	19,015	18,959	56	1,404	191	112	376	90,240	0.6	2.93
59	12,477	12,237	236	906	192	123	229	54,960	4.3	3.20
合計	1,472,571	1,454,931					28,520	6,844,800		
平均	24,959	24,660	299	1,686	192	117	483	115,920	2.7	3.06

【平成 28 年度 中学校の学校給食決算報告】

No	決 算 額 (単位：千円)				給食 実施 回数	米飯 回数	児童数	一日分 食材料費 (単位：円)	残金 (日分)	一週 当り 米飯 回数
	収入額	支出額	差引 残高	消費税						
1	19,159	18,999	160	1,407	180	119	310	93,000	1.7	3.31
2	22,912	22,635	277	1,677	182	117	388	116,400	2.4	3.21
3	27,194	26,745	449	1,981	186	135	452	135,600	3.3	3.63
4	29,415	29,101	314	2,156	182	108	511	153,300	2.1	2.97

5	15,222	14,937	285	1,106	179	112	249	74,700	3.8	3.13
6	13,499	13,180	319	976	184	140	215	64,500	5.0	3.80
7	28,811	28,301	510	2,096	184	110	505	151,500	3.4	2.99
8	25,391	25,155	236	1,863	179	106	440	132,000	1.8	2.96
9	26,219	26,122	97	1,935	183	119	454	136,200	0.7	3.25
10	32,939	32,276	663	2,391	181	116	564	169,200	3.9	3.20
11	10,743	10,467	276	775	184	105	175	52,500	5.3	2.85
12	30,057	29,910	147	2,216	184	126	528	158,400	0.9	3.42
13	25,446	25,260	186	1,871	180	128	436	130,800	1.4	3.56
14	19,491	19,234	257	1,427	181	114	315	94,500	2.7	3.15
15	22,481	22,363	118	1,656	185	130	389	116,700	1.0	3.51
16	11,737	11,604	133	860	187	116	191	57,300	2.3	3.10
17	19,257	19,092	165	1,414	188	118	325	97,500	1.7	3.14
18	23,441	22,975	466	1,702	179	119	396	118,800	3.9	3.32
19	30,848	30,755	93	2,278	184	119	545	163,500	0.6	3.23
20	21,654	21,379	275	1,584	182	109	364	109,200	2.5	2.99
21	23,945	23,677	268		167	100	462	138,600	1.9	2.99
22	37,601	37,465	136	2,775	182	127	663	198,900	0.7	3.49
23	32,961	32,411	550	2,401	182	122	563	168,900	3.3	3.35
24	25,022	24,435	587	1,810	180	114	423	126,900	4.6	3.17
25	21,071	20,720	351	1,512	182	136	339	101,700	3.5	3.74
26	20,698	20,327	371	1,380	183	119	342	102,600	3.6	3.25
27	21,912	21,490	422	1,592	183	117	369	110,700	3.8	3.20
28	14,036	13,968	68	1,035	184	119	231	69,300	1.0	3.23
合計	653,162	644,983						0		
平均	23,327	23,035	292	1,699	182	119	398	127,360	2.6	3.26

*大田区より入手。一部加工

*表の説明

- ・収入額と支出額を記載し、収入額＝支出額で残高を記載
- ・年間の給食実施回数を記載
- ・年間の給食実施回数のうち、米飯回数を記載
- ・一日分食材費については、小学校は、「児童数×240円」中学校は、「児童数×320円」にて計算

・残金(日分)は、差引残高(収入額-支出額)÷一日分食材費にて算出

(指摘 No. 4)

米飯回数が、監査時点まで集計されていない学校が数校あった。

決算報告は、各小中学校が教育委員会あてに提出することになっているが、決算報告書には、給食回数と米飯回数が同じ数字が記載されており、その回数が訂正されないうまま、取りまとめられている学校が数校あった。

決算報告は、保護者にも開示される重要な書類であるため、適切な報告が求められる。よって、今後は教育委員会提出時にエラーや不明点が検出された場合には速やかに訂正する体制を構築することが望まれる。

(指摘 No. 5)

表・学校給食費決算報告の運営状況に記載されている残金の計算に当たって使用される1食分あたりの単価が適切なものを使用していない。

表に記載されている、残金(日分)の計算は前述のとおり、「差引残高(収入額-支出額)÷一日分食材費」にて計算されている。この一日分の食材費というものは「標準一食単価×児童数」にて計算されているが、当初の表では、標準一食単価が、下記のとおり計算されていた。

【標準一食単価】

カテゴリー	標準一食単価	説明
小学校	240 円	平成 28 年中学年(3、4 年生)の単価を使用
中学校	320 円	平成 29 年改定後の単価を使用

上記に関して、小学校は中学年の単価を使用して計算しており、実際に低学年から高学年までの給食費の単価を平均すると概ね中学年と同様の単価(241.66 円)となり、計算に使用することに問題はないが、中学校の方は、28 年度の計算をするに当たって、既に改定後の単価を使用してしまっている。この場合使用すべき単価は改定前の 300 円であると考えられる。後述するとおり、残金(日分)の計算は学校給食費の繰越が過度に行われていないかを確認するためのものであるため、下記のように分析時において画一的な基準を設けることが、過年度との比較を適切に行えるのではないかと考える。

【標準一食単価】

カテゴリー	標準一食単価
小学校	その年度の低学年、中学年、高学年の平均値を使用
中学校	その年度の給食費を使用

(指摘 No. 6)

残金(日分)が多い学校が散見された。

大田区教育委員会で作成している「学校給食の手引き Ⅲ給食経理事務 6 給食会計の決算及び報告書」によれば、繰越金については以下のとおり記載がある。

6 給食会計の決算及び報告書

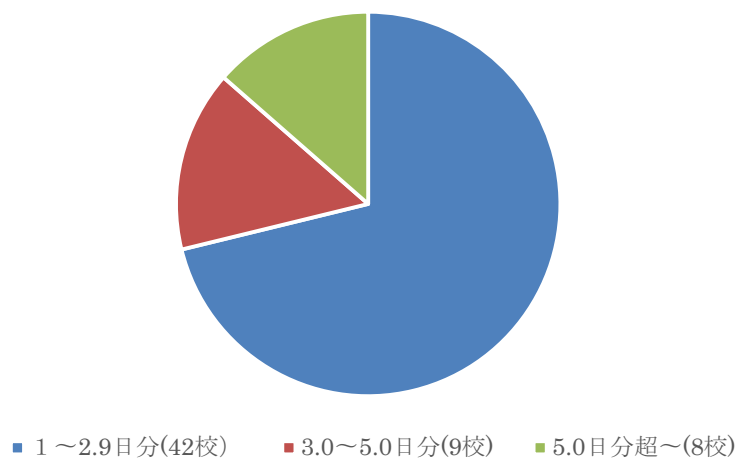
(1) 給食会計は、単年度の独立会計であるため、決算時点での赤字会計や大幅な繰越金を生じることが許されない。そのような事態にならないように、給食費の納入状況や支出予定額を十分に考慮し、計画的に執行しなければならない。

(2) 年度内に徴収した給食費は、当該年度内に全額を児童・生徒に還元することが原則である。ただし、やむを得ず生じた繰越金は、1～2日程度にとどめるようにする。

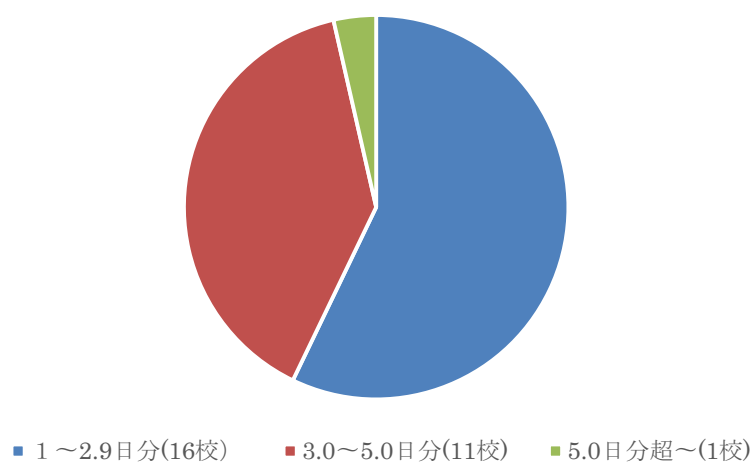
多額の繰越金が生じた場合に、年度末に食材料を購入し、次年度にまわすようなことは単年度会計の原則に当たらないため、決して行ってはならない。

当該手引きに記載されている事項を、表中に記載されている残金(日分)をグラフ化すると以下のとおりとなる。

小学校_平成28年度給食費残金(日分)分布



中学校_平成28年度給食費残金(日分)分布



*筆者作成

小学校はおよそ 71%が、中学校はおよそ 57%が残金を 1～2 日分にとどめていることが分かるが、学校給食の手引きに記載の事項から判断すると高い比率であるとは言えない。

このような状況を減らしていくためにも、教育委員会より適切な指導をすることが望まれるが、そのための指針として下記を提案する。

【残金(日分)が多い場合の対応(案)】

残金	対応策	備考
3.0～5.0 日分	当該学校の担当栄養士等に状況をヒアリングし、次年度に向けた改善策の提出を求める。	過去三年度連続して、3.0～5.0 日分の場合には、5.0 日分超と同様の対応策を適用する。
5.0 日分超～	当該学校の担当栄養士に状況をヒアリングし、次年度に向けた改善策の提出を求める。 また、年度の途中で半期報告を教育委員会に提出し、収支状況を管理し、今後の対応について教育委員会との協議を行う。	

3. 給食の民間委託について

大田区では、「大田区事務事業等適正化計画」に基づき平成 8 年度から民間業者に給食調理業務を順次委託し、平成 28 年度をもって全校民間委託への移行を完了した。

【大田区立小中学校給食調理業務委託沿革】

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
実施小学校						8	11	14	20	24	26
全小学校数	63	63	63	63	63	63	61	61	61	59	59
実施中学校	6	12	20	28	28	28	28	28	28	28	28
全中学校数	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
実施小学校	30	33	37	39	42	45	48	51	55	59	
全小学校数	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	
実施中学校	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	
全中学校数	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	

*大田区より入手

また、下記は給食を民間委託した場合のメリットとデメリットをまとめた表である。

メリット	デメリット
<p>①経費の節減 →契約内容や契約方法に、受託業者等によって差があるものの、直営の場合の人件費などを考慮して総合的に判断すれば経費の節減が可能。</p>	<p>①経験豊富な正社員の配置が不可欠 →学校給食に精通した経験豊富な正社員の配置が不可欠。</p>
<p>②給食内容の充実 →給食の提供方法が多様になる。</p>	<p>②十分な経験を持った学校栄養士が不可欠 →学校と受託業者のパイプ役となる学校栄養士が必要となるため、十分な経験を持った学校栄養士の配置が必要不可欠。</p>
<p>③きめ細やかな対応 →ゆとりのある人員配置が行われることで調理作業現場において、きめ細やかな対応が可能になる。</p>	

*平成 15 年 新宿区学校給食調理業務のあり方検討委員会作成「学校給食調理業務のあり方について 最終報告書」

*平成 27 年 朝霞市教育委員会作成「学校給食調理・洗浄業務の民間委託化検討結果報告書」

を基に作成。

上記のメリット・デメリットと大田区より入手した資料から判断すると、経費の節減など得られるべきメリットなど、享受出来ており、民間委託を推進したことはプラスに作用したと言える。

民間委託を進めるにあたっては、大田区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会設置要綱(平成 8 年 1 月 8 日教学学発第 1158 号教育長決定)に基づき設置された、大田区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会(大田区教育委員会教育総務部長を委員長として組織されている。以下「委員会」という。)が、受託業者の的確性について調査及び審議し、推薦することとしている。

委員会は、大田区学校給食調理業務受託業者選考基準(平成 22 年 12 月 16 日教育総務部長決定。以下「選考基準」)に基づき下記に掲げる基準により、受託業者の選定を行なっている。

基準	内容	備考
条件	原則として東京都内に本社又は営業所を有し、かつ、「東京電子自治体共同運営電子調達」に「大田区」を対象自治として、「病院給食・学校給食」を営業種目として、参加資格登録を行っていること。	選考基準 第3条
経営内容	資本金の要件や、経営状態の正常性、過去3年以内に学校給食事業において営業上の行政処分を受けたことがないか、8つの判断基準を設けている。	選考基準 第4条
安全衛生管理	安全衛生管理につき十分な能力を有し、従業員の健康管理が十分に行われていることを判断する。	選考基準 第5条
業務履行能力	大田区が定める学校給食調理業務委託仕様書による業務を継続して確実に履行する能力を有しているかなどを判断する。	選考基準 第6条

*選考基準を基に作成

上記を総合的に判断して適切であると判断された業者が選定されることになる。

【監査手続】

平成28年度中に契約された調理業務委託契約について下記の手続きを実施する。

- ・契約手続が正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ適時に作成されているか。
 - ・必要書類が適切に保管されているか。
 - ・業者の選定方法は合理的であるか。
 - ・契約は行政目的達成に貢献しているか
- について検討する。

下記の 2 件を抽出した。

・ 1 件目

項目	内容
契約書	有り 平成 28 年 4 月 1 日契約 押印等の手続き問題なし
件名	大田区学校給食調理業務委託（その 14）
履行場所	大田区指定場所
期限	自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日
契約金額	137,035,800 円
支払条件	前払金適用せず
契約保証	免除
請負人	協立給食株式会社
月別支払額内訳書	請負人の押印有り
年間計画表	有り *担当する学校ごとの給食実施回数や給食提供数を記載したもの
委託仕様書	有り
学校別仕様書	有り

・2 件目

項目	内容
契約書	有り 平成 28 年 4 月 1 日契約 押印等の手続き問題なし
件名	大田区学校給食調理業務委託（その 1）
履行場所	大田区指定場所
期限	自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日
契約金額	125,937,700 円
支払条件	前払金適用せず
契約保証	免除
請負人	一富士フードサービス株式会社
月別支払額内訳書	請負人の押印有り
年間計画表	有り *担当する学校ごとの給食実施回数や給食提供数を記載したもの
委託仕様書	有り
学校別仕様書	有り

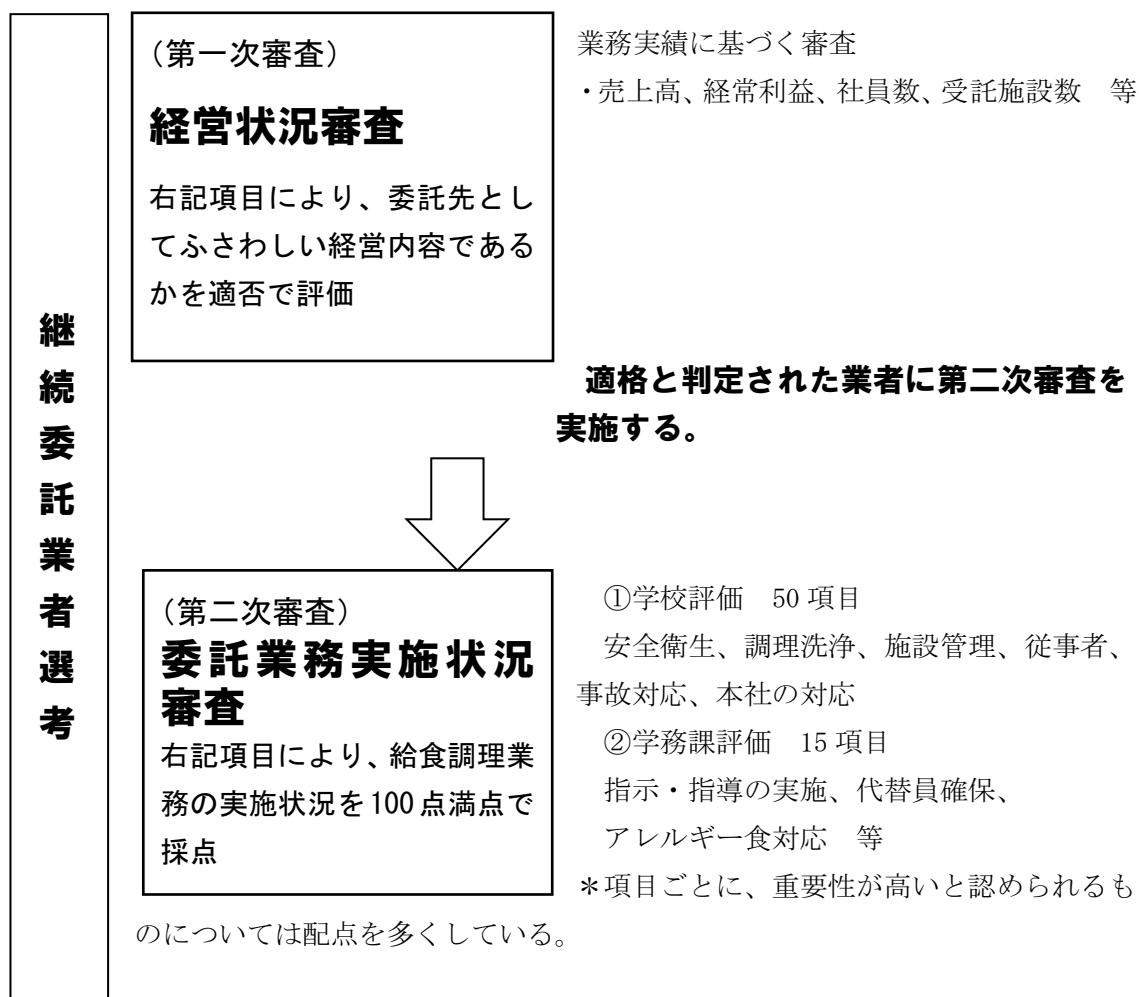
【監査の結果】

（指摘事項なし）

上記 2 件ともいずれも「大田区学校給食調理業務委託業者選考委員会」に基づき推薦された業者であるため、随意契約を締結している。

また、原則として同一校受託後 5 年以上を経過した業者については、委託校を変更することになっている(基準第 7 条)が、毎年開催される委員会にて次年度の継続委託が適切であるかどうかについて評価をされる。下記は選考の流れである

【大田区学校給食調理業務委託業者 選考の流れ】



**「優・良・可・劣・不可」の5段階で判定し
「可」を取得した業者を委託継続とする。**

*平成28年度のもの

*大田区より入手。一部加筆

(意見 No. 37)

平成28年度の選考委員における議事録を閲覧したが、上記の選考の流れに従い、各業者の経営状態を詳細に検討するなど、密度の濃い内容となっていることが確認出来た。よって、業者の選考は適切に行われていると言える。

今後の委員会では、前年度に委員より提案があった事項に関しての対応状況を報告すると、より有用なものとなると思われる。

一方、第2次審査では、給食委託業者状況報告書により点数が付されることがとされているが、こちらについては単年度だけでなく過年度との比較も実施し、

改善状況なども加味した上で、総合的に判断をするなどの工夫も必要ではないかと思われる。点数の配点についても、例えば、毎年大田区内で重要視する項目を選定し、それを委託業者に伝達し、重点的にその項目に取り組んでもらうように働きかけることで、相互にとって良い効果が得られるのではないかと思われる。

4. 学校給食運営協議会について

大田区では、調理民間委託に伴い、大田区立小・中学校学校給食運営協議会設置要綱（以下「設置要綱」という）を制定した。当該要綱に基づいて設置された大田区立小・中学校学校給食運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、以下のような組織体制となっている。

【組織体制】

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 学校長及び教職員（栄養士を含む） | 4名以内 |
| (2) PTA 会員 | 3名以内 |
| (3) 学校給食調理業務委託業者 | 2名以内 |
| (4) 区教育委員会事務局職員 | 1名 |

*設置要綱第3条より

また、運営協議会では、設置要綱第2条にあるとおり、(1)学校給食調理業務の運営に関する事、(2)その他学校給食調理業務に関する事とされている。この協議内容に関して、教育委員会へのヒアリング実施時に入手した資料においては具体的に次のとおり記載されている。

「学校給食調理業務の運営、学校給食調理業務について給食を試食するなどしたうえで意見交換する場として全校が協議会を開催。意見等は集約し、各校ともに議事録を作成し、学務課に送付する。

例) 1 保護者の「カレーの辛さ」の質問に学校栄養士、委託業者が「高学年は辛味はないもの足りないので6 学年を2 段階に分けて辛さを調整するなど工夫している」と回答。また、残菜量の状況や残菜を出さない工夫などを紹介。2 議事録などから、衛生管理等の問題点を調理業務委託業者説明会で伝達し、改善につなげるよう、業者への指導に活かしている。」

(意見 No. 38)

運営協議会は上述した組織体制と運営状況になっている。今回の監査では、

平成 28 年度中開催の運営協議会の議事録を閲覧したものの、各校ともに開催をされていることは把握できたが、協議会そのものが何か大きなテーマがあって、それを基に議論を深めるという形式にはなっておらず、給食のメニューの紹介や試食会にとどまっているところが見受けられる。また、議事録そのものの記載内容も学校ごとにばらつきがあり、給食の写真やアンケートの結果を添付している学校もあれば、手書きの議事録で、具体性に欠ける学校もあった。

学校視察においてヒアリングを実施したところ、他校の運営協議会における取り組みはどのようになっているかを把握しておらず、毎年のテーマというものも特に決めているわけではなく、同じ内容の協議会を毎年開催している状況が見受けられた。

設置要綱そのものが平成 8 年に制定されて以降、改定もない状況であり、要綱の内容も抽象的であるため、運営協議会が形骸化するリスクがある。

よって、今後の協議会のあり方について下記のような提案をする。

- ・教育委員会の方で、指針となるテーマを設定して、それに基づいた協議をする。
- ・調理業務委託業者が参加しているため、調理現場における事故についての報告と再発防止の取り組みを参加者全体で共有する。
- ・教育委員会で取りまとめた議事録のうち、有用と思われるものを小中学校に展開し、協議内容を共有する。

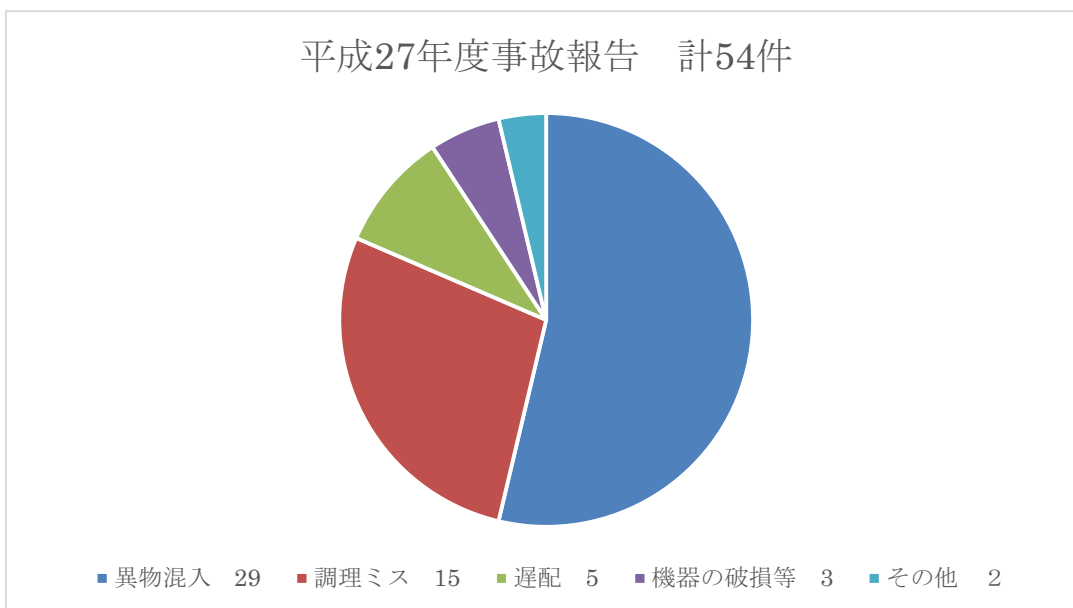
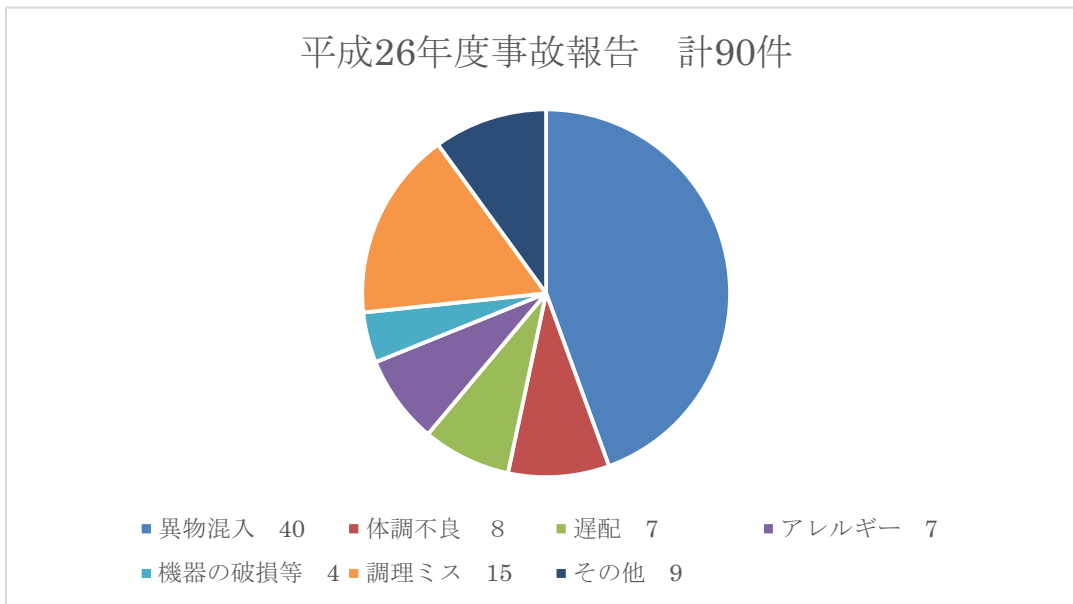
このような体制を取り入れることで、各校とも問題意識を持って協議会の開催が出来、また、各学校で共有することができるため、相乗効果も得られると考えられる。

5. 事故報告書について

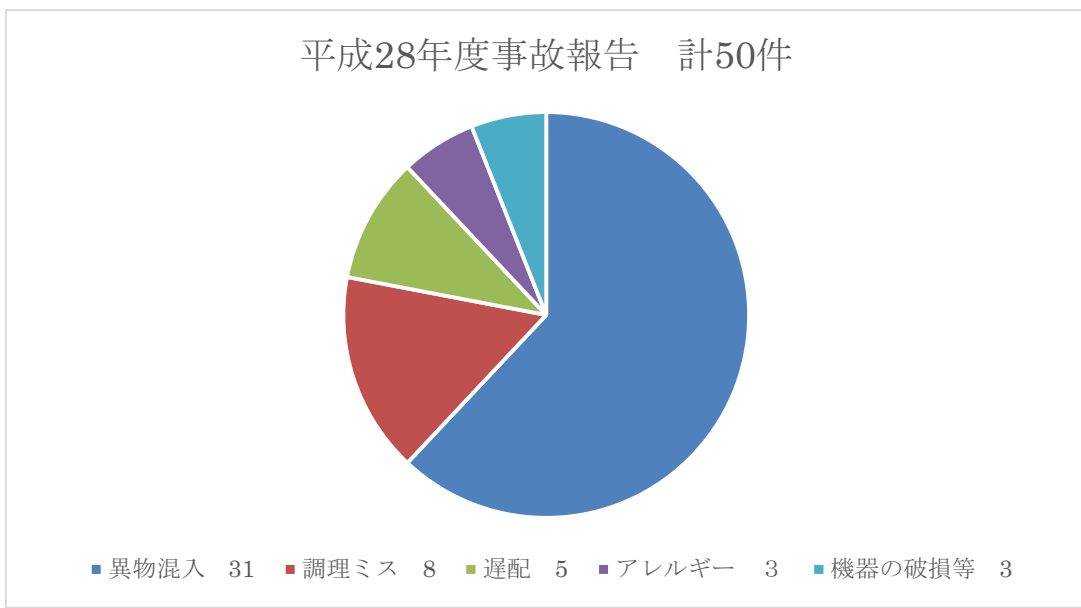
学校給食の現場において、委託先が給食事故を起こしてしまった場合、契約時に添付する委託仕様書に基づいて、委託先は学校と教育委員会あてに事故報告書を提出することになっている。

以下は過去3年度における、事故の発生件数とその種類である。

【過去3年度における事故の発生状況】



平成28年度事故報告 計50件



(意見 No. 39)

事故報告の範囲が年度ごとに異なっているため(平成 26 年度は体調不良が事故報告扱いになっている)、一概に件数での比較はできないものの、事故の件数自体は年々減少傾向にあり、毎年改善されていることが伺えるため、事故報告書の提出には意義があると言える。

事故の内訳に目を向けると、異物混入の割合が高い(平成 26 年は 44%、平成 27 年は 54%、平成 28 年は 62%)。異物混入に関しては、食材の仕入時に発生したものなのか、調理現場で発生したものなのか、もしくは調理現場から配膳中に発生したものなのか、原因の特定が困難であるものが多いが、どのような異物なのか、同じ学校で連続して起きているかなど、注視して分析する必要があるため、年度に渡り、学校別、委託業者別にリスト化するなど、継続的な分析が望まれる。

また、アレルギー関連の事故に関しては基本的には調理現場ではなく、配膳中のミスになることがほとんどであるため、学校側における配膳前の栄養士と担任教師におけるダブルチェックの徹底や、担任が不在の場合の対応についても徹底することが望まれる。

6. 給食巡回について

大田区では、教育委員会の学務課保健給食係が各小中学校に対し、給食現場の巡回を毎年行なっている。

学務課保健給食係が現場の状況を確認した上で、ドライ運用が出来ているのか、調理時間の配分、声かけが出来ているかといった視点から、適切に運用できている点や、今後改善を行うべき点をレポートしている。

(意見 No. 40)

平成 28 年のレポートが綴られたファイルを閲覧したが、レポートのフォームが統一されたものではなく、現場における問題点が分かりづらい点があった。

平成 29 年からは、フォームを統一し、点検項目 1. 服装 2. 手洗い 3. 衛生管理 4. 施設設備 5. 調理その他の 5 項目に分類し、それぞれ点検事項を具体的に明記し、実行されているのか、概ねできている点が改善の必要あり、改善の必要ありの 3 つの評価項目で評価を行っている(下記フォーム参照)。

大きな改善は見られ、分かりやすくなっているが、毎年巡回を行う効果を最大限にするために、「前年度の指摘事項の改善状況」欄を設けることを提案する。

【平成 29 年より使用されている巡回報告のフォーム】

		点検事項	評価	指摘事項
服装	1	衛生的な白衣を身につけているか		
	2	エプロンの衛生的な取扱い		
	3	履物の履き替えが適正に行われているか		
手洗い		・・・省略・・・		
衛生管理		・・・省略・・・		
施設設備		・・・省略・・・		
調理その他		・・・省略・・・		

○→実行されている △→概ねできているが改善の必要あり ×→改善の必要あり

*大田区より入手したフォームより一部抜粋

7. アレルギーの対応状況について

大田区では、アレルギーを持つ児童・生徒に対して、平成 25 年 8 月に策定した「食物アレルギー対応基本方針(以下、「基本方針」という)」に基づいて適切に対応をしている。

この基本方針の位置づけとしては、第 1 対応の基本的な考え方 1. に記載があるが「食物アレルギーについて必ず実施しておくべき事項を定めることとし、この方針を遵守したうえで各校が創意工夫を凝らして追加的に独自の取り組みを行うことを妨げないものとする」とあり、基本的なマニュアルを提示して、具体的な取り組みは各校に委ねているものといえる。

基本方針では、各校においては以下の対応委員会等の設置を行うこととされており、後述するアレルギーを持つ児童・生徒への対応を行う。

◆食物アレルギー対応委員会

(1) 構成員

- ・ 校長
- ・ 副校長
- ・ 全学年の学年主任
- ・ 養護教諭
- ・ 栄養教諭又は栄養士（非常勤含む）、これらの職員が配置されていない学校にあつては、給食調理員

(2) 担当（担任）事項

- ・ 対象児童・生徒の情報把握方法を検討すること。
- ・ 必要に応じ、この方針に記載のない独自様式を制定すること。
- ・ 緊急対応の手順を検討及び確認すること。
- ・ 食物アレルギーに関する教職員研修を開催すること。
- ・ その他アレルギー対応に必要な事項を検討、決定すること。

◆食物アレルギー対応個別ケース会議

(1) 構成員

- ・ 校長又は副校長
- ・ 養護教諭
- ・ 当該児童・生徒の学年主任
- ・ 当該児童・生徒の担任
- ・ 栄養教諭又は栄養士、これらの職員が配置されていない学校にあつては、給食調理員

*対応方針 第 2 より作成。

食物アレルギー対応委員会は、学校の実情に合わせたアレルギー対応に関する

る具体的手順等を検討する「食物アレルギー対応委員会」を設置し、その委員会の下に食物アレルギー対応個別ケース会議では、児童・生徒の個別対応を検討している。

アレルギー対応に関する基本的手順は以下のとおりとされている。

◆基本的手順

(1)食物アレルギー対応について、少なくとも年1回は保護者から書面による申し出を受ける。申し出の際は、主治医による「学校生活管理指導表」又は医師の診断書（以下「学校生活管理指導表等」という。）を必ず提出させる。
*注：児童・生徒が自分でアレルギー症状の原因となる食材を除去する旨の申し出があった場合については、学校生活管理指導表又は診断書を省略することができるものとする。

(2)保護者からの申し出の内容をアレルギー対応個別ケース会議で検討し、学校の対応方法について決定し、その内容について保護者と「食物アレルギー対応通知書兼保護者同意書」を取り交す。

*注：自己除去の場合は、校長の判断により、保護者と「食物アレルギー対応通知書兼保護者同意書」を取り交わすことを省略することができるものとする。

(3)主治医による学校生活管理指導表等を提出しない者については、個別ケース会議で決定した対応を行いながら、学校生活管理指導表の提出を定期的に催告する。

また、アレルギー発症時の緊急対応等は下記のように基本方針第4に定められている（基本方針より。一部省略。）。

1. エピペンの管理

(1)エピペンは、処方された児童、生徒が毎日持参することを原則とする。

(2)児童・生徒ごとに在校時のエピペンの保管場所を定め、学校生活管理指導表とともに緊急対応にあたる教職員等に周知する。

(3)児童・生徒本人に管理させる場合は、毎日持ち帰ることとし、教室の机の中等に放置することがないように注意する。

(4)小学校低学年の児童や特別な配慮を要する児童・生徒の場合には、エピペンを学校で預かることができるものとする。この場合には、保管場所を定めるほか、有効期限の管理なども含めた管理責任者を定める（例：保管場所＝保健室、管理責任者＝養護教諭）。

(5) エピペンの管理に関する事項は、「食物アレルギー対応通知書兼保護者同意書」に記載して保護者に通知する。

2. 発症時の対応

発症時には、「緊急時個別対応カード」に定めた緊急対応を行う教職員等を招集し、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」に従い対応する。同マニュアルの症状チェックシートにより、エピペンを使用すべき症状が一つでも当てはまる場合、ならびにエピペンが処方されている児童・生徒の場合は、直ちに 119 番通報を行うものとする。

3. 事故後の対応等

緊急対応を行った場合には、後日食物アレルギー対応委員会を開催し、事故の状況、発症の経緯、対応等について取りまとめ、発生原因を明らかにするとともに、再発防止について対応策を検討する。

また、事故が重篤の場合は「大田区立学校事故発生報告等事務処理要綱(昭和 48 年 6 月 28 日教学庶発第 1906 号教育長決定)」に基づき、教育委員会に報告する。

(指摘事項なし)

5. 事故報告書にて記述した、アレルギーに関する事故が数件起きているとはいえ、大田区では、教育委員会が策定した基本方針が具体的な対応の手順まで規定していることから、各校も、引き続き適切な対応を講じることができる体制が整っていることが伺える。

また、大田区にて毎年 1 回、東京都にて毎年 5～9 月の間に 8 回食物アレルギー疾患対応研修を開催しているが、参加者は大田区開催に関しては 82 名(研修会后、アンケートを実施したが、回答者 73 名の内訳は、薬剤師 1 名、管理職 2 名、教職員 5 名、養護教諭 9 名、栄養士 12 名、給食委託業者 43 名、その他 1 名)となっており、東京都開催に関しては 131 名(内訳：教職員 100 名、養護教諭 18 名、管理職 11 名、栄養士 2 名)であった。東京都の実施する研修に関しては、平成 20 年度以降当該研修会を受講していない養護教諭及び当該年度にエピペンを携帯している児童・生徒の担任教諭は必ず受講することになっており、実施回数も多いことから受講しやすい環境が整っているといえる。

8. 給食費の公会計化

大田区では給食費の公会計化をしておらず、移行するかどうかについても未定である。

現在、東京都内にて給食費の公会計化をしているのは、あきる野市、国立市のみであり(世田谷区が移行中)、ほとんどが私費会計の状況ではあるが、今後の検討材料として、公会計化のメリット・デメリットを下記にまとめる。

【給食費 公会計のメリット・デメリット】

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・給食費の未納について、その督促業務を教員が行わずに済むことで、精神的な負担を軽減させ、教育活動に時間を充てることが出来る。 ・学校現場での給食費の回収は現金での集金を伴うケースもあり、安全管理上問題があるが、公会計ではそれなくなる。 ・給食費の滞納に伴う、食材費の支払を遅滞なく行うことが出来る。 ・区が給食費を直接徴収することで、責任が明確化する。 ・遅滞なく給食費を支払っている児童・生徒の公平感が保たれる。 ・保護者の口座振替手数料負担がなくなり、手続きの負担軽減が図れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな管理コストがかかる ・事務手続きが煩雑になる。 ・以前は身近な存在であった学校が徴収・督促をしていたことに対し、自治体が回収の対象となることで、距離感が生じ、未納額が増加するリスクがある。

*学校給食費の公会計化について-藤沢市-

*給食費の公会計化について-横浜市-

*大阪府 茨木市 HP, 小学校給食費の公会計化と各種届出について

*長野県塩尻市教育委員会, 平成 28 年 11 月「学校給食公会計の導入」を基に作成。

上記の表中のデメリットの欄には、給食費の未納率が高くなるという懸念が記載されており、2.(3)給食費の徴収・未納状況について触れたようなリスクがより生じるものとも考えられる。

その一方で、長野県塩尻市教育委員会が平成 28 年 11 月にレポートした「学

校給食公会計の導入」によれば、給食費の収納率はアップしており（下記表参照）、一般的に論じられるデメリットが表れないこともある。

【長野県塩尻市の年度別収納率】

年度	現年度	滞納繰越	合計
22	99.79%	38.22%	99.51%
23	99.87%	43.08%	99.59%
24	99.80%	35.15%	99.53%
25	99.86%	59.16%	99.75%
26	99.78%	58.62%	99.68%
27	99.77%	70.80	99.68%

*長野県塩尻市教育委員会,平成28年11月「学校給食公会計の導入」より

*平成25年度より公会計へ移行。レポートによれば、特に滞納繰越分が改善しているとレポートされている。

【長野県塩尻市の給食費の徴収方法等】

区分	方法	内容	手続き書類	手続き時期
児童 及び 生徒	児童手当 口座振替	年3回(6・10・2月)支給額からの天引 年10回(5~2月)保護者の預金口座 *13金融機関から選択	児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書 口座振替依頼書	小学校入学時又は転入時 *1度の手続きで、中学校卒業まで有効。
教職員				

*長野県塩尻市教育委員会,平成28年11月「学校給食公会計の導入」より

上記表中にあるとおり、児童手当からの徴収を行なっている。

また、文部科学省においては教職員の給食費会計業務の負担軽減を目的に、給食費の徴収を自治体で行う方針を固め、徴収方法のガイドライン策定のための経費4,700万円を平成30年度の概算要求に盛り込んでいる。

文部科学省によると、現在自治体が直接徴収を行っているのは全市区町村の23%にとどまるとのことである(2017年9月6日毎日新聞より)。

(意見 No. 41)

自治体の直接徴収割合はまだ低い水準であるものの、徐々に給食費の徴収に関しては自治体に移行する流れが出来つつある。塩尻市のレポートにもあり、公会計への移行に当たっては、公会計化を決定してから開始するまでの期間は、準備期間を含めると3年程の期間がかかっているため、早めの検討が必要と思われる。

第8節 教育財産（物品と図書）

1. 物品の概要

(1) 物品管理の規則

大田区では財産管理のため「大田区物品管理規則」（以下、「物規」）及び「会計事務の手引」を定めている。

またこれらの規則とは別に大田区立の学校では、大田区の財務関係規則を基にした「大田区立学校財務事務取扱要項」と「学校財務事務の手引」を定めて、物品を管理している。

(2) 物品の区分

物規では、物品を物規第6条第1項において、「物品は、次の各号に掲げる区分にしたがい、品名別に整理しなければならない。(1) 備品 (2) 消耗品 (3) 材料品 (4) 動物 (5) 不用品」と規定している。

この物規の規定を受け「会計事務の手引」では、物品を以下のように規定している。

ア 備品

性質・形状を変えずに長期間継続して使用、保存できる物品、または、絵画・彫刻・その他陳列品等のように貴重なものとして長期間保存を必要とされる物品で、消費税を含む購入予定金額（取得では評価・取得額）が2万円以上のものを備品とする。ただし、他に区分されるもの（例えば、材料品、動物、物品名鑑で消耗品に区分されているもの）を除く。

イ 消耗品

その性質が使用することによって消費されるものや毀損しやすいもの、長期間の保存に耐えない物品で、消費税を含む購入予定金額（取得では評価・取得額）が2万円未満のものを消耗品とする。ただし、物品名鑑で消耗品に区分されているもの及び次に掲げる物品は金額にかかわらず消耗品とする。

- ① 記念品、支給品又は贈与物品その他これに類する物品。
- ② 実験、調査、研究及び講習会等のために消費される物品。
- ③ 一般事務機械器具の部品。（例：コピー機における給紙カセット）
- ④ 図書その他の資料。

⑤ 郵券、収入印紙、回数券等の金券類。(金券類は受払簿を設け、使用状況を明らかにしなければならない。)

ウ 材料品

ある物品を生産する過程において消費する原料及び材料、又は工事工作等の過程において消費する原料及び材料。現在当区では、工事用原材料だけを材料品としている。

エ 動物

①区で飼育する動物のうち、消費税を含む購入予定金額(取得では評価・取得額)が2万円以上のものを「動物」として区分する。

②「消耗品として区分する動物」

区で飼育する動物のうち、消費税を含む購入予定金額(取得では評価・取得額)が2万円未満の動物は「消耗品」として区分する。

ただし、次に掲げる動物は金額にかかわらず「消耗品」として区分する。

- a 記念又は贈与その他これに類する目的で支給する動物。
- b 実験、調査、研究及び講習会等のために消費される動物。
- c 放鳥、放流等のために飼養する動物。

オ 不用品

本来の用途に供することができず、他の用途にも供する見込みのないもので、物規第30条の手続きにより不用品に組替えられた物品。

「学校財務事務の手引」においても物品の区分について規定はあるものの、その内容は「会計事務の手引」と同様のものである。

(3) 物品名鑑と物品の単位

物品は物規第6条第2項において「会計管理者は、物品の区分及び品名を明らかにした物品名鑑を作成しなければならない。」と規定されている。この規定を受け、「会計事務の手引」では、「物品名鑑は、区で使用する物品の区分を明確にし、品名を統一し、物品管理を適正にする機能をもっている。したがって、品名、区分は物品名鑑に従い整理する。」としている。

物品名鑑における整理の単位は「学校財務事務の手引」によれば、次のとおりである。

5 物品の単位

物品名鑑の単位呼称で受け入れること。

物品を管理するにあたっての単位は、単品を基本とする。組あるいはセットで購入した場合でも物理的に独立している単品ごとに受け入れること。

<注意を要する物品>

(1) 電話機、インターホン、親子時計は配線につながっているが、全体で一つとせず、個々の機器を1個の物品とする。

(2) 応接セット等は、構成する個々の物（テーブル、ソファ等）を一個の物品とする。

(3) 競技用支柱（バレーボール等）は、対の状態で一個の物品とする。（単位呼称→「組」

競技用ゴール（サッカー等）は、それぞれを一個の物品とする。（単位呼称→「台」）

(4) エアコンディショナーは、その形態により取扱いが異なる。

①備品として取扱う場合

ア ウインドウタイプ等、室外機のないもの

イ 室外機一つに対し、室内機一つのもの。この場合、両方で一つの物品とする。

ウ 室外機二つに対し、室内機一つのもの。この場合、全部で一つの物品とする。

②建物の一部として取扱う場合

ア 天井埋込型のもの

イ 室外機一つに対し、室内機二つ以上のもの

(4) 物品の受入時の処理

物品の受入時の処理は、「学校財務事務の手引」によれば次のとおりである。

第3節 物品の受入

物品出納員は物品を受け入れたときは、次の書類によって整理しなければならない。（大田区立学校財務事務取扱要項第21条）

- ・学校購入物品については物品供給者からの納品書
- ・前記物品のうち、備品については出納通知者からの備品異動申請書
- ・教育委員会で一括購入し、学校へ直接納品させる物品については、消耗品の場合は教育委員会事務局予算担当課長から送付される通知文書、備品の場

合は備品異動申請書

- ・ 寄付物品については寄付物品受入決定通知書

1 契約を伴う購入による受入（移入）

物規第 17 条により出納通知者は契約の決定があったときは、備品異動申請書を出納機関に送付すること。出納機関は物品の納入があったときは、備品異動申請書の内容に適合していることを確認し、物品を受け入れること。

備品購入費で購入し検査が終了した備品を、契約番号別に受入登録する。

〈実務の流れ〉

見積り・起案文書の作成 → 契約の決定 → 業者の納品・検査 → 支出命令書の出力 及び財務会計システムで備品の受入登録

2 その他の受入（取得）

物規第 18 条により出納通知者は生産品、工事等により発生した物品、贈与等についての受け入れの決定があったときは、備品異動申請書を作成し、出納機関に送付することになっている。出納機関は、通知を受けたときは当該物品の受入登録を行う。工事請負費で執行した備品の受入に際しては、教育総務課施設担当の指示により受入登録を行うこと。

また、備品購入時に伝票種別〔執行伺-明細〕で起票せず〔執行伺〕から起票した場合は「契約を伴う購入の受入（移入）」処理ができないため、この「その他の受入（取得）」により受入登録を行う。

3 集中購買による受入（管理換）

物規第 28 条により、各予算担当課が学校に物品を集中購買する場合は、学校に直接納品させることができる。

教育委員会で物品購入契約をし、学校へ直接納品させる場合は、消耗品については教育委員会からの通知文書により受け入れ、備品については備品異動申請書により受け入れる。

集中購買をした所属（教育委員会）からの備品異動申請書をもとに、学校で納品内容を確認後、受入れ確認を行う。

通常は、財務会計システムによる処理は不要。ただし、使用場所、教科区分等を変更する必要がある場合は、財務会計システム「備品メンテナンス」で処理する。

(5) 物品の寄付受領時の処理

また物品の寄付受領時の処理について、「学校財務事務の手引」によれば次のとおりである。

第8節 寄付受領

1 寄付受領の決定

寄付の申込みがあったら、備品、消耗品を問わず、まず教育総務課庶務係（以下「庶務係」という）へ連絡（電話で可）し、その指示により「寄付受領に関する事前打合わせ書」を提出する。庶務係では、この打合せ書により聞き取り調査をするので、その他処理規程に定められているものの区分に従ってそれぞれ専決する。教育委員会にあっては、行政委員会及びその事務局の長等に対する事務の委任及び補助執行に関する規則第1条の定めるところによる。

2 寄付受領に伴う手続

- (1) 庶務係より「寄付申込書」（第1号様式丙）及び「寄付の申込について」（第2号様式）の用紙を送付してもらう。
- (2) 寄付申込者より「寄付申込書」の提出を受ける。
- (3) 「寄付の申込について」に「寄付申込書」を添えて庶務係に送付する。
- (4) 庶務係より送付される寄付物品受入決定通知書（第3号様式）により当該物品の受入手続を行ない、物品として管理する。備品については、財務会計システムへの登録が必要となる。

3 寄付物品受入にあたっての注意

- (1) 寄付申出があった場合は受入手続が完了するまで、その物品を受け入れてはならない。
- (2) 中古物品の受入単価は定価ではなく、再評価価格（現在いくらでその中古物品を購入できるか）とする。なお、備考として中古品受入れと明示しておく。
- (3) 地方財政法の趣旨により、PTA関係者その他の住民からの寄付は、直接あるいは間接を問わず原則として受領しない。
- (4) 特に工作物及び土地の定着物については受領しない。
- (5) その他、疑問等がある場合は、庶務係に連絡、相談すること。

(6) 学校図書

1) 図書の区分

学校図書については価額に係わらず全て消耗品扱いとなる。そのため、備品台帳には記載されないこととなる。

2) 図書の選書と蔵書基準及び廃棄

学校図書の選書及び廃棄については「大田区立小中学校図書館資料選書及び廃棄の取扱基準」（以下、「取扱基準」）で定められており、取扱基準によれば図書の選書は以下のとおりである。

1 選書

児童・生徒の教科学習、情操教育、読書活動等を推進することを目的として選書することを基本とする。図書の選定にあたっては、学校内に図書資料選定会議等を設置し、学校に配当された図書予算に基づき、計画的に行うこと。図書資料選定の最終判断は学校長の責任で行う。

- ① 教育課程等に寄与し、児童・生徒に真に必要なものを選書する。
- ② 蔵書構成に十分留意し、全分野にわたり選書する。分野別構成は、全国学校図書館協議会で制定した基準を目安とする。（参考2のとおり）
- ③ 選書にあたっては、児童・生徒の読書傾向に留意する。
- ④ 「今」に対応する新鮮なものを対象とする。
- ⑤ 評価の定まっていない図書の選択には十分注意する。
- ⑥ 選書担当者の個人的な関心や好みによって選択しない。
- ⑦ 選書は組織全体で取り組む。
- ⑧ 本の購入は原則として1種類1冊、調べ学習用に同一図書を購入する場合には、1学級の班の数までとするように努める。
- ⑨ 選書にあたって、各校の蔵書基準（参考1のとおり）の達成を考慮した選書を行う。

その他、選書基準は全国学校図書館協議会制定の「全国学校図書館協議会図書選定基準」に準拠する。

上記で掲げられている参考1 蔵書基準と参考2 蔵書構成は以下のとおりである。

参考 1 蔵書基準（平成5年 文部省設定）

小学校

学級数	蔵書冊数	
3～6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$	3,520～5,080 冊
7～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$	5,560～7,960 冊
13～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$	8,360～10,360 冊
19～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$	10,560～12,760 冊
31～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$	12,880～

中学校

学級数	蔵書冊数	
3～6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$	5,440～7,360 冊
7～12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$	7,920～11,720 冊
13～18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$	12,200～13,600 冊
19～30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$	13,800～17,440 冊
31～	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$	17,600～

参考 2 蔵書構成（平成 12 年 全国学校図書館協議会制定）

(%)

	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	言語	文学	合計
小	6	2	18	9	15	6	5	9	4	26	100
中	6	3	17	10	15	6	5	8	5	25	100

また図書の廃棄と廃棄対象外図書は以下のとおりである。

2 廃棄

利用に適さない図書等については、積極的に廃棄し常に図書資料の利用促進を図ることを基本とする。図書の廃棄にあたっては、校内に図書廃棄委員会等を設置し、組織的に対処する。各教科担当教員の協力を求めるなどして、廃棄図書リストを作成して検討するなど慎重に行うことが望ましい。廃棄の際には、蔵書管理データの削除もあわせて行うこと。

- ① 記述されている内容・資料・表記等が古くなり利用価値の失われた図書。
- ② 史的資料として利用価値が失われた図書。
- ③ 利用頻度が著しく低い図書。
- ④ 著しく汚損している図書。
- ⑤ 破損している図書。
- ⑥ 出版年が著しく古い図書。
- ⑦ その他、蔵書構成、利用需要、図書の価値等を総合的に判断し、保存することが適切でない本。

その他、廃棄基準は全国学校図書館協議会制定の「学校図書館図書廃棄基準」に準拠する。

3 廃棄対象除外

Ⅲの2にかかわらず、次に該当する場合には、原則として廃棄しない。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 出版年にかかわらず、当該分野の基本的な図書② 類書がない、または入手が困難な本③ 品切、絶版等で入手が困難で、かつ保存するに適切な図書④ 年鑑・白書等は必要に応じて保有する。 |
|--|

2. 監査手続

本節では物品の購入は既に第 2 節 歳出事務で検討していることから、物品の管理状況を中心に、関連する書類を閲覧し、関係者に質問を実施した。

なお実際の学校での管理状況については第 16 節 学校往査、第 17 節 学校アンケートにおいて確認している。

3. 監査の結果

(1) 物品及び学校図書の棚卸の規定の整備

財産管理の規定として「物規」「会計事務の手引」「学校財務事務の手引」が整備されているものの、物品の棚卸の規定がない。また学校図書についても棚卸の規定がない。

(意見 No. 42)

現状、物品の棚卸の規定が整備されていないため、棚卸を行うかどうかの判断は各学校に任されている状態である。そのため、棚卸を毎年行っている学校もあれば、行っていない学校もあり、物品の管理の水準が異なっている。

そのため、少なくとも年に 1 回、物品の棚卸を行うよう物品の規定を整備し、その結果の報告を求める必要がある。

学校図書についても物品同様に棚卸の規定を整備する必要がある。

(2) リース資産台帳の整備

リース資産については、各学校及び教育委員会、双方で物品名鑑（台帳）を作成していない。

リース資産は主に各学校に配置される印刷機があるが、各学校名と配置台数のみが教育委員会で管理されており、特に備品シールを作成しての管理を行っていない。

またリース資産は現状、リース契約書ベースで管理していることから担当が教育委員会内で教育総務課、学務課、指導課で担当がわかれてしまうと総括的に管理している部署がないことから、全体としてリース資産がどれほどあるのかわからない状態である。

(意見 No. 43)

リース資産についても資産の実在性を確保することが重要であることから、物品と同様の管理が必要であると考えられる。

そのためリース資産についても、全体的に管理のためにリース資産台帳を作成し、また物品と同様に棚卸を行い、その結果の報告を求めることが必要である。

・中学校

No.	中学校名	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術・工学	産業	芸術・美術	言語	文学	絵本	その他	雑誌	視聴覚資料	計	基準蔵書冊数	達成率
1	大森第一	279	149	924	925	934	478	261	707	450	2,036	0	40	0	0	7,183	9,040	79%
2	大森東	213	165	1,440	1,017	1,098	565	372	1,227	453	2,811	0	2	0	0	9,363	10,160	92%
3	大森第二	435	373	1,485	1,349	1,308	658	383	1,232	593	4,029	0	0	0	0	11,845	10,720	110%
4	大森第八	312	226	2,008	932	1,274	565	366	1,339	547	4,543	0	0	0	0	12,112	11,680	104%
5	馬込	297	254	1,249	1,068	1,101	542	344	1,181	406	3,726	0	12	0	0	10,180	7,920	129%
6	馬込東	247	200	1,091	1,204	960	612	251	1,009	551	3,372	1	27	2	0	9,527	7,920	120%
7	貝塚	358	268	1,422	984	1,191	495	376	1,367	472	4,403	0	233	0	0	11,569	11,680	99%
8	大森第四	457	188	1,235	1,275	867	382	236	810	342	3,336	0	62	0	0	9,190	10,720	86%
9	大森第三	261	192	1,336	1,185	1,070	330	238	1,307	596	5,179	0	128	0	0	11,822	10,720	110%
10	東調布	350	314	2,072	1,424	1,554	842	419	1,762	586	4,613	0	170	0	0	14,106	12,160	116%
11	田園調布	381	218	1,430	1,289	1,149	438	217	965	330	3,262	0	60	0	0	9,739	7,360	132%
12	大森第七	239	208	1,319	1,198	937	472	194	1,147	454	4,031	0	1	7	0	10,207	12,640	81%
13	雪谷	281	220	1,625	1,081	1,014	532	296	1,318	562	3,879	0	5	0	0	10,813	10,720	101%
14	大森第十	192	235	1,779	1,239	1,385	513	380	1,287	387	4,244	0	24	1	0	11,666	9,600	122%
15	大森第六	292	238	1,856	1,081	1,243	529	360	883	441	3,285	0	23	0	0	10,231	10,160	101%
16	石川台	315	148	1,227	826	796	336	251	847	313	4,045	0	0	0	0	9,104	7,360	124%
17	羽田	312	179	1,186	936	989	523	252	1,212	397	4,145	0	18	0	0	10,149	9,040	112%
18	狛谷	400	230	1,787	1,484	1,391	603	364	1,108	544	4,257	0	170	0	0	12,338	10,720	115%
19	出雲	357	255	1,714	1,773	1,949	629	405	1,423	537	4,287	0	1,119	0	0	14,448	12,160	119%
20	六郷	401	157	1,738	981	1,267	534	182	951	489	3,441	0	93	0	0	10,234	10,160	101%
21	志茂田	338	211	1,488	1,019	1,283	516	330	1,006	421	2,760	0	34	0	1	9,407	10,720	88%
22	南六郷	365	268	1,802	1,274	1,231	611	374	1,128	567	3,875	0	14	0	0	11,509	13,600	85%
23	栄口	379	244	1,761	1,181	1,282	482	181	1,263	439	3,860	0	47	0	0	11,119	12,640	88%
24	御園	224	179	1,582	1,155	1,117	516	282	880	453	3,490	41	6	0	0	9,925	10,720	93%
25	蓮沼	352	198	1,585	1,307	1,539	434	278	906	412	3,802	0	469	0	0	11,282	9,600	118%
26	坂方	335	216	1,309	988	981	491	290	1,057	294	3,782	1	88	0	0	9,812	9,040	109%
27	東蒲	376	253	1,634	1,312	1,271	383	170	1,045	411	3,764	0	330	0	0	10,949	10,720	102%
28	蒲田	283	196	1,246	955	1,225	382	226	998	336	2,859	0	1	0	0	8,707	7,920	110%
	合計冊数	9,031	6,182	42,330	32,442	33,406	14,393	8,278	31,365	12,783	105,096	43	3,176	10	1	298,536	287,600	103.8%
	蔵書割合	3%	2%	14%	11%	11%	5%	3%	11%	4%	35%	0%	1%	0%	0%			
	蔵書達成の基準	6%	3%	17%	10%	15%	6%	5%	8%	5%	25%							

(意見 No. 44)

蔵書数一覧から蔵書数を満たしていない学校が小学校で 59 校中 15 校、中学校で 28 校中 9 校あった。

蔵書基準は区が定めた蔵書数の目標数であり、学校図書館の機能充実及び活用を目指している以上は、この蔵書基準を上回る蔵書数を各学校は確保することが必要であると考えられる。

(意見 No. 45)

各学校における蔵書数一覧の表において、「その他」の区分が多い学校が散見される。「その他」に分類されている冊数が蔵書全体の 30%を超えている小学校が 1 校(全体 9,269 冊のうち 3,577 冊)、10%を超えている学校が 1 校(全体 10,922 冊のうち 1,119 冊) ある一方、「その他」が 1 冊も分類されていない学校が 3 校あった。

「取扱基準」の蔵書構成では「その他」は区分されておらず、蔵書はできるだけ「その他」に分類しないようにすることが必要であると考えられる。

(意見 No. 46)

各学校における蔵書数一覧において、蔵書達成の基準から逸脱して図書が整備されている分野が散見される。

小学校における歴史分野の書籍は蔵書達成の基準では全体の 18%を揃えるべ

きところ、9%の達成率と半分に過ぎない。

また中学校においては文学分野の書籍の達成率は35%に及び蔵書達成の基準である25%を大きく上回っている状態である。

特定分野での達成率が歪になると、他分野での書籍の達成率に影響を及ぼすことになることから、図書の構成は蔵書達成の基準から大きく逸脱しないようにすることが必要であると考えられる。

(4) 学校図書整備予算

学校図書整備費は課題図書については学務課で一括して契約・購入し、毎年7月に各校に納品される。また、課題図書以外の図書については、年度当初の配当に応じて各校で購入することになる。

課題図書の平成28年度の決算額は小中学校合わせて2,487,780円である。

また課題図書以外の図書の各校における学校図書整備予算と執行額は次のとおりである。

・小学校における学校図書整備予算及び執行額と執行率

(単位：円)

	学校名	学校図書 整備予算	学校図書整備 予算執行額	予算執行率
1	大森第四	435,000	434,623	99.91%
2	中富	235,000	234,145	99.64%
3	大森第一	417,000	416,784	99.95%
4	開桜	471,000	470,775	99.95%
5	大森第三	381,000	378,939	99.46%
6	大森第五	344,000	343,261	99.79%
7	大森東	217,000	215,114	99.13%
8	入新井第五	344,000	334,924	97.36%
9	入新井第一	469,326	469,326	100.00%
10	山王	489,000	477,956	97.74%
11	馬込	435,000	433,058	99.55%
12	馬込第二	344,000	343,964	99.99%
13	馬込第三	489,000	488,763	99.95%
14	梅田	562,000	561,097	99.84%
15	池上	399,000	346,572	86.86%

16	池上第二	543,735	543,261	99.91%
17	徳持	453,000	452,290	99.84%
18	入新井第二	435,000	430,876	99.05%
19	入新井第四	344,000	341,096	99.16%
20	東調布第一	435,000	430,887	99.05%
21	田園調布	471,000	470,637	99.92%
22	調布大塚	308,000	306,596	99.54%
23	東調布第三	308,000	283,674	92.10%
24	嶺町	526,000	523,658	99.55%
25	千鳥	344,000	343,688	99.91%
26	久原	544,000	541,252	99.49%
27	松仙	526,000	514,507	97.82%
28	池雪	634,000	633,423	99.91%
29	小池	544,000	543,494	99.91%
30	雪谷	453,000	450,626	99.48%
31	洗足池	272,000	271,903	99.96%
32	赤松	362,000	361,978	99.99%
33	清水窪	272,000	269,892	99.23%
34	糀谷	471,000	470,124	99.81%
35	東糀谷	326,000	324,377	99.50%
36	北糀谷	308,000	295,920	96.08%
37	羽田	326,000	325,511	99.85%
38	都南	326,000	324,086	99.41%
39	萩中	326,000	115,264	35.36%
40	中萩中	435,000	429,042	98.63%
41	出雲	417,000	416,248	99.82%
42	六郷	326,000	324,993	99.69%
43	西六郷	326,000	325,825	99.95%
44	高畑	453,000	452,057	99.79%
45	仲六郷	308,000	307,968	99.99%
46	志茂田	308,000	307,908	99.97%
47	東六郷	326,000	325,331	99.79%
48	南六郷	344,000	332,834	96.75%
49	矢口	435,000	434,681	99.93%
50	矢口西	533,000	532,990	100.00%

51	多摩川	453,000	452,981	100.00%
52	相生	308,000	293,031	95.14%
53	矢口東	326,000	325,820	99.94%
54	おなづか	326,000	325,846	99.95%
55	道塚	453,000	439,256	96.97%
56	蒲田	381,000	380,851	99.96%
57	南蒲	344,000	343,787	99.94%
58	新宿	326,000	325,910	99.97%
59	東蒲	254,000	253,573	99.83%
	合計	23,271,061	22,849,253	98.19%

・ 中学校における学校図書整備予算及び執行額と執行率

(単位：円)

	学校名	学校図書 整備予算	学校図書整備 予算執行額	予算執行率
1	大森第一	396,000	393,360	99.33%
2	大森東	545,000	538,004	98.72%
3	大森第二	594,000	589,289	99.21%
4	大森第八	693,000	692,478	99.92%
5	馬込	396,000	392,439	99.10%
6	馬込東	347,000	346,544	99.87%
7	貝塚	644,000	643,907	99.99%
8	大森第四	594,000	593,987	100.00%
9	大森第三	644,000	405,827	63.02%
10	東調布	743,000	742,785	99.97%
11	田園調布	297,000	284,191	95.69%
12	大森第七	733,765	730,145	99.51%
13	雪谷	594,000	586,505	98.74%
14	大森第十	446,000	336,009	75.34%
15	大森第六	593,934	593,934	100.00%
16	石川台	321,723	321,723	100.00%
17	羽田	446,000	445,059	99.79%
18	糀谷	579,280	579,280	100.00%
19	出雲	743,000	735,970	99.05%

20	六郷	495,000	486,591	98.30%
21	志茂田	594,000	286,523	48.24%
22	南六郷	891,000	890,174	99.91%
23	矢口	758,558	758,558	100.00%
24	御園	594,000	589,375	99.22%
25	蓮沼	446,000	419,888	94.15%
26	安方	446,000	440,292	98.72%
27	東蒲	545,000	522,491	95.87%
28	蒲田	297,000	191,244	64.39%
	合計	15,417,260	14,536,572	94.29%

(意見 No. 47)

学校整備予算に占める執行額が低い（80%以下）の学校が小学校で1校、中学校で4校あった。

このうち中学校の1校は基準蔵書数を満たしていない学校であった。

学校図書館の機能充実及び活用を図ることを目指している以上は、少なくとも基準蔵書数を満たしていない学校については積極的に予算を活用するよう指導することが必要であると考えられる。

(5) 学校図書整備予算の分析

全国学校図書館協議会が平成29年度学校図書館整備施策に関するアンケートによれば、平成29年度予算における小学校及び中学校の1校あたりの平均図書費は次のとおりである。

小学校の1校あたりの平均図書費・・・438,881円
 中学校の1校あたりの平均図書費・・・606,635円

当該アンケートではアンケートに答えた特別区23区中12区であり、23区の平成29年度予算における小学校及び中学校の1校あたりの平均図書費は次のとおりである。

小学校の1校あたりの平均図書費・・・726,978円
 中学校の1校あたりの平均図書費・・・900,485円

なお、当該アンケートの東京都 23 区の特別区の個々の金額は、平成 29 年度学校図書館整備施策に関するアンケートの表 問 1 から抜粋すると次のとおりである。

	小学校 1 校あたりの 図書購入予算額 (円)	中学校 1 校あたりの 図書購入予算額 (円)
千代田区	900,000	1,181,000
港区	1,014,333	649,100
新宿区	766,241	979,000
文京区	770,200	712,700
台東区	849,000	1,575,000
江東区	674,422	885,913
世田谷区	766,726	951,069
渋谷区	500,000	700,000
杉並区	751,390	625,609
北区	290,657	290,583
板橋区	760,660	895,043
足立区	680,101	1,360,800
平均予算	726,978	900,485

東京都 23 区は全国平均に比して、図書購入予算額が多いことがわかる。

一方で大田区の図書購入予算額は区が一括購入する課題図書を含めた平成 28 年度の予算額は次の表のとおりである。

(小学校)

	学校名	学校図書整備 予算令達額	課題図書 セット数	セット単価	課題図書 購入費	学校図書 整備総額
1	大森第四	435,000	3	17,280	51,840	486,840
2	中富	235,000	2	17,280	34,560	269,560
3	大森第一	417,000	2	17,280	34,560	451,560
4	開桜	471,000	2	17,280	34,560	505,560
5	大森第三	381,000	2	17,280	34,560	415,560
6	大森第五	344,000	2	17,280	34,560	378,560

7	大森東	217,000	2	17,280	34,560	251,560
8	入新井第五	344,000	2	17,280	34,560	378,560
9	入新井第一	435,000	2	17,280	34,560	469,560
10	山王	489,000	2	17,280	34,560	523,560
11	馬込	435,000	2	17,280	34,560	469,560
12	馬込第二	344,000	2	17,280	34,560	378,560
13	馬込第三	489,000	2	17,280	34,560	523,560
14	梅田	562,000	2	17,280	34,560	596,560
15	池上	399,000	2	17,280	34,560	433,560
16	池上第二	344,000	2	17,280	34,560	378,560
17	徳持	453,000	2	17,280	34,560	487,560
18	入新井第二	435,000	2	17,280	34,560	469,560
19	入新井第四	344,000	2	17,280	34,560	378,560
20	東調布第一	435,000	2	17,280	34,560	469,560
21	田園調布	471,000	2	17,280	34,560	505,560
22	調布大塚	308,000	2	17,280	34,560	342,560
23	東調布第三	308,000	2	17,280	34,560	342,560
24	嶺町	526,000	2	17,280	34,560	560,560
25	千鳥	344,000	2	17,280	34,560	378,560
26	久原	544,000	2	17,280	34,560	578,560
27	松仙	526,000	2	17,280	34,560	560,560
28	池雪	634,000	2	17,280	34,560	668,560
29	小池	544,000	2	17,280	34,560	578,560
30	雪谷	453,000	2	17,280	34,560	487,560
31	洗足池	272,000	2	17,280	34,560	306,560
32	赤松	362,000	2	17,280	34,560	396,560
33	清水窪	272,000	2	17,280	34,560	306,560
34	糀谷	471,000	2	17,280	34,560	505,560
35	東糀谷	326,000	2	17,280	34,560	360,560
36	北糀谷	308,000	2	17,280	34,560	342,560
37	羽田	326,000	2	17,280	34,560	360,560
38	都南	326,000	2	17,280	34,560	360,560
39	萩中	326,000	2	17,280	34,560	360,560
40	中萩中	435,000	2	17,280	34,560	469,560
41	出雲	417,000	2	17,280	34,560	451,560

42	六郷	326,000	2	17,280	34,560	360,560
43	西六郷	326,000	2	17,280	34,560	360,560
44	高畑	453,000	2	17,280	34,560	487,560
45	仲六郷	308,000	2	17,280	34,560	342,560
46	志茂田	308,000	2	17,280	34,560	342,560
47	東六郷	326,000	2	17,280	34,560	360,560
48	南六郷	344,000	2	17,280	34,560	378,560
49	矢口	435,000	2	17,280	34,560	469,560
50	矢口西	507,000	2	17,280	34,560	541,560
51	多摩川	453,000	2	17,280	34,560	487,560
52	相生	308,000	2	17,280	34,560	342,560
53	矢口東	326,000	2	17,280	34,560	360,560
54	おなづか	326,000	2	17,280	34,560	360,560
55	道塚	453,000	2	17,280	34,560	487,560
56	蒲田	381,000	2	17,280	34,560	415,560
57	南蒲	344,000	2	17,280	34,560	378,560
58	新宿	326,000	2	17,280	34,560	360,560
59	東蒲	254,000	2	17,280	34,560	288,560
		23,011,000	119		2,056,320	25,067,320

上記の表から、小学校は1校当りの平均学校図書整備額は424,870円である。

(中学校)

	学校名	学校図書整備 予算令達額	課題図 書セット 数	セット単価	課題図書 購入費	学校図書 整備総額
1	大森第一	396,000	3	5,076	15,228	411,228
2	大森東	545,000	3	5,076	15,228	560,228
3	大森第二	594,000	3	5,076	15,228	609,228
4	大森第八	693,000	3	5,076	15,228	708,228
5	馬込	396,000	3	5,076	15,228	411,228
6	馬込東	347,000	3	5,076	15,228	362,228
7	貝塚	644,000	3	5,076	15,228	659,228
8	大森第四	594,000	3	5,076	15,228	609,228

9	大森第三	644,000	3	5,076	15,228	659,228
10	東調布	743,000	3	5,076	15,228	758,228
11	田園調布	297,000	3	5,076	15,228	312,228
12	大森第七	693,000	3	5,076	15,228	708,228
13	雪谷	594,000	3	5,076	15,228	609,228
14	大森第十	446,000	3	5,076	15,228	461,228
15	大森第六	545,000	3	5,076	15,228	560,228
16	石川台	297,000	3	5,076	15,228	312,228
17	羽田	446,000	3	5,076	15,228	461,228
18	糀谷	545,000	4	5,076	20,304	565,304
19	出雲	743,000	3	5,076	15,228	758,228
20	六郷	495,000	3	5,076	15,228	510,228
21	志茂田	594,000	3	5,076	15,228	609,228
22	南六郷	891,000	3	5,076	15,228	906,228
23	矢口	743,000	3	5,076	15,228	758,228
24	御園	594,000	3	5,076	15,228	609,228
25	蓮沼	446,000	3	5,076	15,228	461,228
26	安方	446,000	3	5,076	15,228	461,228
27	東蒲	545,000	3	5,076	15,228	560,228
28	蒲田	297,000	3	5,076	15,228	312,228
		15,253,000	85		431,460	15,684,460

上記の表から中学校は1校当りの平均学校図書整備額は560,159円である。

(意見 No. 48)

大田区の1校当りの平均学校図書整備額である小学校の424,870円、中学校の560,159円は、東京都23区の平均予算のみならず、全国平均をも下回っている状態である。

一方で大田区では平成17年度から学校図書館の充実事業を開始しており、平成17年から平成19年度の3ヶ年に小中学校合計で約10億円の図書購入を行っている。この学校図書整備事業を考慮すれば、平成17年度から平成28年度の12年間の1校当りの平均図書購入額は小学校が1,201,108円、中学校が1,608,203円と全国平均のみならず東京都23区平均予算を大幅に上回っている。

しかし集中して図書購入を行ったのは既に10年近く前であり、図書は破損・汚損が生じやすいことを鑑みれば、できるだけ新しい図書を多くの児童・生徒に触れさせることができる点で、平均して図書を購入する方がより児童・生徒

にとって有益である。

そのため今後は学校図書整備予算を平準化して強化する等し、学校図書館の充実に向けた取り組みが必要であると考えられる。

(6) 学校図書管理状況

大田区で管理している図書受払統計を基にして各学校の平成28年度の蔵書の受入数と払出数及び蔵書数を集計した表が次の表である。

(小学校)

	学校名	前年末蔵書数	増減値	受入					払出					当年末蔵書数
				購入	個人寄贈	団体寄贈	その他	受入計	整理不要	汚損	不明	その他	払出計	
1	大森第四	8,861	△ 1	348	143	3	15	509	19	21	60	0	100	9,269
2	中富	6,502	0	303	0	0	0	303	0	0	0	0	0	6,805
3	大森第一	11,075	0	441	0	0	0	441	0	0	0	0	0	11,516
4	開桜	10,240	61	306	31	16	1	354	0	283	0	1	284	10,371
5	大森第三	9,372	0	300	0	0	0	300	1	116	0	0	117	9,555
6	大森第五	9,812	0	60	12	115	6	193	0	0	1	3	4	10,001
7	大森東	7,501	0	89	0	0	0	89	0	0	0	0	0	7,590
8	入新井第五	9,315	△ 3	277	0	0	0	277	259	0	8	1	268	9,321
9	入新井第一	13,108	0	300	0	0	33	333	187	126	0	0	313	13,128
10	山王	11,483	0	345	0	0	55	400	0	88	34	0	122	11,761
11	馬込	10,459	0	380	0	1	0	381	0	0	0	0	0	10,840
12	馬込第二	8,712	0	248	34	0	0	282	0	0	0	0	0	8,994
13	馬込第三	10,385	△ 1	383	0	0	1	384	73	35	0	0	108	10,660
14	梅田	12,820	1	338	0	0	0	338	1,355	36	0	0	1,391	11,768
15	池上	8,247	0	160	1	15	5	181	463	35	0	4	502	7,926
16	池上第二	8,677	0	385	2	8	13	408	92	88	480	235	895	8,190
17	徳持	11,950	0	317	0	0	100	417	593	0	0	0	593	11,774
18	入新井第二	10,203	252	336	0	8	0	344	0	27	0	0	27	10,772
19	入新井第四	9,061	0	297	7	6	47	357	0	121	0	0	121	9,297
20	東調布第一	12,913	0	282	0	0	0	282	0	0	0	0	0	13,195
21	田園調布	12,281	0	301	0	0	0	301	0	0	0	45	45	12,537
22	調布大塚	9,457	0	2	42	0	35	79	0	0	0	0	0	9,536
23	東調布第三	9,000	△ 87	273	109	90	105	577	132	244	0	304	680	8,810
24	纈町	10,791	0	360	0	0	0	360	0	0	0	0	0	11,151
25	千鳥	9,492	0	220	53	0	0	273	0	0	0	0	0	9,765
26	久原	10,238	3	279	0	0	239	518	9	0	0	0	9	10,750
27	松仙	11,383	△ 11	312	39	27	35	413	292	70	1,203	1	1,566	10,219
28	池雪	13,330	2	362	8	27	3	400	673	397	0	0	1,070	12,662
29	小池	13,350	0	347	3	30	4	384	0	69	0	525	594	13,140
30	雪谷	8,108	0	977	2	26	42	1,047	0	37	0	0	37	9,118
31	洗足池	9,083	△ 22	182	3	0	0	185	0	1	0	0	1	9,245
32	赤松	9,391	0	191	0	1	0	192	0	3	0	0	3	9,580
33	清水窪	7,507	0	143	4	0	0	147	0	102	0	0	102	7,552
34	糞谷	11,260	46	200	0	0	0	200	0	310	0	0	310	11,196
35	東糞谷	10,604	0	397	0	0	0	397	0	39	0	40	79	10,922
36	北糞谷	7,235	0	212	0	0	0	212	122	0	0	0	122	7,325
37	羽田	9,434	0	228	0	0	46	274	0	0	0	0	0	9,708
38	都南	8,668	0	223	0	103	0	326	0	81	0	0	81	8,913
39	萩中	8,755	0	165	0	13	0	178	0	0	0	8	8	8,925
40	中萩中	10,305	1	250	7	15	0	272	0	0	0	0	0	10,578
41	出雲	11,815	△ 2	340	0	0	0	340	0	92	5	0	97	12,056
42	六郷	9,240	143	233	0	0	0	233	0	18	0	0	18	9,598
43	西六郷	8,863	△ 1	223	1	15	42	281	0	136	0	13	149	8,994
44	高畑	9,938	129	265	0	0	0	265	0	27	0	0	27	10,305
45	仲六郷	8,975	0	439	28	45	7	519	0	0	0	2	2	9,492
46	志茂田	9,309	△ 58	268	0	9	0	277	0	1,224	58	0	1,282	8,246
47	東六郷	9,856	119	139	0	0	0	139	0	93	0	0	93	10,021
48	南六郷	9,126	0	198	0	0	0	198	0	4	0	0	4	9,320
49	矢口	11,059	△ 26	703	5	0	0	708	219	287	12	0	518	11,223
50	矢口西	13,850	△ 2	369	29	21	0	419	0	0	0	4	4	14,263
51	多摩川	8,766	0	319	7	5	9	340	0	18	0	23	41	9,065
52	相生	9,058	0	261	2	1	0	264	0	67	0	0	67	9,255
53	矢口東	10,743	△ 231	199	0	4	233	436	4	628	0	0	632	10,316
54	おなづか	10,409	△ 19	434	1	1	28	464	178	19	1,028	0	1,225	9,629
55	道塚	10,601	48	492	9	36	0	537	0	26	0	0	26	11,160
56	蒲田	11,890	0	201	0	6	33	240	263	110	46	1	420	11,710
57	南蒲	9,891	△ 1	212	0	15	7	234	49	0	1	0	50	10,074
58	新宿	9,357	0	333	2	14	3	352	0	0	0	0	0	9,709
59	東蒲	9,540	60	335	12	119	4	470	34	78	0	1	113	9,957
	合計	592,654	400	17,482	596	795	1,151	20,024	5,017	5,156	2,936	1,211	14,320	598,758

(中学校)

	学校名	前年末蔵書数	増減値	受入					払出					当年末蔵書数
				購入	個人寄贈	団体寄贈	その他	受入計	整理不要	汚損	不明	その他	払出計	
1	大森第一	7,398	△ 1	277	0	0	10	287	0	9	492	0	501	7,183
2	大森東	9,035	43	398	1	0	0	399	0	0	114	0	114	9,363
3	大森第二	11,207	0	646	0	2	3	651	0	0	11	2	13	11,845
4	大森第八	12,064	0	463	1	0	26	490	0	439	0	3	442	12,112
5	馬込	10,434	0	329	0	0	0	329	0	0	583	0	583	10,180
6	馬込東	9,373	0	151	1	0	2	154	0	0	0	0	0	9,527
7	貝塚	11,499	0	448	0	0	0	448	366	0	12	0	378	11,569
8	大森第四	9,571	32	499	1	2	0	502	53	0	362	500	915	9,190
9	大森第三	12,113	△ 36	214	0	0	1	215	190	226	0	54	470	11,822
10	東調布	13,825	0	458	0	0	0	458	0	0	0	177	177	14,106
11	田園調布	9,577	0	208	42	0	15	265	0	0	0	103	103	9,739
12	大森第七	9,743	0	515	8	4	4	531	0	0	67	0	67	10,207
13	雪谷	11,554	△ 1	382	0	0	14	396	712	0	424	0	1,136	10,813
14	大森第十	11,809	0	139	1	0	0	140	283	0	0	0	283	11,666
15	大森第六	9,985	0	263	0	0	0	263	0	17	0	0	17	10,231
16	石川台	9,193	0	263	0	0	0	263	0	352	0	0	352	9,104
17	羽田	9,944	2	395	0	1	0	396	17	164	2	10	193	10,149
18	糀谷	11,371	0	1,116	1	0	0	1,117	0	98	0	52	150	12,338
19	出雲	13,864	0	586	0	0	0	586	1	1	0	0	2	14,448
20	六郷	9,465	△ 1	787	0	0	0	787	17	0	0	0	17	10,234
21	志茂田	9,157	6	247	0	12	0	259	5	10	0	0	15	9,407
22	南六郷	11,151	0	358	0	0	0	358	0	0	0	0	0	11,509
23	矢口	10,881	0	283	0	0	0	283	45	0	0	0	45	11,119
24	御園	9,421	280	224	0	0	0	224	0	0	0	0	0	9,925
25	連沼	11,063	0	219	0	0	0	219	0	0	0	0	0	11,282
26	安方	9,932	0	278	8	1	11	298	417	1	0	0	418	9,812
27	東蒲	11,530	0	652	0	0	0	652	1,221	12	0	0	1,233	10,949
28	蒲田	9,208	0	125	0	0	2	127	550	0	78	0	628	8,707
	合計	295,367	324	10,923	64	22	88	11,097	3,877	1,329	2,145	901	8,252	298,536

(指摘 No. 7)

払出の内容は整理不要、汚損、不明、その他に分類されているが、小学校で不明が蔵書数の10%ほどの1,000冊を超えている学校が2校あり、100冊を超えて不明数がある学校が小学校で1校、中学校で5校あった。

また汚損が100冊を超えている学校が小学校で13校、そのうち1校は1,000冊を超える汚損が発生している。また中学校で4校あった。

整理不要（古くなって捨てた蔵書等）が100冊を超えている学校が小学校で12校、そのうち1校は1,000冊を超えており、また2校は500冊を超えている。中学校で7校、そのうち1校は1,000冊を超えており、また2校は500冊を超えて整理不要として処理している。

1年度の処理でこれだけの整理不要、汚損、不明が発生するのは異常値と考えられるが、区では特にその原因について把握していない。そもそもこの図書受払統計という資料の活用方法が当年末蔵書数を集計し、実際に図書予算が活用されているかどうかだけを把握するための資料だということである。

払出の異常値については蔵書の紛失等が発生していることが考えられることから、蔵書も区の財産である以上、その管理を適切に行うことが必要である。

また払出の内容についても精査し、その原因を学校に追及することが必要である。

(意見 No. 49)

当該表から払出が全くない学校も小学校で 12 校、中学校で 4 校存在する。

各学校においては図書の棚卸を年に 1 回行うよう区から要請はしているものの、要請している文書は存在せず、各学校の判断に任されているのが現状である。

そのため、各学校で少なくとも年に 1 回は図書の棚卸を行うよう文書で指導し、その図書の棚卸の結果を報告することを求めるようにすることが必要であり、また要綱を整備して棚卸を行うことを規則として整備することが必要であると考えられる。

第9節 学校施設の整備

1. 概要

大田区では、学校が子どもたちの学習や生活の場であることや、地域のコミュニティ拠点であることを考慮し、安全で快適な学校施設の整備を目指し、学校施設の整備について、下記事項を実施している。

- ①学校施設の改築
- ②学校施設の改修
- ③緑化の推進
- ④安全管理計画

2. 学校施設の改築について

(1) 概要

大田区では、良好な教育環境を確保し、学校施設の改築を計画的に進めている。

現在は、次の小中学校を対象に改築計画を策定している。

<改築計画>

No.	小中学校名	所在地	スケジュール概要
1	東六郷小学校	東六郷二丁目3番1号	工事：平成26～30年度 竣工：平成30年度
2	志茂田小学校	西六郷一丁目4番2号	工事：平成29～31年度 竣工：平成31年度
〃	志茂田中学校	西六郷一丁目4番10号	工事：平成26～31年度 竣工：平成31年度
3	大森第四小学校	大森南三丁目18番26号	工事：平成29～33年度 竣工：平成33年度
4	大森第七中学校	南久が原一丁目3番1号	基本設計・実施設計：平成28～30年度 工事着工：平成29年度
5	入新井第一小学校	大森北四丁目6番7号	基本設計・実施設計：平成29～31年度

6	東調布第三小学校	南久が原二丁目 17 番 1 号	基本構想・基本計画、基本設計・実施設計：平成 28～31 年度
7	赤松小学校	北千束二丁目 35 番 8 号	基本構想・基本計画、基本設計・実施設計：平成 28～31 年度
8	田園調布小学校	田園調布二丁目 31 番 16 号	基本構想・基本計画：平成 29～30 年度
9	東調布中学校	田園調布南 29 番 15 号	基本構想・基本計画：平成 29～30 年度

※志茂田中学校の校舎棟は、28 年度末に竣工済。

また、平成 28 年度中に入札(契約)された契約金額が 1,000 万円以上の工事と設計等委託のリストは次のとおりである。

【平成 28 年度中に入札(契約)された契約金額が 1,000 万円以上の工事リスト】

No.	工事件名	業者名	入札日 (契約日)	契約金額	業種	納工期	契約方法
1	馬込東中学校 防火扉及び給食室屋上防水改修工事	拓栄建設(株)	平成 28 年 4 月 26 日	25,768,800	建築	平成 28 年 9 月 30 日	制限付一般 競争入札
2	矢口西小学校 管理諸室その他空調設備改修工事	中央電機設備(株)	平成 28 年 5 月 23 日	17,550,000	空調	平成 28 年 8 月 31 日	制限付一般 競争入札
3	梅田小学校 外壁改修その他工事	(株)アイガー産業	平成 28 年 5 月 31 日	58,212,000	建築	平成 28 年 10 月 31 日	制限付一般 競争入札
4	梅田小学校 外壁改修その他機械設備工事	(株)城南サービス	平成 28 年 6 月 1 日	12,960,000	給排水 衛生	平成 28 年 10 月 31 日	制限付一般 競争入札
5	大田区立東六郷小学校 校舎改築太陽光発電設備工事	(株)内外電業社	平成 28 年 6 月 13 日	25,920,000	電気	平成 28 年 12 月 15 日	制限付一般 競争入札
6	大田区立大森第四小学校 仮設校庭整備その他工事	生涯スポーツ建設(株)東京支店	平成 28 年 6 月 20 日	33,804,000	運動場 施設	平成 28 年 8 月 31 日	制限付一般 競争入札
7	雪谷中学校 校庭整地その他工事	山一体育施設(株)	平成 28 年 6 月 27 日	84,672,000	運動場 施設	平成 28 年 12 月 28 日	制限付一般 競争入札

8	大森第四中学校 正門改修工事	拓栄建設(株)	平成 28 年 6 月 27 日	10,314,000	建築	平成 28 年 8 月 31 日	制限付一般 競争入札
9	雪谷中学校 校庭整地その他給排水設備工事	(株)勝工業所	平成 28 年 7 月 1 日	20,952,000	給排水 衛生	平成 28 年 12 月 28 日	制限付一般 競争入札
10	矢口東小学校 便所(棟番号①-3)改修工事	(株)三美建設	平成 28 年 7 月 4 日	20,520,000	建築	平成 28 年 11 月 30 日	制限付一般 競争入札
11	矢口東小学校 便所(棟番号①-3)改修給排水設備 工事	(株)興伸商会	平成 28 年 7 月 5 日	14,709,600	給排水 衛生	平成 28 年 11 月 30 日	制限付一般 競争入札
12	大田区立大森第四小学校 仮設校庭整備その他電気設備工事	増田電気(株)	平成 28 年 7 月 5 日	14,148,000	電気	平成 28 年 9 月 20 日	制限付一般 競争入札
13	馬込第三小学校 南校舎普通教室空調設備改修その他 工事	(株)ケイエム シー	平成 28 年 7 月 8 日	13,608,000	空調	平成 28 年 9 月 9 日	制限付一般 競争入札
14	大田区立志茂田小学校及び大田区立 志茂田中学校ほか2施設 改築その他太陽光発電設備工事	太陽電業(株)	平成 28 年 7 月 11 日	48,816,000	電気	平成 29 年 3 月 15 日	制限付一般 競争入札
15	大田区立東六郷小学校 校舎取りこわし工事及び体育館改築 工事	北信・大光 建設工事共 同企業体	平成 28 年 8 月 5 日	894,780,000	建築	平成 30 年 3 月 15 日	制限付一般 競争入札
16	多摩川小学校 キュービクル改修その他電気設備工事	仲村電業(株)	平成 28 年 8 月 29 日	18,684,000	電気	平成 29 年 1 月 31 日	制限付一般 競争入札
17	蒲田図書館 空調改修工事	(株)興伸商会	平成 28 年 9 月 16 日	32,400,000	空調	平成 28 年 11 月 17 日	制限付一般 競争入札
18	大田区立東六郷小学校 体育館改築機械設備工事	不二熟学工業 (株)東京支店	平成 28 年 10 月 3 日	46,872,000	給排水 衛生	平成 30 年 3 月 15 日	制限付一般 競争入札
19	大田区立東六郷小学校 体育館改築電気設備工事	(株)内外電業 社	平成 28 年 10 月 5 日	97,200,000	電気	平成 30 年 3 月 15 日	制限付一般 競争入札
20	高畑小学校 キュービクル改修工事	東海電機商 工(株)	平成 28 年 10 月 18 日	21,600,000	電気	平成 29 年 2 月 10 日	制限付一般 競争入札
21	大田区立六郷保育園及び大田区立六 郷図書館 取壊し工事	(株)共栄興業	平成 28 年 11 月 1 日	84,240,000	解体	平成 29 年 5 月 31 日	制限付一般 競争入札
22	馬込東中学校 体育館屋根及び外壁改修工事	(株)アイガー 産業	平成 28 年 11 月 7 日	41,029,200	建築	平成 29 年 3 月 21 日	制限付一般 競争入札

23	大田区立大森第四小学校 校舎（棟番号①-1 その他）取壊し工事	金沢商店(株)	平成 28 年 11 月 9 日	118,692,000	解体	平成 29 年 7 月 28 日	制限付一般 競争入札
24	大田区立大森第四小学校 校舎（棟番号①-1 その他）アスベスト除去工事	日本トリー ト(株)	平成 28 年 11 月 10 日	54,162,000	石綿処 理	平成 29 年 4 月 29 日	制限付一般 競争入札
25	雪谷小学校 校舎屋上防水その他工事	(株)三美建設	平成 28 年 11 月 29 日	36,180,000	建築	平成 29 年 2 月 28 日	制限付一般 競争入札
26	入新井第二小学校 普通教室その他照明改修工事	国光施設工 業(株)	平成 28 年 12 月 7 日	26,892,000	電気	平成 29 年 3 月 15 日	制限付一般 競争入札
27	六郷中学校 普通教室その他照明改修工事	増田電気(株)	平成 28 年 12 月 7 日	24,840,000	電気	平成 29 年 3 月 15 日	制限付一般 競争入札
28	東糀谷小学校 給水直結化工事	(株)勝工業所	平成 28 年 12 月 12 日	23,274,000	給排水 衛生	平成 29 年 3 月 10 日	制限付一般 競争入札
29	調布大塚小学校 給水直結化工事	(株)清香園	平成 28 年 12 月 12 日	14,364,000	給排水 衛生	平成 29 年 3 月 10 日	制限付一般 競争入札
30	相生小学校 給水直結化工事	(株)興伸商会	平成 28 年 12 月 12 日	12,420,000	給排水 衛生	平成 29 年 3 月 10 日	制限付一般 競争入札
31	千鳥小学校 普通教室その他照明改修工事	福島電気工 事(株)	平成 28 年 12 月 13 日	20,466,000	電気	平成 29 年 3 月 15 日	制限付一般 競争入札
32	雪谷中学校 プール改修工事	(株)オカノ	平成 28 年 12 月 14 日	26,352,000	建築	平成 29 年 3 月 24 日	制限付一般 競争入札
33	石川台中学校 校舎外壁改修その他工事	拓栄建設(株)	平成 28 年 12 月 14 日	23,911,200	建築	平成 29 年 3 月 15 日	制限付一般 競争入札
34	大田区立志茂田小学校及び大田区立 志茂田中学校ほか2施設 外構その他工事	松井・小 川・湯建 建設工事共 同企業体	平成 28 年 12 月 15 日	98,042,402	建築	平成 29 年 6 月 30 日	随意契約
35	大田区立志茂田中学校 屋体棟（棟番号⑩）取壊し工事	(株)伊藤解体 工業	平成 29 年 2 月 22 日	32,400,000	解体	平成 29 年 5 月 12 日	制限付一般 競争入札

*大田区より入手

【平成 28 年度中に入札(契約)された契約金額が 1,000 万円以上の設計等委託リスト】

No.	締結請求日	設計等委託件名	業者名	契約日 (入札日)	契約金額	業種	納工期	契約方法
1	平成 28 年 7 月 28 日	大田区立東調布第三小学校及び 赤松小学校改築 事業基本構想・基本計画策定支援 業務委託	㈱建設技術研 究所東京本社	平成 28 年 7 月 28 日	33,706,800	建築 設計	平成 29 年 6 月 30 日	随意契約
2	平成 28 年 6 月 29 日	大田区立大森第七中学校 改築工事耐力度調査委託	㈱類設計室東 京事務所	平成 28 年 8 月 3 日	12,960,000	耐力 度調 査	平成 29 年 3 月 17 日	随意契約
3	平成 28 年 11 月 14 日	大田区立六郷保育園及び大田区 立六郷図書館 改築工事(第Ⅱ期)再実施設計委 託	パシフィックコンサル ツ㈱首都圏本 社	平成 28 年 11 月 29 日	10,800,000	建築 設計	平成 29 年 1 月 31 日	随意契約
4	平成 28 年 11 月 30 日	大田区立東六郷小学校 校舎取りこわし工事及び体育館 改築工事監理業務委託	㈱あい設計東 京支社	平成 28 年 12 月 14 日	23,004,000	工事 監理	平成 30 年 3 月 28 日	随意契約
5	平成 29 年 2 月 9 日	大田区立大森第七中学校 校舎改築その他工事基本設計及 び実施設計委託	㈱桂設計	平成 29 年 2 月 16 日	84,780,000	建築 設計	平成 29 年 10 月 31 日	随意契約

*大田区より入手

(2) 監査手続

平成 28 年度中に契約された改築工事と設計等委託業務について下記の手続きを実施する。

- ・ 契約手続が正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているか。
 - ・ 必要書類が適切に保管されているか。
 - ・ 業者の選定方法は合理的であるか。
 - ・ 入札における参加者の資格審査が実施されているか。
 - ・ 契約は行政目的達成に貢献しているか
- について、検討する。
- ・ 改築工事について
- 改築工事については以下の 3 校を選定した。

1 校目：東六郷小学校（3 契約）

2 校目：志茂田小学校及び志茂田中学校（3 契約）

* 両校は隣接しているため、1つの工事として取り扱っている。

3 校目：大森第四小学校（4 契約）

・ 設計等委託業務については、以下の3件を選定した。

1 件目：東調布第三小学校及び赤松小学校改築事業基本構想・基本計画策定支援
業務委託

2 件目：大田区立大森第七中学校校舎改築その他工事基本設計及び実施設計委
託

3 件目：大田区立志茂田小学校及び大田区立志茂田中学校ほか3施設改築その他
工事(Ⅱ期)実施設計委託

(3) 監査の結果

1) 東六郷小学校

① 工事- 1 (No. 5)

*カッコ書きの工事 No. は上記工事リストに記載のもの（以下同様）。

*予定価格については企画経営部施設保全課が設計内訳書を作成、決定している（以下同様）。

項目	内容
工事請負契約書	有り 平成 28 年 6 月 13 日契約 押印等の手続き問題なし *1
工事件名	大田区立東六郷小学校校舎改築太陽光発電設備工事
工事場所	大田区東六郷二丁目 3 番
工期	自 平成 28 年 6 月 14 日 至 平成 28 年 12 月 15 日
契約金額	25,920,000 円
支払条件	前払金 10,300,000 円
契約保証	契約保証等
受注者	株式会社 内外電業社
入札方法	一般競争入札
入札における資格審査	実施
契約締結書	有り 押印等の手続き問題なし
予定価格	31,919,400 円
落札価格(税込)	25,920,000 円 *1
落札率	81.20%
落札決定通知書	有り 決定通知日 平成 28 年 6 月 13 日

*1 12 社が入札。うち 5 社が予定価格内であったが、最低入札者に落札決定した。

【監査結果】

(指摘事項なし)

②工事-2 (No. 15)

項目	内容
工事請負契約書	有り 平成 28 年 9 月 28 日契約 押印等の手続き問題なし *1
工事件名	大田区立東六郷小学校取りこわし工事及び体育館 改築工事
工事場所	大田区東六郷二丁目 3 番
工期	自 平成 28 年 9 月 28 日 至 平成 30 年 3 月 15 日
契約金額	894,780,000 円
支払条件	前払金 200,000,000 円
契約保証	履行保証契約 (保証の額は契約金額の 100 分の 10 相当額)
受注者	北信土建株式会社 東京支店 *1
入札方法	一般競争入札
入札における資格審査	実施
契約締結書	有り 押印等の手続き問題なし
予定価格	903,538,800 円
落札価格(税込)	894,780,000 円 *2
落札率	99.03%
落札決定通知書	有り 決定通知日 平成 28 年 8 月 5 日

*1 代表者を記載。北信土建株式会社、株式会社大光組の 2 社にて特定建設工事共同企業体協定書を締結の上、北信・大光建設工事共同企業体にて受注している。

*2 3 社が入札。2 社が予定価格超過であったが、最低入札者に落札決定した。

【監査結果】

(指摘事項なし)

③工事-3 (No. 18)

項目	内容
工事請負契約書	有り 平成 28 年 10 月 3 日契約 押印等の手続き問題なし *1
工事件名	大田区立東六郷小学校体育館改築機械設備工事
工事場所	大田区東六郷二丁目 3 番
工期	自 平成 28 年 10 月 4 日 至 平成 30 年 3 月 15 日
契約金額	46,872,000 円
支払条件	前払金 18,700,000 円
契約保証	契約保証等
受注者	不二熱学工業株式会社東京支店
入札方法	一般競争入札
入札における資格審査	実施
契約締結書	有り 押印等の手続き問題なし
予定価格	49,079,520 円
落札価格(税込)	46,872,000 円 *1
落札率	95.50%
落札決定通知書	有り 決定通知日 平成 28 年 10 月 3 日

*1 4社が入札。1社が予定価格超過、3社が予定価格内であったため、最低入札者に落札決定した。

【監査結果】

(指摘事項なし)

④工事-4(No. 19)

*工事 No. は上記工事リストに記載のもの (以下同様)

項目	内容
工事請負契約書	有り 平成 28 年 10 月 5 日契約 押印等の手続き問題なし *1
工事件名	大田区立東六郷小学校体育館改築電気設備工事
工事場所	大田区東六郷二丁目 3 番
工期	自 平成 28 年 10 月 6 日 至 平成 29 年 3 月 15 日
契約金額	97,200,000 円
支払条件	前払金 38,800,000 円
契約保証	契約保証等
受注者	株式会社 内外電業社
入札方法	一般競争入札
入札における資格審査	実施
契約締結書	有り 押印等の手続き問題なし
予定価格	100,890,360 円
落札価格(税込)	97,200,000 円 *1
落札率	96.34%
落札決定通知書	有り 決定通知日 平成 28 年 10 月 5 日

*1 8社が入札。6社が予定価格超過、2社が予定価格内であったため、最低入札者に落札決定した。

【監査結果】

(指摘事項なし)

2) 志茂田小学校及び志茂田中学校

①工事-5 (No. 14)

項目	内容
工事請負契約書	有り 平成 28 年 7 月 11 日契約 押印等の手続き問題なし
工事件名	大田区立志茂田小学校及び大田区立志茂田中学校 ほか 2 施設改築その他太陽光発電設備工事
工事場所	大田区西六郷一丁目 4 番
工期	自 平成 28 年 7 月 12 日 至 平成 29 年 3 月 15 日
契約金額	48,816,000 円
支払条件	前払金 19,500,000 円
契約保証	履行保証保険
受注者	太陽電業(株)
入札方法	一般競争入札
入札における資格審査	実施
契約締結書	有り 押印等の手続き問題なし
予定価格	61,083,720 円
落札価格(税込)	48,816,000 円
落札率	79.92% *1
落札決定通知書	有り 決定通知日 平成 28 年 7 月 11 日

*1 14 社。1 社は辞退。残りの 12 社は予定価格を超えてしまった。

【監査結果】

(指摘事項なし)

②工事-6 (No. 34)

項目	内容
工事請負契約書	有り 平成 28 年 12 月 15 日契約 押印等の手続き問題なし
工事件名	大田区立志茂田小学校及び大田区立志茂田中学校 ほか 2 施設外構その他工事 (I 期)
工事場所	大田区西六郷一丁目 4 番 2 号 (志茂田小学校)、大 田区西六郷一丁目 4 番 (志茂田中学校)
工期	自 平成 28 年 12 月 16 日 至 平成 29 年 6 月 30 日
契約金額	98,042,400 円
支払条件	前払金 39,200,000 円
契約保証	工事履行保証
受注者	松井建設株式会社東京支店 *1
入札方法	単独随意契約 *2
入札における資格審査	実施
契約締結書	有り 押印等の手続き問題なし

*1 代表者を記載。松井建設株式会社、小川建設株式会社、株式会社湯建工務店の 3 社にて特定建設工事共同企業体協定書を締結の上、松井・小川・湯建建設工事共同企業体にて受注している。

*2 当該工事は単独随意契約にて行われている。契約書に添付された理由書によれば、受注者は既に同現場において施設改築工事を施行中であるとのことから、工事の性質上、引き続き工事を依頼することの方が効率的であると判断し、競争入札に付することが区にとっては有利とは思えないとの記載がある。

それに伴い、企画経営部施設整備課より、平成 28 年 12 月 15 日付で業者推薦書が提出されており、先方より見積書を入手して区の予定価格内であれば問題ないとの記載がされている。

これについて、予定価格調書を確認したが、予定価格の範囲内に見積もりが収まっていたため、随意契約に問題はない。

【監査結果】

(指摘事項なし)

③工事-7 (No. 35)

項目	内容
工事請負契約書	有り 平成 29 年 2 月 22 日契約 押印等の手続き問題なし *1
工事件名	大田区立志茂田中学校屋体棟(棟番号 16)取壊し工 事
工事場所	大田区西六郷一丁目 4 番
工期	自 平成 29 年 2 月 23 日 至 平成 29 年 5 月 12 日
契約金額	32,400,000 円
支払条件	前払金 12,900,000 円
契約保証	履行保証保険
受注者	株式会社 伊藤解体工業
入札方法	一般競争入札
入札における資格審査	実施
契約締結書	有り 押印等の手続き問題なし
予定価格	36,133,560 円
落札価格(税込)	32,400,000 円 *1
落札率	89.67%
落札決定通知書	有り 決定通知日 平成 29 年 2 月 22 日

*1 7社が入札。そのうち2社が辞退、1社は不参加。残りの4社については、第1回目はいずれも予定価格を超過し、第2回目では3社が予定価格超過であったが、最低入札者に落札決定した。

【監査結果】

(指摘事項なし)

3) 大森第四小学校

① 工事-8 (No. 6)

項目	内容
工事請負契約書	有り 平成 28 年 6 月 20 日契約 押印等の手続き問題なし *1
工事件名	大田区立大森第四小学校仮設校庭整備その他工事
工事場所	大田区大森南三丁目 18 番 26 号
工期	自 平成 28 年 6 月 21 日 至 平成 28 年 8 月 31 日
契約金額	33,804,000 円
支払条件	前払金 13,500,000 円
契約保証	契約保証金
受注者	生涯スポーツ建設株式会社東京支店
入札方法	一般競争入札
入札における資格審査	実施
契約締結書	有り 押印等の手続き問題なし
予定価格	35,420,760 円
落札価格(税込)	33,804,000 円 *1
落札率	95.44%
落札決定通知書	有り 決定通知日 平成 28 年 6 月 20 日

*1 12 社が入札。そのうち 9 社が辞退、2 社は予定価格を超過した。1 社は予定価格の範囲内であったが、そのうち最低入札者に落札決定した。

【監査結果】

(指摘事項なし)

②工事-9(No. 12)

項目	内容
工事請負契約書	有り 平成 28 年 7 月 5 日契約 押印等の手続き問題なし *1
工事件名	大田区立大森第四小学校仮設校庭整備その他電気 設備工事
工事場所	大田区大森南三丁目 18 番 26 号
工期	自 平成 28 年 7 月 6 日 至 平成 28 年 9 月 20 日
契約金額	14,148,000 円
支払条件	前払金 5,600,000 円
契約保証	契約保証等
受注者	増田電気株式会社
入札方法	一般競争入札
入札における資格審査	実施
契約締結書	有り 押印等の手続き問題なし
予定価格	14,206,320 円
落札価格(税込)	14,148,000 円*1
落札率	*1
落札決定通知書	不落随意契約のため、見積依頼通知書により通知 平成 28 年 7 月 5 日付

*1 10 社が入札。第 1 回、第 2 回入札とも予定価格超過のため、最低入札者と協議し、随意契約を締結。

【監査結果】

(指摘事項なし)

③工事-10(No. 23)

*工事 No. は上記工事リストに記載のもの (以下同様)

項目	内容
工事請負契約書	有り 平成 28 年 11 月 9 日契約 押印等の手続き問題なし *1
工事件名	大田区立大森第四小学校校舎(棟番号①-1 その他) 取壊し工事
工事場所	大田区大森南三丁目 18 番 26 号
工期	自 平成 28 年 11 月 10 日 至 平成 29 年 7 月 28 日
契約金額	118,692,000 円
支払条件	前払金 47,400,000 円
契約保証	契約保証等
受注者	金沢商店株式会社
入札方法	一般競争入札
入札における資格審査	実施
契約締結書	有り 押印等の手続き問題なし
予定価格	146,829,294 円
落札価格(税込)	118,692,000 円
落札率	80.84% *2
落札決定通知書	有り 決定通知日 平成 28 年 11 月 9 日

*1 工事請負変更契約書あり。

1 回目：658,800 円増額

→設計変更理由書を添えて、平成 29 年 4 月 12 日に締結。

2 回目：3,607,200 円増額

→設計変更理由書を添えて、平成 29 年 7 月 10 日に締結。

*2 7 社が入札。うち 3 社が予定価格以内であったが、最低入札者に落札が決定した。

*3 当該工事は「変更契約金額計算書」により、次のように変更額が算出されている。

【変更金額計算書】

内容	金額 (円)		
当初設計総額 (A)	146,829,294	(消費税込み総額)	
当初契約総額 (B)	118,692,000	(消費税込み総額)	
落札比率 (C)	0.80836	$(C) = \frac{(B)}{(A)} = \frac{118,692,000}{146,829,294}$	
工事変更設計総額 (D)	140,853,050	(消費税抜き総額)	
仮変更契約金額 (E)	113,850,000	$(D) \times (C)$	
変更契約金額 (F)	122,958,000	$(E) \times 1.08$	

* 変更契約書に添付されているものを使用して作成。

* 当初設計総額(A)：予定価格のこと

* 工事変更設計総額(D)：変更後の予定価格のこと

【監査結果】

(指摘事項なし)

④工事-11 (No. 24)

*工事 No. は上記工事リストに記載のもの (以下同様)

項目	内容
工事請負契約書	有り 平成 28 年 11 月 10 日契約 押印等の手続き問題なし *1
工事件名	大田区立大森第四小学校校舎(棟番号①-1 その他) アスベスト除去工事
工事場所	大田区大森南三丁目 18 番 26 号
工期	自 平成 28 年 11 月 11 日 至 平成 29 年 4 月 28 日
契約金額	54,162,000 円
支払条件	前払金 21,600,000 円
契約保証	履行保証保険
受注者	日本トリート株式会社
入札方法	一般競争入札
入札における資格審査	実施
契約締結書	有り 押印等の手続き問題なし
予定価格	54,194,400 円
落札価格(税込)	54,162,000 円
落札率	99.94% *2
落札決定通知書	不落随意契約のため、見積依頼通知書により通知 平成 28 年 11 月 10 日付

*1 工事請負変更契約書あり。2,546,640 円増額

→設計変更理由書を添えて、平成 29 年 4 月 12 日に締結。

*2 2 社。第 1 回、第 2 回入札とも予定価格超過のため、最低入札者と協議し、随意契約を締結。

*3 当該工事は「変更契約金額計算書」により、次のように変更額が算出されている。

【変更金額計算書】

内容		金額 (円)	
当初設計総額	(A)	54,194,400	(消費税込み総額)
当初契約総額	(B)	54,162,000	(消費税込み総額)
落札比率	(C)	0.99940	(C) = $\frac{(B)}{(A)} = \frac{54,162,000}{54,194,400}$
工事変更設計総額	(D)	52,540,000	(消費税抜き総額)
仮変更契約金額	(E)	52,508,000	(D) $52,540,000 \times (C)$
変更契約金額	(F)	56,708,640	(E) $52,508,000 \times 1.08$

* 変更契約書に添付されているものを使用して作成。

* 当初設計総額(A)：予定価格のこと

* 工事変更設計総額(D)：変更後の予定価格のこと

(F) 56,708,640 円 - (B) 54,162,000 円 = 2,546,640 円と、予定価格の増加額が計算され、変更金額 2,546,640 円と一致する。

【監査結果】

(指摘事項なし)

4) 設計等委託業務について

① 設計委託- 1 (No. 1)

*カッコ書きの設計委託 No. は上記リストに記載のもの (以下同様)

項目	内容
設計委託契約書	有り 平成 28 年 7 月 28 日契約 押印等の手続き問題なし *1
件名	東調布第三小学校及び赤松小学校改築事業基本構 想・基本計画策定支援業務委託
履行場所	大田区指定場所
履行期間	自 平成 28 年 7 月 29 日 至 平成 29 年 6 月 30 日
契約金額	33,706,800 円
支払条件	前払金 10,100,000 円
契約保証	免除
受託者	株式会社 建設技術研究所 東京本社
入札方法	随意契約による
入札における資格審査	該当なし *1
契約締結書	有り 押印等の手続き問題なし *2
概算経費	33,740,000 円 *3

*1 随意契約による選定だが、「大田区立学校改築事業基本構想および基本計画策定支援業務委託プロポーザル選定委員会」にて選定されている。そのプロポーザルへの参加資格はプロポーザル実施要領 4 に下記のように記載されている。

4 参加者の資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと、および同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。

(2) 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。

(3) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。

(4) 国税又は地方税を滞納していないこと。

(5) 経営不振の状態(民事再生法(平成11年法律第255号)に基づき再生手続開始の申立がなされたとき、会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続を行ったとき)にないこと。

(6) 平成15年度以降で、公立の小・中学校の新築・改築事業(延床面積4,000㎡以上)の基本構想又は基本計画策定支援業務の受託実績があること。

(7) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を継続して行なっていること。

*2 業者推薦書(平成28年7月28日付)を添えて、随意契約の理由書が添付されていた。

*3 プロポーザル実施要領より。

【監査結果】

(意見 No. 50)

設計等委託については平成28年度中に契約があったものに関しては5件あるが全て随意契約である。このうち、大田区立東調布第三小学校及び赤松小学校改築 事業基本構想・基本計画策定支援業務委託に関しては事前にプロポーザルを実施の上、選定している。

プロポーザルに関しては、プロポーザル実施要領を基に開催しているが、基本的には参加要件を満たした業者について、一次審査を実施し、合格者については二次審査を実施している。

その審査の過程で考慮される、「二次審査企業評価 財務状況」の配点が低い。プロポーザルに関しては、取組の姿勢や提案内容などが主な評価対象である点は理解出来るものの、多額の資金を投入し期限も一年ほどとなる。学校改築事業基本構想・基本計画策定についてはそれを請け負う企業の財務状況に関しても、今後はより注視しておく必要があると考えられる。

②設計委託-2 (No. 5)

項目	内容
設計委託契約書	有り 平成 29 年 2 月 16 日契約 押印等の手続き問題なし
件名	大田区立大森第七中学校校舎改築その他工事基本 設計及び実施設計委託
履行場所	企画経営部施設整備課
履行期間	自 平成 29 年 2 月 17 日 至 平成 30 年 10 月 31 日
契約金額	84,780,000 円
支払条件	前払金 25,400,000 円
契約保証	免除
受託者	株式会社 桂設計
入札方法	随意契約による
入札における資格審査	該当なし *1
契約締結書	有り 押印等の手続き問題なし *2

*1 随意契約による選定。

*2 業者推薦書（平成 28 年 7 月 28 日付）を添えて、随意契約の理由書が添付されていた。

【監査結果】

（指摘事項なし）

但し、プロポーザルに関する意見として「設計委託 No. 1」参照。

③設計委託-3(上記リストにはなし)

*元々1,000万円以上の設計委託ではなかったが、変更による増額で1,000万円以上となった。

項目	内容
設計委託契約書	有り 平成28年6月17日契約 押印等の手続き問題なし *1
件名	大田区立志茂田小学校及び大田区立志茂田中学校 ほか3施設改築その他工事(Ⅱ期)実施設計委託
履行場所	企画経営部施設整備課
履行期間	自 平成28年6月20日 至 平成28年12月14日
契約金額	9,936,000円
支払条件	前払金 2,900,000円
契約保証	免除
受託者	株式会社 佐藤総合企画
入札方法	随意契約による *2
入札における資格審査	該当なし
契約締結書	有り 押印等の手続き問題なし *2

*1 設計委託変更契約書あり、195,480円増額

→設計変更理由書を添えて、平成28年10月14日に締結。

理由について内容を確認したが、妥当なものであった。

*2 本設計委託工事は随意契約によるものであるが、随意契約の理由として受注者は既に基本及び実施設計委託業務を入札による落札にて請け負っており、その成果を活用することが可能との記載がある。

その他、随意契約の理由書を閲覧したが妥当なものであった。

【監査結果】

(指摘事項なし)

3. 学校施設の改修について

(1) 概要

大田区では、安全で快適な教育環境を確保するため、大規模な修繕を計画的に実施している。

平成 28 年度実績（主なもの）

普通教室その他照明改修工事	入新井第二小学校、千鳥小学校、六郷中学校
給水設備直結化工事	調布大塚小学校、東糞谷小学校、相生小学校

*大田の教育概要 平成 29 年度版 P. 52 より抜粋

平成 28 年度中に実施された改修工事に関しては次のとおりである。

【平成 28 年度小学校改修工事】

事業名	契約総額	件数	主な工事・契約額
小学校管理費 校舎造修等 校舎造修	338,999,065 円	27 件	梅田小学校外壁及び屋上改修工事・57,774,600 円
放課後ひろば事業工事	17,497,831 円	21 件	矢口西小学校 2 階会議室空調設置工事（機械）・2,142,720 円
学務課工事(学級増、特別支援教室対応)	19,250,535 円	19 件	大森第三小学校空調機械設備工事(学級増分)
緊急工事費	78,234,327 円	57 件	蒲田小学校 目隠しフェンス改修工事
合計	453,981,758 円	124 件	

【平成 28 年度中学校改修工事】

事業名	契約総額	件数	主な工事・契約額
中学校管理費 校舎 造修等 校舎造修	189,390,298 円	18 件	馬込東中学校体育館 屋根及び外壁改修工 事・42,167,520 円
学務課工事(学級増)	2,180,196 円	3 件	馬込東中学校空調機 械設備工事(学級増 分)
緊急工事費	49,796,643 円	37 件	糀谷中学校 自動火 災報知器設備複合盤 取替工事
合計	241,367,137 円	58 件	

【小中学校の工事内訳】

	建築・土木工事費	維持補修工事費
小学校	294,052,680 円	159,929,078 円
中学校	164,156,760 円	77,210,377 円
合計	458,209,440 円	237,139,455 円

*大田区より入手した資料を元に作成

(2) 監査手続

平成 28 年度中に契約された改修工事について下記の手続きを実施する。

・契約手続が正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているか。

・必要書類が適切に保管されているか。

・業者の選定方法は合理的であるか。

・入札における参加者の資格審査が実施されているか。

・契約は行政目的達成に貢献しているか

について、検討する。

サンプルとしては 3 件を抽出した。

(3) 監査の結果

1) 改修-1

項目	内容
工事請負契約書	有り 平成 28 年 12 月 19 日契約 押印等の手続き問題なし *1
工事件名	蒲田小学校目隠しフェンス改修工事
工事場所	大田区蒲田一丁目 30 番 1 号
工期	自 平成 28 年 12 月 20 日 至 平成 29 年 3 月 15 日 *2
契約金額	4,136,400 円
支払条件	前払金 1,600,000 円
契約保証	免除
受注者	株式会社 滝沢工務店
入札方法	一般競争入札
入札における資格審査	実施
契約締結書	有り 押印等の手続き問題なし
予定価格	5,691,600 円
落札価格(税込)	4,136,400 円 *3
入札率	72.68%
落札決定通知書	有り 平成 28 年 12 月 19 日

*1 工事請負変更契約書あり。1,451,520 円増額

→設計変更理由書を添えて、平成 29 年 2 月 21 日に締結。

*2 契約変更に伴い工期も平成 29 年 3 月 15 日から平成 29 年 3 月 31 日まで延長。

*3 4 社入札。うち、3 社が予定価格の範囲内であったが、最低入札者に落札が決定した。

【監査結果】

(指摘事項なし)

2) 改修- 2

項目	内容
工事件名	安方中学校英語室建具改修工事(学級増分)
工事場所	安方中学校
学校内における起案	有り 校長及び副校長の決裁あり
納品書(完了届)	有り 平成 29 年 3 月 31 日付
請書兼請求書	有り 請求日付は株式会社三美建設により平成 29 年 4 月 12 日付で発行
支出命令書	有り 平成 29 年 4 月 27 日付で執行済印

当該改修工事に関しては、学校の担当者が起案し、校長・副校長の決裁を経て、直接業者と契約をする契約形態である。工事完了後、支払いのため、大田区に請求書を発行し、支出命令書により支払いが実行される。

【監査結果】

(指摘事項なし)

3) 改修-No. 3

項目	内容
工事件名	入新井第二小学校 1階更衣室改修工事（建築）
工事場所	入新井第二小学校
学校内における起案	有り 1 件目：平成 29 年 2 月 1 日 2 件目：平成 29 年 2 月 8 日 3 件目：平成 29 年 2 月 20 日 いずれも校長及び副校長の決裁あり
納品書（完了届）	有り 1 件目：平成 29 年 2 月 17 日 2 件目：平成 29 年 2 月 28 日 3 件目：平成 29 年 3 月 17 日
請書兼請求書	有り 1 件目：299,700 円 平成 29 年 3 月 15 日付 2 件目：170,640 円 平成 29 年 3 月 15 日 3 件目：36,720 円 平成 29 年 4 月 3 日 3 枚合計：507,060 円 いずれも株式会社三美建設より
支出命令書	有り 3 件いずれも、平成 29 年 5 月 2 日付で執行印

【監査結果】

（意見 No. 51）

当該改修工事は、入新井第二小学校の更衣室の改修工事であったため、本来であれば 1 つの改修工事として、まとめて起案されるべき案件である。ところが、子育て支援課と教育委員会の間で十分な協議を行わないまま改修工事を進行させたため、立て続けに 3 枚の起案書が発行される事態となった(3 枚の起案書：1 枚目 更衣室床修繕工事 2 枚目 更衣室壁塗装工事 3 枚目 現更衣室修繕工事としてパイプ棚撤去やシャワー室出入口扉撤去)。効率性の観点から、本来不要な工事を生じさせるリスクを低減させるためにも、今後は事前に十分な協議を行った上で改修工事を進めるべきである。

4. 緑化の推進について

大田区では、地球にやさしいまちづくりの推進とともに子どもたちの環境教育の充実を図るため、学校施設を活用した緑化を推進している。

【緑化計画】

	26年	27年	28年	29年	30年	31年
壁面・屋上緑化・ 校庭芝生化	2校	4校	4校	4校	4校	継続

【これまでの緑化実績】

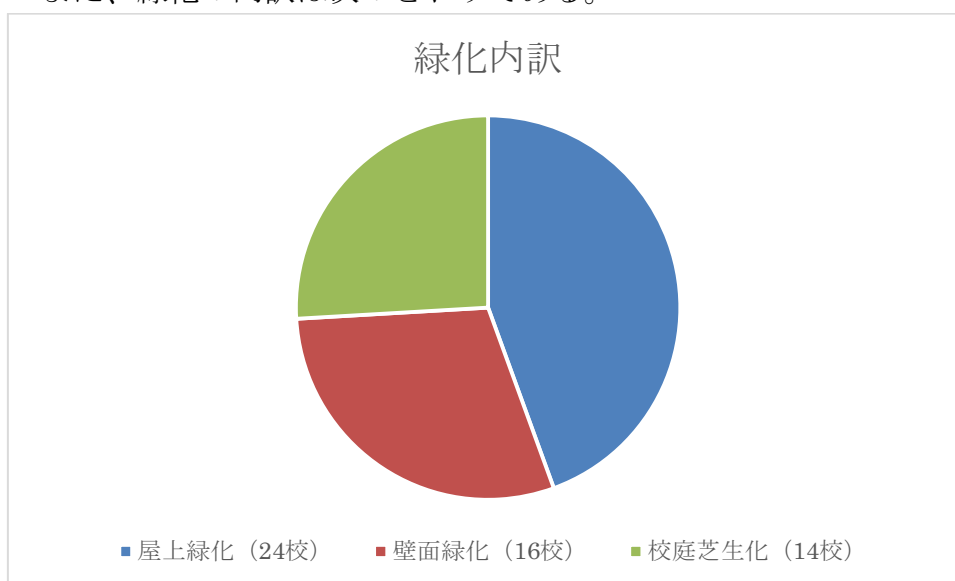
工事年度	学校名	種類
18	大森第五小学校	壁面緑化
18	入新井第四小学校	壁面緑化
18	糺谷小学校	壁面緑化
18	梅田小学校	壁面緑化
18	馬込東中学校	屋上緑化
18	東調布中学校	屋上緑化
18	御園中学校	屋上緑化
18	蒲田中学校	屋上緑化
18年度 計8校		
19	羽田小学校	壁面緑化
19	清水窪小学校	壁面緑化
19	大森第四小学校	壁面緑化
19	大森第一小学校	壁面緑化
19	貝塚中学校	屋上緑化
19	雪谷中学校	屋上緑化
19	東蒲中学校	屋上緑化
19	大森第一中学校	屋上緑化
19	新宿小学校	校庭芝生化
19年度 計9校		
20	入新井第五小学校	屋上緑化
20	山王小学校	壁面緑化
20	おなづか小学校	壁面緑化
20	洗足池小学校	壁面緑化

20	大森第八中学校	屋上緑化
20	大森第三中学校	屋上緑化
20	大森東中学校	屋上緑化
20	大森第十中学校	屋上緑化
20	中富小学校	校庭芝生化
20	清水窪小学校	校庭芝生化
20年度 計10校		
21	入新井第一小学校	屋上緑化
21	道塚小学校	壁面緑化
21	蓮沼中学校	屋上緑化
21	石川台中学校	屋上緑化
21年度 計4校		
22	羽田中学校	屋上緑化・壁面緑化
22	徳持小学校	壁面緑化
22年度 計2校（緑化は3箇所）		
23	久原小学校	校庭芝生化
23	仲六郷小学校	屋上緑化
23年度 計2校		
24	出雲中学校	屋上緑化
24	雪谷小学校	校庭芝生化
24	嶺町小学校	屋上緑化
24	東調布中学校	校庭芝生化
24年度 計4校		
25	西六郷小学校	屋上緑化
25	馬込小学校	屋上緑化
25	多摩川小学校	校庭芝生化
25	北糺谷小学校	校庭芝生化
25年度 計4校		
26	馬込小学校	壁面緑化
26	糺谷小学校	校庭芝生化
26	大森東小学校	校庭芝生化
26年度 計3校		
27	中萩中小学校	屋上緑化
27	調布大塚小学校	校庭芝生化

27	羽田中学校	校庭芝生化
27年度 計3校		
28	矢口東小学校	壁面緑化
28	東六郷小学校	屋上緑化
28	蒲田小学校	校庭芝生化
28	高畑小学校	校庭芝生化
28年度 計4校		

*大田区より入手、一部加工

また、緑化の内訳は次のとおりである。



*【これまでの緑化実績】を元に作成。

(意見 No. 52)

緑化の計画は、18年度から20年度にかけては各年度10校ほど推進することができており、それ以降の年度は概ね4校ずつ進んでいる状況である。

進捗そのものは、計画通りであるといえる。

一方で、緑化に関する詳細な報告書や計画書がない状況であり、その結果、過年度に行った緑化の現況を検証することまでは出来ていない点が見受けられる。

緑化を進めるにあたって、学校には限られたスペースしかないため、そもそも実施そのものに難しい面があるとのことであった。一方で学校現場視察において緑化の状況を見ると、過年度に終了した、そのままの状態になっているところもあり、緑化をしたことが実感出来ないものもあった。

よって、今後は新たに着手するにとどまらず、過年度に実施した学校の運用

状況も確認しながら緑化の管理・維持も計画に織り込むことが望まれる。

(意見 No. 53)

上記グラフ「緑化内訳」を見ると、緑化の割合のうち校庭芝生化の件数が最も少ない(緑化全体の26%)。

「平成25年度版東京都緑化白書 PART31 特集校庭芝生化の現状」によると、校庭芝生化のこれまでの実績は次のとおりとなっている。

【平成25年6月末現在の校庭芝生化実績推移】

施設区分	内容	19年度 までの 累計	20年度 までの 累計	21年度 までの 累計	22年度 までの 累計	23年度 までの 累計	24年度 までの 累計
公立小中学校	実施数	89校	134校	176校	228校	275校	360校
	実施面積	12.3ha	17.3ha	21.9ha	31.0ha	39.0ha	46.6ha
都立学校	実施数	23校	31校	35校	48校	65校	76校
	実施面積	7.2ha	8.8ha	10.4ha	13.3ha	18.0ha	20.4ha
幼稚園 保育所 私立学校 ☆	実施数 実施面積	—	56ヶ所 2.6ha	133ヶ所 6.1ha	196ヶ所 9.0ha	211ヶ所 9.7ha	231ヶ所 10.5ha
計		19.5ha	28.7ha	38.4ha	53.3ha	66.7ha	77.5ha

☆モデル事業として実施

*平成25年度版東京都緑化白書 PART31 特集校庭芝生化の現状 東京都公立小学校校庭芝生化の現状と課題より

当該報告書にも記載があるが、平成24年度までの公立小中学校における、校庭芝生化の実施数は360校であり、東京都全体の小中学校の二割程度にとどまっている。

この背景には芝生の維持管理に対する学校側の負担感が強いことや、校庭の日照条件の問題もあるとのことである。

大田区にて推進している緑化の種類は現状では屋上緑化、壁面緑化、校庭芝生化の3種類が挙げられるが、このうち屋上に関しては安全の理由上、児童・生徒は年間を通じてほとんど屋上に行く機会はなく、緑化を実施してもその効果を感じる事が難しい状況にある。

一方、校庭芝生化に関しては、児童・生徒が活発に活動する場所であると言えるため、効果は大きいと思われる。

よって、上記表のように難しい面はあるものの、学校側と教育委員会で連携を深め、効果が大きい緑化計画にシフトしていくことを提案する。

5. 安全管理計画について

大田区では、学校保健安全法の規定に基づき、学校の施設整備に関する安全管理について必要な事項を定め、これを的確に実施することによって施設等に起因する事故を防止し、児童生徒等の安全を確保することを目的として、平成 8 年 2 月に学校安全管理計画準則を定めた。

学校内のすべての施設について、日常点検・定期点検・臨時点検を行い、点検の結果、異常又は危険を認めた箇所については使用禁止等の措置をした上で、学校・教育委員会が連携して直ちに必要な処置を講じている。

点検する時期・箇所・項目を包括的に定めることによって学校施設の統一的かつ効果的な安全管理を実施している。

安全管理計画は、各小中学校が毎年 4 月末をめどに、下記のものと一緒に併せて大田区教育委員会に提出することになっている。

- ・安全管理計画：安全管理の目的や計画内容（安全点検担当者や安全点検の時期、方法など）を記載したもの
- ・安全点検担当者一覧
- ・安全管理年間計画：各月ごとの計画
- ・安全点検票

【安全点検票：例】

点検場所	点検実施日 年 月 日	点検担当者 印		
箇所	チェックポイント	点検結果		点検者が講じた措置
		○×	×の場合は具体的な状況	
1. 出入口	①戸の開閉はスムーズか			
	②戸が外れやすすくないか			
	③鍵はかかるか			
2. 天井	①天井に破損や穴はないか			
	②蛍光灯に不点灯はないか			
	③吊り下げものの取付部分に異常はないか			
・ ・ ・				

(四半期点検時 6月、9月、11月、3月)				
* 室外機点検は、安全で容易に目視ができる場所に設置している場合に実施。				
空調機器	①冷暖房の効きに異常はないか			
	②エアフィルターは汚れ等で目詰まりしていないか。			
	③室内機からの水漏れはないか。			
	④空調機器の異常振動または異常音はないか。(室内機、室外機を含め)			
	⑤室外機の外観に傷、腐食、さびなどはないか。(安全で容易に目視できる場合)			

点検結果報告及び補修内容の決定					補修完了の確認	
保健主任等	事務	主幹	副校長	校長		
月日 印	月日 印	月日 印	月日 印	月日 印	副校長	校長
補修箇所 (どこを)	内容 (どうする)	時期 (いつ)	方法 (誰が、どのように)			
					印	印

*安全管理計画ファイルにある安全点検票の一部を抜粋。

各小中学校で点検票の様式・内容は異なる。

その後は各小中学校において、当該計画に基づいて施設の安全性が保たれているかどうかを上記安全点検票と呼ばれるチェックリストで確認を行っている。

(指摘 No. 8)

学校往査を実施したところ、安全点検票に漏れがあり、安全点検が実施されていない施設があった。

安全管理計画の提出に関しては、全ての小中学校が大田区教育委員会に提出

しているものの、その後の毎月、学期ごとの安全点検票によるチェックが運用されているかどうかについてまでは提出しておらず、学校側にその運用は委ねられている。

安全管理に不備があると大きな事故につながるリスクも抱えるため、今後は漏れがないように校長が筆頭に管理を徹底すべきである。

また、教育委員会側でも安全管理計画の回収のみならず、安全点検票の運用が適切にされているかどうかについても毎年何校か、ローテーションなどによる提出を求めることも学校施設の管理には有用であると考えられる。

(意見 No. 54)

安全管理計画は新たな施設が設けられない限りは大きな変化がなく、安全点検票も毎年同じものを使用している学校が多い。

その中でも安全点検票は各小中学校によって使用するものが異なるが、各学校の取組が相互に共有されていない。

教育委員会側においては回収した後、取組状況を評価した上で、安全管理上効果が高いと認められるものについては各小中学校に通知することで安全管理の質がより高まるものと考えられる。

第 10 節 情報セキュリティ

1. 概要

(1) システムの概要

大田区立小中学校が使用するシステムには、情報セキュリティ実施手順によれば、ネットワークが学校運営システム専用ネットワーク、外部接続ネットワーク（学務課所管インターネット用ネットワーク）、大田区行政情報ネットワーク、ネットワークを使用しないスタンドアローンの 4 つのタイプに分かれている。

学校運営システム専用ネットワークには教科用のパソコンがある。

外部接続ネットワーク（学務課所管インターネット用ネットワーク）にはパソコン教室用設置の教科用パソコンと電子黒板用の教科用パソコン、学校緊急連絡システム、職員室及び校長室設置の外部接続端末がある。

大田区行政情報ネットワークには、財務会計システム、職員支援システム（庶務事務システム）がある。

ネットワークを使用しないスタンドアローンのシステムには、学校図書館図書システム、特別支援通級学級用パソコン、IBM Kid SMART 用パソコン（特別支援学級用）がある。

学校で使用されているシステムの中でも学校運営システムがメインであり、校務支援システムとして児童・生徒基本情報管理、指導要録・通知表作成、成績処理・成績管理、週案作成・時数管理、文書連絡（文書管理）、掲示板・個人連絡、保健日誌・保健室利用・健康診断機能などの機能が備わっているほか、ネットワークを介して各小中学校、教育委員会等の連絡機能を有している。

学校緊急連絡システムは、学校や教育委員会が緊急な情報をお知らせする必要があると判断した場合、登録された保護者にメールを配信するシステムである。

財務会計システムは学校の予算管理や支払事務で使用されるシステムであり、庶務事務システムは区費職員の出退勤等の管理に使用されるシステムである。

(2) 大田区としての情報セキュリティ対策の規程

大田区では情報セキュリティに関する統一かつ基本的な方針である「大田区情報セキュリティ基本方針」を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき大田区で統一的に守るべき行動指針や基準として「情報セキュリティ対策基準」を定めている。またこの情報セキュリティ対策基準に基づき、各所属において実施する具体的な手順として「情報セキュリティ実施手順」を定めている。この「情報セキュリティ実施手順」は各学校においては「〇〇小（中）学校情報セキュリティ実施手順」として学校毎に定められている。

(3) 学校の情報セキュリティ管理体制

学校における情報セキュリティ管理体制は、校長が情報セキュリティ管理者、副校長がセキュリティ対策担当者、校長より指名された者が情報システム運用担当者となり「学校情報セキュリティ実施手順」でその役割及び責任が定められている。

セキュリティの関係上、その役割及び責任を詳述することができないが、基本的にはセキュリティ管理者は、学校内における情報資産の情報セキュリティを統括し、セキュリティ対策担当者が情報セキュリティ対策を講じ、情報対策運用担当者が実際の学校の情報システムにかかる運用管理を行う。

(4) 学校における情報資産の分類

学校における情報資産は「学校情報セキュリティ実施手順」によればS-1、S-2、S-3の3つに分類され、それぞれ管理方法が定められている。

どのような情報資産がどのように管理されているかは、セキュリティの観点から詳述することができないが、概ねS-1は持ち出しが厳禁の情報資産、S-2は持ち出しの都度、校長等の承認が必要な情報資産、S-3は持ち出し時に包括的承認が必要な情報資産である。

(5) アクセス管理

アクセス管理については、学務課長及び学校職員担当課長は当該情報システムに対する教職員、児童・生徒及び一般開放利用者等のアクセス権限を定め、それに基づき、端末等の使用制限を実施し、権限を持たない者がアクセスできないようにしている。

また、学校では学務課長及び学校職員担当課長の許可なく情報システムに関する設定変更を行わないようにしている、

対象システムに対する職員等のアクセス権限については、「情報セキュリティ実施手順」に定められているが、アクセス権限についてもセキュリティの観点からその権限について詳述することができないが、校長、副校長、情報システム運用担当、一般の教職員、非常勤職員、事務、児童・生徒、一般開放者に区分し、どの者がどのシステムにアクセスすることができるか権限をそれぞれ付与し、アクセス管理を行っている。

2. 監査の結果

(1) 情報セキュリティに対する教育・研修

「学校情報セキュリティ実施手順」によれば、「校長は、情報セキュリティ対策と情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守することの重要性を教職員に理解させるために、情報セキュリティに関係する校内研修を年 1 回以上実施する。また、この情報セキュリティ研修等を教職員に積極的に受講させるとともに、生徒に対し情報セキュリティの重要性についての的確に指導しなければならない。」と規定されている。

(指摘 No. 9)

平成 28 年度に行っている研修は新規採用教員及び転入教員を対象とした集合研修を平成 28 年 4 月に行っており、対象者は全員、研修に参加しているが、情報セキュリティに関する研修を行っている学校はなかった。

平成 29 年度は 11 校でフォローアップによる情報セキュリティ研修が行われているものの、大田区内の学校数は小学校 60 校、中学校 28 校の合計 88 校あり、まだ少数校でしか実施されていない。

「学校情報セキュリティ実施手順」では年 1 回の研修を行なうよう規定され

ていることから、各学校はこの情報セキュリティに関係する校内研修を実施することが必要である。

(2) 個人情報の管理

「学校情報セキュリティ実施手順」によれば、「個人情報等を記録・保存した資料（外部記憶媒体・帳票等）は、施錠可能なキャビネットに保管する。」こととされている。

（指摘 No. 10）

第 16 節 学校視察でも述べるが、往査した各学校にヒアリングを行い上記個人情報の管理状況を確認したところ、いくつかの学校で答案用紙等が施錠のないキャビネットで保管されていた。

施錠可能なキャビネットが不足していることが原因ということであったが、個人情報の取り扱いは慎重にすることが必要であることから、必ず施錠可能なキャビネットで保管することが必要である。

(3) 情報セキュリティ監査への対応

1) 概要

近年の情報セキュリティ事故が多く発生しており、重大事故の防止、研修等の実施などの情報セキュリティ体制の一層の強化が必要となっており、その一環として情報セキュリティ監査が教育委員会に対しても平成 27 年度、平成 28 年度に行われている。

監査実施の対象部署は平成 27 年度が教育総務課、学務課、指導課であり、平成 28 年度が小学校と中学校である。

情報セキュリティ監査の内容は、平成 27 年度については教育委員会事務局において、情報セキュリティ体制について監査を行い、導入システムの稼働状況や管理状況を確認し、事故発生時の連絡ルール等について助言を求めるものである。また平成 28 年度については、学校等の現場及び学校システム（校務システム等）について監査を行い、前年度の体制の改正を受けた実運用状況について確認、助言を求めるものである。

2) 平成 27 年度の情報セキュリティ監査

平成 27 年度の情報セキュリティ監査の主な概要は次のとおりである。

1 業務概要

「地方公共団体情報セキュリティ監査ガイドライン」を基に、大田区の実情に合った監査項目を抽出して、助言型監査を実施すること。

2 監査対象範囲

監査の対象及び範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 情報システム課：新外部接続環境（インターネット接続環境）システムに関する監査
- (2) 教育総務部：教育総務課、学務課、指導課の事務全般に関する運用監査

3 適用基準

監査の適用基準は、以下のとおりとする。ただし、監査目的を達するため、監査対象の指摘に対して適用基準をそのまま適用し難い場合は、大田区と協議して適用基準の変更をすることができる。

- (1) 必須とする基準は以下のとおりとする（大田区における規程）。
 - ① 大田区個人情報保護条例
 - ② 大田区情報セキュリティ基本方針
 - ③ 大田区情報セキュリティ対策基準
 - ④ 大田区情報セキュリティ標準実施手順
 - ⑤ 監査対象所属の情報セキュリティ実施手順
 - ⑥ 大田区インターネット利用基準
- (2) 参考とする基準は以下のとおりとする（いずれも最新版を適用すること）。
 - ① 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
 - ② 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン
 - ③ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）
 - ④ 情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル（平成 27 年 5 月 21 日内閣サイバーセキュリティセンター）
 - ⑤ 「高度標的型攻撃」対策に向けたシステム設計ガイド（独立行政法人情報処理推進機構）
 - ⑥ 上記のほか、委託期間において情報セキュリティに関し有用な基準等で、大田区と協議して採用するもの。

この情報セキュリティ監査で次の監査結果が報告された。

教育総務課において、情報資産台帳の不備、パスワード変更管理の未実施等、計 5 つの軽微な指摘事項、指導課において、情報資産台帳の不備、タブレット端末の庁外持ち出し管理未実施等、計 8 つの軽微な指摘事項、学務課において、情報資産台帳の不備、サーバのウィルス対策ソフトウェア未導入等、計 7 つの軽微な指摘事項が報告された。

(指摘事項なし)

指摘事項の報告に対しての対応策と対応スケジュールに関する資料を閲覧したが、対応スケジュール通りに指摘事項は改善されており、特に問題となる事項は発見されなかった。

3) 平成 28 年度の情報セキュリティ監査

平成 28 年度の情報セキュリティ監査の監査対象には、防災危機管理課、観光課と学校（北糀谷小学校と蒲田中学校）があり、そのうち学校に対する情報セキュリティ監査の主な概要は次のとおりである。

1 監査目的

監査対象所属の情報セキュリティ管理状況及び監査対象システムの運用管理について、大田区情報セキュリティ対策基準等に基づく情報セキュリティ対策が適切に実施されているか否かを、第三者による独立かつ専門的な立場から点検・評価し、問題点の確認、改善方法等についての助言等を行い、貴区の情報セキュリティ対策の向上に資することを目的とした。

2 監査実施日程

(1) 運用監査

- | | |
|------------------|---------------------------|
| ア 実施説明会及び予備調査依頼 | 平成 28 年 8 月 29 日 |
| イ 予備調査結果の確認 | 平成 28 年 9 月 22 日～9 月 30 日 |
| ウ 監査実施 | 平成 28 年 10 月 3 日 |
| (ア) オープニングミーティング | |
| (イ) 監査の実施 | |
| (ウ) 確認結果まとめ | |
| (エ) クロージングミーティング | |

3 監査対象

北糶谷小学校及び蒲田中学校における校務全般に関する情報の取扱い、及び校務システム等の利用状況

4 監査適用基準

(1) 必須とした基準

ア 大田区個人情報保護条例

イ 大田区が取り扱う個人情報、個人番号及び特定個人情報の管理に関する情報

ウ 大田区情報セキュリティ基本方針

エ 大田区情報セキュリティ対策基準

オ 監査対象所属の情報セキュリティ実施手順

カ 大田区インターネット利用基準

キ マイナンバー安全管理措置大田区対応マニュアル

(2) 参考とした基準

ア 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

イ 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン

ウ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

エ 情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル（平成27年5月21日内閣サイバーセキュリティセンター）

オ 「高度標的型攻撃」対策に向けたシステム設計ガイド（独立行政法人情報処理推進機構）

当該情報セキュリティ監査の実施によって、北糶谷小学校及び蒲田中学校のそれぞれにおいて、次の3つの検出事項が発見された。

- ・北糶谷小学校
- ・情報資産の明確化及び分類の未実施
- ・個人情報の管理不備
- ・情報セキュリティ教育の不備

- ・蒲田中学校
- ・情報資産の明確化及び分類の未実施
- ・システム認証キーの取扱い不備

- ・情報セキュリティ教育の不備

上記検出事項について、次の対応策が取られている。

- ・情報資産の明確化及び分類の未実施

学校情報セキュリティ対策基準における情報資産の分類について、「個人情報
の安全管理に関するモデル基準における分類と情報資産の例示及び管理方法」
及び別表「持出し禁止電子情報一覧表」を用いて教職員にわかりやすい形に変
更する。

- ・個人情報の管理不備

鍵は保健室の施錠できる執務机の引き出しの中に保管する。保健室は、養護
教諭が出張や退勤するときには、部屋自体を施錠することにより、二重に安全
を保てるようにする。

- ・システム認証キーの取扱い不備

スクールカウンセラー2名で1個、講師6名で5個を共有しているシステム認
証キーのパスワードを、推測されにくい英数混在8ケタ以上に変更する。

スクールカウンセラーと講師が共有している認証キーの「利用記録簿」を作
成し、履歴を残して管理するようにする。

- ・情報セキュリティ教育の不備

校長会、副校長会において情報セキュリティ教育の重要性について伝達する。

学校運営システムに係るサポート研修を委託業者にて実施しているが、当該
研修は学校が任意に受講するものであるため、受講希望が少ない状況である。
そのため、「情報セキュリティ研修会」を定期的実施する方針で委託業者と調
整中である。当該研修会は全教職員が対象者の学校単位の受講であるため、全
学校が受講するには時間がかかることから、学校内で自主的に活用・学習でき
るように資料や情報を配信又は配布することも検討している。

(意見 No. 55)

平成28年度情報セキュリティ監査において上記指摘事項があり、そのうち情
報資産の明確化と分類の未実施、個人情報の管理不備及びシステム認証キーの
取扱い不備の指摘事項については改善措置が取られていた。

しかし情報セキュリティ教育の不備については、十分な改善措置が未だ取ら
れていない。

そのため今後は改善措置を速やかに実施するためにも、早期に全学校への情

報セキュリティ研修を行うことが必要である。

(4)セキュリティ USB の管理

学校における USB メモリについては、平成 28 年度において校務端末入れ替え時にセキュリティ USB メモリを各学校に 10 本ずつ配布している。このセキュリティ USB には、パスワードロック機能及びデータの暗号化機能が付いており、校務端末から外部へデータを移動する際に利用することで、紛失時の情報流出や漏洩のリスクを低減することができる。

このセキュリティ USB が配布された際、各学校へ「学校運営システム認証キー及びセキュリティ USB の管理について（通知）」によると管理方法について、次の 5 点が示されていた。

3 管理方法について

情報セキュリティの観点から、以下の 5 点を示します。

①教員室の施錠

教員室が無人の状態になる際は、必ず施錠を行い、外部者が容易に侵入できないようにする。

②保管場所への収納

離席時を含む未使用時には、机の中もしくは保管庫に収納し、施錠を行う。

③保管箱の使用

保管場所に収納する際、さらに保管箱を使用し二重化することで安全性の向上を行う。

④推測されにくいパスワード

認証キー及びセキュリティ USB にて設定するパスワードは、他者から推測されにくいものとし、生年月日や氏名（イニシャル含む）、キーボードの配列順（「qwer」など）、電話番号などを設定しない。

⑤セキュリティ USB 使用履歴の管理

学校情報セキュリティ実施手順に則り、【様式 5 情報機器使用簿】にて使用履歴を適切に管理する。

また平成 29 年 5 月 10 日には「学校での USB メモリの運用について（通知）」を各学校長に通知し、情報セキュリティをさらに強化するため、学校における USB メモリの運用を次のとおり見直している。

記

1 改正点の概要

平成 29 年 6 月 1 日から、平成 28 年度に教育委員会指導課から配付されたパスワード機能及び暗号化機能付き USB メモリのみを使用し、これ以外の公費 USB 及びリース USB の使用を禁止します。

2 学校で使用可能な USB メモリの機能及び数

(1)OTAUSB（汎用端末*と校務端末間でデータ移動ができる USB メモリ）：2 本

(2)セキュリティ USB（校務端末とインターネット端末間でデータ移動ができる USB メモリ）：8 本

*：グループウェア、財務会計システム及び庶務事務システム等がインストールされている PC

(意見 No. 56)

USB メモリについて、現状では各校に 10 本ずつ配布されているが、第 16 節 学校往査時でも述べるが、USB メモリの使用状況は数本程度の使用に留まっており、使用頻度は低い状況である。

USB メモリの使用頻度が今後も著しく低い場合には、10 本ずつではなく、その使用頻度に見合った貸与とし、残本は教育委員会で保管することにより、必要量が見込まれた分について再び貸与することとすることが、現場での紛失リスクを低減することにつながるものと考えられる。

また現状、各学校の規模等、児童・生徒数及び教職員数を問わず 10 本ずつの貸与であるが、今後使用頻度が上がった場合には大規模校では不足することも考えられることから、一律の本数貸与ではなく学校規模に応じた貸与本数を検討することが必要であると考えられる。

(5) 情報資産の調査

1) 概要

平成 29 年度において情報セキュリティ委員会「平成 29 年度情報セキュリティ対策事業計画」に基づき、情報資産に対する調査が実施されている。

情報資産調査の概要は「情報資産調査の実施について（依頼）」では、次のとおりである。

1 実施概要・目的

各課個別調達のパソコン等の機器を中心とした情報資産の管理状況を調査します。

調査結果は、全庁的なセキュリティ対策の検討や情報資産管理システム等の基礎データに活用するとともに、情報セキュリティ委員会へ報告を行います。

2 調査対象所属

全ての所属

ただし、学校に関する取扱いは次のとおりとします。

調査 1, 2 学校使用分を教育総務部各課間で調整のうえ回答作成

調査 3, 4 内部情報系端末関連分のみ、各学校で回答作成または実施

3 調査概要

記入にあたっては、各別紙及び調査表記載例を参照してください。

	調査名	提出書類	調査対象・方法
1	—	送付文	必要事項を記入
2	調査 1 パソコン調査	調査 1「パソコン調査」	各課個別調達のパソコン・タブレット端末の状況を記入
3	調査 2 周辺機器調査	調査 2「周辺機器調査」	各課個別調達のプリンタ・デジタルカメラ・各種外付けドライブ等の周辺機器について記入
4	調査 3 ソフトウェア調査	調査 3「ソフトウェア調査」	各課個別調達のソフトウェアの使用状況について記入
5	調査 4 USB メモリ棚卸し	調査表・書面報告 必要なし	各所属で使用中の USB メモリについて、指定方法により存在確認を行う

2) 情報資産の調査結果

情報資産の調査を教育総務部で取りまとめ、情報システム課に提出した回答は、次のとおりであった。

調査1「パソコン調査」 計6,353台分

調査2「周辺機器調査」 計6,133件分

調査3「ソフトウェア調査」 計60件分

調査4「USBメモリ棚卸し」については、報告書の提出や部内各課の完了確認は不要のため、回答が提出されていない。

調査4が報告書等の提出が不要であるのは、USBメモリについては情報資産管理システムの機能を利用して実施するため、指定期間内に端末に各所属職員がUSBメモリを接続することで、自動的に棚卸し作業が完了するためである。

(指摘事項なし)

情報資産の調査結果として、調査1「パソコン調査」、調査2「周辺機器調査」、調査3「ソフトウェア調査」に関して、教育総務課が取りまとめた調査結果を閲覧したが、調査結果と齟齬はなく、情報資産の内容も特に問題となる資産はなかったことから、情報資産の調査について、特に問題となる事項はない。

第 11 節 教育指導

1. 概要

大田区教育委員会は、第 2 章 監査対象の概要 2. 大田区の学校教育で述べたように、大田区基本構想が掲げる将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」の実現を目指すとともに、国が掲げる教育の目的・理念に則り、教育目標を定めている。そして、当該教育目標を実現するための実施計画として「おおた教育振興プラン 2014」(以下「振興プラン」という。)が策定されており、それに沿って大田区の教育行政が推進されている。

振興プランは、大田区基本構想で掲げた区の将来像を実現するための基本計画である「おおた未来プラン 10 年」(以下「未来プラン」という。)の分野別個別計画として位置付けられるとともに、教育基本法第 17 条に基づき政府が策定した「教育振興基本計画」を参酌して大田区が定めた教育振興のための施策に関する基本的な計画である「第 2 期教育振興基本計画」(計画期間：平成 25～29 年度)として位置付けられるものである。

未来プランにおいては、計画全体で 36 の施策が設定され、そのうち教育委員会では次の 4 施策 (37 事業) に取り組んで行くこととなっている。

基本目標 1 生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち			
個別目標 1-1 未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします			
施策 1-1-3 未来を担う子どもたちを育てます			
1)	基礎・基本的な学力を習得する教育の推進 (8 事業)		
	①	基礎学力の定着	
	②	習熟度別指導の充実	
◎	③	理科教育の推進	
◎	④	読書活動の推進	
	⑤	小中一貫教育の推進	
◎	⑥	ICT 教育の推進	
◎	⑦	国際理解教育の推進	
	⑧	海外からの児童・生徒への日本語指導の充実	
2)	豊かな人間性を育む教育の推進 (6 事業)		
	①	教育相談の充実	
	②	スクールカウンセラー事業の充実	
	③	不登校施策の充実	
	④	人権教育の推進	

		⑤	体験学習・キャリア教育の推進
		⑥	幼児教育への支援
	3)		たくましく生きるための健康・体力をつくる教育の推進（4事業）
		①	体力向上の推進
		②	食育の推進、基本的な生活習慣の確立
		③	部活動の推進
		④	運動遊びの充実
	4)		教育の質の向上と環境の整備（7事業）
		①	教員の指導力向上
		②	特別支援教育の推進
		③	学校施設の改築
		④	学校施設の緑化の推進
		⑤	校外施設の整備
		⑥	学校運営システムの活用
		⑦	学校支援体制の整備
	5)		地域力を生かした教育支援（5事業）
		①	開かれた学校づくりの推進
		②	夏季特別指導の拡充
		③	学校支援地域本部の充実
		④	子ども安全・安心の推進
		⑤	家庭の教育力の向上
			施策 1-1-4 のびのびと成長する子どもを見守ります
	3)		放課後の安全な居場所づくり（1事業）
		①	学童保育及びフレンドリーおおた事業の推進
			個別目標 1-2 誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくります
			施策 1-2-4 生きがいと誇りを持って暮らせるまちをつくります
	1)		区民の主体的な生涯学習の仕組みづくり（1事業）
	2)		歴史・文化を大切にす地域づくり（2事業）
			施策 1-2-5 スポーツ健康都市宣言にふさわしい、スポーツを通じて健康で豊かに暮らせるまちをつくります
	1)		スポーツの力で推進する国際交流（1事業）
	2)		スポーツでいきいき健康に暮らせるまちづくり（1事業）
	3)		地域力を活かしたスポーツ振興（1事業）

そして、未来プランの分野別個別計画として位置付けられる振興プランにお

いては、教育施策を推進する 4 つの「基本的な視点」と重点的に進める教育施策の方向性「6つのアクションプラン」を明示している。内容は第 2 章 監査対象の概要 (2) おおた教育振興プラン 2014 の②、③のとおりである。

以上のような枠組みの中で教育委員会は事業を行っているが、この節においては、上記未来プランの個別施策のうち、教育指導に関連する個別施策 No. 1-1-3 「未来を担う子どもたちを育てます」の 1) 「基礎・基本的な学力を習得する教育の推進」の中から「理科教育の推進」、「読書活動の推進」、「ICT 教育の推進」、「国際理解教育の推進」の 4 事業 (◎を付した事業) を監査の対象として以下で議論を進めることとする。なお、これらの 4 事業は、振興プランにおける 6 つのアクションプランのうち、「学力向上アクションプラン【知】」と「教育環境向上アクションプラン【学校】」と関連した事業となっている。

2. 監査手続

前述のとおり、「理科教育の推進」、「読書活動の推進」、「ICT 教育の推進」、「国際理解教育の推進」の 4 事業を対象として、その取組み内容が合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、適正に運営されていることを確認するため、関係法規、具体的な取組み内容及び実績について関連する資料を閲覧するとともに、担当者への質問を実施した。また、おおたサイエンススクールである清水窪小学校において公開授業として実施されていたサイエンスコミュニケーション科の授業 (第 1 学年:「ぞうさんはかせになろう」、第 2 学年:「キリンはかせになろう」) の見学を実施した。さらに、ICT 活用推進モデル校である北糀谷小学校及び蒲田中学校を学校視察の対象とし、視察時に ICT 機器を使用した授業の見学及び ICT 活用の状況及びその効果等について校長及び副校長への質問を実施した。

3. 監査の結果

(1) 理科教育の推進

理科教育に関する大田区の現状は、下表の学習効果測定の結果のとおり、全国の平均正答率を下回っている学年がほとんどであり、他教科と比較しても平均正答率は目標値に届いていない学年が多い状態である。また、全国学力・学習状況調査の結果においても、全国と比較してネガティブな結果が集計されている。

理科平均正答率（大田区学習効果測定より）

		H24	H25	H26	H27	H28
小学校 第4学年	大田区	71.4	72.0	72.6	71.5	70.4
	全国	71.3	73.6	73.6	73.6	72.1
小学校 第5学年	大田区	67.7	67.1	67.8	68.6	65.3
	全国	67.9	67.6	69.2	72.1	68.5
小学校 第6学年	大田区	73.7	69.3	69.2	68.6	70.6
	全国	74.3	70.7	70.9	70.6	73.1
中学校 第1学年	大田区	68.2	63.3	62.4	63.2	61.2
	全国	69.0	65.7	65.3	64.3	64.2
中学校 第2学年	大田区	52.1	54.3	51.6	53.9	54.9
	全国	55.8	57.8	55.8	56.5	55.7
中学校 第3学年	大田区	50.4	51.5	52.4	52.4	54.0
	全国	54.8	55.5	54.5	53.6	53.9

教科別平均正答率と目標値との比較（平成28年度大田区学習効果測定より）

		国語	社会	算数・数学	理科	英語
小学校 第4学年	目標値	68.0	70.6	67.2	70.1	
	平均正答率	70.4	75.2	75.3	70.4	
小学校 第5学年	目標値	68.4	62.5	63.9	66.2	
	平均正答率	75.5	66.7	71.9	65.3	
小学校 第6学年	目標値	68.1	66.4	63.3	69.5	
	平均正答率	75.1	68.4	70.0	70.6	
中学校 第1学年	目標値	66.2	60.7	67.1	63.3	
	平均正答率	69.1	60.2	68.0	61.2	
中学校 第2学年	目標値	69.2	51.1	58.2	56.4	58.9
	平均正答率	73.0	54.1	61.2	54.9	63.8
中学校 第3学年	目標値	65.0	53.7	56.4	54.7	57.6
	平均正答率	69.9	54.0	58.2	54.0	63.9

理科学習状況（平成 27 年度全国学力・学習状況調査より）

調査項目	小学校		中学校	
	大田区	全国	大田区	全国
理科の勉強が好き	49.5	55.0	27.9	29.8
授業内容が分かる	51.4	56.1	25.4	26.1
観察実験が好き	67.4	71.4	48.4	51.9
週 1 回以上理科室で観察実験を行った	25.0	58.2	35.7	60.0

このような状況に対応するため、理科教育推進事業は、振興プランの「学力向上アクションプラン」の下、「地域と連携しながら理科教育を推進し、理科好きな子どもを育て、将来の日本の科学技術を支える人材を育てます」を目標に、平成 29 年度において次のような取組が行われている。

児童・生徒に直接係る支援

- ◎ 小学校理科支援員の拡充（平成 29 年度新規・拡充）…小学校第 3 学年から第 6 学年の各学級に年 20 時間理科支援員を配置し、準備や補助、片付け等をして観察・実験の授業を充実させる。
- ◎ 中学校理科教育指導員の配置（平成 29 年度新規）…3 名の指導員が中学校を巡回し、観察・実験の授業で TT（Team Teaching）による支援及び授業力向上のための指導・助言を行う。
- ◎ 大田区における小学生科学展の開催（継続）…自らの研究成果をまとめ、科学的な能力を高める。各学校の代表作品をものづくり教育・学習フォーラムで展示発表する。

児童・生徒に間接的に係る研究や教員の授業力向上

- ◎ おおたサイエンススクールの取組（継続）…国立大学法人東京工業大学（以下、東工大という。）との連携、サイエンスコミュニケーション科の実践、理科教育の推進の 3 つの視点で研究し、その成果を区内公立学校に普及する。
- ◎ 小学校理科授業力向上研修の拡充（平成 29 年度拡充）…夏期休業期間の 8 日間、各学年の課題がある 4 つの単元について、大学教授による観察・実験の授業力向上のための実技研修を行う。
- ◎ 中学校理科授業力向上研修の実施（継続）…理科教育アドバイザーが 3 年間で全理科教員の観察・実験の授業を参観及び指導・助言し、授業力向上を図る。

大学や企業等との連携

- ◎ 東工大夏季集中講義（ACEEES）（継続）…東工大夏季集中講義に区内公立小中学校の教員が参加し、「科学技術と生涯学習」のテーマで大学院生とワークショップを行う。
- ◎ 東工大おおたサイエンスフェスタの開催（継続）…東工大の実験室で、小学校第3学年から第6学年までの児童が先端技術を取り入れた実験を経験することで、科学への興味・関心を高める。
- ◎ おおた理科博士・ものづくり科学スクール・こども科学教室の実施（継続）…理科博士を対象学級に配置し、授業を支援する。アルプス電気株式会社等による実験教室を開催する。

以上のとおり、平成29年度から区立中学校への中学校理科指導員の派遣が開始されるとともに、小学校理科支援員については、平成28年度各学級7時間配置だったものを平成29年度から各学級20時間配置に拡充されており、理科教育の現状に対する特別の配慮が見られる。これに伴い理科支援員に係る予算も増加している。理科教育推進事業に係る平成28年度の予算・実績及び平成29年度の予算は次のとおりである。

事業名	平成29年度	平成28年度			
	予算（円）	予算（円）	実績（円）	執行率	事業実績
おもしろ理科教室	14,353,200	7,744,000	6,436,000	83.1%	
理科特別支援員	13,747,200	7,364,000	6,031,000	81.9%	
おおた理科博士	1,907,200	3,724,800	3,096,000	83.1%	387時間
理科支援員	11,840,000	3,259,200	2,935,000	90.1%	2,935時間
コーディネーター	0	0	45,000	-	3人
サイエンスコミュニケーション	606,000	380,000	360,000	94.7%	
おおた理科博士	256,000	240,000	224,000	93.3%	28時間
理科支援員	350,000	140,000	136,000	97.1%	136時間
おおたサイエンススクール	315,000	400,000	399,908	100.0%	
講師謝礼	315,000	0	0	-	-
消耗品費	0	400,000	399,908	100.0%	理科教材
おおた・東工大サイエンスフェスタ	1,376,360	1,376,360	1,272,208	92.4%	委託費他

（意見 No. 57）

おおたサイエンススクールの平成28年度の消耗品費予算の執行額について、清水窪小学校視察時に入手した支払明細表の合計金額は398,004円であり、上

表の教育委員会から入手した実績額と 1,904 円の差異があった。当該差異の内訳は支出命令書により平成 28 年度の支出として確認できたため、前述の「支払明細表」への記載が漏れていたこととなる。年度内の購入に対して支出が年度を跨いで行われたこと等が原因と思われるが、「支払明細表」は予算執行額の内訳ともなるため、予算執行額と一致させることが望まれる。

(意見 No. 58)

おおたサイエンススクールの平成 28 年度の消耗品費予算の執行額について、清水窪小学校視察時に支払明細表を入手し支出の妥当性について検討した。支払明細表上の項目名だけでは内容が不明確なものについては、納品書等を入手して内容を確認した。

その結果、清水窪小学校が「第 50 回記念 全国小学校理科研究協議会研究大会 東京大会」の研究協力校として平成 29 年 1 月 20 日に開催した「東京都小学校理科教育研究会 大田地区研究発表会」で使用した消耗品(クリアホルダー、ゴム付鉛筆、データ用 DVD-RW、色上質紙、専用カートリッジ針)の購入代金 14,565 円が含まれていた。

清水窪小学校が研究協力校として指定されたのは全国唯一のサイエンスコミュニケーション科設置校であることも理由のひとつになっているようであるが、前述の発表会の内容は、第 1、2 学年はサイエンスコミュニケーション科の授業であるものの、第 3～6 学年は通常の理科の授業が対象となっている。このような発表会の開催に係る経費は、他校では通常の配当予算の中で賄われている状況を勘案すると、おおたサイエンススクールの予算を充当することの妥当性に疑義が生じかねない。

清水窪小学校側は理科教育に係る消耗品費の範囲内であれば用途を限定されないものと考えており、確かにサイエンスコミュニケーション科を設置することにより理科教材等の費用が通常の小学校よりも掛かることに対して付与されている予算であれば問題ないものとも考えられるが、そのような趣旨であれば通常の配当予算の中で考慮すれば良いと考えることもできるため、予算の用途についてより明確に規定し執行して行くことが望まれる。

(意見 No. 59)

おおたサイエンススクールについて、平成 23 年度に清水窪小学校が指定され、平成 25 年度には同校にてサイエンスコミュニケーション科が新設されて現在に至っている。既に相当の年月が経過しているが、前述の研究発表会での研究発表は行われているものの、おおたサイエンススクールやサイエンスコミュニケーション科の効果の分析は十分に行われておらず、指定校の増加や他校でのサ

イエンスコミュニケーション科の設置等の対応計画も存在しない状況である。

しかしながら一方では、児童の保護者からはその効果を期待され、清水窪小学校の入学希望者は年々増加し、定員を上回る希望者が出る状況にある。このようなニーズに応えるために、学習効果測定の結果等により効果を分析・評価し、対応計画を策定するとともにその内容を公表することが望まれる。

(2) 読書活動の推進

大田区子ども読書活動推進計画の下、児童・生徒の発達段階に応じた読書活動の充実を図ることを目的に以下の取組を実施している。

- ◎ 国語力向上委員会読書活動部会による実践紹介、資料提供
- ◎ 読書の時間や機会の確保、読書週間の取組
- ◎ 読書指導計画の作成等、児童・生徒の読書意欲を高める指導の充実
- ◎ 読書環境の整備等、調べ学習における読書活動の充実

なお、平成 28 年度から読書相談、選書・購入、資料探し・調べもの学習・授業の支援、区内公共図書館や地域ボランティアとの連携等、司書教諭の補助を行う読書学習司書（司書又は司書教諭資格保有者）を設置し、平成 28 年度は小学校 20 校、中学校 10 校、平成 29 年度は小学校 20 校、中学校 10 校、平成 30 年度までに区立小学校・中学校全校に配置する予定である。読書学習司書に関する配置計画・実績及び予算は次のとおりである。

配置計画

(単位：校)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	合計
小学校	20	20	19	59
中学校	10	10	8	28
合計	30	30	27	87

配置実績

(単位：校)

	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
小学校	20	20	40
中学校	10	10	20
合計	30	30	60

※ 平成 29 年度の配置は 1 学期で小学校 12 校、中学校 6 校、2 学期で残りの小学校 8 校、中学校 4 校に設置している。

平成 28 年度予算及び実績

(単位：円)

項目		予算額		決算額	
小学校	報酬	@1,500×5h×週 3 日×35 週×20 人	15,750,000	@1,500×8,539h	12,808,500
	通勤交通費	@680×週 3 日×35 週×20 人	1,428,000		386,044
	特別旅費	(区内) @440×10 回×20 人	88,000		24,129
	小計		17,266,000		13,218,673
中学校	報酬	@1,500×5h×週 3 日×35 週×10 人	7,875,000	@1,500×4,492h	6,738,000
	通勤交通費	@680×週 3 日×35 週×10 人	714,000		240,953
	特別旅費	(区内) @440×10 回×10 人	44,000		10,752
	小計		8,633,000		6,989,705
合計			25,899,000		20,208,378

平成 29 年度予算

(単位：円)

項目		予算額	
小学校	報酬	@1,500×5h×週 3 日×35 週×40 人	31,500,000
	通勤交通費	@680×週 3 日×35 週×40 人	2,856,000
	特別旅費	(区内) @440×12 回×40 人	211,200
	小計		34,567,200
中学校	報酬	@1,500×5h×週 3 日×35 週×20 人	15,750,000
	通勤交通費	@680×週 3 日×35 週×20 人	1,428,000
	特別旅費	(区内) @440×12 回×20 人	105,600
	小計		17,283,600
研修費用 (※)			282,000
合計			52,132,800

※ 読書学習司書の品質維持及び画一的サービスの提供を目的として月 1 回程度の頻度で研修を開催することを予定している。

(意見 No. 60)

読書学習司書は司書又は司書教諭資格保有者を対象としており、短期間での採用に限界があることが危惧される。上記の「配置実績」や「予算及び実績」

からも分かるように、年度当初で配置計画通りの配置が実施できていない状況である。平成 29 年度までの配置計画は実現できているものの計画最終年度である平成 30 年度の採用に当たっては、早期の募集開始等、計画実現のための特別な対応が望まれる。

(意見 No. 61)

読書学習司書の採用は 3 年間という短期間でのまとめた実施となるため、読書学習司書の個々の経験及び能力の違い等、画一的なサービスの提供ができるか否かには不安が多いものと思われる。平成 29 年度から研修費用が予算化されているが、能力向上プログラムの充実に加えて、個々の読書学習司書の評価制度も確立させていくことが読書学習司書設置の効果を上げることには必要なものとする。

(意見 No. 62)

読書学習司書制度は導入して間もないため、その効果測定が現状では十分に行われていない。平成 29 年度終了時点では全体の 7 割弱で設置が完了したこととなるため、早期にその効果を分析・評価し、その結果を公表することが望まれる。

(3) ICT 教育の推進

ICT 教育の充実によって、児童・生徒が主体的に目的や条件に応じて、情報の処理、加工、創造、発信ができる「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」といった「情報教育」を推進し、情報活用能力の向上を図るとともに、整備された環境を最大限に活用するため、児童・生徒の情報モラル・情報リテラシーの向上と定着を図っている。また、ICT 機器やデジタルコンテンツを活用した授業により、「わかる授業」や「児童・生徒の興味・関心・意欲を引き出す授業」を目標とした授業改善に取り組み、授業の質の向上を図ることによって、確かな学力の定着を目指している。

大田区では平成 26 年度には全中学校に 43 台のタブレット型パソコンを導入するとともに、ICT 活用推進委員会を立ち上げ、推進計画の内容を検討した。平成 27 年度には ICT 活用推進モデル校（北糀谷小学校、蒲田中学校）を設置し、ICT を活用した授業研究を通して効果的な指導方法について研究を深め、平成 27 年度には北糀谷小学校が、また、平成 28 年度には蒲田中学校が研究発表を行っている。平成 28 年度には ICT 環境整備の一環として区立全中学校の普通教室に無線 LAN 環境と各校 3 台の電子黒板を配備している。

しかしながら、文部科学省が公表している「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」の東京都版によると「23 区別『コンピュータの設置状況』及び『インターネット接続状況』の実態」において、大田区は多くの指標で 23 区中最下位を含め下位に位置付けられている状態であった。

この状況を改善すべく、平成 27 年度より実施している ICT 活用推進モデル校の事業成果を踏まえ、平成 29 年度において、すべての区立小中学校に最先端の ICT 機器（スライドレール式電子黒板、書画カメラ、無線 LAN、児童・生徒用タブレット PC40 台（21 クラス以上の大規模校には 80 台））を整備し、ICT ツールを駆使した新しい教育を本格的に展開している。各種 ICT 機器の活用効果には次のようなことが想定されている。

◎ 書画カメラ＋電子黒板の利用

習字等、書画カメラで拡大した教員の実演の様子を見せながら説明することで、児童・生徒にわかりやすい授業を行うことができる。

◎ タブレット PC＋授業支援ソフトの利用

体育（水泳などの実技の授業）で、お手本となる泳ぎ方と自分の泳ぎ方を動画で見比べることができる。

◎ タブレット PC＋電子黒板＋授業支援ソフトの利用

児童・生徒がタブレット PC で作成した答案を瞬時に電子黒板上に一覧表示し、意見の比較、共有化が図れる。

◎ タブレット PC＋電子黒板の利用

社会科の授業で、タブレット PC から地図データを電子黒板に表示し、児童は電子ペンで地図をマーキングしながら発表することで、プレゼンテーション能力の向上を図ることができる。

当該計画実施前（平成 29 年 3 月現在）及び実施後の ICT 環境の整備状況は次のとおりである。

	学校数	教育用 コンピュータ の総台数	教育用 コンピュータ 1 台当りの 児童生徒数	一学校 当りの 電子黒板の 台数	普通教室の 電子黒板 整備率	普通教室の LAN 整備率	普通教室の 無線 LAN 整備率
	校	台	人／台	台／校	%	%	%
計画前	88	2,380	16.7	3.9	25.8	3.1	1.5
計画後	88	6,400	6.2	19.7	100.0	100.0	100.0

主な指標の改善予定（平成 29 年 3 月現在）

◎ 普通教室電子黒板整備率

- 計画前 23 区中 21 位 ⇒ 計画後 23 区中 1 位
- ◎ 普通教室 LAN 整備率
- 計画前 23 区中 23 位 ⇒ 計画後 23 区中 1 位
- ◎ コンピュータ 1 台当りの児童・生徒数
- 計画前 23 区中 23 位 ⇒ 計画後 23 区中 12 位

以上のとおり、平成 29 年度において ICT 環境整備の大幅な拡充が図られており、ICT 機器の導入設定費用、保守料及びリース料等の発生により、ICT 教育推進に係る予算も大幅に増加している。ICT 教育推進事業に係る平成 29 年度と平成 28 年度との予算比較、平成 28 年度の最終予算額と決算額及び平成 29 年度予算の主な内訳は次のとおりである。

平成 29 年度と平成 28 年度との予算比較

(単位：千円)

平成 29 年度 当初予算額	平成 28 年度 当初予算額	増減額	増減率 (%)
1,547,364	358,073	1,189,291	332.1

平成 28 年度 of 最終予算額及び決算額

(単位：千円)

平成 28 年度 最終予算額	平成 28 年度 決算額	執行率 (%)
250,119	248,505	99.4

平成 29 年度予算の主な内訳

(単位：千円)

費目（節）／事業名	平成 29 年度 当初予算	平成 28 年度 当初予算	増減額
需用費	—	14,467	△14,467
役務費	29,933	8,375	21,558
委託料	934,768	120,679	814,089
中学校 ICT 設備の拡充	—	95,936	△95,936
小学校 ICT 設備の拡充	231,394	—	231,394
小・中学校 ICT 環境整備	588,226	—	588,226
その他	115,148	24,743	90,405
使用料及び賃借料	582,663	214,552	368,111
パソコン教室用 PC（小学校）	98,051	98,051	—
パソコン教室用 PC（中学校）	87,998	87,998	—
小・中学校 ICT 環境整備	356,217	—	356,217
その他	40,397	28,503	11,894
合計：	1,547,364	358,073	1,189,291

上表のとおり、ICT 教育推進事業の支出に占める割合の高いものは「委託料」及び「使用料及び賃借料」の中の「小・中学校 ICT 環境整備」事業である。当該事業については、外部の事業者を選定して ICT 機器の導入・保守等の業務を委託している。当該委託事業者との契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づいた単年度の随意契約となっている。

当該委託事業者の選定に当たっては、「全小中学校 ICT 環境整備事業」事業者選定委員会を設置し、ICT 機器の提供事業者、導入設定作業委託事業者及び保守事業者の適正かつ公正な選考の実施を図っている。当該選定委員会は 5 名の委員（委員長：教育総務部長、委員：企画経営部企画課長、企画経営部情報システム課長、教育総務部教育総務課長、教育総務部指導課長）から構成され、その決定は委員の過半数が出席した選定委員会において出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによることとされている。

当該選定委員会における委託事業者選定は、RFQ (Request For Quotation) 方式というものが採用されている。RFQ 方式とは、購入側が希望する物品やサービスの仕様や数量を事業者に提示し、それに対する見積価額を依頼する方式で、相手先から提示された見積価額を比較検討の上、委託事業者を選定することとなる。

大田区では前述のとおり平成 27 年度から ICT 活用推進モデル校事業を小中学

校1校ずつで実施し、教育向け ICT 機器について検証を進めてきている。このため、RFQ の各仕様書は、当該モデル校で得たノウハウを生かし、既に導入したもののうち、利用頻度が高く、今後の活用が見込まれる物品を選定するなど、実証済みのモデルに基づいた必要十分な ICT 環境を整備できるような内容とすることができる状況にあり、RFQ 方式によることで、当該仕様書に対する委託事業者の見積価額を比較検討することにより、費用の妥当性を評価でき、結果的に最も適正な価格での導入が図れるものと判断している。また、契約上の最終的な仕様書については、選定された委託事業者と協力しながら詳細なものとして行くため、選定の段階において価格競争を行わせることによって、公平性、透明性を担保している。

なお、機器提供事業者、導入設定作業委託事業者、保守事業者を同一業者として選定しているが、これは、機器の調達事業者と導入設定作業委託事業者を同一とすることで、機器の調達から導入設定作業までをワンストップで実施することができ、また、機器提供・設定を実施した事業者でなければ迅速な保守対応が難しいことを理由としている。

選定委員会での委託事業者選定結果については、区長までの承認を経た上で、教育総務部学務課から総務部経理管財課へ「業者推薦書」が提出されている。契約の締結に当たっては「大田区契約事務規則」に基づいて行われている。平成 29 年度における選定過程は次のとおりである。

見積依頼事業者の選定

過去 3 年以内に区立小中学校において、パソコン教室機器、教務用端末等の導入・設置案件を実施したことがある又は文教分野で同規模の他の自治体において同様の実績のある事業者 5 社を選定している。

選定方法

事業者より提示のあった機器提供費、導入設定作業委託費、保守費の各経費の全年度分を合算した総額に基づき、本選定委員会において事業者の順位付けを行う。最も安価な金額を提示した事業者を第一候補事業者として選定し、仕様調整（詳細な仕様の検討）を行い、その内容で契約を締結する。なお、選定委員会では、第一候補事業者が決定するまでは事業者名を委員に開示していない。

仕様調整を行った結果、仕様要件を満たせないことが判明した場合又は契約締結時に指名停止等の行政処分を受けていることが判明した場合に限り、第二候補事業者と仕様調整後に契約締結する。第三候補事業者以下についても同様とする。

審議結果

辞退した 2 社を除く 3 社の見積金額を比較して、総額でも、機器調達費、導入設定作業費、保守費のいずれの項目でも、最も安価な金額を提示しており、予算額の範囲内に収まっている価額を提示しているライオン事務器株式会社を第一候補事業となり、全委員の了承が得られている。

学校の ICT 化推進体制については、教育の情報化を推進する責任あるマネジメント体制及び教育委員会・学校内のシステム運用体制、さらに教員の授業での ICT 活用サポート体制等の整備が必要であり、学校長は ICT 推進リーダーを指名し、リーダーを中心に、校内体制、指導計画、研修計画を作成し、運営・推進して行くこととなっている。教員の能力向上に関しては、以下の研修を実施し対応を図っている。

◎ 管理職研修

各校の管理職を対象に、教育の情報化についての統括的な責任を持ち、各校のビジョンを掲げ実践できるよう、リーダーシップやマネジメントに関する研修を実施している。

◎ 推進リーダー研修

各校で校長より選任された情報教育リーダーは、学校の ICT 化を推進する企画・提案を行う等の推進役としての活躍が期待されており、その推進役としての能力を身に付けるための研修を行っている。

◎ 校内活用研修

すべての教員が ICT 活用能力を向上できるよう、管理職及び情報教育リーダーが中心になって校内での全体研修や個人研修を実施している。必要に応じて ICT 支援員の活用等により、各校の実態に応じた研修運営を推進している。

(意見 No.63)

ICT 活用推進モデル校で見学した授業や校長等へのヒアリングの結果から、同校では ICT 機器が有効に活用されており、授業を受けている児童・生徒の反応も良いものとの印象を持った。しかしながら、ICT 教育の推進は、各校の校長の方針や教員の ICT 機器活用能力に依拠する部分が大きくなる可能性があり、区立全小中学校へ導入を拡大した際には、各校での活用の度合いの違い等により授業に差が生じることが危惧される。

このような事態に陥らないために、上記研修に加え、導入時には全教員を対

象とした操作研修の実施、年間 30 校程度を訪問し ICT 活用についての具体的な指導・助言の実施、希望者を対象とした ICT 活用研修の実施等、体系的に研修を実施するとともに、ICT 機器の利用度合い（稼働率）については、学校評価の項目として位置付け、監督・指導しているところである。

多額の予算を充てている事業でもあるため、国の方針ではあっても、研修の実施や稼働率のモニタリングに限らず、ICT 機器導入の効果を適切に分析・評価し、より効果的な機器の導入や利用方法の確立等に反映させていくことができるような管理体制を構築する必要があるものとする。

(4) 国際理解教育の推進

大田区は「国際都市おおた」を標榜し、未来を担うグローバルな人材育成のための教育施策に取り組んでおり、国際理解教育として、諸外国の地理・歴史や文化についての学習や人々との交流を通して異文化を理解させるとともに、互いの人権を尊重する態度を育成するための教育活動を推進している。

しかしながら、英語教育に関する大田区の現状は、下表の学習効果測定の結果のとおり、全国の平均正答率は上回っているものの、達成率（期待正答率を超えた生徒の割合）は平成 25 年度以降、全国を下回っている学年が存在する状態が継続している。

英語平均正答率（大田区学習効果測定より）

年度		H24	H25	H26	H27	H28
中学校 第 2 学年	大田区	73.6	62.9	61.5	62.7	63.8
	全国	71.9	57.3	60.8	59.6	60.7
中学校 第 3 学年	大田区	65.9	60.6	63.1	63.1	63.9
	全国	64.5	54.3	59.3	59.3	60.5

英語達成率（大田区学習効果測定より）

年度		H24	H25	H26	H27	H28
中学校 第 2 学年	大田区	68.5	69.5	63.3	64.6	67.0
	全国	66.5	75.9	65.3	65.0	65.7
中学校 第 3 学年	大田区	63.7	67.8	68.0	67.0	69.2
	全国	60.8	51.2	65.1	67.7	69.4

このような状況に対応するため、国際理解教育推進事業では、平成 29 年度において次のような取組が行われている。

児童・生徒のコミュニケーション能力を育てる

◎ 小学校第 1 学年からの大田区外国語活動

<目的>

国際理解教育の一環として、児童が外国人や英語に直接触れることにより、外国の文化や英語に対する興味・関心・意欲を育て、将来国際人として活躍できる素地を培う。さらに、小学校第 1 学年から外国語教育指導員を派遣し、発達の段階を踏まえた外国語教育及び国際理解教育を実施することで、児童・生徒のコミュニケーション能力の向上を図る。

<内容>

低学年では「英語に触れること」、中学年では「英語で伝えること」をテーマに、小学校第 1・2 学年は 8 時間ずつ、小学校第 3 学年は 35 時間（前年度は 12 時間）、小学校第 4 学年は 12 時間（来年度からは 35 時間を予定）、小学校第 5・6 学年は 35 時間（来年度からは 50 時間を予定）ずつの外国語活動を行う。また、外国語教育指導員については、小学校第 1、2、4 学年はすべての時間に配置し、小学校第 3、5、6 学年は 25 時間に配置する（小学校第 5・6 学年については来年度から 40 時間の配置を予定している）。

教員の指導力を高める

① 小学校外国語活動研修

<目的>

小学校外国語活動について、担任が中心となって進める 1 時間の授業の実際を学ぶ。

<対象>

小学校外国語活動を初めて指導する小学校第 3、5、6 学年の担任を中心とする。

② 中学校英語教育推進リーダー研修

<目的>

中学校英語教育推進リーダーを育成し、各校における英語教育の一層の充実を図る。

<内容>

学習指導要領及び新しい英語教育の在り方の趣旨に沿った指導や評価の実現に資する研修（生徒の総合的なコミュニケーション能力の育成、英語を用いた言語活動が中心となった授業、生徒の英語学習に対するモチベー

シヨンの向上、生徒の英語による言語活動が中心の指導方法、基本的に英語で行う授業、4技能の能力を適切に測ることができる評価法)

<対象>

区立中学校外国語（英語）科全教員

児童・生徒が身に付けた力を発揮する場をつくる

① 英語カフェ

<目的>

児童・生徒が外国語活動や英語の授業で学習した内容を実践的に活用する機会を充実させる。

<内容>

区立の小中学校において、外国語教育指導員が配置された日に、放課後や休み時間等を利用して、外国語教育指導員と英語のみでのコミュニケーションを楽しむことのできる時間や場所を設定する。

② イングリッシュキャンプ

<目的>

多様な国の外国人講師とともに英語で実施する様々なアクティビティを通して、異文化理解を深め、学んだ英語を使って進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

<内容>

様々な国の外国人講師と一日英語を使って活動する。様々な国の食べ物、スポーツ等世界の国の文化を学んだり、自分のことや学校、地域について英語で紹介したりする。

<対象>

区立小学校第5・6学年の希望者（約200名）

③ 中学生の海外派遣

<目的>

海外でのホームステイを通して、外国の生活や文化の理解、並びに外国語（英語）の習熟等を図り、国際社会において信頼と尊厳を得られる人間性豊かな生徒の育成を目指し、派遣後、成果を各学校の諸活動の進展に資することを目的とする。

<内容>

第33回（平成29年度）海外派遣の概要

訪問地：Aコース アメリカ合衆国（ボストン、セーラム、ニューヨーク）

Bコース ドイツ連邦共和国（ブレーメン、ハンブルク、ブレーマーハーフェン）

期 間：平成 29 年 7 月 22 日（土）～8 月 2 日（水）

人 数：区立中学校第 2 学年生徒 56 名（各校 2 名×28 校）

以上の国際理解教育推進事業に係る平成 28 年度の予算・実績及び平成 29 年度の予算は次のとおりである。

事業名	平成 29 年度	平成 28 年度			
	予算（円）	予算（円）	実績（円）	執行率	事業実績
国際理解教育推進委員会	270,000	270,000	1,140	0.4%	-
外国語教育指導員	124,309,296	109,575,180	108,770,364	99.3%	4,599.5 日
中学校	23,760,000	23,760,000	23,824,800	100.3%	1,100.0 日
小学校	99,927,216	85,193,100	84,323,484	99.0%	3,475.5 日
館山さざなみ学校	451,980	451,980	451,980	100.0%	15.0 日
夜間学級	170,100	170,100	170,100	100.0%	9.0 日
イングリッシュキャンプ	1,458,000	1,888,920	1,879,740	99.5%	296 名
中学生の海外派遣	31,762,000	30,539,000	30,246,378	99.0%	56 名

上表のうち、国際理解教育推進事業の支出に占める割合の高いものは「外国語教育指導員」であるが、外国語教育指導員（英語カフェを含む）については、委託会社から英語を母語又は公用語として使用している外国人を派遣してもらっている。当該委託会社との契約は自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づいた単年度の随意契約となっている。また、契約は単価契約となっており、委託会社からの請求を受けて区での検査完了後、履行月の翌月に委託報酬を支払っている。

業者の選定に当たっては、教育総務部指導課が委託会社の評価を実施し、その評価結果について、区長までの承認を経た上で、教育総務部指導課から総務部経理管財課へ「業者推薦書」が提出されている。契約の締結に当たっては「大田区契約事務規則」に基づいて行われている。なお、通常 3 年間は特別な問題がない限り業者選定を改めて行うことはしていないが、その期間内でも小学校及び中学校へのアンケートを年 1 回実施することにより、委託会社及び派遣指導員の執務状況の評価を行い、問題があれば改善要求等の対応を図っている。

現在の委託会社は株式会社インタラック関東中部であり、平成 27 年度より契約を継続している。同社は東京証券取引所第一部上場会社である株式会社リンクアンドモチベーションの 100%子会社であり、学校向け ALT（Assistant Language Teacher）配置事業、法人向け語学研修事業及び人材紹介・派遣事業を行っている会社である。グループ全体で業界 No. 1 の ALT 配置実績とのことで

ある（同社グループ会社のホームページにより）。なお、イングリッシュキャンプについても随意契約により同社と契約を締結している。

（意見 No. 64）

平成 27 年度の外国語教育指導アンケートの結果を閲覧したところ、委託会社及び指導員に対して概ね肯定的な意見が多かったが、派遣されている指導員の指導能力の均質性には改善の余地があるように思われる。学校間での授業内容及び品質に格差が生じることがないように、指導員の指導・教育について、業者選定の際に最優先として考慮するとともに、委託業者に任せるだけでなく、小学校・中学校からの意見を集約して積極的に提案を行って行くことが必要ではないかと考える。

中学生の海外派遣事業については、旅行代理店と業務委託契約を締結し、海外派遣期間中の交通機関、宿泊施設及び食事の手配、ホームステイ先の選定等、行程の決定以外ほぼすべての業務を委託している。契約は上記外国語教育指導員の契約と同様、随意契約となっており、規模の大きい複数の旅行代理店から見積書を入手するとともに、旅行代理店からのヒアリングを実施し、教育総務部指導課の選定委員（課長以下、5 名）が委託会社を決定している。

平成 28 年度の選定に当たっては、3 社から見積書を入手し、それぞれの会社からヒアリングを実施し、委託業者選定会議の結果、前年度に続き近畿日本ツーリスト株式会社に決定している。

平成 28 年度の旅行代理店の選定過程の資料を閲覧したところ、ヒアリングの際の議事録や委託業者選定会議の議事録は保存されており、「選定における要点など（参考）」という選定対象会社を評価する際の評価ポイントが例示され、評価点数を記載する書面も保存されていた。

（意見 No. 65）

委託業者選定会議の議事録では各種意見の発言者も特定されておらず、評価点数を集計した資料も添付されていない。このため、議事録からだけでは、選定結果が合理的に結論付けられているようには思えない状況である。また、前述の「選定における要点など（参考）」という評価表に記入者名を記載する欄はあるが、選定委員 5 名中 2 名が名前を記載していない状況であった。

現状では評価表は参考資料としてだけの位置付けであるのかもしれないが、結論の根拠として客観的な指標となるものでもあるため、この評価表を正式な書類として評価者名を記入し、評価点数も集計して委託業者選定会議の資料として使用することが望まれる。

(意見 No. 66)

中学生の海外派遣事業は対象者が限定されているのに対して、予算が多く使われている事業と言える。このため、事業を継続している意義について、事業の効果測定を含め、事業評価を適切に実施して行くことが大切であるものと考え。しかしながら、当該事業は昭和49年に開始しているものの、派遣した生徒のその後の追跡調査は昨年度から開始されたばかりであり、未だその効果の測定結果を十分に分析できる状況に至っていない。

対象とならなかった生徒に対するフィードバックの効果も含め、早急に海外派遣事業の効果の測定及びその分析を行う体制を整え、その結果が公表されることが望まれる。

第 12 節 学校経営計画と学校評価

1. 概要

(1) 学校経営計画の概要

学校経営計画は自己評価、学校関係者評価の結果を踏まえ、年度の初めまでに学校が作成し、毎年 5 月までに大田区教育委員会に提出される。平成 29 年度の学校経営計画では大田区教育委員会への提出期限は平成 29 年 5 月 8 日（月）となっており、ほぼ毎年この辺りが提出期限とされている。

また学校経営計画は各学校のホームページ上での公開が大田区教育委員会より求められている。

学校経営計画の記載項目に特に大田区としての経営計画のフォームや必ず記載しなければならない項目の決まりは特に定めがなく、各学校の裁量に任されている。

記載項目は各学校の自由に任されているが、教育目標、教育の重点目標については各学校の学校経営計画において記載されている。

(2) 学校評価の概要

1) 学校評価制度の規定

学校評価は、平成 19 年 6 月の学校教育法の改正により学校教育法第 42 条、第 43 条が新たに設けられ、法的に義務づけられるものとなった。学校教育法第 42 条及び第 43 条は次のように規定されている。

第 42 条（学校の評価）

「小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。」

第 43 条（情報提供）

「小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」

なおこれらの規定は中学校に準用する。

またこの学校教育法第 42 条の規定を受けて、平成 19 年 10 月に学校教育法施行規則が改正され、学校教育法施行規則第 66 条、第 67 条、第 68 条が新たに設けられている。

第 66 条（自己評価）

「小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。」

第 67 条（学校関係者による評価）

「小学校は、前条第 1 項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。」

第 68 条（評価結果の報告）

「小学校は、第 66 条第 1 項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。」

なお、これらの規定は中学校に準用する。

学校教育法改正に先立って、文部科学省は平成 18 年 3 月に「義務教育諸活動における学校における学校評価ガイドライン」を作成し、各学校や設置者の取組みの参考に供している。

その後、文部科学省は平成 20 年に、新たな法令の規定及び文部科学省初等中等教育局に置かれた「学校評価の推進に関する調査研究協力者会議」における議論を踏まえ、記述を全面的に見直した「学校評価ガイドライン[改訂]」を作成した。

また、文部科学省初等中等教育局に置かれた「学校評価の第三者評価ガイドラインの策定等に関する調査研究協力者会議」における議論を踏まえ、学校の第三者評価の在り方に関する記述を充実し、「学校評価ガイドライン[平成 22 年改訂]」に改訂した。

さらに平成 27 年 6 月に学校教育法等の改正により小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校の制度が創設されたこと等を受け、小中一貫教育の実施に当たっての学校評価の在り方に関する記述を追加した「学校評価ガイドライン

[平成 28 年改訂]」に改訂された。

2) 学校評価の必要性と目的

学校評価の必要性は「学校評価ガイドライン[平成 28 年改訂]」（以下「ガイドライン」）によると次のとおりである。

学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、児童生徒がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保証を図ることが重要である。また、学校運営の質に対する保護者等の関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解を持つことにより相互の連携協力の促進が図られることが期待される。

これらのことから、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校及び設置者等が学校運営の改善を図ること、及び、評価結果等を広く保護者等に公表していくことが求められる。

また、学校評価の目的については、次の 3 つのことを目的として実施するものであるとしている。

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

3) 学校評価の実施手法

学校評価の実施手法としては同じく「ガイドライン」では、次の 3 つの形態が掲載されている。

- ・自己評価

各学校の教職員が行う評価である。

自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。

- ・学校関係者評価

学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。

教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠のものとして、有機的・一体的に位置付けるべきものである。

- ・第三者評価

学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価である。

第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものである。

第三者評価は、実施者の責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。

4) 学校評価により期待される取組と効果

「ガイドライン」では、学校評価を行うことにより期待される取組と効果について、次のように示している。

○ 学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより課題意識を共有することが重要である。これを踏まえ、設置者等は予算・人事上の措置や指導主事の派遣を行うなどの適切な支援を行うことが必要である。

○ 学校関係者評価の取組を通じて、教職員や保護者、地域住民等が学校運営について意見交換し、学校の現状や取組を知り課題意識を共有することにより、相互理解を深めることが重要である。学校評価を学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用することにより、保護者・地域住民の学校運営への参画を促進し、共通理解に立ち家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていくことが期待される。

さらに、学校評価を軸とした情報の共有と連携協力の促進を通じて、学校・家庭・地域それぞれの教育力が高められていくことが期待できる。

○ また、第三者評価の取組を通じて、学校が自らの状況を客観的に見ることができるとともに、専門的な分析や助言によって学校の優れた取組や、学校の課題とこれに対する改善方策が明確となる。さらに、学校運営が適切になされているかどうかを確認される。これらの結果、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることを期待される。

○ 学校評価は、限られた時間や人員を、必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中するといった、学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすものである。学校評価の取組を通じて、学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組むようになることが期待される。

○ 学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではない。学校評価の実施そのものが自己目的化してしまわないよう、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことが何よりも重要である。

2. 監査の結果

(1) 学校経営計画の記載内容

学校経営計画について、各学校の学校経営計画を閲覧したところ、学校経営計画の内容については特に規定はなく、各学校がそれぞれの特色をもって学校経営計画を作成している。

(意見 No. 67)

各学校の特色をもった学校経営計画を作成すること自体は、それぞれの学校が置かれた立地や児童・生徒の傾向等の環境が異なることから特に問題はないと考えられる。

しかしどのようなことについて学校経営計画を立案するのかについて、最低限必要な項目については教育委員会で指示又は何らかの規定を設けることが、各学校の立案する学校経営計画を一定水準以上に保つために必要であると考えられる。

(2) 学校経営計画と自己評価報告書のホームページ上での公開

学校経営計画と自己評価報告書は、大田区においては毎年、教育委員会への提出とホームページでの公開を各学校にお願いしている。

(指摘 No. 11)

各学校のホームページから学校経営計画と自己評価報告書が公開されているか確認したところ、以下の事項が発見された。

- ・学校経営計画が平成 29 年度の最新の状態でない学校が小学校で 2 校、中学校で 2 校確認あった。
- ・学校経営計画のリンク先はあるが、リンクを開くことができず、学校経営計画を閲覧できない小学校が 2 校あった。
- ・自己評価報告書が最新の平成 28 年度の状態でない学校が小学校で 3 校、中学校で 3 校あった。
- ・自己評価報告書に年度の記載がなく、何年度の自己評価報告書は判別することができない学校が小学校で 1 校あった。
- ・自己評価報告書がホームページ上に公開されていない学校が小学校で 1 校あ

った。

学校経営計画と自己評価報告書は、教育委員会からもホームページ上の公開をお願いしており、またホームページは全ての保護者がアクセスできる媒体であることから、全ての学校において学校経営計画と自己評価報告書がホームページ上で最新のものが、正しく適正に公開されるようにすることが必要であり、また大田区としても学校に指導していくことが必要である。

(意見 No. 68)

現状では、学校経営計画と自己評価報告書は直近の年度のものだけが閲覧できる状態となっている学校が多い。自己評価報告書においては過去2年度分閲覧できる状態になっている学校もあるが、そのような学校は小学校で59校中19校、中学校で28校中11校と少数派であった。

学校経営計画は自己評価報告書を受け、毎年改善点を更新していくものであることから、過年度からの更新推移を見ていくことも保護者にとっては有益な情報であると考えられる。

そのため、ホームページ上には直近年度の学校経営計画と自己評価報告書の過年度分も常に閲覧することができるようにしておくことを検討すべきである。

(3) 自己評価報告書の積極的な情報公開

自己評価報告書はホームページ上に公開されていない学校が一部あるものの、基本的には公開されるものとして、ホームページ上に公開されている。

しかし公開されている自己評価報告書は、取組評価の数値、学校関係者評価の評価、人数等が記載されていないものである。

(意見 No. 69)

学校関係者評価記入欄のコメントにより、どのような評価を行っているかはある程度わかるものの、学校関係者は自己評価が適切であったのかどうかの評価が不明である。

一部の学校ではホームページ上の公開している自己評価報告書に下記欄外に次のようなコメントが記されている。

学校関係者評価の「評価」は、A：自己評価は適切である B：自己評価はおお

むね適切である C:自己評価は適切ではない D:評価は不可能である の4点について、評価した人数を記載する。

上記のコメントが付されているにも関わらず、公開されている自己評価報告書は学校関係者評価の「評価」と人数を記載していない。

確かに学校関係者評価は、その結果の公表については自己評価と異なり、結果の公表は努力義務である（学校教育施行規則第67条）。

しかし学校関係者がどのような「評価」をしているか等の情報も、自己評価報告書においては必要な情報であると考えられることから、学校関係者評価の評価についても公表している以上は、こうした情報についても省略せず、積極的に保護者等に公開することが必要であると考えられる。

(4) 地域教育連絡協議会の議事録

地域教育連絡協議会（以下、「協議会」）とは、大田区立小・中学校が、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域社会と連携して、一体となって子どもたちの健やかな成長を図り、地域ぐるみで学校運営を支援するとともに、地域教育の振興に寄与することを目的として、各学校に設置されるものである（地域教育連絡協議会設置要綱（以下「設置要綱」）第1条）。

協議会の構成は、設置要綱第2条によれば、次のとおりである。

（協議会の構成）

第2条 委員は、10名程度とする。

2 協議会は、外部委員及び内部委員から構成する。

3 外部委員は、学校や地域の実態に応じて、以下に掲げる者、団体の中から校長が推薦し、大田区教育委員会が委嘱する。

(1) 保護者

(2) 民生委員地区協議会、青少年対策地区委員会、保護司会、自治会・町会、青少年委員 体育指導員 等

(3) その他 校長が必要と認める者

4 内部委員は、校長及び副校長、並びに校長が指名する教職員とする。

5 校長は、必要に応じて、委員以外の者に、協議会への参加を要請することができる。

6 協議会の会長は、校長をもって充てる。

協議会は、校長が委員を招集し原則として年4回程度開催される。(設置要綱第5条)

協議会での協議内容は、設置要綱第6条によれば、

- ①地域教育にかかわる連携に関する事項、
- ②学校、家庭及び家庭相互の連携の推進に関する事項、
- ③学校の運営方針及び教育活動の助言及び評価に関する事項、
- ④その他、校長が必要と認める事項

の4つがあり、学校評価は③に該当する。

(意見 No. 70)

各学校の協議会の年間実施計画書は作成されているが、開催された協議会についての議事録が作成されていない。

協議会においてどのような協議が行われた結果として学校評価がなされたか知ることは保護者にとっても有用な情報であり、またその他の協議事項についても同様であることから、協議会が開催された場合には、その議事録を作成することが必要であると考えられる。

(5) 保護者アンケートの集計

学校評価に当たっては、保護者アンケートの結果も踏まえた上で自己評価を行っているが、公開される自己評価報告書には保護者アンケートについては特にその内容等、公表がなされていない。

(意見 No. 71)

HP上で公開されている自己評価報告書には、保護者アンケートの結果、何%以上の保護者が回答していたかについて、目標に対する成果指標に記載されているが、保護者が何人回答したか母数が不明である。

保護者アンケートに何人が答えたのか母数を知らせることが、自己評価の成果に対しても正確な情報を保護者に知らせることになる。

またそもそもどのような保護者アンケートを実施し、どのような回答が寄せられているかについて集計結果を報告することが、学校の状況について保護者に他の保護者がどのように考えているかを知る機会を与えるものであることから必要であると考えられる。

(6) 学校評価への第三者評価の導入

現在、大田区での学校評価は、自己評価と学校関係者評価について行われているものの、第三者評価は行われていない。

(意見 No. 72)

第三者評価は、保護者や地域住民による評価とは異なる、学校と直接の関係を有しない、学習指導や学校のマネジメント等について専門性を有する者による専門的な視点からの評価である。

「ガイドライン」では第三者評価について次のような意義があるとしている。

このような第三者評価の実施を通じて、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって学校の優れた取組や、学校の課題とそれに対する改善方策が明確となり、具体的な学校運営の改善に踏み出すことができるようになるなど、学校の活性化につながることを期待される。また、学校運営が適切になされているかどうかを確認され、信頼される魅力ある学校づくりにつながるという意義もある。さらに、学校のみならず設置者である教育委員会等の取組状況に対する専門的立場からの評価ともなり、その結果、学校だけでは解決が困難な課題も含めて、設置者である教育委員会等の支援や改善を促す効果も期待できる。これらがいまって教育水準の向上が図られることとなるものである。

こうした利点のある第三者評価について、今後積極的に取り入れていくことが必要であると考えられる。

第 13 節 放課後子ども教室と学童保育

1. 概要

大田区は、放課後の安全な居場所づくりを推進しており、教育委員会では児童の健全育成の場として、区立小学校施設を活用した放課後児童の居場所づくりとして「放課後子ども教室」事業を実施している。当該事業は、区立小学校の施設を活用して、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を通じて自主性や社会性を育むことを目的とし、当該事業の実施が可能な小学校（平成 29 年度は 55 校）の全児童を対象として実施されている。同章第 11 節で記述した「おおた未来プラン 10 年」における基本目標 1「生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち」の個別目標 1-1「未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします」の施策 1-1-4「のびのびと成長する子どもを見守ります」の 3)「放課後の安全な居場所づくり」事業の中の「学童保育及びフレンドリーおおた事業の推進」に該当する事業であり、また、「おおた教育振興プラン 2014」における 6 つのアクションプランのうち、⑤「家庭・地域の教育力向上アクションプラン【家庭・地域】」と関連した事業となっている。

なお、当該事業は国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づく内容ともなっており、「学童保育」事業と一体的に実施することにより、保育所を利用する共働き家庭等における児童の小学校就学後の放課後の安全・安心な居場所の確保の問題、いわゆる「小 1 の壁」を打破すること等も目的とされている。このため、「放課後子ども教室」事業の実施に当たっては、こども家庭部子育て支援課が実施している「学童保育」事業と一体的に小学校の敷地内で実施することを目指しており、一体的な運営ができていない事業を「放課後ひろば」と呼んでいる。

小学校の敷地内で「学童保育」事業と一体的に実施する意義としては、児童が放課後の居場所に安全に移動できること、また、「学童保育」を利用する児童とその他の児童が放課後も交流を図ることが容易になること及び「学童保育」を利用する児童もその他の児童と同様に「放課後子ども教室」において多様な活動の場を得やすくなることが挙げられる。ただし、小学校施設の空きスペースの問題等により「放課後子ども教室」事業のみを実施している小学校がある（平成 29 年度で 13 校）。「放課後子ども教室」事業を実施している小学校の推移は次のとおりである。

No.	学校名	27年度	28年度	29年度	備考
1	大森第四	改築後実施予定			
2	中富	○	○	○	
3	大森第一		○	○	隣接児童館の学童保育と一体的に実施
4	開桜			●	
5	大森第三	●	○	○	
6	大森第五			●	
7	大森東	●	○	○	
8	入新井第五			●	
9	入新井第一	改築後実施予定			
10	山王			○	
11	馬込		○	○	
12	馬込第二	●	●	●	
13	馬込第三			○	
14	梅田	○	○	○	小学校敷地内のおおたっ子ひろばで実施
15	池上			○	
16	池上第二		○	○	
17	徳持	○	○	○	
18	入新井第二			○	
19	入新井第四			○	
20	東調布第一		○	○	
21	田園調布			●	
22	調布大塚	○	○	○	
23	東調布第三	●	●	●	
24	嶺町	○	○	○	
25	千鳥			●	
26	久原			○	
27	松仙	○	○	○	小学校敷地内のおおたっ子ひろばで実施
28	池雪			●	
29	小池	●	●	●	
30	雪谷			●	
31	洗足池	○	○	○	
32	赤松	●	●	●	
33	清水窪		○	○	
34	糀谷			○	

No.	学校名	27年度	28年度	29年度	備考
35	東 糶 谷	●	○	○	
36	北 糶 谷		○	○	
37	羽 田	○	○	○	小学校隣接のおおたっ子ひろばで実施
38	都 南	○	○	○	
39	萩 中	○	○	○	小学校敷地内のおおたっ子ひろばで実施
40	中 萩 中			○	
41	出 雲		○	○	
42	六 郷	●	●	●	
43	西 六 郷	○	○	○	小学校敷地内のおおたっ子ひろばで実施
44	高 畑			○	
45	仲 六 郷	●	○	○	
46	志 茂 田	改築後実施予定			
47	東 六 郷	改築後実施予定			
48	南 六 郷		○	○	
49	矢 口			○	
50	矢 口 西			○	
51	多 摩 川			○	
52	相 生		○	○	
53	矢 口 東	○	○	○	
54	お な づ か		○	○	
55	道 塚	○	○	○	
56	蒲 田			●	
57	南 蒲		○	○	
58	新 宿	○	○	○	小学校敷地内のおおたっ子ひろばで実施
59	東 蒲		学童のみ	○	
放 課 後 子 ども 教 室 実 施 校 数		23	34	55	

○：学童保育との一体型

●：放課後子ども教室のみの単独型

上表の推移のとおり、平成29年度では「放課後子ども教室」事業の大幅な拡充が行われており、これに伴い平成29年度の当初予算額は平成28年度の当初予算額444,212千円（予算現額は441,999千円）から93.93%増加の861,476千円が充てられている。

「放課後子ども教室」とは、実施校に在籍する1年生から6年生までを対象として、放課後の小学校施設を遊び場や学びの場として提供する事業で、その運営は外部の事業者へ委託している（小学校敷地内に併設されている「おおたっ子ひろば」で実施されている6校を除く）。児童の利用に当たっては事前登録が必要であるが、利用料等の費用負担はない。

一方、「学童保育」とは、小学校児童で、放課後帰宅しても保護者が就労等の理由で家庭にいない場合（一定の利用要件の下、自営や自宅療養等を含む）に、遊びと生活の場を与えて、児童の健全な育成を行うことを目的とした事業で、保護者の申請に基づき区が利用者を決定し、保育料を保護者が負担する制度である。その運営は、「放課後ひろば」において「放課後子ども教室」と一体的に実施されている「学童保育」については、外部の事業者へ委託しており（小学校敷地内に併設されている「おおたっ子ひろば」で実施されている6校を除く）、学校施設以外の児童館等の施設で実施されている「学童保育」については、区が直接運営している場合と外部の事業者へ委託している場合の両方がある。

なお、「放課後ひろば」として一体的に実施している小学校については、「放課後子ども教室」と「学童保育」の運営の委託事業者は同一とし、両事業の連携を取りやすい状態にしている。「学童保育」を利用する児童が「放課後子ども教室」を利用する場合は、「学童保育」で出席確認をした後、参加することができる。「放課後子ども教室」と「学童保育」の違いをまとめると次のとおりである。

		放課後 子ども教室 のみ実施校	放課後ひろば	
			放課後 子ども教室	学童保育
対象		小学校 1～6 年生		
申請等	利用料	無料		5,000 円/月 (延長別途 1,200 円/月)
	利用条件	当該校の在籍児童		保護者就労等 原則当該校の児童
	定員	なし		あり
	手続	申込⇒登録		申請⇒審査⇒決定 (就労・学年点等の指数が高い方から定員まで受入)
実施日時	土曜	/		8 時 30 分～
	学校休業日 (夏・冬・春休み等)			8 時 30 分～
	3 月～10 月	放課後～17 時 00 分		放課後～17 時 00 分 (延長あり)
	11 月～2 月	放課後～16 時 30 分		
	利用時間	上記時間帯すべて		保育に欠ける時間帯のみ
その他	受付	当日受付		出欠の確認
	おやつ提供	なし		あり
	実施校 (29 年度)	13 校	42 校	42 校
管轄		教育総務部教育総務課		こども家庭部子育て支援課

2. 監査手続

平成 29 年度に大幅な拡充が図られている「放課後子ども教室」事業を中心に、「放課後ひろば」で行われている一体型の「学童保育」事業及び小学校以外の施設である児童館等で実施されている「学童保育」事業も含めて、その取り組み内容が合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、適正に運営されていることを確認するため、関係法規、具体的な取り組み内容及び実績について関連する資料を閲覧するとともに、担当者への質問を実施した。

3. 監査の結果

(1) 「放課後子ども教室」事業と「学童保育」事業との一体的実施等 全般的事項

前述のとおり、区では「放課後子ども教室」事業と「学童保育」事業とを学校の敷地内で一体的に実施することを目指しているが、現状も「学童保育」を児童館等の小学校外の施設で実施している場合がある。これは、学校の空きスペースの問題により「学童保育」を希望する児童のすべてを受け入れることができず、児童館での「学童保育」事業を中止できないことによる。また、同様に学校の空きスペースの問題から一体化さえ実現できていない場合もあり、平成29年度では「放課後子ども教室」のみ実施校は13校となっている。

「放課後子ども教室」にはスペースに関する特別な規制はないが、学童保育については、「大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、専用区画の面積が児童1人につき概ね1.65㎡以上でなければならないことが定められており、小学校の教室であれば1教室40人が限界となってしまう。このため、小学校の改築の際に施設の拡張を実施するか、児童数の大幅な減少が生じない限り、現状以上の一体化推進は非常に困難な状況にあり、1教室で60人位まで収容できる児童館の価値は未だに高く、「学童保育」事業においては児童館等の小学校敷地外の施設に依存せざるを得ない状況にある。

(意見 No. 73)

「概要」で記述しているとおり、小学校の敷地内で「学童保育」事業と一体的に実施することのメリットとして、児童が放課後の居場所に安全に移動できること、また、「学童保育」を利用する児童とその他の児童が放課後も交流を図ることが容易になること及び「学童保育」を利用する児童もその他の児童と同様に「放課後子ども教室」において多様な活動の場を得やすくなることが挙げられる。しかしながら、「放課後ひろば」が設置されていない小学校の児童で「学童保育」を受けている児童（すなわち、小学校外の施設で「学童保育」を受けている児童）は、「放課後子ども教室」を利用することはできるものの、「放課後子ども教室」利用後に小学校外にある児童館等の「学童保育」施設に移動しなければならない問題が生じてしまう。

一体的実施ができていないことにより、一部の児童が「放課後ひろば」のメリットとして挙げられている点を享受できていない可能性があり、公共サービスとしての公平性が損なわれ好ましくない状況にあるものとする。

この問題への対応として、「学童保育」を受ける児童の児童館等の実施施設への安全な移動の確保として、誘導員の設置等、特に低学年児童に対する対策を講じることが望まれる。

(意見 No. 74)

「概要」の「『放課後子ども教室』事業を実施している小学校の推移」の表にあるように、改築中の小学校4校については、「放課後子ども教室」事業が実施されていない状況である。これら4校については、当該事業の導入段階と改築時期が重なっているため、改築計画に「放課後子ども教室」事業の実施を反映できなかったのも仕方ないものと思われるが、改築中は運動場の利用の制限等、小学校のサービスの著しい低下が生じざるを得ない状況の下、さらに「放課後子ども教室」の中止等の公共サービスとしての公平性が損なわれることがないよう、今後の改築計画策定においては「放課後子ども教室」事業継続のためのスペース確保まで考慮することが望まれる。

(2) 放課後ひろばの予算・実績

放課後子ども教室事業

「放課後子ども教室」の平成29年度の当初予算及び平成28年度の予算現額及び決算額は次のとおりである。

費用内訳	平成29年度	平成28年度		
	予算(円)	予算(円)	決算額(円)	執行率
報酬	8,300,000	8,300,000	7,755,320	93.4%
社会保険料	27,000	33,000	0	0.0%
旅費	481,000	370,000	274,705	74.2%
一般需用費	2,237,000	7,885,934	5,663,186	71.8%
役務費	3,905,000	2,246,096	1,686,780	75.1%
委託料(※)	844,279,000	414,367,849	394,401,991	95.2%
維持補修工事費	126,000	50,000	0	0.0%
一般備品費	2,121,000	8,746,252	5,224,338	59.7%
合計	861,476,000	441,999,131	415,006,320	93.9%

※：平成29年度は49校、平成28年度は28校が委託対象となっている。

学童保育事業

「学童保育」事業の予算は「児童館等管理運営費」の中で管理されており、「放課後ひろば」のみの費用として把握できるものは、業務委託料等の施設に直接紐付く費用のみである。当該費用の平成 29 年度の当初予算及び平成 28 年度の予算現額及び決算額は次のとおりである。

費用内訳	平成 29 年度	平成 28 年度		
	予算 (円)	予算 (円)	決算額 (円)	執行率
業務委託料				
運営委託料	1,001,578,209	559,027,245	548,584,235	98.1%
対要支援児経費	25,200,000	24,750,000	10,433,700	42.2%
その他	6,698,791	35,630,755	37,778,928	106.0%
合計	1,033,477,000	619,408,000	596,796,863	96.3%

前述のとおり、「放課後ひろば」事業に係る費用のほとんどが業務委託料となっており、委託事業者の選定及び監督管理が予算管理上も重要な業務になるものとする。これらの業務については、後述する。

(3) 放課後ひろばの実施状況

放課後子ども教室事業

平成 28 年度の「放課後子ども教室」の登録児童数及び利用状況は次のとおりである。

	学校名	5/1 在籍児童数	登録児童数	延べ利用児童数	1 日当りの利用児童数	登録率	在籍児童に対する平均利用率	登録児童に対する平均利用率
		A (人)	B (人)	C (人)	D=C/実施日	B/A (%)	D/A (%)	D/B (%)
一 体 型	中 富	200	121	2,542	10.8	60.5	5.41	8.94
	大 森 第 一	495	297	5,584	30.3	60.0	6.13	10.22
	大 森 第 三	498	285	5,830	25.6	57.2	5.13	8.97
	大 森 東	164	91	3,798	16.4	55.5	9.98	17.99
	馬 込	571	481	8,434	36.7	84.2	6.42	7.62
	池 上 第 二	444	354	6,591	28.7	79.7	6.45	8.10
	徳 持	606	343	8,121	35.0	56.6	5.78	10.21
	東 調 布 第 一	664	490	10,393	45.4	73.8	6.83	9.26

	学校名	5/1 在籍 児童数	登録 児童数	延べ 利用 児童数	1 日当りの利 用 児童数	登録率	在籍児童に 対する平均 利用率	登録児童に 対する平均 利用率
		A (人)	B (人)	C (人)	D=C/実施日	B/A (%)	D/A (%)	D/B (%)
	調 布 大 塚	270	223	3,871	16.6	82.6	6.15	7.45
	嶺 町	753	487	9,560	40.9	64.7	5.43	8.39
	洗 足 池	266	165	5,651	23.9	62.0	9.00	14.51
	清 水 窪	273	272	15,219	66.5	99.6	24.34	24.43
	東 糶 谷	435	206	5,268	22.7	47.4	5.22	11.02
	北 糶 谷	275	193	4,268	18.4	70.2	6.69	9.53
	都 南	312	197	4,144	17.7	63.1	5.68	8.99
	出 雲	571	262	4,380	19.0	45.9	3.32	7.24
	仲 六 郷	282	165	4,687	18.3	58.5	6.49	11.10
	南 六 郷	373	207	2,648	11.5	55.5	3.07	5.54
	相 生	282	254	7,062	30.4	90.1	10.79	11.98
	矢 口 東	284	150	2,764	11.8	52.8	4.14	7.84
	お な づ か	380	299	6,291	28.6	78.7	7.53	9.56
	道 塚	606	268	3,352	14.4	44.2	2.38	5.39
	南 蒲	375	281	6,010	26.1	74.9	6.97	9.30
お お た っ 子	梅 田	850	280	2,414	9.9	32.9	1.17	3.55
	松 仙	798	242	2,695	11.1	30.3	1.39	4.58
	羽 田	314	116	2,457	10.1	36.9	3.22	8.72
	萩 中	310	134	1,916	7.9	43.2	2.54	5.88
	西 六 郷	373	161	1,979	8.1	43.2	2.18	5.06
	新 宿	376	98	1,797	7.4	26.1	1.97	7.55
単 独 型	馬 込 第 二	466	280	5,076	26.9	60.1	5.76	9.59
	東 調 布 第 三	323	209	4,377	23.2	64.7	7.17	11.08
	小 池	822	390	7,203	44.5	47.4	5.41	11.40
	赤 松	451	317	6,762	37.6	70.3	8.33	11.85
	六 郷	346	163	4,015	21.7	47.1	6.27	13.31
合計		14,808	8,481	177,159	803.9	57.3	5.43	9.48

学童保育事業

平成 28 年度の「放課後ひろば」（「おおたっ子ひろば」を含む）で実施されている「学童保育」の登録児童数及び利用状況は次のとおりである。

No.	施設名	定員	登録数（人）			出席数（人）		
			平日	土	全日	平日	土	全日
1	嶺町ひろば	50	12,556	2,586	15,142	9,521	244	9,765
2	中富ひろば	40	6,736	1,385	8,121	5,432	283	5,715
3	徳持ひろば	40	9,882	2,033	11,915	8,055	204	8,259
4	調布大塚ひろば	40	6,776	1,384	8,160	5,132	103	5,235
5	洗足池ひろば	40	9,864	2,033	11,897	7,291	235	7,526
6	都南ひろば	40	9,131	1,888	11,019	6,292	146	6,438
7	矢口東ひろば	40	8,560	1,773	10,333	5,927	258	6,185
8	道塚ひろば	40	10,075	2,075	12,150	8,117	145	8,262
9	南六郷ひろば	60	10,088	2,087	12,175	7,353	277	7,630
10	南蒲ひろば	35	7,856	1,623	9,479	5,844	169	6,013
11	出雲ひろば	60	12,432	2,566	14,998	9,503	243	9,746
12	北糀谷ひろば	50	12,249	2,522	14,771	9,374	408	9,782
13	大森第一ひろば	80	18,874	4,494	23,368	13,849	363	14,212
14	大森第三ひろば	40	4,538	932	5,470	3,289	83	3,372
15	大森東ひろば	50	8,243	1,700	9,943	6,558	133	6,691
16	馬込ひろば	50	8,052	1,654	9,706	6,092	167	6,259
17	池上第二ひろば	50	8,738	1,798	10,536	6,803	105	6,908
18	東調布第一ひろば	40	3,595	739	4,334	2,702	79	2,781
19	清水窪ひろば	50	9,138	1,893	11,031	6,004	62	6,066
20	東糀谷ひろば	80	15,669	3,225	18,894	11,992	334	12,326
21	仲六郷ひろば	60	9,410	1,951	11,361	6,456	248	6,704
22	相生ひろば	40	7,131	1,467	8,598	6,022	120	6,142
23	おなづかひろば	40	8,601	1,774	10,375	6,753	85	6,838
24	東蒲ひろば	40	5,375	1,106	6,481	3,965	118	4,083
放課後ひろば計：		1,155	223,569	46,688	270,257	168,326	4,612	172,938
25	梅田おおたっ子	75	17,832	3,675	21,507	13,859	62	13,921
26	松仙おおたっ子	80	18,032	3,773	21,805	12,568	220	12,788
27	羽田おおたっ子	70	16,809	3,364	20,173	12,485	280	12,765
28	萩中おおたっ子	70	8,837	1,827	10,664	6,782	65	6,847
29	西六郷おおたっ子	70	15,142	3,135	18,277	10,634	425	11,059
30	新宿おおたっ子	75	18,302	3,769	22,071	14,774	99	14,873
おおたっ子計：		440	94,954	19,543	114,497	71,102	1,151	72,253
合計：		1,595	318,523	66,231	384,754	239,428	5,763	245,191

(意見 No. 75)

「放課後子ども教室」について、在籍児童の利用率は、上表のとおり実施小学校全体で5.43%となっている。他の自治体の同様の事業の利用率と比較する必要もあるが、利用率が1%台の小学校も3校存在し、これらは明らかに利用率が低く、事業の存続の意義に疑問を持たれかねない状況にあるものと思われる。

しかしながら、平成29年度には事業の大幅な拡張をして前年度比93.93%増加の861,476千円を当該事業の予算に充てている状態である。当該事業は国の政策に沿った事業ではあるものの、このような低い利用率に直面している事業の存続の意義について十分な説明ができるよう、事業の効果の分析・評価、また、そこから導かれた課題等に対する計画の策定等の対応が必要である。

上表の結果は平成28年度のもので事業開始2年目であり、事業の展開も一部に限定されていたが、平成29年度からはほぼ全展開の状態になっているため、今後の詳細な事業分析・評価及びその結果の公表が望まれる。

(意見 No. 76)

「放課後子ども教室」事業はすべて外部の事業者へ委託しているが、委託事業者へ支払われる報酬の額は、実施要領の条項、委託事業者との契約条項及び委託事業者の選定過程から判断するに、利用者数に基づくものではなく、実施小学校の児童数が基準となって決定されているものと考えられる。この場合、利用率が低いことにより、現場に配置された人員に余剰が生じる可能性があるにもかかわらず、その人件費を委託事業者の報酬として区が負担しなければならないこととなる。

この状態は、経済性・効率性の観点から好ましくない状況であるため、前述の意見と同様に、事業の詳細な分析・評価に基づき、利用率の向上策の策定、あるいは、事業の統合・縮小計画の策定等の対応を図る必要がある。また、委託事業者との報酬決定に当たっては、地域性や過去からの推移を加味した目標利用率の設定及びその達成度合いに応じたインセンティブの支払（減額も含む）等を契約内容に盛り込むことを検討することが望まれる。

(4) 放課後ひろばの委託事業者の選定

「放課後ひろば」の委託事業者の選定については、年度ごとに「放課後ひろば事業運営業務委託事業者選定に係る審査基準」が制定され、当該審査基準に基づいて委託事業者が選定されている。当該審査基準は、こども家庭部子育て支援課が制定しており、「放課後子ども教室」事業のみ実施小学校の委託事業者に

については、教育総務部教育総務課が「放課後ひろばの事業運營業務委託事業者選定に係る単独型審査基準」を制定している。両者の内容は、前者が「学童保育」に係る審査基準を含んでいる以外、同一となっているため、以下では「単独型」ではない「放課後子ども教室」と「学童保育」との「一体型」の施設の委託事業者選定について記述することとする。

平成 29 年度の「放課後ひろば事業運營業務委託事業者選定に係る審査基準」の概要は次のとおりである。

① 審査基準策定の目的

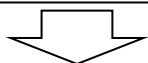
「放課後ひろば」事業運營業務委託の事業者選定に係る審査に際し、客観性を確保し、かつ、適正に行うため。

② 審査の流れ

審査については、以下の手順で実施する。なお、審査は「放課後ひろば事業運営事業者選定委員会設置要綱」によって設置された「放課後ひろば事業運営事業者選定委員会」（以下、この節で「選定委員会」という。）が主体的に実施する。

要件審査 財務評価

財務状況を審査する。なお財務状況が著しく悪く、経営の回復見込みがない場合、第 1 次審査・書類審査は実施しない。



第 1 次審査 書類審査

要件審査を経て、提出書類に基づき運営実績、提案見積価格、企画提案内容を審査する。



第 2 次審査 面接審査

プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。



事業者との協議

第 1 次審査と第 2 次審査との評価点を合計し、総合評価点を算出する。総合評価点の高い上位 2 事業者を決定し、最上位より区は委託協議する。

③ 運營業務委託事業者選定について

放課後ひろば事業を複数の小学校で実施するに際し、運營業務委託について同時に募集を行い、運営事業者を選定する場合、小学校ごとに事業者を選定する。

上記の審査により、評価総点の高い2事業者を選定し、区は上位事業者より委託に関する協議を行うこととする。

なお、評価総点の一定割合を下回った場合は、上位であっても協議は実施しないものとする。

④ 評価項目、評価点数及び審査実施の注意点

要件審査：財務評価

財務評価は、応募事業者から提出された決算報告書の写し等により、不良資産・債権の存在の可能性、人件費の推移、経営の方向性等を含めた財務の安全性、収益性の分析、キャッシュフロー計算書による分析、増減の大きな項目に関する分析を公認会計士が実施し、5段階で経営状況・能力を評価する。一定の評価を下回った応募事業者は、第1次審査には進めないものとする。

第1次審査：書類審査

<書類審査1>

◎ 運営実績

運営実績は、評価基準に従い選定委員会の事務局が5段階で評価し、その結果を選定委員会に諮る。

◎ 提案見積価格

提案見積価格は、「学童保育」事業分と「放課後子ども教室」事業分とに分けて、それぞれ基準価格により分類された11段階で選定委員会の事務局が評価し、運営実績と同様にその結果を選定委員会に諮る。

<書類審査2>

◎ 企画提案内容審査

企画提案内容は、「応募動機」、「人事管理」、「事業内容」、「安全管理」、「研修・準備」及び「その他の提案」の評価項目（さらに小項目に分割されている評価項目もある）について、定められた評価基準表に基づき、選定委員会の委員（以下、この節で「選定委員」という。）が評価する。評価点は選定委員の評価点の平均とする。

第2次審査：面接審査

応募事業者のプレゼンテーション及びそれに対するヒアリングの結果、「熱意」、「対応力」、「理解」、「提案力」及び「実現力」の評価項目について

て、定められた評価基準表に基づき、選定委員が評価する。評価点は選定委員の評価点の平均とする。

審査集計と協議

第1次審査と第2次審査の評価点を合計し、総合評価点の高い上位2事業者を運営委託候補者として決定し、上位事業者から区は委託について協議する。なお、上位の事業者がその受託を希望せず辞退した場合は、1つ下位の事業者と協議する。

以下では上記審査基準に基づいた平成29年度の「放課後ひろば」事業運営事業者選定の過程を記述する。なお、委託事業者との契約は単年度契約となっているが、大田区の一般的な指針として、契約を継続することに支障がない場合は5年間継続して同一の事業者と契約を締結する方針でいる。したがって、平成29年度の「放課後ひろば」事業運営事業者選定対象となるのは新規に「放課後ひろば」事業を開始する小学校であり、「一体型」で12校、「単独型」で9校となっている。

まず、平成29年度の選定委員の選定については、「放課後ひろば事業運営事業者選定委員会設置要綱」に準拠し、区職員2名、学識経験者1名、地域の福祉に関わる関係者1名（大田区民生委員児童委員会長協議会会長からの推薦）、学校利用者1名（大田区立小学校PTA連絡協議会会長からの推薦）、学校運営関係者1名（大田区立小学校校長会会長からの推薦）の6名が選任されるとともに、専門調査員として公認会計士1名（大田区公認会計士監査団理事長からの推薦）が選任されている。

次に、「放課後ひろば」の運營業務受託事業者の募集については、公募プロポーザル方式によるものとし、募集要項等を区のホームページで公表し、事業者からの申請を待つ形となっている。応募資格は次のとおりである（ただし、別途「欠格事由」あり）。

放課後ひろば事業（一体型）

東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県内に主たる事務所を有する法人（社会福祉法人、NPO法人、株式会社等）で、小学校内での放課後子ども総合プラン事業（「学童保育」事業と「放課後子ども教室」事業を一体型として運営）又はこれに類する事業を既に遂行している事業者

放課後子ども教室事業（単独型）

上記4都県に主たる事務所を有する法人で、小学校等の公の施設において「放課後子ども教室」事業又はこれに類する事業を既に遂行している事業者

公募の結果、応募状況は次のとおりである。

一体型

番号	小学校名	受託希望事業者					希望数
		C-1	C-2	C-3	C-4	C-5	
1	E-1		○	○			2
2	E-2		○	○			2
3	E-3		○			○	2
4	E-4		○			○	2
5	E-5		○			○	2
6	E-6		○	○			2
7	E-7		○		○		2
8	E-8	○	○				2
9	E-9		○		○		2
10	E-10		○	○			2
11	E-11		○			○	2
12	E-12		○	○			2
希望受託数		1	12	5	2	4	24

単独型

番号	小学校名	受託希望事業者						希望数
		C-3	C-4	C-5	C-6	C-7	C-8	
1	E-13						○	1
2	E-14		○					1
3	E-15	○	○					2
4	E-16		○	○				2
5	E-17				○	○		2
6	E-18			○				1
7	E-19		○	○				2
8	E-20				○			1
9	E-21				○			1
希望受託数		1	4	3	3	1	1	13

そして、応募事業者 8 法人について、公認会計士である専門調査員 1 名に

よる要件審査（財務評価）の結果、すべての事業者が第1次審査以降に進んでいる。なお、第2次審査終了まで応募事業者名は選定委員に伏せられた状態で進められている。

第1次及び第2次審査の結果、評価点の上位事業者及び1法人しか応募のない小学校の事業者すべての評価点が「放課後ひろば事業運営業務委託事業者選定に係る審査基準」が定める評価総点数の一定割合を超えているため、それぞれの事業者と運営業務委託について協議を進め、これらの事業者と契約を締結している。

(指摘 No. 12)

平成29年度の選定委員会による審査の中の「要件審査」で「放課後ひろば事業運営事業者選定に伴う応募団体財務内容評価表」として評価結果が提出されているが、その書類に記載されている安全性に関する財務指標の「固定比率」のコメントが正しくない。

「固定比率」は一般的に100%を超えないことが理想とされており、比率が低い方が安全性分析上、好ましい財務内容を示していることになる。しかしながら、選定対象事業者のコメント欄には「100%を超えていれば十分に好ましいとされる」等の反対の内容が記載されていた。

今回の財務内容評価はその他の指標等を総合的に勘案して結論付けられており、評価結果に影響を与えていないと考えるが、このような誤りを専門家でない他の選定委員が指摘できる可能性は低いものと考えられるため、場合によっては、最終的な評価結果に影響を与えるような誤りが発生する可能性も否定できない。

このようなことを防止するため、現状、専門調査員として1名の財務会計分野の専門家が選定過程に関与している体制を複数体制にすることが望まれる。ただし、2名体制として同じ作業を両者が実施するのではなく、一人が作成した評価結果をもう一人が査閲するような体制でも有効に機能するものとする。

なお、専門調査員に対する報酬は、選定委員会の冒頭で要件審査（財務内容評価）の結果を報告する1時間という工数に基づいて算定されており、平成29年度の実施する8法人の財務評価を実施するには時間が限定され過ぎている状況も見直すことが必要ではないかと考える。

(意見 No. 77)

公募による応募事業者数は、1小学校に対して2法人以下となっており、事

業者が非常に限定された中で審査が行われている状況である。「一体型」については、全小学校に対してそれぞれ 2 法人と複数事業者の応募があったが、これは全小学校に応募した事業者が 1 法人存在したことによるものであって、この法人が存在しなければ全小学校に対しそれぞれ 1 法人の応募となっていた。なお、全小学校に応募した事業者は審査の結果、ひとつの小学校も受託できていない。

1 法人のみの応募の場合であっても、評価総点の一定割合を下回らないことが選定の条件となっており一定の水準は保たれるものの、事業の委託によって、より良いサービスの提供を受けるためには、できるだけ多くの事業者の中から委託事業者を選定することが望ましいものとする。

児童館での「学童保育」等の事業を行う場合の児童館の受託希望事業者は 1 施設当たり 5～8 法人で推移しており、「放課後ひろば」の受託希望事業者が著しく低くなっている。児童館の受託希望事業者と「放課後ひろば」事業の委託事業者はほぼ同一の事業者となることが想定されていることを考慮すると受託事業者にとって「放課後ひろば」事業の受託に魅力がない状態になっていることが危惧される。

報酬等の収益性、人材確保の困難性、業務内容の煩雑性等の問題が考えられるが、既に契約を締結している委託事業者に加え、想定される潜在的な委託事業者も含めて意見を聴取し、報酬や委託業務内容の見直しの必要性を検討することが望まれる。

(5) 放課後ひろばの委託事業者の監督・評価

上述のとおり「放課後ひろば」事業は外部の事業者にそのすべての業務の運営を委託している。平成 29 年度の委託事業者は次のとおりである。

	施設名	委託事業者	委託開始年度
一体型	中富放課後ひろば	葉隠勇進株式会社	27 年度
	都南放課後ひろば		27 年度
	大森第一放課後ひろば		28 年度
	大森第三放課後ひろば		28 年度
	大森東放課後ひろば		28 年度
	南六郷放課後ひろば		28 年度
	東糶谷放課後ひろば		28 年度
	仲六郷放課後ひろば		28 年度
	糶谷放課後ひろば		29 年度

	施設名	委託事業者	委託開始年度
	高畑放課後ひろば		29年度
	洗足池放課後ひろば	株式会社日本デイケアセンター	27年度
	調布大塚放課後ひろば		27年度
	徳持放課後ひろば		27年度
	嶺町放課後ひろば	株式会社サクセスアカデミー ※平成29年8月1日よりライクアカ デミー株式会社に名称変更	27年度
	池上第二放課後ひろば		28年度
	東調布第一放課後ひろば		28年度
	清水窪放課後ひろば		28年度
	池上放課後ひろば		29年度
	入新井第二放課後ひろば		29年度
	入新井第四放課後ひろば		29年度
	矢口西放課後ひろば		29年度
	矢口東放課後ひろば		27年度
	道塚放課後ひろば		NPO法人ワーカーズコープ
	東蒲放課後ひろば	29年度	
	北糝谷放課後ひろば	テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社	28年度
	出雲放課後ひろば		28年度
	南蒲放課後ひろば		28年度
	中萩中放課後ひろば		29年度
	馬込放課後ひろば	株式会社キッズベースキャンプ	28年度
	相生放課後ひろば		28年度
	おなづか放課後ひろば		28年度
	山王放課後ひろば		29年度
	馬込第三放課後ひろば		29年度
	久原放課後ひろば		29年度
	矢口放課後ひろば		29年度
	多摩川放課後ひろば		29年度
単 独 型	馬込第二放課後子ども教室		葉隠勇進株式会社
	東調布第三放課後子ども教室	27年度	
	小池放課後子ども教室	27年度	
	赤松放課後子ども教室	27年度	
	六郷放課後子ども教室	27年度	
	大森第五放課後子ども教室	29年度	
	田園調布放課後子ども教室	株式会社サクセスアカデミー	29年度

	施設名	委託事業者	委託開始年度
	池雪放課後子ども教室	※平成 29 年 8 月 1 日よりライクアカ	29 年度
	雪谷放課後子ども教室	デミー株式会社に名称変更	29 年度
	入新井第五放課後子ども教室	株式会社キッズベースキャンプ	29 年度
	千鳥放課後子ども教室	NPO 法人ワーカーズコープ	29 年度
	蒲田放課後子ども教室		29 年度
	開桜放課後子ども教室	NPO 法人おおもりの子どもセンター	29 年度

上表のとおり委託事業者は複数あり、各施設で委託事業者により提供されるサービスの量及び品質等、施設間でのサービスの均質性については、区が指導・監督しなければならない。また、公募によるプロポーザル方式による委託事業者選定後は、支障がない限り単年度契約で契約を継続する方針であるため、契約後も委託事業者を適切に監督・評価することが必要である。

「放課後ひろば」及び「放課後子ども教室」の委託事業者の監督・評価について、区は次のような対応を実施している。なお、「放課後ひろば」で実施されている「学童保育」事業については、こども家庭部子育て支援課の職員である館長経験者が定期的に巡回して指導監督するとともに、「定期業務確認報告書」を作成して委託業者の評価を実施している。以下では、「放課後子ども教室」事業を中心に記述している。

契約で定めた書類の提出

契約において、委託事業者から次の書類を提出することを要求し、運営業務が適切に行われていることを確認している。

提出時期	提出書類
受託開始時	事業計画書
	歳入歳出予算書
	従事者名簿兼履歴事項報告書
	放課後子ども教室職員の研修計画
従事者の変更時	従事者名簿兼履歴事項報告書
契約期間終了後 30 日以内	事業実績報告書（研修実績含む）
	歳入歳出決算書
月ごとにまとめ、翌月 5 日まで（ただし、3 月は除く）	完了届
	放課後子ども教室の月別業務報告書
	放課後子ども教室の職員配置状況と従事状況
	放課後子ども教室の登録・利用実績報告書
	放課後子ども教室の登録児童名簿
前月 15 日まで	放課後子ども教室だより
前月末まで	放課後子ども教室の職員配置計画書
業務実施日ごと	業務日誌
—	その他、区が必要と認める書類

区の「放課後子ども教室」担当職員（常勤）は、実施日ごとに委託事業者が作成する上記「業務日誌」により、運営状況（活動内容、児童の様子、現場配置されている職員数等）を確認している。特別に確認を要する記載があれば、委託事業者へ聞き取りを行う。また、必要に応じて「放課後子ども教室」を訪問し、運営状況の確認及び委託事業者への指導を行っている。

子ども教室コーディネーターの設置

「放課後子ども教室」を円滑に実施するため、教育委員会事務局及び「放課後子ども教室」に「子ども教室コーディネーター」を設置している。「子ども教室コーディネーター」は、教育委員会事務局におおた放課後子ども教室推進員（非常勤職員）として設置する「総括コーディネーター」と各「放課後子ども教室」に設置する「一般コーディネーター」があり、「一般コーディネーター」は各「放課後子ども教室」の責任者が就くこととなっている。

「総括コーディネーター」は前述のとおり区の非常勤職員であり、次のよ

うな業務を行う。なお、平成 28 年度の「総括コーディネーター」は 7 人であり、報酬として合計で 7,755,320 円が支払われている。

- ◎ 「放課後子ども教室」運營業務受託事業者が、事業を円滑に実施できるよう当該小学校との調整を行う。
- ◎ 「放課後子ども教室」運營業務受託事業者が、学校、地域及び関係機関と連携・協力し、事業を円滑に実施できるよう助言等を行う。
- ◎ 「放課後子ども教室」を巡回訪問し、運営状況を確認するとともに、必要な助言等を行う。
- ◎ 「放課後子ども教室」未実施校を訪問し、実施に向けて学校との調整を図る。

「総括コーディネーター」は主に区立小学校の校長経験者で構成されており、運営委託校 49 校を 7 人で分担し（一人当り 7 校）、月 1 回程度の訪問により、運営状況の確認、委託事業者への助言、学校と委託事業者との連絡調整を行っている。課題のある学校に対しては、委託事業者に直接指導するとともに訪問回数を増やす対応を図っている。訪問の結果については、連絡票を作成して区へ運営状況及び委託事業者への助言内容を報告している。

実地調査の実施

「放課後ひろば」事業の実施状況を把握し、今後の適切な運営に資するため、運營業務委託仕様書の記載に基づき、「放課後子ども教室」事業の実地調査を行っている。平成 28 年度に実施された実地調査の概要は次のとおりである。なお、実地調査の結果（「運営状況評価表」及び「運営状況評価シート」）を閲覧したところ問題となる委託事業者は検出されなかった。

① 調査対象施設

28 施設（全 34 施設中）

（中富、大森第一、大森第三、大森東、馬込、馬込第二、池上第二、徳持、東調布第一、調布大塚、東調布第三、嶺町、小池、洗足池、赤松、清水窪、東糀谷、北糀谷、都南、出雲、六郷、仲六郷、南六郷、相生、矢口東、おなづか、道塚、南蒲）

② 調査内容

事業の運営全般

③ 調査期間

平成 29 年 2 月 6 日（月）～3 月 15 日（水）のうち 1 日

④ 調査職員

教育総務部教育総務課職員

アンケート調査の実施

教育総務部教育総務課は「放課後子ども教室」事業の効果を検証するため、アンケート調査を実施し、その結果を委託事業者にフィードバックしている。平成 28 年度のアンケート調査の概要は次のとおりである。なお、アンケート調査結果を閲覧したところ、特別にネガティブな意見が多い項目はなく、実施校別に見ても特別に問題となるところは検出されなかった。

① 調査対象

平成 28 年度「放課後子ども教室」実施校（34 校）に在籍する児童（1～5 年生）及びその保護者

② 調査実施期間

平成 29 年 2～3 月

③ 調査方法

無記名式アンケート調査（学校を通じて対象児童に配布、平成 29 年度利用登録受付時に回収）

④ 配布・回収状況

配布枚数：12,026 枚

回収枚数：3,800 枚

回収率：31.6%

（意見 No. 78）

前述のとおり「放課後ひろば」事業の運営は複数の事業者に委託しており、各施設で委託事業者により提供されるサービスの施設間での均質性については、区が指導・監督しなければならない。また、公募によるプロポーザル方式による委託事業者選定後も委託事業者を適切に監督・評価することがサービスの質を維持するためにも必要である。

このような役割を区が果たすためには、「放課後子ども教室」事業に係るノウハウを十分に蓄積して行くことが必要であるものとする。また、公募プロポーザルによる受託希望者数が限定されていることも考慮すると、今後区

直営での運営も必要となることも危惧されるため、実施校ごとの事業計画の策定やイベントの企画・立案・実施の場面等において、非常勤職員の「総括コーディネーター」と協力して常勤職員も現状以上に委託事業者の業務に深く関与することが必要なものとする。

(意見 No. 79)

アンケート調査結果の集計について、全体の集計は分かりやすくまとめられていたが、実施校別の集計結果は、学校ごとに円グラフであったり、棒グラフであったりとフォーマットが不統一で容易に比較することができない状況であった。学校ごとのアンケート結果の集計も事業の効果測定及び委託事業会社の評価に係る重要な指標となるものであるため、フォーマットを統一するとともに、アンケート項目ごとに全実施校の結果を比較できる集計も実施することが望まれる。

(6) 児童館等小学校以外の施設（「放課後ひろば」以外）での「学童保育」事業

上述のとおり、区では「放課後子ども教室」事業と「学童保育」事業とを一体的に学校の敷地内で実施することを目指しているが、小学校のスペースの問題から現状も「学童保育」を児童館等の小学校外の施設で実施せざるを得ない状態にある。平成23年度～28年度の「学童保育」の申請数、利用数及び保留数の推移は次のとおりである。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
申請数(人)	3,953	3,882	4,049	4,156	4,526	4,720
利用数(人)	3,815	3,756	3,826	3,946	4,341	4,600
保留数(人)	138	126	223	210	185	120

上表のとおり、保留数として「学童保育」の待機児童が発生している。平成29年度にも90名が存在していた。ただし、現状では「放課後子ども教室」の利用や児童館の一般利用により、ある程度利用希望者の要望に対応ができ、「小1の壁」と言われている特に問題となる低学年児童については、利用審査上で有利な取扱いがされているため、区では保育園の待機児童程の緊急性はないものと考えている。

将来的には児童館での「学童保育」事業の実施を止め、児童館は乳幼児等の

子育て支援の拠点としての役割に重点を置きたいと考えている。現在 48 か所ある児童館を最終的には区内の 28 エリアに 1 館ずつ残し 20 館は閉鎖する。残った 28 館うち、8 館を区直営でその他の児童館の指導監督機関としての拠点児童館とし、その他 20 館は運営を外部事業者へ委託する予定である。

平成 29 年度において、「学童保育」事業を実施している小学校（敷地内の「おたっ子ひろば」で実施しているところを含む）以外の児童館等の施設及び同施設の平成 28 年度の延べ出席人数は次のとおりである。

No.	運営委託	施設名	定員（人） （平成 29 年度）	出席数（人） （平成 28 年度）
1		大森南児童館	65	11,472
2		沢田児童館	70	10,778
3	◎	大森西児童館	65	10,668
4	◎	大森北児童館	80	14,039
5		大森本町児童館	65	11,846
6		山王児童館	85	14,114
7		南馬込児童館	70	9,070
8		南馬込三丁目児童館	60	10,500
9		南馬込四丁目児童館	55	6,438
10	◎	中馬込児童館	55	10,316
11		中央八丁目児童館	70	8,553
12		池上児童館	60	10,274
13		徳持児童館	70	6,093
14	☆	新井宿児童館	70	11,729
15	◎	田園調布本町児童館	65	10,404
16		東嶺町児童館	45	4,944
17		田園調布二丁目児童館	60	9,420
18		鶯の木児童館	50	2,208
19	◎	久が原児童館	65	8,683
20		南雪谷児童館	70	10,240
21	◎	上池台児童館	110	19,513
22		仲池上児童館	65	11,440
23	◎	洗足池児童館	80	8,756
24		西糀谷児童館	65	10,298
25		糀谷児童館	80	13,585

No.	運営委託	施設名	定員（人） （平成 29 年度）	出席数（人） （平成 28 年度）
26	◎	萩中児童館	80	14,267
27	◎	萩中三丁目児童館	60	5,941
28		南六郷児童館	60	8,971
29		南六郷三丁目児童館	60	7,125
30	☆	東六郷児童館	65	9,679
31		高畑児童館	80	11,577
32	◎	千鳥児童館	75	9,728
33		下丸子児童館	60	5,376
34		下丸子四丁目児童館	55	3,263
35	◎	矢口児童館	55	10,165
36	☆	西蒲田児童館	65	7,169
37		多摩川児童館	65	9,777
38	◎	本蒲田児童館	70	13,662
39		蒲田児童館	65	7,814
40		大森東四丁目センター	60	5,108
41	◎	子ども交流センター	80	16,253
42		古川こどもの家	75	12,034
43		糀谷こどもの家	50	5,834
44	☆	池雪分室	75	14,045
45		御園分室	60	3,776
46		フレンドリー蓮沼	50	2,743
47		フレンドリー入新井第一	50	9,440
合計：			3,110	449,128

◎：平成 29 年度において運営を外部事業者へ委託している施設

☆：平成 30 年度より運営を外部事業者へ委託する予定の施設

上表の施設に係る「学童保育」事業運営費の平成 29 年度の当初予算額、平成 28 年度の予算現額及び決算額は次のとおりである。

直営施設

費用内訳	平成 29 年度	平成 28 年度		
	予算 (円)	予算 (円)	決算額 (円)	執行率
報償費	2,355,000	2,665,000	2,643,000	99.2%
普通旅費	802,000	840,000	637,705	75.9%
賄費	45,953,000	55,952,000	54,986,927	98.3%
一般需用費	37,822,000	44,482,196	42,525,533	95.6%
役務費	9,115,000	9,230,000	8,711,933	94.4%
委託料	2,266,860	3,580,996	2,995,322	83.6%
使用料及び賃借料	5,290,000	6,924,000	5,866,053	84.7%
工事請負費	1,180,000	1,020,000	579,632	56.8%
備品購入費	7,891,000	7,166,452	6,902,267	96.3%
補償、補填及び賠償金	150,000	150,000	50,000	33.3%
合計	112,824,860	132,010,644	125,898,372	95.4%

注)：上記の金額は直営施設人件費及び委託施設関係経費を除いている。

委託施設

費用内訳	平成 29 年度	平成 28 年度		
	予算 (円)	予算 (円)	決算額 (円)	執行率
業務委託料				
運営委託料	640,204,070	457,190,179	444,796,540	97.3%
合計	640,204,070	457,190,179	444,796,540	97.3%

注)：委託施設分として把握できるのは業務委託料のみである。上記は委託施設である児童館 11 館分の要支援児経費を含む業務委託料である。

(指摘事項なし)

委託事業者の選定については、「放課後ひろば」における選定と同様に行われている。ただし、児童館の受託希望事業者数は上述したとおり 1 施設当たり 5～8 法人で推移しており、1 校当たり 2 法人以下の「放課後ひろば」の現状とは異なり、好ましい状況にある。これは、受託報酬が大きいこと及び小学校と異なり施設の利用方法等に自由度が高いことが理由として考えられる。

委託事業者の選定後の監督・評価については、区職員である館長経験者が定期的に巡回して指導監督するとともに、「定期業務確認報告書」を作成して委託

業者の評価を実施している。また、利用者アンケート（「学童保育」に関する平成 28 年度の回答者数 505 名）も実施しており、その結果は、前述の「定期業務確認報告書」の結果とともに、集計されている。平成 28 年度の集計結果を閲覧したが、特に問題となる事項や委託事業者は検出されなかった。

第 14 節 児童生徒の安全対策等（緊急連絡システム、防犯ブザー、防犯カメラ、防災拠点整備、警備体制等）

1. はじめに

小中学校に子どもを預ける保護者にとって、学校が災害や犯罪などの非常事態の発生に対して、どのような安全対策を講じてこれらに備えているかは重大な関心事である。学校は児童生徒が平日の大半の時間を過ごす場所であって、その安全対策が重要であることは、あえて言うまでもない。

また小中学校は一定の施設を備えているため、災害発生の際には地域住民の避難所としての役割を担うことが期待されている。

以下、大田区の区立小中学校における安全対策等の状況について検証する。小中学校における児童生徒の安全対策等が必要かつ十分なものとなっているか（外部業者に委託している場合はその委託業務実施に関する資料の確認）、災害時を含む非常時の対応が実現可能か等の視点で、担当者からのヒアリング及び質問、小中学校における現場視察、その他関係資料の閲覧により監査を実施した。

2. 大田区立小中学校における安全対策等に関する事業の概況について

(1) 児童生徒の交通安全対策

1) 交通安全巡回指導

非常勤職員 2 名により実施されている。各小中学校を巡回してまわり、交通安全の座学や実地の指導などを行う。所轄警察署の協力なども得て自転車教室を開催する小学校や、これら安全指導が夏休み中に開催される小学校もある。もともと小学校の児童のみが対象であったところ、平成 22 年度からは、中学校の生徒に対しても実施されるなどの拡充が図られた。平成 28 年度における中学校における交通安全教室の開催は 5 回、延べ人数で 742 人との実績であった。

2) 児童誘導業務

小学校に誘導員を配置して、児童が安全に通学できるよう登校下校時に指定場所（指定は学校長が行う）での誘導を行う業務が中心である。誘導業務に支障のない時間帯で学区内の危険箇所を点検・報告する業務も含まれる。誘導員は全部で70名、最低でも各校1名は配置され、当該小学校所在地周辺の道路事情により増員するところがある。平成29年度では、1名配置が大半で50校、2名配置は8校、4名配置しているところも1校（多摩川小学校）あった。

児童誘導業務は59の小学校のすべてについて、関東警備保障㈱に業務委託されている。契約は単価契約であり、選定過程は指名競争入札の方法により単価最安値の業者が選定されている。平成25, 26, 27年度は、いずれも同一の業者（関東警備保障㈱）により落札された。

なお、平成27年度からは『警備・パトロール等業務委託』等の年間契約に係る契約締結方法について区の取り扱いが変更された。その結果、平成28, 29年度とも当該業者との間で随意契約が締結されている。随意契約できる主な条件としては、当該業者による見積もり金額が区の定める予定価格内であることであって、仮に、落札した最初の年度（平成27年度）の落札価格より高い見積もりであったとしても区の予定価格内であれば、随意契約として継続される状況となっていた。

(2) 学校の警備体制の状況と防犯カメラについて

1) 警備職員の配置状況

小中学校の警備体制としては、警備職員を配置している学校もあるが、現状では外部業者に委託する学校が多い。警備職員としての配置がある学校は、小学校59校中14校（平成28年度）であったものが12校（平成29年度）に、中学校28校中2校（28年度）であったものが1校（平成29年度）になるなど減少傾向にある。

また、小学校の警備職員（平成29年度）25名中16名が再任用職員であるなど、高齢化が進んでいることが窺われ、今後も外部業者への委託が進むものと考えられる。

2) 防犯カメラの設置状況

① 小学校について

平成26年度より小学校の通学路における防犯カメラの設置が進められており、平成29年度末までには59校全校についての設置が完了する予定である。各校で5か所ずつ、児童の主たる通学経路の方向に向けてカメラの設置がなされている。

カメラの機器¹⁰は東京電力またはNTTが立てた電柱の上方に設置し、施錠がされている。映像データは内部のSDカードに記録される。映像データの保存期間7日間であり、自動的に上書きされ消去される仕組みとなっている。電柱下方には防犯カメラ録画中である旨を示すステッカーや看板が目立つように掲示されている。



② 中学校について

中学校では、平成29年度と平成30年度の2年間で、28校全校についての防犯カメラの設置が進められている。各校で4か所ずつ、ただし小学校とは異なり中学校の敷地内に設置される。設置場所は各門の入り口など外部からの侵入の可能性が高い箇所、施設の構造上死角となって安全性に疑問のある箇所、実際に器物損壊等の被害が発生したことのある箇所など、具体的には各中学校によって選定されることとなる。各中学校からの早急対応の要望などを勘案して、設置年度が決定された。

¹⁰ 設置済のカメラは、キング通信工業㈱製の『街角ウォッチ』という街頭防犯カメラシステムである。

(3) 学校緊急連絡システムについて

大田区では防災危機管理課により「区民安全・安心メールサービス」が運営されており、メールアドレスの登録者に対して防犯・防災に関する以下の情報を配信している。

- ・防犯情報 - 不審者情報など（「大森地区」「調布地区」「蒲田地区」「糎谷・羽田地区」の地域ごと）
- ・防災情報 - 災害時の緊急情報など
- ・気象情報 - 気象に関する警報及び特別警報の発令、解除
- ・地震情報 - 区の中で震度3以上の地震が発生した場合、その震度
- ・水防情報 - 多摩川の水位情報など
- ・防災無線 - 防災行政無線の放送内容¹¹

学校緊急連絡システムとは、各学校の児童生徒の保護者、学校関係者に対し緊急連絡のためにメール配信を行う仕組みである。なお、「区民安全・安心メールサービス」で配信される情報のうち防犯情報だけは、学校緊急連絡システムの登録者に対しても自動的に配信される運用となっている。

具体的には、台風や大雪の際に休校とする場合、運動会や移動教室の中止または開催などの学校情報の連絡に利用されている。また防犯情報のうち不審者情報は保護者の関心が高く、有意義である。そのため、ほとんどの保護者が学校緊急連絡システムに登録をしている模様である。

(4) 小学校児童の防犯ブザーの携行状況・使用状況

平成16年度から、区立小学校1年生の児童に対して、入学式の際に1人1個ずつ防犯ブザーが給付されている。平成27年度からは区立以外の小学校に通う大田区在住の小学1年生でも、申請により給付されている。なお平成28年度の給付個数は5,305個であり、単価は400～500円である。

防犯ブザーはランドセルに装着して、不審者に遭遇した場合などに使用する。大音量の警報が鳴り、容易には止められない。小学校では使い方の指導がなされるし、携行状況の確認も定期的に行われている。故障・破損等で防犯ブザーを新品に買い替える際は保護者が費用負担することとなる。

¹¹ 近時、北朝鮮のミサイル発射で話題となった「全国瞬時警報システム」＝通称：J-ALERT（Jアラート）は、この防災無線を経由して配信されることになる。

防犯ブザーは、児童がランドセルに付けて携行しているだけで犯罪抑止効果が認められる。また、児童本人とその保護者に対して、防犯に対する意識を強くさせるという効果も期待できる。

なお、防犯ブザーを実際に使用することで児童が不審者から逃れた例は、直近の3年度で1件、その前の3年度でも1件あった。

(5) 学校防災活動拠点整備事業と備蓄物資等の管理状況

大田区では平成24年度から、区立小中学校の施設をそれまでの単に避難者を受け入れる「避難所」としての位置付けにとどめず、地域における防災活動の拠点として活用する、すなわち災害発生時に救出・救護活動および情報収集伝達活動を行える機能を付加していった。

平成28年度までには、区立小中学校全87校と廃校になった小学校を利用した4つの区施設¹²の91箇所を「学校防災活動拠点」として整備したところである。

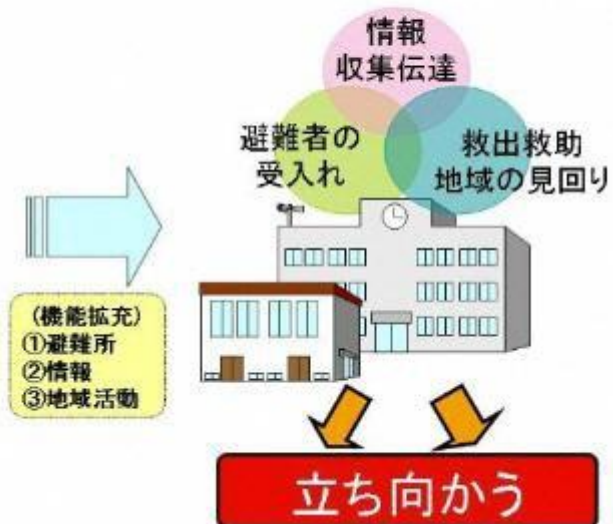
具体的な災害発生時においては、地域住民が小中学校を拠点とした防災活動の主体となり、これに学校職員等が協力するという体制がとられることになる。

¹² 4施設とは、こらぼ大森（旧 大森第六小学校）、コミュニティセンター羽田旭（旧 羽田旭小学校）、ふれあいはずぬま（旧 蓮沼小学校）、北蒲広場（旧 北蒲小学校）である。

従来の避難所



学校防災活動拠点



小中学校には、上記の「学校防災活動拠点」となるための様々な物資が備蓄されている。これらの物資について学校職員はその保管場所の鍵を管理するだけで、備蓄物資の点検確認、食品・水など消耗品の経年管理は、防災危機管理課が行っている。視察した4小中学校における管理状況は、いずれも良好であった。

3. 監査の結果

(1) 児童生徒に対する交通安全巡回指導（自転車に関して）

（意見 No. 80）

自転車教室に関しては、児童生徒自身の安全対策の面もあるが、自転車が歩行者に対しては加害者になり得ることを意識しなければならない。近時では、重大事故の加害者である小学生の親に約 9,500 万円の支払いを命じた裁判例、後遺症が残った事例では加害者の女子高校生に 5,000 万円を賠償するよう命じた裁判例なども散見されている。中学生ともなれば大人並みの体格の生徒がいたり、最近の自転車ブームなどにより高性能でスピードの出る自転車も普及が進んでいる。さらに、つい先日（H29.12.7）には、20 歳の女子大生が耳にイヤホンをしてスマートフォンを操作しながら電動自転車に乗って歩行していた 77 歳の女性に衝突、相手女性が死亡するという重大事故も発生した¹³。

すなわち、自転車に関しては、加害者にならないためにはどうするべきか、との視点が重要となってきた。この点、中学校における交通安全指導の回数自体を増やすことを検討することももちろんだが、中学生に対する指導内容

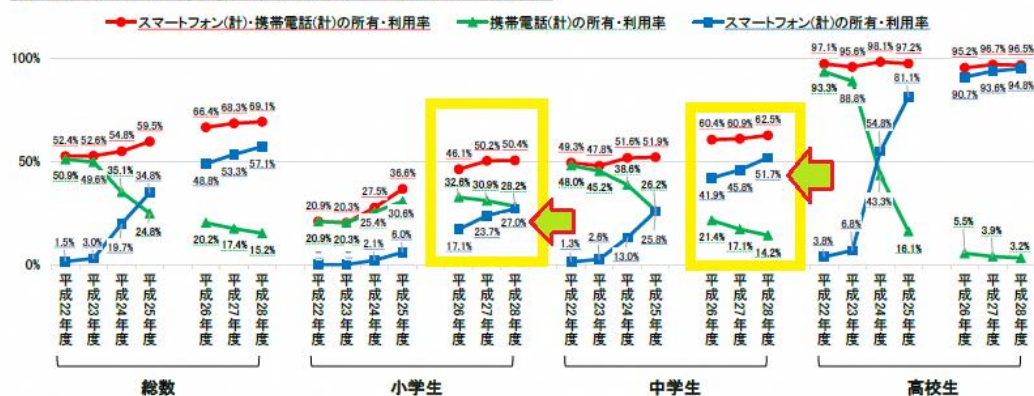
13 内閣府による「青少年のインターネット利用環境実態調査」（平成 28 年度）によれば、スマートフォンの所有率が中学生で 51.7%との報告がある。

参考資料 青少年のスマートフォン・携帯電話の所有・利用状況

14

○ 携帯電話の利用が減り、スマートフォンの利用が進む。

青少年のスマートフォン・携帯電話の所有・利用状況(平成22年度～平成28年度)



(注1) 「青少年のスマートフォン・携帯電話の利用状況」の数値は、回答した青少年全員をベースに集計。回答数は以下のとおり。
 平成28年度：総数(n=3284) 小学生(n=1012) 中学生(n=1279) 高校生(n=987) 平成27年度：総数(n=3442) 小学生(n=1060) 中学生(n=1349) 高校生(n=1018)
 平成26年度：総数(n=3441) 小学生(n=1080) 中学生(n=1329) 高校生(n=1007) 平成25年度：総数(n=1817) 小学生(n=604) 中学生(n=898) 高校生(n=503)
 平成24年度：総数(n=1867) 小学生(n=669) 中学生(n=721) 高校生(n=467) 平成23年度：総数(n=1966) 小学生(n=656) 中学生(n=734) 高校生(n=570)
 平成22年度：総数(n=1314) 小学生(n=431) 中学生(n=540) 高校生(n=342)

(注2) 平成26年度～平成28年度では、「スマートフォン(計)」、「スマートフォン」、「いわゆる格安スマートフォン」、「子供向けスマートフォン」、「携帯電話の契約が切れたスマートフォンのいずれかを利用すると回答した青少年」、「携帯電話(計)」、「携帯電話」、「子供向け携帯電話」のいずれかを利用すると回答した青少年。平成25年度では、「スマートフォン(計)」、「スマートフォン」、「子供向けスマートフォン」のいずれかを持っていると回答した青少年、「携帯電話(計)」、「携帯電話」、「子供向け携帯電話」のいずれかを持っていると回答した青少年。平成24年度～平成22年度では、「スマートフォン(計)」、「スマートフォン」、「子供向けスマートフォン」のいずれかを持っていると回答した青少年、「携帯電話(計)」、「携帯電話」、「子供向け携帯電話」のいずれかを持っていると回答した青少年。

(注3) 平成22年度～平成25年度の調査では、「スマートフォン」及び「携帯電話」の「所有」について統一回答。平成26年度～平成28年度の調査では、「スマートフォン(4機種)」及び「携帯電話(2機種)」の「利用」について複数回答。平成26年度より調査方法を変更したため、平成25年度以前の調査結果と直接比較できない。

(注4) 平成26年度～平成28年度は複数回答のため、「スマートフォン(計)の所有・利用率」と「携帯電話(計)の所有・利用率」の合計値は、「スマートフォン(計)・携帯電話(計)の所有・利用率」と一致しない。

も前述の視点に基づき自転車の使用について重点を置くなど、最近の社会情勢に適時に対応していくことが望まれる。

(2) 小学校通学路の防犯カメラ映像の保存期間について

(意見 No. 81)

当該防犯カメラの映像を犯罪捜査協力のため提供することについて、刑事訴訟法第 197 条第 2 項 (『捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。』) に基づく捜査機関からの公文書による照会があった場合など法令等の規定に基づく請求に限り、検討のうえ個別対応することとされている¹⁴。

この規定は、公道に設置される防犯カメラ映像の地引網的な性格から生じる地域住民の名誉・プライバシー等を保護するという区の責務と、犯罪捜査への協力とのバランスを図った規定である。

もともと、映像の保存期間が 7 日間と長くはないため、捜査機関から公文書による照会が来るまでの間に映像データが自動消去されてしまう場合も危惧される。近時は、防犯カメラ映像が決め手となって真犯人の確保につながるケースもあり、カメラ映像の証拠価値は決して低くはない。地域で発生した犯罪 (児童生徒が被害者となった犯罪はもちろんだが、ひき逃げ事故なども想定される。) に関して、速やかに犯人が確保されることは、地域住民にとっても望むところである。

従って、区内で犯罪が発生した場合には、大田区所轄の 4 警察署 (蒲田、大森、池上、田園調布) などと速やかに連携し、7 日間というデータ保存期間内に映像データを確実に提供できるような運用を心がけるべきである。

(3) 小学校児童の防犯ブザーの使用事例の共有化

(意見 No. 82)

児童による防犯ブザー具体的な使用事例、殊に防犯ブザーを使用したことにより犯罪被害を免れ得た事例は、保護者の関心が高いはずである。有用な使用事例については保護者や児童に対し説明するなど、情報の共有化を図るべきである。

¹⁴ 「大田区通学路防犯カメラの設置並びにその管理及び運用に関する要綱」第 9 条 (映像情報の閲覧及び開示) 参照

第15節 学校問題対策（不登校の状況、暴力、いじめ等）

1. 総論

いじめ、暴力行為、不登校といった学校問題に対応することは、学校関係者にとって避けては通れない重大な課題である。

文部科学省から、平成29年10月26日、平成28年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下、「文科省問題行動調査」という）の結果が公表された。公表内容は新聞報道などによると、概ね次のとおりである。

（毎日新聞より引用）

全国の小中高校と特別支援学校が2016年度に認知したいじめは、前年度比43.8%（9万8,676件）増の32万3,808件で、過去最多を更新したことが、文部科学省が26日に公表した問題行動・不登校調査の結果（速報値）で明らかになった。3年連続の増加で、初めて30万件を超えた。文科省は、これまで対象から外していたけんかやふざけ合いのうち、心身の苦痛を感じるような一方的な暴力行為を伴うものを今回からいじめに含めたことが大幅増の要因と見ており、「積極的に認知を進めた成果」として肯定的に受け止めている。

小学校は前年度比56.8%増の23万7,921件、中学校は同19.8%増の7万1,309件でそれぞれ過去最多。高校は同1.7%増の1万2,874件、特別支援学校は同33.8%増の1,704件だった。

いじめの内容（複数回答）は「からかいや悪口」が62.5%で最も多く、「遊ぶふりをしてたたたく、蹴る」（21.6%）、「仲間はずれ、集団による無視」（15.3%）と続いた。インターネット交流サイト（SNS）など「パソコンや携帯電話での誹謗（ひぼう）、中傷」は3.3%だったが、高校では17.4%と2番目に多かった。

いじめ防止対策推進法で定める「重大事態」は前年度比86件増の400件。このうち生命や心身などに重大な被害が生じた疑いがあるのは34件増の164件だった。自殺した子供は244人で、そのうちいじめ問題を抱えていたのは10人、教職員との関係で悩んでいたのは3人だった。

いじめの認知件数は急増したが、全体の3割の学校が1件も認知していないと回答した。都道府県別でも、生徒・児童1,000人あたりの認知件数（全国平均23.9件）は最多の京都（96.8件）と最少の香川（5.0件）で19倍の差があり、意識の差が浮き彫りとなった。

一方、全国の小中高校で、年間 30 日以上欠席した不登校の児童・生徒は前年度比 4.2% (7,423 人) 増の 18 万 2,977 人。暴力行為の発生件数は、同 4.7% (2,651 件) 増の 5 万 9,457 件だった。

(朝日新聞より引用)

全国の小中高校などで 2016 年度に 32 万 3,808 件のいじめが把握され、前年度から約 10 万件増えて過去最多になったことが分かった。特に小学校で増えており、文科省は「いじめを積極的に見つける対応が定着してきた」とみている。

調査は毎年実施しており、子どもの自殺などについても調べている。自殺は前年度より 29 人多い 244 人で、過去 30 年で最多。ただ、警察庁の統計によると昨年度に自殺した子どもは 348 人に上っており、学校が把握できていないケースもある。

文科省は、全国の約 3 万 8 千校が子どもへのアンケートや面談などで把握したいじめの件数を集計している。今回から「けんかやふざけ合いでも事情を調べ、いじめにあたるか判断する」と呼びかけており、子ども同士のトラブルが以前よりも幅広く「いじめ」と判断された可能性がある。いじめの 90.6%にあたる 29 万 3,348 件は「解消している」とされ、9.1%が「解消に向けて取り組み中」だった。

学校別では、小学校で 23 万 7,921 件（前年度比 8 万 6,229 件増）と最も多く、特に低学年で増えた。中学校は 7 万 1,309 件（同 1 万 1,807 件増）、高校は 1 万 2,874 件（同 210 件増）、特別支援学校は 1,704 件（同 430 件増）だった。

1 年を通じて 30 日以上学校に行かなかった不登校は、小学校で 3 万 1,151 人（1 千人あたり 4.8 人）、中学校は 10 万 3,247 人（同 30.1 人）で、いずれも 1 千人あたりで過去最多となった。小学校では暴力行為も増えており、前年度比 33.8%増の 2 万 2,847 件だった。

すなわち、文部科学省が問題行動調査において、前年度までと異なり認知範囲の変更を行ったのは、

【けんかやふざけ合いのうち、

心身の苦痛を感じるような一方的な暴力行為を伴うもの】

この行為をいじめとして広く認知したということである。

確かに、上記の【悪ふざけ行為】であっても、一方的または暴力行為を伴えば、エスカレートして重大ないじめに発展する危険がある。文科省の方針変更には合理性があり評価できる。

以下で、大田区の状況について述べる。小中学校における学校問題対策等が必要かつ十分なものとなっているか、という視点で、担当者からのヒアリング及び質問、その他関係資料の分析、閲覧により監査を実施した。

2. 大田区における学校問題の概況

(1)いじめ、暴力行為の状況

1)大田区小中学校におけるいじめの状況

発生件数等の概況は、次の表のとおりである。期間はいずれも年度（4月から3月まで）である。

年度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
小学校	認知件数	74	79	115	113	222	120	125	113	213
	認知校数	20	31	28	32	47	46	39	39	46
	解消件数	54	55	90	94	195	107	105	82	199
中学校	認知件数	162	97	139	205	158	176	192	90	113
	認知校数	22	21	26	26	25	26	27	22	23
	解消件数	134	75	111	144	142	156	178	82	105

年度によってばらつきが見られるが、過去9年間で、小学校では平成24年度をピークに減少していたが、直近である平成28年度は再び200件を超えた。認知校数も59校中の46校（77.9%）と、比較的高水準といえる。

中学校では、平成23年度に200件を超えたが、近年は100件前後である。ただ認知校数は平成28年度で28校中23校（82.1%）であり、高水準といえる。

2) 解消件数について

まず、そもそもいじめが解消しているとは、前記文科省問題行動調査によれば、少なくとも以下の客観的要件及び主観的要件の2つを満たす場合をいう¹⁵。

ア いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする（被害の重大性等により、さらに長期の期間設定をすることを妨げない）。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

大田区でもいじめの解消件数を把握している。上表ではどの年度をとってみても、認知件数よりも解消件数のほうが少ない。当然ではあるが、当該年度内ではいまだ解消していない事案が存在していることを示している。解消できていない事案とは、解消に向けた取り組みが継続中の事案などが考えられる。

なお解消の2要件を満たしていたとしても、日常的観察を継続することが求められる。

3) 大田区小中学校における暴力行為の状況

暴力行為とは、文科省問題行動調査によれば「自校の生徒が故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」と定義され、当該暴力行為によるけががあるかないか、けがについての病院の診断書の有無、警察への被害届の有無にはかかわらない¹⁶。

発生件数等の概況は、下表のとおりである。期間はいずれも年度（4月から3

¹⁵ 文部科学省の問題行動調査における定義である。2要件に諸事情を付加して判断することを妨げない。

¹⁶ 文部科学省の問題行動調査における定義である。

月まで)である。参考に東京都全体と対比すると、大田区の発生件数は比較的少ない。

		H24	H25	H26	H27	H28
東京都	小学校	517	552	327	447	760
	中学校	1,891	1,810	1,619	1,787	1,873
大田区	小学校	0	3	3	9	7
	中学校	8	14	14	6	9

大田区で発生した暴力行為はここ 5 年、発生件数はほぼ横ばいである。しかし小中学校別で見えていくと、小学校が平成 24 年度の発生件数ゼロから平成 28 年度は 7 件と増加傾向にあり、一方中学校では平成 24 年度こそ発生件数は 8 件であったが、平成 25 年度の 14 件から平成 28 年度は 9 件と、やや減少傾向にある。そのため全体的には暴力行為は若年化の傾向がみられると考えられる。

また暴力行為の内訳をみると平成 28 年度の暴力行為は中学校では生徒間暴力のみであったが、小学校では生徒間暴力に加えて、対教師暴力、器物損壊行為が発生しており、従来は中学校で起こるとみられた暴力行為が小学校でもみられるようになってきている。

(2) 不登校の定義と直近の概況

不登校の児童生徒とは、文科省問題行動調査によれば、学校の長期欠席者のうち、①「病気」、②「経済的理由」が原因による長期欠席者を除いて定義されている。まず長期欠席者、すなわち「年度間に連続又は断続して 30 日以上欠席した児童生徒」のうち、『何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）』と定義される。

不登校から除外される①「病気」とは、本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）をいい、②「経済的理由」とは、家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者をいう。

さらに、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない「その他」という区分もある。「その他」の具体例としては、

- ア 保護者の教育に関する考え方，無理解・無関心，家族の介護，家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
- イ 外国での長期滞在，国内・外への旅行のため，長期欠席している者
- ウ 連絡先が不明なまま長期欠席している者
- エ 欠席理由が二つ以上あり（例えば「病気」と「不登校」），主たる理由が特定できない者

とされている。

なお、エのうち、「不登校」の要因を含む者は別途集計がされている。

平成 28 年度では全国の小学校における長期欠席者の割合が 1.0%、うち「不登校」による者は 0.5%、「不登校」の要因を含む者は 0.1%であった。同年度で全国の中学校における長期欠席者の割合が 4.1%、うち「不登校」による者は 3.0%、「不登校」の要因を含む者は 0.2%であった。このように長期欠席の原因は、小学校でも半数以上、中学校では 7 割以上が「不登校」が原因となっている。

1) 大田区小中学校の不登校児童生徒数の状況

以下のとおりで推移している。中学校で 390 人前後、小学校では近年は増加傾向である。

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
小学校 59校	不登校児童数合計	96	92	78	94	93	113	68	106	154	116	127
	出現率 (直近のみ)											0.44%
中学校 28校	不登校生徒数合計	400	392	395	387	377	353	334	359	398	398	392
	出現率 (直近のみ)											3.52%

※出現率は不登校児童生徒数を全校児童生徒数で除した数値

2) 大田区における取り組み

大田区では平成 28 年度より東京都不登校対策モデル事業を実施している。まずモデル校において、不登校対策の中心的役割を担う教員、通称コーディネーターを指名する。コーディネーターは従前の生活指導主任教員がそのまま指名される学校もあるが、その教員に限られるわけではない。さらに必要に応じて医師等の専門家の助言が得られるような校内体制の整備を図るとともに、教育センターのスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という）と訪問等支援員からなる支援チームが不登校の児童生徒のみならず、家庭を含めた支援を行う内容となっている。

まず、平成 28 年度は中学校 7 校がモデル校に指定され、平成 29 年度では小学校 6 校がモデル校に指定された。平成 28 年度のモデル校（中学校）7 校のうち、5 校で不登校生徒数の減少がみられ、そのうち 10 名以上減少した中学校が 2 校あった。不登校等対策について一定の成果がうかがえる。

(3) 学校問題に対する対策の状況

1) 教育相談

大田区では池上会館 4 階に設置された教育センターにおいて教育相談を実施している。この事業は、子どもに関する諸問題についての相談に応じ、自立への支援、関わり方などについて助言等を行い、学校不適應等の問題の解消を目指すものである。学校及びスクールカウンセラー、SSWと連携している。

近時の相談件数は次の表のとおりである。

年度	来室相談	子ども 電話相談	メール 相談	電話相談	適応指導教室 の相談
H25	3,179	20	-	2,085	251
H26	2,555	17	0	2,921	314
H27	2,839	23	0	2,983	417
H28	3,936	9	5	2,582	719

相談件数は増加傾向にあるものの、特に子ども電話相談やメール相談は、まだまだ区民の知名度が低い。平成 29 年度には、これらの対応窓口の情報を印刷した「はねぴょんキーホルダー」を小中学校経由で児童生徒へ配付、PRを行

った。



また、教育相談は学校並びにスクールカウンセラー、SSW（平成26年度より）と連携している。平成28年度からはSSWを2名から4名へと増員した。その結果、SSWが対応した教育相談の件数は、平成26年度が768件、平成27年度が1,430件、平成28年度が2,294件、約700件ずつ増加した。

2) 適応指導教室「つばさ」

文部科学省の指針によれば、適応指導教室の設置目的は、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導（学習指導を含む）を行うことにより、その学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資することにある。

適応指導教室のことを教育支援センターと呼ぶこともある。大田区では4か所に設置し、各所に4名の相談員が配置されている。対象となるのは、区立小中学校に通う小学4年生から中学3年生までの児童生徒である。

3) メンタルフレンド

メンタルフレンドとは様々な理由で不登校になり、家に閉じこもりがちな子どもについて、年齢の近い、お兄さん・お姉さんのような世代の者を家庭に派遣し、子どもたちの話し相手や遊び相手になってもらうボランティアのことで

ある。

メンタルフレンドの目的は、学校に登校させることそれ自体ではなく、勉強を教える家庭教師というわけでもない。そのあり方としては、本人より年上の者が定期的に家庭訪問を行い¹⁷、本人の好きな活動を一緒に行ったり、必要に応じて勉強をみることで寄り添いながら、少しずつ「自主性、社会性の伸長を援助する」こととされている。つまり、子どもの悩みや不安の解消を手助けし、気持ちの安定と意欲を引き出して、自立できるように支援することなのである。

このような業務の性質上、メンタルフレンドの適任者は必ずしも多いとはいえず、人材の確保が課題となる。大田区では平成 29 年度中も、以下のとおり随時募集をしている。

¹⁷ 大田区では適応指導教室など家庭訪問以外での支援活動もある。「メンタルフレンド派遣事業実施要綱」によれば、この場合のメンタルフレンドの活動としては、
(1)懇話、相談(2)軽スポーツ、公園遊び(3)ゲーム(4)その他有益と判断される活動。ただし、学習支援を除くとされている。

メンタルフレンド募集案内

いいね！

ツイート

更新日:2017年7月26日

学校に適應できない小学生、中学生を支援するボランティア「メンタルフレンド」を募集しています。

資格

教育相談活動に理解と情熱を持っていて、次のいずれかの要件を満たしている人

- (1) 大学又は大学院で心理学、教育学などを専攻する学生、又は卒業、修了している。
- (2) 小学校又は中学校教員免許、養護教諭免許を有する。

応募方法

随時受け付けています。市販の履歴書に写真を貼付したものを、郵送又は持参してください。

選考、登録

履歴書及び面接により選考のうえ、大田区立教育センターメンタルフレンドとして登録します。

登録期間

登録日から毎年度3月31日(希望者は更新できます。)

活動内容

- (1)区立の小学校、中学校に在籍していながら、学校不適應から家に閉じこもりがちな子どもを対象に、保護者の方から学校を通じた依頼を受け、その家庭を訪問して話し相手や遊び相手をしていただきます。(学習支援は行っておりません。)
- (2)適応指導教室(不登校の子どもの学校復帰施設)での支援活動もあります。

活動方法

- (1)子ども一人に対して、週1回2時間程度家庭訪問を行います。
- (2)訪問活動は、教育センターの担当心理相談員と連携しながら行います。
- (3)担当している子どもについて、状態の変化に留意し、訪問活動のレポートを作成します。

謝礼

1回の訪問につき2,000円(交通費込み)。

4) スクールカウンセラー

いじめ、不登校等の学校問題の未然防止とその解決を図るため、専門的知見を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして小中学校全校に配置している。近時の相談件数は次の表のとおりである。スクールカウンセラーは教員にとっても身近な相談相手として機能していることがうかがわれる。

	小学校					中学校				
	児童	保護者	教員	その他	計	生徒	保護者	教員	その他	計
H25	7,637	4,501	10,763	319	23,220	5,944	2,889	9,630	434	18,897
H26	7,959	5,016	10,962	312	24,249	5,588	2,559	10,096	534	18,777
H27	7,204	5,641	10,327	423	23,595	5,979	2,730	8,480	576	17,765
H28	7,378	6,214	11,038	678	25,308	6,496	2,792	9,599	498	19,385

(4) 学校事故発生報告の状況

大田区の学校事故発生報告等事務処理要綱によれば、報告すべき異状事態とその具体的内容等は、次の表のとおりである。

報告すべき事項	具体的事例	報告先
1 学校施設に関すること	火災、風雪水害、地震等	教育総務部副参事
2 盗難に関する こと	学校で管理する現金、物品の盗難等	学務課長
	上記以外の現金、物品の盗難等	教育総務課長
3 児童生徒の安全、健康に関する こと	管理の内外を問わず、児童生徒の (1)交通事故による死亡、負傷 (2)その他の事故等による死亡、負傷	指導課長
	管理内の児童生徒の (3)食中毒伝染病の集団発生、流感の集団罹患 (4)光化学スモッグ等による健康被害 (5)重篤なアレルギー症状の発症	学務課長
4 児童生徒の指導に関する こと	(1)管理の内外を問わず、児童生徒の非行、傷害、自殺、行方不明、家出、誘拐等 (2)学校教育活動（部活動を含む）に起因する事故 (3)その他学校生活に起因する事故	指導課長

	(4) 学校教育活動に起因しない学校内の事故で必要と認めるもの ※学校開放関係事業に関するもの	教育総務課長
5 その他学校の管理運営に関すること	(1)前掲の3,4及び後掲の7以外の児童生徒に関する事故（施設設備の不備による負傷等） (2) 施設（校外施設を除く）に関連した地域住民等からの苦情申し入れ等で、特に報告を必要とするもの	教育総務部副参事
	(3)施設以外の事柄で、地域住民からの苦情申し入れ等で、特に報告を必要とするもの (4) 広範囲にわたる災害等による繰り上げ、繰り下げ授業等	指導課長
6 学校に勤務する教職員に関すること	市町村立学校職員給与負担法第1条で規定する職員以外の学校職員についての死亡、傷害、遭難、行方不明、非行等	学校職員担当課長
	市町村立学校職員給与負担法第1条で規定する職員についての死亡、傷害、遭難、行方不明、非行等	指導課長
7 移動教室事業及び校外施設の管理運営に関すること	(1)移動教室実施中の児童生徒の事故 (2)移動教室実施中の運輸機関の事故 (3)校外実施に関連した事故等で、特に報告を必要とするもの	学務課長
8 その他	前掲1～7以外で校長が判断したもの	教育総務課長

3. 監査の結果

(1) いじめの認知・報告について

(意見 No. 83)

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項で定める、いわゆる“重大事態”のなかでも、児童・生徒の生命・心身に重大な被害が生じてしまえば取返しはつかず、このような“重大事態”の発生は、何としてでも避けなくてはならない。

どのような対策を講じてもいじめが全くなくなることはないが、区教委としても各小中学校に対して、文部科学省の方針に則り、積極的ないじめの認知・報告に取り組むよう指導し、いじめによる被害を未然に防ぐ努力を今後も継続していかなければならない。

(2) 不登校対策の取り組みについて

(意見 No. 84)

昨年の秋に放送されたNHKの番組で、家庭の事情で小学校 2 年生から不登校になってしまった 19 歳の男性が、平仮名もきちんと書けず、また計算能力にも乏しいため、まともな仕事に就くことができないという衝撃的な事例が紹介されていた。

学校に関する諸問題のうち、特に不登校については、確かに保護者等の家庭環境や近時話題となっている子どもの貧困問題などにも大きく影響されるから、学校のみで解決できるとは限らないという点は困難な課題ではある。しかし、教育が国民の義務（憲法 26 条 2 項）である以上、子どもに落ち度がないにもかかわらず不登校から将来の就労困難や貧困に陥ることは、あってはならない。

不登校等対策について、今後も十分な施策を講じることが望まれる。

第 16 節 学校往査

1. 学校往査の概要

(1) 往査学校の選定

学校運営費や学校徴収金に関する事務、学校で管理している物品の状況を確認するためには、実際に学校に往査し確認することが必要である。

そのため、今回の監査では一定の基準で往査先学校を選定の上で監査を実施した。

往査先学校を選定するに当たっては学校数が小学校 59 校、中学校 28 校があることから、この中から大田区の 3 つの地域（大森地区、調布地区、蒲田地区）のバランスと特色のあるモデル校を選定することとし、次の 7 校の小学校と 4 校の中学校の計 11 校を選定した。

地区	往査先学校	選定理由
大森地区	大森第八中学校	大森地区定員最大
蒲田地区	出雲中学校	不登校対策モデル校で蒲田地区定員最大
大森地区	梅田小学校	大森地区定員次点
調布地区	大森第七中学校	調布地区定員最大
調布地区	松仙小学校	調布地区定員次点
大森地区	山王小学校	大森地区定員最大
調布地区	池雪小学校	調布地区定員最大
蒲田地区	蒲田中学校	ICT 活用推進モデル校
調布地区	清水窪小学校	サイエンスコミュニケーション科設置
蒲田地区	北糶谷小学校	ICT 活用推進モデル校
蒲田地区	高畑小学校	蒲田地区定員次点

基本的には各地区の定員最大若しくは次点校をベースに、大田区として特色のあるサイエンスコミュニケーション科を設置している清水窪小学校、平成 28 年度の ICT 活用推進校である北糶谷小学校及び蒲田中学校を選定し、大森地区から 3 校、調布地区から 4 校、蒲田地区から 4 校とバランスにも配慮した。

(2) 学校往査日程

各学校の往査日程及び担当者は次の表のとおりである。

地区	視察先学校	視察日程	担当者
大森地区	大森第八中学校	9/27AM	菊池、鈴木
蒲田地区	出雲中学校	10/2PM	菊池
大森地区	梅田小学校	10/3PM	菊池、大月
調布地区	大森第七中学校	10/6AM	菊池、大月
調布地区	松仙小学校	10/6PM	菊池、大川
大森地区	山王小学校	10/10AM	菊池、鈴木
調布地区	池雪小学校	10/10PM	菊池、大古場、大月
蒲田地区	蒲田中学校	10/12AM	大古場、鈴木、大月
調布地区	清水窪小学校	10/30AM	菊池、大古場
蒲田地区	高畑小学校	11/6PM	菊池、大古場
蒲田地区	北糞谷小学校	11/9PM	菊池、大古場

※表上の AM は午前 9 時から 12 時、PM は午後 2 時から 5 時である。

2. 各学校で実施した監査手続の概要

各学校にはあらかじめ学校往査時の閲覧準備資料と実施する監査手続を通知したうえで、次の監査手続を行った。

①公費予算関係

- 1-1 公費の予算執行計画の編成方針をヒアリングする。
- 1-2 予算執行計画の職員等への情報提供の方法を確認する。
- 1-3 公費に関する事務担当者を確認する。
- 1-4 公費に関する預金名義人を確認する。
- 1-5 公費の資金前渡金に関する現金出納簿が作成されているか確認する。また現金、通帳等の管理体制を確認する。
- 1-6 公費に関する決算書について責任者の承認が行われているか確認する。
- 1-7 公費に関する予算及び決算書について保護者への情報開示が行われているか確認する。
- 1-8 予算執行伺書と納品書等について、内容と金額等をサンプルで確認し現金出納簿と一致しているか確認する。

1-9 校長、副校長、事務職等の異動時に、公費に関する引継ぎが関係書類等を照合の上、記名押印し引き継がれているか確認する。

②学校徴収金関係

2-1 学校徴収金に係る徴収計画が校長により適切に策定されているか確認する。

2-2 学校徴収金が現金で集金されているか、銀行引落で行われているか確認する。

2-3 学校徴収金が現金で集金されている場合の管理方法を確認する。

2-4 学校徴収金の事務担当者を確認する。

2-5 学校徴収金の預金名義人を確認する。

2-6 学校徴収金の使用印鑑は公費会計と区別され、校長が管理しているか確認する。

2-7 学校徴収金の預金通帳等の管理状況を確認する。

2-8 学校徴収金の集金のタイミングを確認する。

2-9 学校徴収金に係る現金出納簿が作成されているか確認する。

2-10 学校徴収金に係る現金出納簿の記載項目と納品書、請求書、領収書等が整合し、記載内容が適切かサンプルで確認する。

2-11 学校徴収金に係る契約の際、複数から見積りを取った上で契約しているか確認する。(修学旅行について見積りが3社以上から取られているか確認する。)

2-12 徴収金等検討委員会が設置され開催されているか、また開催されている場合適切に運営されているか確認する。

2-13 補助教材等の購入が一部の業者に偏向していないか確認する。

2-14 学校徴収金等に係る関係書類等が、終了した年度の翌年度から起算して3年間保存されているか確認する。

2-15 学校徴収金等の担当者の異動時に、適切な引継ぎが行なわれているか確認する。

2-16 学校徴収金の未納対策について、未納集計表等が作成されているか、未納分の回収をどのようにしているか等について確認する。

2-17 学校徴収金について、徴収の年間スケジュール及び会計報告が保護者に行われているか、またどのような方法(書面、HP等)で行われているか確認する。

2-18 学校徴収金の会計報告について監査が行われているか確認する。

2-19 学校徴収金の繰越し、返金があるかについて確認する。

2-20 徴収金等事務マニュアル、学校徴収金に係り規程が学校独自に作成して

いるか確認する。

③PTA 会計

- 3-1 PTA 会計と学校が徴収事務、現金管理等で関係を持っているか確認する。
- 3-2 PTA 会計の集金事務が銀行引落か現金集金か確認する。
- 3-3 PTA 会計からの寄贈品がないか確認する。

④出退勤管理

- 4-1 出勤簿の整理保管が副校長により適切に行われているか確認する。
- 4-2 学校教職員があらかじめ届け出た印をもって、出勤簿に自ら押印しているか確認する。
- 4-3 管理者が教職員の出勤管理のみではなく、退勤時刻についても把握しているか確認する。

⑤学校備品

- 5-1 備品管理の責任者を確認する。
- 5-2 備品台帳が作成され、データとして備えられているか確認する。
- 5-3 備品台帳は適時更新され、最新の状態であるか確認する。
- 5-4 現場の備品に備品シールが貼付されているかサンプルで確認する。
- 5-5 備品の棚卸が行われているか確認する。
- 5-6 廃棄すべき備品が適切に廃棄されているか確認する。
- 5-7 郵券の管理は文書郵送簿兼郵券受払簿により適切に管理されているか確認する。

⑥情報セキュリティ関係

- 6-1 USB メモリ等の使用状況はあるか、ある場合、使用管理簿等により管理しているか確認する。
- 6-2 PC 等へのアクセスはパスワード等により制限され、パスワードは一定の期間で更新されているか確認する。
- 6-3 生徒の成績、答案等の個人情報に絡む書類の校外への持ち出しは制限されているか確認する。

⑦その他

- 7-1 学校施設に空き教室がある場合、有効に活用されているか確認する。
- 7-2 学校施設に関し、学校安全管理計画等が校長により決定され作成されているか確認する。

- 7-3 学校警備計画が校長により決定され作成されているか確認する。
- 7-4 学校評価は保護者等に書面、HP 上等、どのような方法で情報提供されているか確認する。

3. 監査の結果

(1) 公費予算関係

1-1 公費の予算執行計画の編成方針をヒアリングする。

公費の予算執行計画の編成方針をヒアリングしたところ、各学校とも概ね4月10日前後に教育委員会で行われる予算説明会の後、予算会議を経て早い学校で4月中には、遅い学校でも5月中旬までには予算編成が行われる。

なお予算編成までに必要なものについては、その都度購入申請を挙げて購入するが、予算執行の前倒しとなる。

(意見 No. 85)

各学校において予算は、基本的に前年度をベースに各教員の要求を事務職員が確認し、予算計画に落とし込んでいくスタイルを取っている。ただその要求も最終的には4月10日前後の予算説明会の前後に、各教員に予算要求を行っており、予算編成を行うには時期がやや遅いと思われる。

そのため当年度の予算要求を行うためには、予算委員会を編成し、少なくとも前年度の12月頃には予算編成方針を立案し、各教科等からの要求を集約し、予算執行計画を作成することが必要であると考えられる。

なお予算委員会の構成と予算編成のプロセスについては、次のようなものが一つの参考になる。

・ 予算委員会の構成

予算委員会を構成するのは、校長、副校長、事務職、教職員のうち主任等が考えられる。

・ 予算編成のプロセス

○ 予算委員会を開催し、校長が策定している学校経営計画の方針に則り、前年度の決算の評価と改善事項を反映した予算編成方針を策定する。



○予算委員会は、策定した予算編成方針に基づき、予算編成の日程、予算要求書の提出等の手続きを決定する。

↓

○事務職は、この決定を教職員に周知するとともに、学年主任等に予算編成方針に則った予算要求書を提出するよう求める。

↓

○事務職は予算要求を取りまとめ、予算委員会において審議する予算案の原案を作成する。

↓

○予算委員会を開催し、予算案の原案に基づき予算案を作成する。

↓

○職員会議において予算案を審議し、議決する。校長はこの議決に基づき予算を決裁し、当年度の予算が確定する。

(意見 No. 86)

往査した各学校においては、事務職が各教職員からの予算要求を受けた後は、校長、副校長と協議のうえ、予算執行計画を作成し、承認するスタイルを取っているところがほとんどであった。

このような予算執行計画の作成では、教職員の予算計画作成への参加が少なく、また予算執行計画も校長が承認した最終結果が知らされるだけである。

そのため上述した予算委員会を作成するとともに、予算執行計画の議決は職員会議で行うようにすることが必要であると考えられる。

1-2 予算執行計画の職員等への情報提供の方法を確認する。

予算執行計画等の職員への通知は職員会議で書面を配布する、または大田区の学校システムである C4th システム内で周知する等の方法で、往査した全ての学校において情報提供は行われていた。

(意見 No. 87)

システム内で周知するという方法は、職員に確かに情報提供しているものの、予算執行計画について特に予算担当者からの内容の説明がないことから、十分に情報提供しているとまでは言い難いと考えられる。そのため、C4th システム内での周知だけではなく、予算担当者の積極的な内容の説明をすることが必要である。またそのことが職員への予算への理解をより高めると考えられる。

1-3 公費に関する事務担当者を確認する。

(指摘事項なし)

公費に関する事務担当者は小学校 7 校、中学校 4 校の全ての学校において事務職員 (1 名) が担当している。

区費負担の大田区事務補助職員 (非常勤) も 1 名配置されており、公費に関しても事務補助を行っていた。

1-4 公費に関する預金名義人を確認する。

(指摘事項なし)

公費に関する預金名義は往査した学校全てにおいて、校長名義であり、特に問題はなかった。

1-5 公費の資金前渡金に関する現金出納簿が作成されているか確認する。また現金、通帳等の管理体制を確認する。

(指摘事項なし)

往査した各学校において公費の前渡金に関する現金出納簿は作成されていた。

また、現金、通帳については鍵付の金庫に保管されており、保管方法に特に問題はなかった。

1-6 公費に関する決算書について責任者の承認が行われているか確認する。

(指摘事項なし)

公費に関する決算書について、往査した各学校において校長が責任者として承認しており、特に問題はなかった。

1-7 公費に関する予算及び決算書について保護者への情報開示が行われているか確認する。

公費に関する予算及び決算書について何らかの形で保護者へ開示している学校は往査した学校 11 校中、1 校もなかった。

(意見 No. 88)

公費に関する予算及び決算書については、後述する学校徴収金と違い、保護者から集めたものではないため、特に開示する必要がなく、また過去においても開示したことがない、という回答が多かった。

意見は第6節学校会計の(2)公費学校会計決算の情報開示と同様である。

1-8 予算執行伺書と納品書等について、内容と金額等をサンプルで確認し現金出納簿と一致しているか確認する。

(指摘事項なし)

予算執行伺書と納品書等について、その内容と金額等を往査先各学校においてサンプルで数件確認したが、特に問題点はなかった。

1-9 校長、副校長、事務職等の異動時に、公費に関する引継ぎが関係書類等を照合の上、記名押印し引き継がれているか確認する。

今年度に事務職等の異動があった学校及びなかった学校についても引継ぎが行われているか質問を行った。

その結果、公費に関する引継ぎについては、引き継ぐ年度の前月(3月)に説明を受けてはいるものの、特に何について引継ぎをしたか、また引継ぎ関係書類等を照合の上、記名押印している学校はなかった。

引継ぎの説明時間も2,3時間程度であり、十分な引継ぎ時間が確保できていない状態であった。

(意見 No. 89)

現状、事務職等の業務が繁忙のため、引継ぎに要する時間の確保が難しいと思われるものの、引継ぎを適正に行うことが、引継後の業務の効率化にもつながることから十分な引継時間を確保するよう、大田区として指示する必要があると考えられる。

また、何について引継ぎの説明を受けたかについても書面が残っていないことから、前職からどのような引継ぎ事項の説明を受けたかについて、記名押印した書面が必要であると考えられる。

(2) 学校徴収金関係

2-1 学校徴収金に係る徴収計画が校長により適切に策定されているか確認する。

学校徴収金のうち、教材費に係る年間計画が年度初めには作成できず、徴収計画が各学期毎にしか作成されていない学校が2校あった。

(指摘 No. 13)

「学校徴収金等取扱要綱」では、第3条において「校長は、学校の教育課程に基づき、経費負担区分において適正な徴収金等の計画を策定し、決定しなければならない。」としており、これは学校徴収金等の徴収計画は、年度の初めに年間の基本計画を作成しなければならないことを意味している。

また「学校徴収金等取扱要綱」第2条では「徴収目的を実現するために、最少の経費をもって最大の教育的効果をあげるために、総合的で長期的な視野に立って徴収計画を策定する」としており、これはそもそも年度の年間計画が作成できていなければ達成することができないことである。

そのため、学校徴収金等の年間計画が年度の初めまでに作成できていない学校については、今後、年度初めまでの学校徴収金等の年間計画を作成する必要がある。

2-2 学校徴収金が現金で集金されているか、銀行引落で行われているか確認する。

往査した学校11校中、学校徴収金が現金で集金されている学校が小学校で3校あった。それ以外の学校（小学校4校、中学校4校）は銀行引落であった。銀行引落はゆうちょ銀行が多く小学校で3校、中学校は4校全てゆうちょ銀行であり、残りの1校は信用金庫であった。ゆうちょ銀行が引落の口座として使用されることが多いのは、引落に係る手数料が他の金融機関に比して少額であるためである。

現金で集金されている小学校についても給食費とPTA会費は銀行引落であった。

(意見 No. 90)

学校徴収金について、上記のとおり現金で集計されている学校が小学校で3

校ある。しかし「学校徴収金等取扱要綱」第9条第2項第5号において「徴収金は、原則として現金による徴収を行わないこととし、口座振込制度などを活用すること。」と定められており、現金による徴収は例外とされている。

この規定はできる限り学校における現金管理をなくし、紛失等のリスクを軽減するための規定であると考えられる。

そのため大田区は学校徴収金を現金で徴収している学校について、口座振込制度への切り替えを促進していく必要があると考えられる。

2-3 学校徴収金が現金で集計されている場合の管理方法を確認する。

学校徴収金が現金で集計されている場合の管理方法について、下記の事項を確認した。

・学校徴収金が現金で集計されている場合、速やかに口座に入金されているか確認したところ、小学校3校のうち2校については集金後、即日口座に入金されていたが、残りの1校については速やかに入金されていなかった。

(指摘 No. 14)

現金で集計されている残り1校については、集金後、直ぐに口座に入金せず、校内の金庫に長期間預けているケースがあった。

具体的には平成29年度の1学年の1学期において、本校では各学年毎に教材費等の口座を設けているが、当年度の新生の分の口座開設が6月2日と遅れたことから、4月に徴収していた約88万円が2ヶ月間に渡り、校内の金庫で保管されていた。

学年毎に口座を設けている場合には、あらかじめ新生に新たな口座開設が必要なことは分かっていることであるから、新年度に入ったら即座の口座開設が必要である。

・学校徴収金を現金ではなく、銀行引落としている学校においても残高不足で未納となった者が、直接学校に持参して未納分を支払うケースがあり、その場合には学校で現金管理が発生する。

基本的にはどの学校においても未納者に領収書を手渡し、集金分については速やかに口座に入金していたが、次の事項が発見された。

(指摘 No. 15)

小学校1校において、未納が多額となった場合には現金で集金し、保護者に

領収書を渡しているものの、領収書の控えがないことから、いつ誰からいくら集金したかの事後検証することが困難な状態であった。

事後の検証のためにも領収書の控えを必ず保存することが必要である。

・教材費の業者の支払いについて振込ではなく、業者が学校に直接来校する際に支払うケースが多く見られた。

(意見 No. 91)

教材費の支払いについて、業者への支払を学校で直接行う場合、あらかじめ業者へ支払う金額を学校内に用意しておかなければならず、現金管理上好ましい状態ではない。一部の学校では業者が来校せず、支払うべき金額が長いときで10日間ほど空いてしまうケースがある等、管理上問題がある。

そのためできる限り業者への支払いは、現金ではなく、振込で行うことが望ましいと考えられる。

業者への現金での支払は振込の場合、振込手数料が生じるケースが多く、徴収した金額と異なってくるが、この場合はあらかじめ業者との契約の中で振込手数料込みの金額にする等で対応が可能なものと考えられる。

2-4 学校徴収金の事務担当者を確認する。

学校徴収金の教材費の事務担当者は、事務職が担当している学校が3校(全て中学校)、非常勤の事務補助員と各学年の会計担当者としている学校が中学校で1校あり、また小学校は全ての学校で各学年に会計担当の教職員をおき教材費の事務を担当している。

(指摘事項なし)

現状、学校徴収金の事務担当者を誰にするかについて規定はなく、学校徴収金の事務担当者が誰であろうとも特に問題はない。

しかし学校徴収金の事務担当者に指名された教職員は、その煩雑さや、会計に慣れている者が少ないことからその業務がかなり負担となっている状態ではあった。

2-5 学校徴収金の預金名義人を確認する。

学校徴収金の預金名義人については学校毎に異なっており、校長名義の学校、各学年毎に口座を開設し、預金名義人を例えば〇〇小学校平成〇年度としてい

る学校等があり、それぞれの学校の管理のしやすさを考慮して、学校徴収金の預金口座を開設していた。

(意見 No. 92)

「学校徴収金等取扱要綱」第9条第2項第3号において、「預金名義人は、原則として校長」とすることとされており、あくまで校長以外の預金名義人は例外としている。

しかし実際の預金名義人には、各学年度毎に銀行口座を開設していることから、管理上「〇〇学校平成〇年度」等、入学年度で開設しているケースや教材費、給食費等を一括して引き落とす口座名は校長名義であるが、各学年度毎の預金名義人は各学年の担当教員名義等、各学校それぞれで管理のしやすいように預金名義人も必ずしも校長名義と限られていなかった。

こうした実際の運用がある以上は「学校徴収金等取扱要綱」においても、預金名義人の原則を校長とする規定の見直しをはかる必要があると考えられる。

2-6 学校徴収金の使用印鑑は公費会計と区別され、校長が管理しているか確認する。

学校徴収金等の使用印鑑については、公費会計と私費会計は全ての往査先各学校において、公費と私費で別の印鑑が使用されており、この印鑑を校長が管理していた。

(指摘事項なし)

「学校徴収金等取扱要綱」第9条第2項第3号において「使用印鑑は、公費会計と別にするとともに、その印鑑の管理は校長が自ら直接行うこと。」としており、印鑑の使用及び管理については同条とおりの運用がなされており、特に問題となる事項はなかった。

2-7 学校徴収金の預金通帳等の管理状況を確認する。

(指摘事項なし)

学校徴収金等の預金通帳と印鑑の管理状況を確認したところ、往査した全ての学校において、通帳及び印鑑は使用しない時には金庫に預けられ、また通帳と印鑑は別々に保管されており、適正に管理されていた。特に問題はなかった。

2-8 学校徴収金の集金のタイミングを確認する。

学校徴収金の集金のタイミングを確認したが、集金のタイミングは往査した各学校でまちまちであった。

毎月引落の学校、二ヶ月に一度の学校、年一括引落と選択が可能な学校、給食費と教材費が異なるタイミングで引落される学校、教材費は各学期1回、年3回の引落の学校等と様々であった。

(意見 No. 93)

学校徴収金については、銀行引落の場合、引落に係る手数料は保護者が負担している。

ゆうちょ銀行では1回の引落しに10円、信用金庫の場合には108円かかっている。金額は少額ではあっても銀行引落による便宜は学校側にある以上、できるだけ保護者の負担を減じる方法を考慮すべきである。

学校徴収金を1年分、一括で引落とす一括引落であれば、振込手数料は年1回であるため、保護者の負担を減じることができる。しかし現状では学校徴収金の一括引落に応じている学校は往査した学校の中では中学校が1校あるのみであった。

そのため今後、学校徴収金の一括振込が選択できる学校を増やしていくことが必要であると考えられる。

2-9 学校徴収金に係る現金出納簿が作成されているか確認する。

学校徴収金に係る現金出納簿が作成されているか確認したところ、現金出納簿が作成されていない学校が中学校で2校、小学校で1校あった。当該小学校では現金出納簿が作成されていない学年と作成されている学年があった。

(指摘 No. 16)

「学校徴収金等取扱要綱」第8条第3号において徴収金等の実務を行うため、事務担当者として指名された教職員は「徴収金に係る現金出納簿の記帳を行うこと。」とされている。

現金出納簿を作成されていない学校では通帳に入出金の理由を記載する等として管理していたが、学校徴収金の増減が通帳の入出金で全て管理することは

できないことから、現金出納簿が作成されていない学校においては現金出納簿を作成することが必要である。

(指摘 No. 17)

往査した小学校 1 校において、平成 29 年度の 1 学年の 1 学期の出納記録がなく、領収書の整理もまだできていない状況であった。

往査した時期は 10 月であり、既に 2 学期に入っている状況であり、また 1 学期の会計報告も保護者に必要であることから、現金出納簿はできるだけタイムリーに作成することが必要である。

2-10 学校徴収金に係る現金出納簿の記載項目と納品書、請求書、領収書等が整合し、記載内容が適切かサンプルで確認する。

往査した各学校においてサンプルで確認し、現金出納帳と納品書、請求書、領収書等に記載内容が整合していることは確認したが、その際、次の事項が発見された。

(指摘 No. 18)

小学校 1 校において教材費の領収書の日付が記載されていないものが 2 件あった。現金出納帳と領収書の金額は一致しているが、当該業者への支払いは現金であるため、日付が入った領収書を必ず業者から受領することが必要である。

2-11 学校徴収金に係る契約の際、複数から見積りを取った上で契約しているか確認する。(修学旅行について見積りが 3 社以上から取られているか確認する。)

学校徴収金のうち教材費について往査した各学校において確認したところ、特に複数の業者から見積りを取って契約している学校はなく、毎年送られてくる見本を基にして、金額というよりは教員の使いやすさ等を判断基準として教員の相談のうえ教材を決定している。

(意見 No. 94)

区内の業者は少なく、また教員の使いやすさ等が重視されるのはある程度致

し方が無い面はある。しかし教材費を負担するのは教員ではなく、保護者であることから、保護者から特に一任を受けているわけではない教員が自らの一存だけで教材費を決定することには慎重であるべきである。

少なくとも金額についても検討したうえで、教材の決定にあたっては複数の業者から見積書を入手するか、又は校長や副校長の管理職の承認を受ける必要があると考えられる。

また購入金額で承認者を変え、高額な教材費の購入には見積、管理職の承認の両方を必要とする等、教材費の購入フローを規則として規定する必要があると考えられる。

往査した中学校4校において修学旅行の見積りを確認したところ、4社から見積りを取っている中学校が1校、3社からが2校、2社からが1校であった。

(指摘 No. 19)

学校における「徴収金等」に係わる取扱細目では、第6節学校会計でも述べたように3社以上の見積りが必要である。

2社見積りの学校においては「徴収金等」に係わる取扱細目の「原則3社以上から徴する」ことを満たしていないことから、3社以上の見積りを徴するよう努力する必要がある。

(指摘 No. 20)

数社からの見積りのうえ、修学旅行の業者を決定するが、業者を決定後、既に見積書を全て廃棄してしまった中学校が2校あった。

業者決定後も見積書は相見積を行った証拠となるものである以上は、請求書等他の書類と同様の保存が必要である。

2-12 徴収金等検討委員会が設置され開催されているか、また開催されている場合適切に運営されているか確認する。

徴収金等検討委員会については往査した学校11校全てで開催されていた。

徴収金等検討委員会は「学校徴収金等取扱要綱」第11条において次のとおり規定されている。

(徴収金等検討委員会)

第 11 条

- ① 校長は、徴収金等の処理については、徴収金等検討委員会を設置し、その議を経て行わなければならない。
- ② 徴収金等検討委員会は、徴収金等の計画、契約内容及び業者選定等に際し、情報の提供を受け、意見を述べるものとする。
- ③ 徴収金等検討委員会の構成員は、次のとおりとする。
 - (1) 校長
 - (2) 副校長
 - (3) 校長が指名する教職員
 - (4) 保護者の代表 (3 名以上)
- ④ 徴収金等検討委員会の会長は、校長とする。
- ⑤ 校長は必要に応じて意見を聴取するための、徴収金等検討委員会に関係者の出席を求めることができる。

(指摘 No. 21)

往査した学校においては毎年 2 回開催 (4 月と 3 月) しているということであったが、実際には 4 月には開催しておらず、開催の書面があるのみであった。3 月は学校徴収金の決算を監査するため、開催されているとのことであるが、開催の書面がある以上は、徴収金等検討委員会を開催する必要がある。

また、徴収金等検討委員会の開催が「徴収金等の計画、契約内容及び業者選定等に際し、情報の提供を受け、意見を述べる」である以上は、学校徴収金の決算のみならず、年度初めに徴収金等検討委員会を開催し、当年度の徴収金等の計画等を確認することは重要な意義があることから、年度初めの徴収金等検討委員会の開催を実際に行うことが必要である。

(意見 No. 95)

徴収金等検討委員会は往査した全ての学校において開催されているが、徴収金等検討委員会の議事録が書面で残されている学校は 1 校もなかった。

どのような事項を検討したのか議事録が残っていなければ問題点や今後の検討事項の引き継ぎもできず、またそもそも徴収金等検討委員会が実際に開催された事実関係を確認することもできない。

そのため徴収金等検討委員会を開催した場合には、何について検討したかの議事録を書面で残す必要がある。

(意見 No. 96)

徴収金等検討委員会は、「徴収金等の計画、契約内容及び業者選定等に際し、情報の提供を受け、意見を述べる」とされていることから、新学期が始まった直後に、新年度の徴収金等について検討することが必要であることから、4、5月には開催する必要があると考えられる。

しかし往査した学校には学期毎、年3回実施しているが1学期の開催が7月の学校、1学期の開催であるが6月に開催又は7月に開催している学校が各1校、徴収金等の決算のみを確認している学校が2校あった。

徴収金等検討委員会の開催趣旨からすれば、上記の学校のタイミングでの開催では徴収金等の計画等は既に固まっていると考えられることから、事後報告となってしまうものと思われる。

そのため徴収金等検討委員会の設置の趣旨からすれば、より早期の開催を目指す必要があると考えられる。

(意見 No. 97)

往査した学校の内、小学校1校において徴収金等検討委員会の構成員が不明であった。

この小学校においては徴収金等検討委員会の開催のお知らせ及び議事録が存在せず、このような状態では実際に事後、徴収金等検討委員会が開催されたかすら検証することができないことから、少なくとも徴収金等検討委員会の構成員、開催時期、議事録を書面で残すことが必要である。

2-13 補助教材等の購入が一部の業者に偏向していないか確認する。

往査した多くの学校で、毎年3月に業者から送られてくる見本を元に、主に4、5の業者になるが、教職員が話し合い、偏りが無いよう配慮しながら、補助教材等の購入先を決定していた。

(意見 No. 98)

大田区内では、業者数が昨今限られてくることから、ある程度補助教材等の購入先が限られてくることは致しがたい面がある。しかし補助教材等の購入先の決定は各学年毎で決定しており、学校全体で補助教材の購入先を決定するには至っていない。

そのため、一部の業者に片寄らず購入するには学校全体での補助教材購入先を選定するよう、校長ないし事務職が購入先のとりまとめを行い、学校全体として、一部の業者に片寄らないよう配慮することが必要であると考えられる。

2-14 学校徴収金等に係る関係書類等が、終了した年度の翌年度から起算して3年間保存されているか確認する。

(指摘事項なし)

往査した各学校で確認したところ、3年間は関係書類が保存されており、3年間、関係書類を保存していない学校はなく、特に問題はなかった。

2-15 学校徴収金等の担当者の異動時に、適切な引継ぎが行なわれているか確認する。

学校徴収金のうち、教材費の担当者は、各学年で教員を一名指定し、当該教員が年間を通して学校徴収金の担当者となるため、毎年担当者が各学校において異なるケースが多い。そのため毎年度、担当者が異なるケースが多い。

一方、給食費に関しては栄養士が担当となるケースが多いため、毎年度栄養士の異動がない限り、担当者が同じであることが多い。

(意見 No. 99)

往査した各学校において、学校徴収金等の担当者の異動時に、引継ぎが行われている学校はない状況であった。

学校徴収金等のマニュアルがない学校が多いことから、引継ぎがない場合、どのような形で学校徴収金等を運営しているのか、また問題点等があった場合にも、次の担当者が状況を把握することができない状態であると考えられるため、例えば学年が進級し、繰越しがある場合等には、何らかの前任者と後任者の引き継ぎを行う必要があると考えられる。

2-16 学校徴収金の未納対策について、未納集計表等が作成されているか、未納分の回収をどのようにしているか等について確認する。

学校徴収金の未納対策として未納集計表が作成されているか、また未納分の回収方法を確認したところ、次のとおりであった。

往査した中学校4校においてはいずれも月次での未納リストを作成し、未納者には手紙での督促や担任、事務職を通して連絡を行い回収している。現状ど

の中学校においても未納のまま卒業した者はなく、学年をまたぐことはあっても卒業までには全ての未納を回収している。

一方、小学校7校においては学校独自で未納リストを作成している学校1校のみであり、その他の学校では、金融機関の引落明細で残高不足で引落できない者についてはその旨が印字されるため、当該リストを未納リストとしている学校や金融機関からの受信データ一覧に引落ができない件数、氏名、金額等が表示されることから当該データ一覧を未納リストとしている学校等、様々な形で未納集計を行っていた。未納者に対してはどの学校も担当者による残高不足のお知らせの手紙による督促がまず第一であり、未納が数か月続く場合には担任や副校長からの電話による督促を行っている。

(指摘 No. 22)

小学校1校において、教材費の未納者がいたことにより、会計担当教員が金額は少額(888円)であるが立替を行い、業者への支払いを行っていた。

最終的には未納は回収され、立替分は教員に返済されていたが、教員が立替することは本来行うべきではないと考えられる。

2-17 学校徴収金について、徴収の年間スケジュール及び会計報告が保護者に
行われているか、またどのような方法(書面、HP等)で行われているか確認する。

学校徴収金等の年間スケジュール及び会計報告について、どのような方法で行われているか確認した。

中学校の各校においては学年便り等の書面により年間スケジュールを学年の初めに、また会計報告については3月に保護者に対し学年便り等の書面で報告している。

小学校の各校においては、年度の初めに教材費の年間スケジュールを書面で保護者に配布している学校が7校中2校であり、その他の学校5校では年間スケジュールの配布がなく、翌月の集金額又は引落額等を学年便り等で保護者に知らせている。会計報告については各小学校ともに年度末に書面で保護者にお知らせしている。

(意見 No. 100)

小学校においては保護者に教材費の年間スケジュールをお知らせしていない学校が多かった。保護者から徴収する以上は年間どれくらいの金額をいつ必要

であるかを事前に知らせるべきであることから、年間スケジュールを保護者に知らせていない学校においては、年間スケジュールを作成し保護者に知らせることが必要であると考えられる。

2-18 学校徴収金の会計報告について監査が行われているか確認する。

学校徴収金等のうち、教材費の会計について会計報告について、PTA 委員等、第三者による監査が行われているか確認した。そしてそのうち、往査した学校 11 校の内 9 校については PTA 委員や各学年代表等の第三者による会計報告の監査結果の確認印があることを確認した。

(指摘 No. 23)

往査した学校のうち小学校の 2 校の教材費の会計報告を確認したところ、会計報告には担当教員の押印があるのみで、PTA 委員等による確認を示す証跡はみられなかった。また該当小学校のうち、1 校においては平成 28 年度の会計報告について担当教員の押印がない学年が見られた。

少なくとも会計報告には担当教員が確認した印としての押印が必要であり、また教材費は保護者が支出している以上は、その内容について PTA 委員等、保護者の代表が、その内容を確認することが必要である。

2-19 学校徴収金の繰越し、返金があるかについて確認する。

学校徴収金の教材費の繰越し、返金については往査した学校においては次のような状況であった。

・中学校

3 学年までは繰越し、3 学年で返金	2 校
各学年毎、毎年返金	1 校
各学年毎、毎年返金するが生徒数未満の端数を繰り越す	1 校

・小学校

必要なものを都度引落しているため、繰越し返金がない	6 校
5 学年までは繰越し、6 学年で返金	1 校

(意見 No. 101)

往査した中学校において1校、3学年の保護者への返金額が429,872円と高額になっていた。保護者一人当りに換算しても2,000円を超えており、このような高額の返金に至る前に不必要な徴収をしないように、徴収金計画を見直す必要があったと考えられる。

2-20 徴収金等事務マニュアル、学校徴収金に係る規程が学校独自に作成しているか確認する。

往査した学校の内、小学校2校において学校徴収金に係る規程が作成されていた。また中学校1校において簡潔ではあるが会計の流れと題した学校徴収金に係る規程作成されていた。しかしその他の学校では特に規程は作成されていなかった。

(意見 No. 102)

学校徴収金に関しては「学校徴収金等取扱要綱」が教育委員会で作成されているものの、学校徴収金の具体的な事務を行うには、詳細な規程ではないため、これだけでは不十分である。

そのため、より詳細な徴収金等事務マニュアル等を作成し、引継ぎ等で初めて学校徴収金を担当する者でも対応可能なようにしておくことが必要であると考えられる。

(3) PTA 会計

3-1 PTA 会計と学校が徴収事務、現金管理等で関係を持っているか確認する。

往査した学校においては、PTA 会計と学校の間には、副校長又は副校長と事務職若しくは教職員が PTA 会計の監査を担当する等して PTA 会計と関与している。

基本的には PTA 会計と学校の関係は学校側が監査するだけの関係である学校が多いものの、一部の学校においては次のような関係がみられた。

PTA 会費が他の学校徴収金（教材費、給食費）と一緒に同一口座での銀行引落であるため、PTA 会費分を PTA 口座に振替える作業を金融機関が行っている小学校が1校あった。

同じように PTA 会費が他の学校徴収金と同一口座での銀行引落であるため、

区費の事務職補助員が PTA 会費分を PTA 口座に振替を行っている中学校が 1 校あった。

(意見 No. 103)

PTA 会計に保護者が支払う PTA 会費は教育委員会が定める「学校徴収金等取扱要綱」の対象には含まれていない。

そのため教材費や給食費といった学校徴収金と同一口座での銀行引落は、学校で会計報告が必要のないものについても、関係を持つことになり好ましいものではない。

よって、PTA 会計の会費については PTA 口座からの引落に変更することが望ましいと考えられる。

3-2 PTA 会計の集金事務が銀行引落か現金集金か確認する。

PTA 会計の会費の集金事務について確認したところ、往査先 11 校中 10 校が銀行引落、1 校が現金での集金であった。

(意見 No. 104)

現金集金を行っている学校では過去に PTA 会費の未納が多く、現金で集金したほうが未納が少なくなるため、現金集金を行っているとのことであった。

教室で生徒から直接手渡しで集金するのではなく、保護者会で保護者から直接、PTA 委員に渡しているとのことであるが、保護者会での集金は一度に多くの現金を扱うことから紛失、盗難等のリスクが高まる。そのため、できる限り銀行引落での集金に変更することを検討するべきであると考えられる。

3-3 PTA 会計からの寄贈品がないか確認する。

往査した各学校において毎年、PTA 会計から寄贈品を受領している学校は 11 校中 1 校であったが、周年行事で寄贈を受けることがあると回答した学校は 11 校全てであった。

(指摘 No. 24)

寄贈品について「学校財務事務の手引」によれば、教育委員会に報告し、その許可を得てから寄贈品として処理することが必要である(第 8 節教育財産 1. 物品の概要 (5)物品の寄付受領時の処理 参照)。またそこには「寄付物品の受入にあたっての注意」に「(3) 地方財政法の趣旨により、PTA 関係者その他

の住民からの寄付は、直接または間接を問わず原則として受領しない。」と規定されており、PTA 会計からの寄贈品の受領は禁止されている。

それにも関わらず PTA 会計からの寄贈品は周年行事の際等で物品が学校に寄贈されている。

学校でのヒアリングからは物品を寄贈する慣習が過去からあるということであるが、PTA 会計からの寄贈品は禁止されている以上、PTA 会計からの寄贈品を受領することは今後止める必要がある。

一方で地方財政法の趣旨で PTA 会計からの寄贈品の受贈を禁止している「学校財務事務の手引」であるが、平成 24 年 5 月に文部科学省が示した「学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての留意事項等について（通知）」によれば、「2. 学校における会計処理の適正化に係る留意事項」においては次のように記載されている。

② 学校関係団体から学校に対して行われる寄付について、地方公共団体が住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄付金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収することは、地方財政法第 4 条の 5 の規定により禁止されていること。

一方、学校関係団体から学校に対して自発的な寄付（金銭、物件）を行うことは禁止されておらず、この場合には、その受納に当たって、当該学校の設置者である地方公共団体が定める関係規程等に従い、会計処理上の適正な手続きを経ること。

上記規定からは、地方財政法は PTA 会計からの寄付を禁止しているとはいえないことから、「学校財務事務の手引」での規定の見直しを図る必要がある。

（指摘 No. 25）

各学校で受けた寄贈品については、教育委員会で寄贈品リストとしてまとめており、表には各学校での受付日、寄付物品名、数量、単価、金額、寄付をした者の住所、団体名、氏名等が記載されている。当該リストについて平成 17 年度から平成 29 年度までの表を閲覧したところ、往査先した小学校 1 校で平成 28 年度に限らずほぼ毎年物品の寄贈を受けているにも関わらず、物品も小学校名も共に当該リストに記載されていなかった。

該当小学校の PTA 会計の決算書を確認すると、平成 28 年度には次の物品の寄贈があったことになっている。

《報告事項》

平成 28 年度 PTA 総会の承認を受けて、平成 28 年度中に繰越金より下記の物品を購入し、学校へ寄贈しましたのでご報告します。

- ・ファンヒーター（教育相談室兼サポートルーム用）
- ・教材提示装置（書面カメラ）
- ・液晶テレビ、テレビスタンド、キャスター
- ・ブルーレイプレイヤー、ケーブル

合計 260,144 円

当該小学校では平成 28 年度に限らず、毎年度何らかの寄贈品が PTA 会計から送られてきているが、寄贈品として処理されていない以上、物品リストにも記載されていないことになり、これらの寄贈品は簿外処理されている。

PTA 会計からの寄贈品は禁止されているが、過去に寄贈を受けている物品については寄贈品としての手順を行い、物品リストに登録し、他の物品と同様の管理を行うべきである。

（指摘 No. 26）

往査した小学校 1 校において、平成 28 年度にテントの寄贈を受けているが、物品の使用時は PTA から物品の貸し出しを受けている形式としていることから、学校の物品ではなく PTA の物品であるとして、寄贈品としての手続を行っていなかった。

しかしテントには PTA 寄贈という記載がなされ、学校行事に使用されていることから学校の物品であると考えられる。そのため物品としての登録が必要であると考えられる。

(4) 出退勤管理

4-1 出勤簿の整理保管が副校長により適切に行われているか確認する。

（指摘事項なし）

往査した全ての小・中学校において、出勤簿は副校長が管理しており、特に問題はなかった。

4-2 学校教職員があらかじめ届け出た印をもって、出勤簿に自ら押印しているか確認する。

(指摘事項なし)

各学校の出勤簿を確認し、学校教職員が届け出た印をもって、出勤簿に押印していることを確認した。特に問題はなかった。

4-3 管理者が教職員の出勤管理のみではなく、退勤時刻についても把握しているか確認する。

出勤簿は教職員が出勤した際に押印するのみで、特に退勤時に押印する等で退勤時刻の管理を行っている学校はなかった。

(意見 No. 105)

現状、警備日誌には最終退勤者と退勤時刻が記入されていることから、最終退勤者については把握することができるが、それ以外については全く管理することができていない状況である。

昨今、教職員の残業が多いことが問題となっているが、そもそも各教職員がどれくらい残業を行っているか不明な状況では、業務の見直し、人員の増強等を効果的に行うことができないものと考えられる。

タイムカードを導入する等して、教職員の労働管理を行うことが必要である。またタイムカードの導入には予算がかかり、直ぐに実行することができないことから、導入までの間にも少なくとも出勤簿とは別に、各教職員に出勤時間と退勤時間を記入してもらい、校長、副校長が各教職員の労働時間を把握することが必要であると考えられる。

各教職員の労働時間から、どの教職員に負荷がかかっているか把握することが可能となり、各教職員の労働時間の把握から業務の見直しや人員の配置方法、人員の増員の必要性等の現場管理の改善につなげることが可能となると考えられる。

(5) 学校備品

5-1 備品管理の責任者を確認する。

(指摘事項なし)

往査した各学校において現場責任者は事務職であり、最終責任者は校長であった。特に問題はなかった。

5-2 備品台帳が作成され、データとして備えられているか確認する。

(指摘事項なし)

備品台帳は各学校においてデータで備えられており、特に問題はなかった。また備品台帳をデータとは別に書面に打ち出している学校が2校あったが、常に最新の状態で紙ベースのものも更新されており、特に管理上、問題となる事項はなかった。

5-3 備品台帳は適時更新され、最新の状態であるか確認する。

平成29年度に新たに購入した備品についても備品台帳に入力し、最新の状態であった学校は11校中10校であった。

(意見 No. 106)

平成28年度末の状態平成29年度に購入した備品について備品台帳に登録が行われていない学校が1校あった。

備品台帳は備品の管理のためにもできるだけ速やかに登録を行うことが必要である。

5-4 現場の備品に備品シールが貼付されているかサンプルで確認する。

往査した各学校において備品シールが貼付されているかサンプルで2, 3件チェックしたが、特に備品シールが貼付されていない備品はなかった。

(意見 No. 107)

備品シールの貼付については特に問題はなかったが、年代が古い備品については備品番号等が霞んで見えなくなっているものも存在した。

貼付した備品シールが古く霞んでしまうものについて備品シールの貼り換え

を検討することが必要であると考えられる。

5-5 備品の棚卸が行われているか確認する。

備品の棚卸については、基本的に時間的余裕のある夏休み期間を利用して棚卸を行うケースが多い。

(意見 No. 108)

備品の棚卸は毎年行うことが備品の管理上必要であると考えられるが、実際に今年度行っている学校は11校中3校のみであり、往査日は夏休み期間以後であるが今年度まだ棚卸を実施していない学校が8校あった。

備品の管理上、廃棄備品の整理、不明備品の整理等、備品の棚卸を行うことは備品の管理上有効であることから、備品の棚卸を毎年行うようにすることが必要である。

(意見 No. 109)

備品の棚卸を行っている学校についても、いつどこを棚卸したのか書面が残っていない。

備品台帳をアウトプットし、これに棚卸担当者がチェックを付す等し、これを事務職が全て回収する等し、棚卸を行った証跡を残すことが必要である。

5-6 廃棄すべき備品が適切に廃棄されているか確認する。

往査した各学校の廃棄状況を確認したところ、今年度はICT関連で古いテレビを廃棄していることから通常の年度よりは廃棄点数が多くなっている学校が多い。

(指摘 No. 27)

過年度の廃棄分の台帳からの廃棄登録漏れがあった学校が1校、廃棄の起案書に廃棄理由が記載されていない学校が1校あった。廃棄登録漏れが無いよう、また起案書には廃棄理由を記載することが必要である。

(意見 No. 110)

今年度に廃棄した備品についてタイムリーな廃棄を行っていなかった学校が1校あった。

これは長年使用されていなかった旧式のストーブ17台について今年度に廃棄

を行っていたものである。使用しない状態が続いているのであればより早期に廃棄申請を行なうことが必要である。

5-7 郵券の管理は文書郵送簿兼郵券受払簿により適切に管理されているか確認する。

(指摘事項なし)

郵券の管理は往査した学校全てにおいて文書郵送簿兼郵券受払簿で適切に管理されていた。また郵券に関しては実査を行い文書郵送簿兼郵券受払簿の数字と合致していることを確認した。

(6) 情報セキュリティ関係

6-1 USB メモリ等の使用状況はあるか、ある場合、使用管理簿等により管理しているか確認する。

USB メモリは平成 28 年度に教育委員会よりセキュリティ USB を各学校に 10 本ずつ配布されており、往査した各学校においては副校長が管理していた。

(指摘 No. 28)

USB メモリは使用管理簿において使用時に使用者が特定できるようにしておく必要があるが、往査した学校 1 校において、USB メモリの使用時の貸し出しに口頭ベースでのやり取りのみで行っていた。

たとえ貸出日当日に USB メモリを返却する予定であっても、紛失リスクがあることから、貸し出しの際には誰が USB メモリを使用しているか誰にでも特定できるようにしておく必要がある。

「学校情報セキュリティ実施手順」によれば、USB メモリは使用管理簿で使用者や使用日時等について使用状況を管理する必要がある旨、規定されている。

そのため、USB メモリについてはその使用状況を使用管理簿等で管理を行う必要がある。

(意見 No. 111)

第 10 節 情報セキュリティの節でも記述しているが、USB メモリは金庫等で管理されているものの、紛失のリスクがあることから、使用状況においては、

各学校に必要な本数のみを配布しておき、残りは教育委員会で保管し、各学校でまた必要な USB メモリが増えてきた場合には必要分を配布する等し、各学校での使用していない USB メモリの本数を減じておく必要があると考えられる。

6-2 PC 等へのアクセスはパスワード等により制限され、パスワードは一定の期間で更新されているか確認する。

PC は各教員、事務職に 1 台ずつあり、非常勤講師等は共有であった。PC にはパスワードが設定され、離席の際はログオフしている。

PC のログインは、学校運営システム画面立ち上げ後、認証 USB を差し込み各 USB 毎のパスワードを入力することによりログインする。来年度より認証 USB に代わり顔認証によるログインに変更予定である。

(指摘事項なし)

往査した学校の全てにおいて、半年に一度、認証 USB のパスワードは変更されており、特に問題はなかった。

6-3 生徒の成績、答案等の個人情報に絡む書類の校外への持ち出しは制限されているか確認する。

生徒の成績、答案等の個人情報に絡む書類の持ち出しは基本的に禁止している学校が 4 校、校長、副校長の許可があれば可能としている学校が 7 校であった。

許可があれば校外への持ち出しが可能としている学校でも持ち出し事例がない学校が多く、実際に持ち出しがあった学校は中学校で 2 校あったのみであった。

(指摘 No. 29)

個人情報の持ち出しには各学校においてかなり厳しく管理している。しかし学校内における個人情報については、全て鍵付の引出し、キャビネット等で管理する必要があるにも関わらず、鍵付の引出し、キャビネット等の不足の関係上、鍵のない引出し、キャビネット等で保管しているケースがある。

第 10 節 情報セキュリティの節でも記述しているが学校内であっても個人情報の関わる書類については、全て鍵付の引出し、キャビネット等で管理する必

要がある。

(7) その他

7-1 学校施設に空き教室がある場合、有効に活用されているか確認する。

往査した各学校に教室配置図を確認し副校長、事務職員にヒアリングを行ったほか、実際の教室の状況を実地で確認したが、空き教室がある学校はなく、多目的室等で活用されている。

教室数に余裕がある学校は少なく、どちらかというとも教室数に余裕がない学校が多い。児童・生徒数が増え来年以降、教室数が増える見込みのある学校については算数等の少人数学級に支障をきたす恐れがある状況であった。

(意見 No. 112)

学校の教室数には限りがあり、学校内で行なえることには限界があることから、教室数に支障をきたさないよう、大田区が何らかの措置をとることが必要であると考えられる。

7-2 学校施設に関し、学校安全管理計画等が校長により決定され作成されているか確認する。

学校安全管理計画は、往査した各学校において適切に作成され、教育委員会に提出されていた。

(指摘 No. 30)

学校安全管理計画に基づいて各月に行われる安全点検をまとめた安全点検表の点検チェックに漏れがある学校、安全点検表の原本が保管されていない学校が各1校ずつあった。

第9節 学校施設の整備の節でも記述しているが、安全点検表の点検チェック漏れが無いように、また安全点検表の原本は保管しておく必要がある。

7-3 学校警備計画が校長により決定され作成されているか確認する。

(指摘事項なし)

学校警備計画は警備を委託している学校は学校では特に学校警備計画は作成されていない。教育委員会から出されている警備の雛形に沿って警備が行われている。基本的には夜間警備であり、小学校 1 校では更に民間警備会社が一日一回、夜間に校外を巡回警備している。

7-4 学校評価は保護者等に書面、HP 上等、どのような方法で情報提供されているか確認する。

学校評価について書面と HP 上の両方で保護者に情報提供を行っている学校は小学校で 7 校中 2 校、中学校で 4 校中 1 校もなかった。

学校評価は書面にしないが、保護者のアンケート結果は書面で開示している学校が中学校で 1 校あった。

(意見 No. 113)

学校評価は基本的に HP 上のみで情報公開している学校が多く、特に情報提供として積極的な状況ではない。

HP 上のみでの情報提供でもインターネットが発達している現在では大きな問題はないが、学校評価を HP 上に掲示したという周知がない学校もある。そのため少なくとも学校評価を HP 上に掲示した旨の情報提供が保護者に対して必要であると考えられる。

第 17 節 学校アンケート

1. アンケートの実施について

学校運営費や学校徴収金に関する事務、学校で管理している物品の状況を確認するために、第 16 節で説明したように 11 校の学校を選定の上で、学校に往査し監査を実施した。

しかし一定の基準で選考し区内の傾向はつかめるとはいえ、区内には小学校 59 校、中学校 28 校の合計 87 校があり、選考基準が異なれば別の傾向が出てくる恐れがある。

そのため往査先の学校 11 校も含め、87 校に加えて特別支援学校である館山さざなみも加えた全ての学校（小学校 59 校、特別支援学校 1 校、中学校 28 校の計 88 校）にアンケートを実施することとし、学校往査での状況と照らし合わせることで、区内の学校の傾向が往査先の学校と同じ傾向であるか等、総括的に検証し、分析することとした。

2. アンケートの概要

実施したアンケートは、次の表のものである。Q&A 形式で基本的には Yes or No で回答しやすいものとした。

学校徴収金					
	質問事項	Yes	No	その他	その他の場合
Q-1	下記項目以外に学校徴収金に該当する入金があるか ・(補助)教材費 ・実験実習費 ・鑑賞費 ・校外活動費 ・修学旅行費 ター掛金 ・卒業関係費 ・PTA 会費 ・生徒会費 ・給食費 ・日本スポーツ振興セン				
Q-2	校長が次の業務を行っているか				
	・徴収等に係る計画の決定				

	・予算及び徴収金額の決定				
	・決算の決定と保護者への通知				
	・収支状況の内容の確認				
	・預貯金通帳、金融機関届出印の管理				
	副校長が次の業務を行っているか				
Q-3	・現金出納簿の照合				
	・収支状況の内容の確認				
Q-4	会計担当者は誰か	教職員	事務職員	その他	
Q-5	学校徴収金の徴収計画(金額・時期・回数・用途等)を 年の初めに保護者に知らせているか				
Q-6	徴収方法は金融機関による口座振替によ っているか				
Q-7	現金徴収した学校徴収金はあるか				
Q-8	現金徴収したものについては、金融機関に 入金し 通帳記録を残し、かつ現金出納簿に記録し ているか				
Q-9	現金徴収した場合は、学校名及び校長名 と、取扱者の氏名・押印のある領収書をもれ なく発行している				
Q-10	預金の名義人は校長となっているか				
Q-11	通帳は1, 2ヶ月に一回程度は記帳し、入出 金の状況を現金出納簿と照合しているか				
Q-12	徴収不能の状態が2, 3ヶ月に渡り続く場合 に、文書や電話連絡、家庭訪問等により納 付を促しているか				
Q-13	保護者の校外転出による精算処理について 事務処理方法を定めているか				
Q-14	年度末に残額が生じた場合、その残額を次 年度へ繰り越している、又は他会計への組 み替えを行っているか				
Q-15	年度末に生じた残額を次年度に繰り越し又 は他会計へ組み替えた際には、全ての保護 者の了承を得ているか				

Q-16	徴収金等に係る契約を行う場合、複数の者から見積書を徴したうえで契約しているか				
Q-17	納品時に、注文書と納品書との照合を行っているか				
Q-18	支払いを現金で行う場合があるか				
Q-19	業者への支払いを現金で行う場合には、業者から領収書を受領しているか				
Q-20	校長は関係帳簿等を確認後、出納簿に押印しているか				
Q-21	会計担当者は、年度末に決算書を作成しているか				
Q-22	校長は、関係帳簿・帳票類を照合、確認後、決算書に押印しているか				
Q-23	年度末に会計監査を行っているか				
Q-24	現金出納簿、納品書等関係帳票、決算書、通帳は、保護者からの閲覧請求に対応できるように保管しているか				
Q-25	会計監査終了後、決算書をもとに会計報告書を作成しているか				
Q-26	会計報告書には、残額が生じた場合の扱いが明記されているか				
Q-27	年度末または事由完了後、速やかに会計報告書をもって保護者に収支報告を行っているか				
Q-28	校長、副校長、会計担当者が異動した場合、現金、通帳、帳簿、関係書類等について照合し、記名押印のうえ引き継ぎが行われているか				
PTA 関連					
Q-29	PTA 会計と学校が徴収、管理等で関係を持っているか				
労務関連					
Q-30	出勤簿による整理保管が副校長により行われているか				

Q-31	学校職員(非常勤含む)は出勤簿に自ら押印しているか				
物品管理					
Q-32	校長が備品の管理責任者であるか				
Q-33	財産台帳は適時最新の状態に更新されているか				
Q-34	備品の棚卸しが行われているか				
情報セキュリティ関連					
Q-35	USB メモリ等の使用状況はあるか				
Q-36	USB メモリ等の使用状況がある場合には使用管理簿等で管理されているか				
Q-37	生徒の答案、成績表等の個人情報に絡む書類の校外への持ち出しは制限されているか				
施設関連					
Q-38	学校施設に空き教室があるか				
Q-39	空き教室がある場合、当該教室は何らかの形で活用されているか				
Q-40	環境整備計画、学校安全管理計画、施設、設備その他の財産の維持管理に関する計画が校長により決定されているか				
Q-41	学校警備計画が校長により決定されているか				
Q-42	校長が警備日誌の確認及び点検を行っているか				
給食関連					
Q-43	学校給食運営協議会が設置されているか				
Q-44	学校給食運営協議会は年1回以上開催されているか				
学校経営計画及び学校評価関連					
Q-45	学校経営計画は校長が決定しているか				
Q-46	学校経営計画及び学校評価の情報公開はどのような方法か	書面	HP上	その他	

監査日程の都合上、予備的な調査を行う時間がなく、学校往査の日程と重なりあっているところもあり、往査した学校で発見した事項がアンケートに盛り込めない部分もあり、満足のいくアンケート内容とまではいかなかったものの、アンケート結果は区内の学校のある傾向をつかむことができ、実施したアンケートは意義があるものであったと思われる。

3. 監査の結果

(1) 学校徴収金関係

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-1	記項目以外に学校徴収金に該当する入金があるか				
	<ul style="list-style-type: none"> ・(補助)教材費 ・実験実習費 ・鑑賞費 ・校外活動費 ・修学旅行費 ター掛金 ・卒業関係費 	小学校	13校	47校	0校
	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA会費 ・生徒会費 ・給食費 ・日本スポーツ振興センター掛金 	中学校	4校	24校	0校

学校徴収金に関係するものをほぼ網羅した上で質問事項としたが、質問事項とした学校徴収金以外の項目を学校徴収金としている学校が小学校で60校中13校、中学校で28校中4校あり、全体の約20%弱に及んでいる。

(意見 No. 114)

学校徴収金が保護者負担であることを考えると、その範囲はなるべく狭くし、保護者負担の軽減に努めるべきである。

どこまでを学校徴収金としているかについて、大田区で調査し、学校徴収金の過度の拡大を招かない対策が必要であると考えられる。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-2	校長が次の業務をおこなっているか ・ 徴収等に係る計画の決定 ・ 予算及び徴収金額の決定 ・ 決算の決定と保護者への通知 ・ 収支状況の内容の確認 ・ 預貯金通帳、金融機関届出印の管理	小学校	59 校	1 校	0 校
		中学校	28 校	0 校	0 校

校長が「学校徴収金等取扱要綱」に定める校長の職務を行っているか質問したところ、小学校 1 校において校長が学校徴収金に関する業務を行っていなかった。

(指摘 No. 31)

「学校徴収金等取扱要綱」第 6 条において校長の職務は次のように定められている。

(校長の職務)

第 6 条 校長は、徴収金等の処理に当たり、おおむね次の各号に定める事項を実施する。

- (1) 徴収金等に係る計画の決定に関する事。
- (2) 徴収金等に係る予算及び徴収金額の決定に関する事。
- (3) 徴収金等に係る決算を決定し、保護者の通知する事。
- (4) 徴収金等に係る執行管理に当たり、関係教職員に必要な指示をすること。
- (5) 徴収金等に係る収支状況の内容を確認すること。
- (6) 徴収金等検討委員会を設置し、会議の運営に必要な指示をすること。
- (7) 特に定める場合を除いて、徴収金契約に係る代表権限者の責務等に関する事。
- (8) 徴収金等の実務を行うため、事務担当者としての教職員を指名すること。

当該 1 校については「学校徴収金等取扱要綱」に定める校長の職務を果たしていないこととなるため、改める必要がある。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-3	副校長が次の業務をおこなっているか ・現金出納簿の照合 ・収支状況の内容の確認	小学校	59校	1校	0校
		中学校	28校	0校	0校

(指摘 No. 32)

副校長についても Q-2 と同様に「学校徴収金等取扱要綱」第 7 条において副校長の職務が定められており、校長の職務の関与に加えて「徴収金等に係る現金出納簿を照合し、収支状況の内容を確認すること。」と規定されている。

この規定について、小学校 1 校において、収支状況の内容の確認は行っているが、現金出納簿の照合を行っていないとの回答であった。

当該 1 校については「学校徴収金等取扱要綱」に定める副校長の職務を果たしていないこととなるため、改める必要がある。

	質 問 事 項		教職員	事務職員	教職員と事務職員
Q-4	会計担当者は誰か	小学校	50校	3校	7校
		中学校	17校	5校	6校

学校徴収金の会計担当者を質問したところ、各学校において、大半の学校で教職員が学校徴収金の会計担当を行っている。

(指摘事項なし)

現状、学校徴収金の事務担当者を誰にするかについて規定はなく、学校徴収金の会計担当者が誰であろうとも特に問題はない。

しかし昨今、教職員の働き方改革が模索されているなか、中央教育審議会初等中等教育分科会「学校における働き方特別部会」が平成 29 年 8 月 29 日に「学校における働き方改革に係る緊急提言」において、3 つの緊急提言をまとめているが、その中の一つにおいて、学校徴収金において次のように提言している。

2. 全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと
④ 地方公共団体は、給食費の公会計化を進めるとともに、給食費をはじめとする学校徴収金について、口座振替納付等による徴収、教育委員会の責任の下、

地域や学校の実情に応じて事務職員等を活用しながらの未納金の督促の実施等、教員の業務としないよう直ちに改善に努めること。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-5	学校徴収金の徴収計画（金額・時期・回数・使途等）を年の初めに保護者に知らせているか	小学校	52 校	5 校	3 校
		中学校	28 校	0 校	0 校

学校徴収金の徴収計画を年の初めに保護者に知らせているか質問したところ、中学校においては、全ての学校において保護者に知らせていたが、小学校において 5 校が知らせていないという回答であった。またその他の 3 校については給食費のみ知らせている、学年便りや口頭等で知らせている、月初めに今月集金分を知らせているという回答であり、その他で回答している学校も年の初めに保護者に知らせていない学校であった。

（意見 No. 115）

学校徴収金は保護者が負担する私費であり、その年間の負担分をあらかじめ保護者に知らせることが、保護者から学校徴収金を預かる学校側の責務であると考えられる。

そのため、学校徴収金の年間計画を保護者に知らせていない学校は、これを知らせる必要があると考えられる。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-6	徴収方法は金融機関による口座振替によっているか	小学校	43 校	10 校	7 校
		中学校	28 校	0 校	0 校
Q-7	現金徴収した学校徴収金はあるか	小学校	54 校	6 校	0 校
		中学校	24 校	3 校	1 校

Q-6 の質問事項において、徴収方法は小学校においては金融機関による口座振替としていない回答の学校が 10 校あり、また Yes と回答している学校のうち、1 校は給食費のみが口座振替という回答であり、またその他と回答した小学校に

ついて給食費のみが口座振替としている学校が 4 校、口座振替及び現金徴収という回答の学校が 1 校、項目によるという回答の学校が 1 校、現金徴収のものもあるという回答が 1 校であった。そのため、その他と回答した学校についても給食費を除く学校徴収金は現金で徴収していると考えられる。

一方、中学校においては全ての学校が口座振替を利用しているという回答であった。

Q-7 の質問事項においては、小学校では 54 校が現金徴収した学校徴収金があると回答しており、中学校においても 24 校が現金徴収した学校徴収金があると回答している。中学校においてその他と回答した学校は、未納の場合あるという回答であった。口座振替を利用していながら現金徴収があると回答している学校が多いのは未納者の持参金や校外学習費の場合には例外的に現金徴収があるためと考えられる。

(指摘 No. 33)

中学校においては全ての学校が金融機関の口座振替を利用しているものの、小学校においてはその他の回答も教材費については現金で徴収していることから 60 校中 17 校と約 3 割近くの学校が現金による徴収を行っている。

「学校徴収金等取扱要綱」第 9 条第 2 項第 5 号では「徴収金は、原則として現金による徴収は行わないこととし、口座振込制度などを活用すること。」としている以上は、学校徴収金の徴収方法を口座振込制度にするよう教育委員会として学校に指導していく必要があると考えられる。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-8	現金徴収したものについては、金融機関に入金し通帳記録を残し、かつ現金出納簿に記録しているか	小学校	54 校	6 校	0 校
		中学校	23 校	3 校	2 校

現金徴収したものについて、金融機関に入金し通帳記録を残し、かつ現金出納簿に記録しているかという質問事項に対して、小学校では 60 校中 6 校がしていないという回答であり、中学校においても 28 校中 3 校がしていないという回答であった。また中学校では「その他」と回答した学校が 2 校あった。

していない学校の回答を確認すると小学校 1 校ではそもそも現金徴収が無いことから「No」という回答であり、中学校でも同様の学校が 2 校あった。

また「その他」と回答した中学校においても 1 校は同じように現金徴収がな

く、該当がないということであった。

(指摘 No. 34)

現金徴収したものについて、金融機関に入金しないということであれば学校内に現金として管理していることになる。

校内での現金はできる限り避けるべきであり、現金徴収したものは速やかに該当口座に入金することが必要である。

またその際には現金出納簿への記録も残す必要があり、上記アンケートの回答からはこうした作業を行っていない学校がある可能性を示唆するものであり、大田区としては、定期的に指導を行う必要があると考えられる。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-9	現金徴収した場合は、学校名及び校長名と、取扱者の氏名・押印のある領収書をもれなく発行している	小学校	37 校	17 校	6 校
		中学校	24 校	2 校	2 校

現金徴収した場合は、学校名及び校長名と、取扱者の氏名・押印のある領収書をもれなく発行しているかという質問事項に対しては、小学校で「Yes」が 37 校、「No」が 16 校、「その他」が 7 校であり、中学校では「Yes」が 24 校、「No」が 2 校、「その他」が 2 校であった。

回答内容を分析すると、小学校においては「No」と回答した学校のうち集金袋に押印していたとした小学校が 1 校、学校徴収金が現金徴収である学校が 3 校あり、この学校については現金集金していることから集金袋に押印することにより、領収書の発行を省略しているものと思われる。

また「その他」と回答した小学校においては、学校徴収金を現金で徴収していることから集金袋に押印していたとした学校が 4 校、一部の教材について現金徴収袋で徴収している学校が 1 校、現金徴収校であるため集金袋へ押印しているが、個別に現金徴収した場合には領収書を発行していたとした学校が 1 校であった。

中学校では「No」と回答した 2 校ではそもそも現金徴収がないことから領収書の発行がないためと推測することができ、また「その他」と回答した学校のうち 1 校では現金徴収がなく、該当がないという回答であった。また「その他」と回答した残り 1 校は、一部学校名及び取扱者の印という回答であり、領収書は発行されていると推測できる。

(指摘 No. 35)

小学校で「No」と回答した学校のうち残りの13校については、現金徴収した場合にも領収書の発行がされていないと推測することができる。

現金徴収した場合には、保護者に領収書を発行し、その控えを保存することが管理上必要なことから、大田区としてはその指導を行うことが必要である。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-10	預金名義人は校長となっているか	小学校	57校	2校	1校
		中学校	28校	0校	0校

預金名義人が校長となっているかという質問事項に対し、小学校では60校中57校が「Yes」という回答であったが、2校が「No」、1校が「その他」という回答であった。一方、中学校では全28校が「Yes」という回答であった。

「No」及び「その他」という回答の学校では、学校名と学年名義や学年会計担当名義となっていた。

(意見 No. 116)

「学校徴収金等取扱要綱」第9条第2項第3号では「預金名義人は、原則として校長とし」とあり、預金名義人は校長であることを求めている。あくまで原則であり、例外は認められるものの、それは限定的であると考えられることから、大田区としては学校徴収金等の預金名義人については、校長とするよう各学校に指導することが必要であると考えられる。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-11	通帳は1, 2ヶ月に一回程度は記帳し、入出金の状況を現金出納簿と照合しているか	小学校	56校	1校	3校
		中学校	26校	0校	2校

通帳について、定期的に記帳を行っているか確認するための質問事項であるが、小学校では60校中56校が行っているという回答であったが、行っていない学校が1校、「その他」と回答した学校が3校であった。

また中学校では28校中26校が行っているという回答であったが、「その他」

と回答した学校が2校であった。

「その他」の回答では入出金の都度行っていると回答した学校が2校、ゆうちょ銀行で通帳がない口座のため振込票と出納簿を照合していると回答した学校が1校、記帳しているがタイムリーに出納簿と照合していないと回答した学校が1校、学期に1回の記帳と回答した学校が1校という内容であった。

(意見 No. 117)

通帳はその都度記帳を行うことが望ましいが、少なくとも1, 2ヶ月に一度は記帳を行い、入出金の状況を現金出納簿と照合することが現預金の管理上は必要である。

そのため大田区としては通帳について、出納簿との定期的な照合を行うよう「学校徴収金等取扱要綱」に定めるとともに、各学校に指導することが必要であると考えられる。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-12	徴収不能の状態が2, 3ヶ月に渡り続く場合に、文書や電話連絡、家庭訪問等により納付を促しているか	小学校	60校	0校	0校
		中学校	27校	0校	1校

(指摘事項なし)

Q-12の質問事項に対しては、小学校は60校全校が、また中学校においても28校中27校が「Yes」と回答している。また中学校の「その他」の回答(大森第十中)においても文書・電話連絡で納付を促しており、各学校において、未納対策は行っていると考えられる。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-13	保護者の校外転出による精算処理について事務処理方法を定めているか	小学校	55校	3校	2校
		中学校	27校	1校	0校

保護者の校外転出による精算処理について事務処理方法を定めているかという質問事項に対し、小学校では60校中55校が、中学校では28校中27校が定めているという回答であった。「その他」という回答の小学校2校は、精算処理

を行っているが、文書化されていないという回答であった。

(意見 No. 118)

保護者が年度の途中で校外転出した場合には、支払った学校徴収金について、通常は精算処理を行うこととなる。しかし校外転出による精算処理の定めがない場合には、事務担当者によっては定めがないことを理由に精算処理を行わない可能性が生じてくる。

校外転出して他の学校へ転校した場合、保護者は転校先においても転校後の期間分の学校徴収金を負担することとなり、精算処理を行わない場合には保護者が二重に学校徴収金を負担することになりかねない。

こうした事態を防ぐためにも、保護者の校外転出した場合の精算処理について、事務処理方法を定めておく必要がある。

そのため大田区においては校外転出について精算処理の事務処理方法を定めていない学校に対しては、当該事務処理方法を定めるよう指導する必要があると考えられる。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-14	年度末に残額が生じた場合、その残額を次年度へ繰り越している、又は他会計への組み替えを行っているか	小学校	30 校	20 校	10 校
		中学校	23 校	2 校	3 校

年度末に残額が生じた場合、その残額を次年度へ繰り越している、又は他会計への組み替えを行っているかという質問事項に対し、小学校 60 校中 30 校が「Yes」という回答であるが、一方で 20 校が「No」、10 校が「その他」という回答であった。また中学校では 28 校中 23 校が「Yes」という回答であったが、2 校が「No」、3 校が「その他」という回答であった。

「その他」と回答してきた学校は多くが残額を生じさせないとする学校であった。

(意見 No. 119)

年度末に残額が生じた場合には、次年度へ繰り越し又は他会計へ組み替えるよりも、例えば児童・生徒のほとんどが学年を繰り上がるとしても本来単年度会計であることから、保護者への返金が本来望ましいと考えられる。そのため本質問事項の回答としては残額を生じさせない「No」の回答が望ましい。

しかし実際には小学校では 60 校中 30 校と半分の学校が、また中学校では 28

校中 23 校が年度末に残額が生じた場合には、基本的には繰り越す会計処理を採用しているとアンケートの結果からは考えられる。

そのため大田区としては各学校に基本的には保護者へ返金することを指導するとともに、「学校徴収金等取扱要綱」に原則として繰り越さない旨の規定を設けることを検討するべきであると考えられる。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-15	年度末に生じた残額を次年度に繰り越し又は他会計へ組み替えた際には、全ての保護者の了承を得ているか	小学校	39 校	6 校	14 校
		中学校	23 校	0 校	5 校

年度末に生じた残額を次年度に繰り越し又は他会計へ組み替えた際には、全ての保護者の了承を得ているかという質問事項に対し、小学校では 60 校中 39 校が「Yes」と回答しているが 6 校が「No」と 14 校が「その他」という回答であった。また中学校では 28 校中 23 校が「Yes」と回答しているが、5 校が「その他」という回答であった。

(意見 No. 120)

教材費等として徴収した学校徴収金は本来その徴収した学年において使用する教材等のために徴収されたものであり、繰越し又は他会計に組み替えることは本来の徴収目的とは異なるものである。

徴収目的と異なる以上は、保護者からの了承を得る必要があり、保護者の了承を得ずして、次年度への繰り越し又は他会計への組み替えは行うべきではないと考えられる。

そのため大田区としては各学校に、年度末に生じた残額を次年度に繰り越し又は他会計へ組み替える場合には、保護者の了承を得るように指導する必要があると考えられる。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-16	徴収金等に係る契約を行う場合、複数の者から見積書を徴したうえで契約しているか	小学校	46 校	10 校	4 校
		中学校	24 校	1 校	3 校

徴収金等に係る契約を行う場合、複数の者から見積書を徴したうえで契約しているかという質問事項に対し、小学校では60校中46校が「Yes」という回答であったが、10校が「No」、4校が「その他」という回答であった。また中学校では28校中24校が「Yes」という回答であったが、1校が「No」、3校が「その他」という回答であった。

(指摘 No. 36)

「学校徴収金等取扱要綱」第10条第1項では「校長は、徴収金等に係る契約を行う場合、公金に準じ複数の者から見積書を徴し、契約を行うこと。」と規定している。

そのため上記質問事項で「No」と回答した学校については同条1項に反していることになる。

教材費の購入であったとしても、見積書を徴したうえで契約後、購入するよう大田区としては各学校に指導することが必要である。

(意見 No. 121)

「学校徴収金等取扱要綱」第10条第1項の規定は、これを遵守するためには、金額が僅少の教材等の購入についても見積書を徴する必要性が生じる。僅少の教材等についても同条第1項を遵守することは現実の運用では困難であると考えられるため、例えば3万円未満の購入には見積書を不要とする等、改定を行い、実際の運用においても遵守できるようにすることが必要であると考えられる。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-17	納品時に、注文書と納品書との照合を行っているか	小学校	59 校	0 校	1 校
		中学校	28 校	0 校	0 校

納品時に、注文書と納品書との照合を行っているかという質問事項に対して

小学校 60 校中 59 校が、中学校は全 28 校が「Yes」と回答している。小学校 1 校が「その他」と回答してきているが、その理由は、注文は電話によるものであり、注文書がないためとのことであった。

(指摘 No. 37)

学校徴収金等の教材費の注文を電話等の口頭で済ませてしまうと、注文した内容と納品時の内容を確認するものがない。そのため注文したものと納品書との照合を行うことができず、注文と異なる品物や数が納品されたとしても、注文と内容が異なる旨の異議を申し立てることが業者にできなくなってしまう。

注文時には書面等での注文した内容を必ず保存し、納品時には納品書と一致しているか確認するようにすることが必要である。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-18	支払いを現金で行う場合があるか	小学校	49 校	11 校	0 校
		中学校	22 校	6 校	0 校

Q-18 支払いを現金で行う場合があるかという質問事項に対し、小学校 60 校中 49 校が、中学校 28 校中 22 校が現金で行う場合があるという回答であった。

(意見 No. 122)

業者への支払を現金で行う場合には、学校において支払う現金を事前に用意しなければならず、校内での紛失リスクがあり、また金融機関から現金を引き出して学校に運ぶ際の紛失・盗難リスクが発生する。

そのためできる限り業者等への支払いは、銀行振込を利用し、現金で行わないようにすることが必要であると考えられる。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-19	業者への支払いを現金で行う場合には、業者から領収書を受領しているか	小学校	56 校	3 校	0 校
		中学校	23 校	3 校	2 校

業者への支払いを現金で行う場合には、業者から領収書を受領しているかという質問事項に対しては、小学校 3 校と中学校 3 校が「No」という回答であり、

中学校 2 校が「その他」という回答であった。

(指摘事項なし)

回答を分析したところ、「No」という回答の学校では、そもそも現金での支払いがなく、振込のみであることから業者から領収書を受領する機会がないためと推測される。また「その他」と回答した中学校 2 校についても同様の状況であると推測される。

ただし小学校 1 校については回答がなく、不明である。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-20	校長は関係帳簿等を確認後、出納簿に押印しているか	小学校	52 校	6 校	2 校
		中学校	23 校	3 校	2 校

校長が関係帳簿等を確認後、出納簿に押印しているかという質問事項に対し、小学校 60 校中 52 校が「Yes」という回答であったが、6 校が「No」という回答であり、2 校が「その他」という回答であった。「その他」という回答の理由は共に校長ではなく、副校長が行っているということであった。

中学校においても 28 校中 23 校が「Yes」という回答であったが、3 校が「No」という回答であり、2 校が「その他」という回答であった。「その他」と回答した理由は 1 校では PTA 役員が押印しており、もう 1 校は押印していない書類もあるということであった。

(意見 No. 123)

「学校徴収金等取扱要綱」においては、校長の職務に関係帳簿等を確認後、押印することまでは求められていない。

しかし校長は「学校徴収金等取扱要綱」第 6 条第 5 号において「徴収金に係る収支状況の内容を確認すること」とあり、内容を確認した証として関係書類に押印（又は署名）が必要であると考えられる。

そのため大田区としては校長が関係帳簿等を確認後、出納簿に押印するよう指導する必要があると考えられる。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-21	会計担当者は、年度末に決算書を作成しているか	小学校	60 校	0 校	0 校
		中学校	28 校	0 校	0 校

(指摘事項なし)

小学校 60 校全校及び中学校 28 校全校で年度末に決算書を作成しているという回答であり、特に問題はない。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-22	校長は、関係帳簿・帳票類を照合、確認後、決算書に押印しているか	小学校	57 校	2 校	1 校
		中学校	25 校	2 校	1 校

校長は、関係帳簿・帳票類を照合、確認後、決算書に押印しているかという質問事項に対して、小学校は 60 校中 57 校が「Yes」という回答であったが、2 校が「No」、1 校が「その他」という回答であった。「その他」の内容は確認後校長名で決算書を発行しているというものであった。

また中学校では 28 校中 25 校が「Yes」という回答であったが、2 校が「No」、1 校が「その他」という回答であった。「その他」の内容は決算書を確認しているが押印していないというものであった。

(意見 No. 124)

「学校徴収金等取扱要綱」第 6 条第 3 号における校長の職務は「徴収金に係る決算を決定し、保護者に通知すること」であり、校長は決算書の内容を確認のうえ、保護者に開示しなければならない。

学校徴収金の最終責任者は校長であることから、保護者に開示する際には、最終責任者である校長が決算書を確認した証としての自署押印が必要であると考えられる。

そのため大田区としては、校長が決算書を確認後、押印するよう指導する必要があると考えられる。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-23	年度末に会計監査を行っているか	小学校	56校	2校	2校
		中学校	28校	0校	0校

年度末に会計監査を行っているかという質問事項に対し、小学校では60校中56校が「Yes」という回答であったが、2校が「No」、2校が「その他」という回答であった。中学校では全28校が「Yes」という回答であった。

「その他」と回答した学校については会計監査は学期毎に行っているということで、特に問題はなかった。

(指摘 No. 38)

「学校徴収金等取扱要綱」においては、会計監査を受けなければならないという規定はなく、会計監査はあくまで任意規定である。

しかし保護者への説明責任から、事後決算報告するのみでは、実際に学校徴収金が適正に使用されているかについては足りないものと考えられ、第三者による会計監査を受ける必要がある。

そのため大田区としては会計監査を行っていない学校に対しては、会計監査を受けるよう指導する必要があると考えられる。

また「学校徴収金等取扱要綱」に、会計監査を行う旨を追加する等、改訂を行う必要があると考えられる。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-24	現金出納簿、納品書等関係帳票、決算書、通帳は、保護者からの閲覧請求に対応できるように保管しているか	小学校	59校	0校	1校
		中学校	28校	0校	0校

現金出納簿、納品書等関係帳票、決算書、通帳は、保護者からの閲覧請求に対応できるように保管しているかという質問に対し、小学校60校中59校が、また中学校は28校全てが「Yes」という回答であったが、小学校1校において「その他」という回答であった。「その他」と回答した理由は、納品書を保存できていないものがあるためであった。

(指摘 No. 39)

納品書は何が納品されたか確認できる証憑であり、また請求書には明細が記載されていない場合もあるため、事後の検証の際にも必要となる書類である。

そのため、納品書についても必ず保管しておく必要がある。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-25	会計監査終了後、決算書をもとに会計報告書を作成しているか	小学校	58 校	1 校	1 校
		中学校	27 校	1 校	0 校

会計監査終了後、決算書をもとに会計報告書を作成しているかという質問事項に対して、小学校では1校が「No」という回答であり、1校が「その他」という回答であった。また中学校では1校が「No」という回答であった。

「その他」の回答の内容は、決算書と会計報告書は同一という回答であり、会計報告書を作成していないわけではなかった。

(指摘 No. 40)

会計監査を受けた場合には、その結果、適正であったかどうかについての意見が付される。

学校徴収金の監査であることから、別紙として監査報告書を作成し、報告することまでは求めなくともよいと思われるが、少なくとも決算報告書には適正で会った旨の記載と監査を行った者の署名と捺印が必要である。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-26	会計報告書には、残額が生じた場合の扱いが明記されているか	小学校	54 校	3 校	3 校
		中学校	28 校	0 校	0 校

会計報告書には、残額が生じた場合の扱いが明記されているかという質問事項に対し、小学校 60 校中 54 校が「Yes」という回答であったが、3 校が「No」、3 校が「その他」という回答であった。中学校は全 28 校全てが「Yes」という回答であった。

(指摘事項なし)

「No」及び「その他」という回答内容を分析すると、その全ての学校において、残額が生じないように徴収しているためであり、特に問題はなかった。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-27	年度末または事由完了後、速やかに会計報告書をもって保護者に収支報告を行っているか	小学校	60校	0校	0校
		中学校	28校	0校	0校

(指摘事項なし)

学校徴収金の会計報告は全ての学校で保護者に収支報告を行っており、特に問題となる事項はない。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-28	校長、副校長、会計担当者が異動した場合、現金、通帳、関係書類等について照合し、記名押印のうえ引き継ぎが行われているか	小学校	55校	5校	0校
		中学校	25校	3校	0校

校長、副校長、会計担当者が異動した場合、現金、通帳、関係書類等について照合し、記名押印のうえ引き継ぎが行われているかという質問事項に対し、小学校60校中55校が「Yes」と回答しているが、5校が「No」という回答であった。また中学校においては28校中25校が「Yes」と回答しているが、3校が「No」という回答であった。

(指摘 No. 41)

「学校徴収金等取扱要綱」第14条では学校徴収金の事務引継について、次のように規定している。

(事務引継)

第14条 校長、副校長及び第6条第8号により校長が指名した教職員が事務引継ぎを行う場合は、関係者立会いのもとに現金、通帳、帳簿、関係書類等について両方で照合し、記名押印のうえ引継するものとする。

「No」と回答した学校は上記規定に反していることになることから、大田区

としては、上記規定に反することなく、事務引継を行うよう指導する必要がある。

(2) PTA 関連

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-29	PTA 会計と学校が徴収、管理等で関係を持っているか	小学校	53 校	7 校	0 校
		中学校	27 校	1 校	0 校

PTA 会計と学校が徴収、管理等で関係を持っているかという質問事項に対し、小学校では 60 校中 53 校、中学校でも 28 校中 27 校が「Yes」という回答であり、PTA 会計と学校は多くの学校で第 16 節の学校往査時と同様に監査や徴収で何らかしらの関係を持っていると考えられる。

(意見 No. 125)

第 16 節 学校往査の節でも述べているが、PTA 会計と学校が監査の面で関与しているだけであれば問題はないが、PTA 会費の徴収や管理を学校側でも行っているとすると問題があると考えられる。

そもそも PTA 会費は教育委員会が定める「学校徴収金等取扱要綱」の対象には含まれていない。そのため教材費や給食費といった学校徴収金と同一口座での銀行引落を行っているようであれば、学校で会計報告が必要のないものについても、関係を持つことになり好ましいものではない。

大田区としては、同一口座で引落しを行っている学校があるか調査し、同一口座で引落しを行っている学校があれば、PTA 会計の会費については PTA 口座からの引落に変更するよう指導することが望ましいと考えられる。

(3) 労務関連

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-30	出勤簿による整理保管が副校長により行われているか	小学校	59 校	1 校	0 校
		中学校	28 校	0 校	0 校
Q-31	学校職員（非常勤含む）は出勤簿に自ら押印しているか	小学校	59 校	0 校	1 校
		中学校	28 校	0 校	0 校

Q-30 出勤簿による整理保管が副校長によりおこなわれているかという質問事項に対し、小学校 1 校において「No」という回答であった。

また Q-31 学校職員（非常勤含む）は出勤簿に自ら押印しているかという質問事項に対し、小学校 1 校において「その他」という回答であったが、これは主事はタイムカード等の機械で出勤管理をしており、その他の職員は押印という回答であった。

(指摘 No. 42)

「学校職員出勤簿整理規程」第 3 条は次のとおり規定されている。

<p>(出勤簿管理者)</p> <p>第 3 条 出勤簿の整理保管は、出勤簿管理者が行う。</p> <p>2 出勤簿管理者は、副校長とする。</p>
--

出勤簿の整理保管を副校長が行っていない小学校は、上記の規定に反していることになる。

そのため大田区としては、全ての学校において出勤簿の整理保管は副校長が行うよう指導する必要がある。

(4) 物品管理

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-32	校長が備品の管理責任者であるか	小学校	60 校	0 校	0 校
		中学校	27 校	0 校	1 校

(指摘事項なし)

校長が備品の管理責任者であるかという質問事項に対し、小学校 60 校全校が、また中学校 28 校中 27 校が「Yes」という回答であったが、1 校は「その他」という回答であった。

「学校財務事務の手引」によれば、区長の委任を受け物品の出納通知を行う出納通知者を通知機関としており、学校においてこの委任を受けた者は学校長（校長）である。

この学校長の職務は次のとおりである。

- ・ 出納機関から物品を受領すること
- ・ 使用者に対し物品を交付すること
- ・ 不用となった物品を使用者から回収すること
- ・ 供用備品を整理すること
- ・ 重要備品の整理をすること
- ・ 供用中の物品について、その使用職員を監督すること
- ・ 金券類その他会計管理者が指定する物品及び材料品について受払簿を備え、整理すること

こうした規定から学校長は、備品の管理責任者であるといえる。

「その他」と回答してきた小学校 1 校において、その理由は「校長は出納通知者となっている」というものであったが、これは校長が備品の管理責任者ということと同義であると考えられるため、本質問事項において、問題となる事項はない。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-33	財産台帳は適時最新の状態に更新されているか	小学校	57 校	2 校	1 校
		中学校	26 校	2 校	0 校

財産台帳は適時最新の状態に更新されているかという質問事項に対しては、小学校 60 校中 57 校が「Yes」と回答しているが、2 校が「No」、1 校が「その他」という回答であった。「その他」と回答した理由としては「区からの指示がない」というものであった。また中学校では 28 校中 26 校が「Yes」と回答しているが、2 校が「No」という回答であった。

(意見 No. 126)

物品の管理のためには財産台帳は常に最新の状態に更新されていることが望ましく、新たに物品を取得又は除却した場合には、適時財産台帳に反映させる必要がある。

「区からの指示がない」という回答もあることから、大田区としては財産台帳を適時最新の状態に更新するよう指導する必要があると考えられる。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-34	備品の棚卸しが行われているか	小学校	55 校	4 校	1 校
		中学校	26 校	2 校	0 校

備品の棚卸しが行われているか質問したところ、棚卸しをしていないと回答した学校が小学校で 4 校、中学校で 2 校あった。また「その他」と回答した小学校 1 校は、棚卸しは 2, 3 年に一度程度という回答であった。

(意見 No. 127)

備品の棚卸しについては、第 8 節 教育財産及び第 16 節 学校往査の節でも述べているが、備品の管理上は毎年行うことが望ましく、備品の棚卸しを行っていない学校に対しては、大田区として備品の棚卸しを毎年行うよう指導することが望ましいと考えられる。

(5)情報セキュリティ関連

質 問 事 項			Yes	No	その他
Q-35	USB メモリ等の使用状況はあるか	小学校	57 校	3 校	0 校
		中学校	26 校	2 校	0 校
Q-36	USB メモリ等の使用状況がある場合には使用管理簿等で管理されているか	小学校	55 校	2 校	3 校
		中学校	27 校	1 校	0 校

Q-35 USB メモリ等の使用状況があるかという質問事項に対し、小学校 60 校中 57 校が「Yes」、3 校が「No」という回答であった。また中学校 28 校中 26 校が「Yes」、2 校が「No」という回答であった。

Q-36 USB メモリ等の使用状況がある場合には使用管理簿等で管理されているかという質問事項に対し、小学校 60 校中 55 校が「Yes」、2 校が「No」、3 校が「その他」という回答であった。また中学校では 28 校中 27 校が「Yes」、1 校が「No」という回答であった。「その他」と回答した学校について、回答内容から使用管理簿を使用していない状況であった。

(指摘 No. 43)

第 16 節 学校往査の節でも述べたように「学校情報セキュリティ実施手順」の「第 3 章 物理的な情報セキュリティ対策」において USB メモリの管理方法は使用管理簿で管理することが求められている。

現状、小学校では「その他」も含めて 5 校、中学校で 1 校の計 6 校が使用管理簿等で管理していないことから、大田区としては、使用管理簿等で管理するよう指導する必要がある。

質 問 事 項			Yes	No	その他
Q-37	生徒の答案、成績表等の個人情報に絡む書類の校外への持ち出しは制限されているか	小学校	59 校	0 校	1 校
		中学校	28 校	0 校	0 校

(指摘事項なし)

生徒の個人情報に絡む書類の校外への持ち出し制限の有無について質問した

ところ、小学校 1 校を除いて持ち出し制限をしているという回答であった。また「その他」と回答した小学校においてもそもそも持ち出さないため「その他」としており、持ち出し制限をしてないわけではなく、特に問題はなかった。

(6) 施設関連

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-38	学校施設に空き教室があるか	小学校	26 校	34 校	0 校
		中学校	17 校	10 校	1 校
Q-39	空き教室がある場合、当該教室は何らかの形で活用されているか	小学校	27 校	28 校	5 校
		中学校	17 校	8 校	3 校

Q-38 学校施設に空き教室があるかという質問事項に対して、小学校では 60 校中 26 校が「Yes」、34 校が「No」という回答であった。また中学校では 28 校中 17 校が「Yes」、10 校が「No」、「その他」が 1 校という回答であった。

Q-39 空き教室がある場合、当該教室は何らかの形で活用されているかという質問事項に対しては、小学校では 60 校中 27 校が「Yes」、28 校が「No」、5 校が「その他」という回答であった。また中学校では 28 校中 17 校が「Yes」、8 校が「No」、3 校が「その他」という回答であった。

(指摘事項なし)

空き教室があると回答した学校は小学校では 60 校中 26 校と半分以下であるが、中学校では 28 校中 17 校と 6 割程度あり、小学校よりも中学校の教室事情の方がやや余裕がある傾向である。

Q-39 空き教室がある場合に何らかの形で活用されているかという質問事項で「No」と回答した学校においても、回答を分析するとそもそも空き教室がない学校であり、「その他」と回答した学校においても該当がないとした回答等であり、空き教室が活用されていない学校はないと判断することができ、特に問題はない。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-40	環境整備計画、学校安全管理計画、施設、設備その他の財産の維持管理に関する計画が校長により決定されているか	小学校	57校	2校	1校
		中学校	28校	0校	0校

環境整備計画、学校安全管理計画、施設、設備その他の財産の維持管理に関する計画が校長により決定されているかという質問事項に対しては、小学校 60 校中 57 校が「Yes」と回答しているが、2 校が「No」、1 校が「その他」という回答であった。「その他」とした回答理由は付されていなかった。また中学校では全 28 校が「Yes」という回答であった。

(指摘 No. 44)

「大田区立学校事案決定規程」(以下、「事案決定規程」)第 4 条では「前条の規定により、校長又は副校長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。」とし、別表において、校長が決定すべきこととして、その 3 で次の事項を挙げている。

3 学校施設の管理に関すること

(1) 学校の環境の整備に関すること

- 1 環境整備計画の決定に関すること
- 2 学校安全管理計画の決定に関すること

(2) 施設、設備その他の財産に関すること

- 1 施設、設備その他の財産の維持管理に関すること
- 2 教育財産の目的外使用許可の具申に関すること

(3) 学校開放に関すること

- 1 開放事業に係る具申に関すること

上記の表から、環境整備計画、校安全管理計画、施設、設備その他の財産の維持管理に関する計画は校長が決定すべき事項である。

そのため、当該質問事項に「No」又は理由を付さず「その他」と回答している学校については、「事案決定規程」に反していることになることから、大田区としては該当小学校に対して校長が決定するよう指導することが必要である。

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-41	学校警備計画が校長により決定されているか	小学校	50 校	9 校	1 校
		中学校	28 校	0 校	0 校
Q-42	校長が警備日誌の確認及び点検を行っているか	小学校	57 校	2 校	1 校
		中学校	28 校	0 校	0 校

Q-41 の学校警備計画が校長により決定されているかという質問事項に対しては、小学校 60 校中 50 校が「Yes」と回答しているが、9 校が「No」、1 校が「その他」という回答であった。「その他」と回答した理由は警備を民間委託しているというものであった。中学校については全 28 校が「Yes」という回答であった。

Q-42 の校長が警備日誌の確認及び点検を行っているかという質問事項に対しては、小学校 60 校中 57 校が「Yes」と回答しているが、2 校が「No」、1 校が「その他」という回答であった。「No」「その他」と回答した理由について 3 校中 2 校は副校長が実施しているということであった。中学校については全 28 校が「Yes」という回答であった。

(指摘 No. 45)

「事案決定規程」ではその別表において校長が決定すべき事項として、その 4 の (6) において次の事項を定めている。

4 学校事務の管理に関すること

(6) 学校の警備に関すること。

- 1 学校警備計画の決定に関すること。
- 2 警備日誌の確認及び点検に関すること。

Q-41 及び Q-42 の質問事項で「No」又は「その他」と回答している学校については、「事案決定規程」に反していることになることから、Q-40 と同じように、大田区としては該当小学校に対して校長が学校警備計画を決定し、警備日誌の確認及び点検を行うよう指導することが必要である。

(7) 給食関連

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-43	学校給食運営協議会が設置されているか	小学校	59 校	1 校	0 校
		中学校	28 校	0 校	0 校
Q-44	学校給食運営協議会は年 1 回以上開催されているか	小学校	59 校	1 校	0 校
		中学校	28 校	0 校	0 校

学校給食運営協議会が設置されているか又は同協議会は年 1 回以上開催されているかという質問に関する回答として、小学校 60 校中 1 校が「No」という回答であった。

(指摘事項なし)

「大田区立小・中学校学校給食運営協議会設置要綱」第 1 条は、次のように定めている。

(設置)

第 1 条 大田区立小・中学校における学校給食調理業務委託対象校（以下「対象校」という。）の学校給食業務を円滑かつ効率的に推進するため、対象校ごとに大田区立小・中学校学校給食運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

学校給食運営協議会が設置されていないと回答した小学校では当該要綱第 1 条に反していることになる。

しかし、設置していないと回答した 1 校は館山さざなみ学校であり、当該校は学校給食を自校調理しており、給食調理業務は委託していない。そのため大田区立小・中学校学校給食運営協議会設置要綱第 1 条に該当しないことから大田区立小・中学校学校給食運営協議会は設置しておらず、特に問題はない。

(8) 学校経営計画及び学校評価関連

	質 問 事 項		Yes	No	その他
Q-45	学校経営計画は校長が決定しているか	小学校	60 校	0 校	0 校
		中学校	28 校	0 校	0 校

(指摘事項なし)

学校経営計画は全ての学校において校長が決定しているとの回答であり、特に問題となる事項はない。

	質 問 事 項		書面	HP 上	両方
Q-46	学校経営計画及び学校評価の情報公開はどの方法か	小学校	14 校	17 校	29 校
		中学校	9 校	8 校	11 校

学校経営計画及び学校評価の情報公開方法の回答は「HP 上」のみとした学校が小学校で 17 校、中学校 8 校の計 25 校と全体の 28%に及んでいる。

(意見 No. 128)

学校経営計画及び学校評価に関しては積極的な情報公開を行うことが望ましい。HP 上でのみの公開では保護者にその情報が目に触れない可能性がある。

HP 上でのみの公開ではなく、学年便り等の書面での配布も併せて行うことが望ましいと考えられる。少なくとも HP 上でのみの公開であれば、HP 上に学校経営計画及び学校評価について HP 上に掲示していることを書面及び口頭で保護者会等において告知する必要があると考えられる。

最も望ましい方法は、HP 上の開示に加え、学年便り等の書面を持って保護者会で説明する形式である。回答してきた学校の内、小学校 5 校ではこの形式で行っているとの回答があり、大田区としてもこうした方法での情報開示を行うよう指導することが望ましいと考えられる。